

平成20年第1回定例会

市 議 会 会 議 録

平成20年2月29日（開会）

平成20年3月21日（閉会）

垂 水 市 議 会

平成二十年第一回定例会会議録

(平成二十年三月)

垂水市議会

平成20年第1回垂水市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
2・29	金	本会議	会期の決定、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
3・1	土	休 会	
3・2	日	〃	
3・3	月	〃	
3・4	火	〃	(質問通告期限：正午)
3・5	水	〃 委員会	産業厚生委員会 (19年度補正予算審査)
3・6	木	〃 委員会	総務文教委員会 (19年度補正予算審査)
3・7	金	〃	
3・8	土	〃	
3・9	日	〃	
3・10	月	〃 委員会	総務文教委員会 (総合計画連合審査会)
3・11	火	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙、平成20年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑・一般質問
3・12	水	本会議	平成20年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑・一般質問、委員会付託
3・13	木	休 会	
3・14	金	〃 委員会	産業厚生委員会 (20年度予算・条例等審査)
3・15	土	〃	
3・16	日	〃	
3・17	月	〃 委員会	総務文教委員会 (20年度予算・条例等審査)
3・18	火	〃 委員会	議会運営委員会
3・19	水	〃	
3・20	木	〃	春分の日
3・21	金	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託

2. 付議事件

	件	名
議案第 1 号	垂水市長寿祝金支給条例	案
議案第 2 号	垂水市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例	案
議案第 3 号	垂水市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	案
議案第 4 号	垂水市定住促進住宅条例及び垂水市営住宅条例の一部を改正する条例	案
議案第 5 号	垂水市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	案
議案第 6 号	垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例等の一部を改正する条例	案
議案第 7 号	垂水市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例	案
議案第 8 号	垂水市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例	案
議案第 9 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	案
議案第 10 号	垂水市課設置条例の一部を改正する条例	案
議案第 11 号	垂水市特別会計条例の一部を改正する条例	案
議案第 12 号	垂水市行政手続条例の一部を改正する条例	案
議案第 13 号	垂水市国民健康保険条例の一部を改正する条例	案
議案第 14 号	垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	案
議案第 15 号	垂水市議会議員及び垂水市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例	案
議案第 16 号	第 4 次垂水市総合計画基本構想について	
議案第 17 号	垂水市土地開発公社定款の一部変更について	
議案第 18 号	牛根麓漁港区域内における漁業用施設の譲与について	
議案第 19 号	垂水市道の駅交流施設の指定管理者の指定について	
議案第 20 号	垂水市道路線の認定について	
議案第 21 号	平成 19 年度垂水市一般会計補正予算 (第 6 号)	案
議案第 22 号	平成 19 年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)	案
議案第 23 号	平成 19 年度垂水市交通災害共済特別会計補正予算 (第 1 号)	案
議案第 24 号	平成 19 年度垂水市漁業集落環境整備事業特別会計補正予算 (第 3 号)	案
議案第 25 号	平成 19 年度垂水市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)	案
議案第 26 号	平成 19 年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算 (第 1 号)	案
議案第 27 号	平成 19 年度垂水市病院事業会計補正予算 (第 2 号)	案
議案第 28 号	平成 19 年度垂水市と畜場特別会計補正予算 (第 3 号)	案
議案第 29 号	平成 19 年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計補正予算 (第 2 号)	案
議案第 30 号	平成 19 年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)	案
議案第 31 号	平成 19 年度垂水市水道事業会計補正予算 (第 4 号)	案
議案第 32 号	平成 20 年度垂水市一般会計予算	案
議案第 33 号	平成 20 年度垂水市国民健康保険特別会計予算	案
議案第 34 号	平成 20 年度垂水市老人保健医療特別会計予算	案
議案第 35 号	平成 20 年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算	案

- 議案第36号 平成20年度垂水市交通災害共済特別会計予算 案
議案第37号 平成20年度垂水市地方卸売市場特別会計予算 案
議案第38号 平成20年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算 案
議案第39号 平成20年度垂水市介護保険特別会計予算 案
議案第40号 平成20年度垂水市老人保健施設特別会計予算 案
議案第41号 平成20年度垂水市病院事業会計予算 案
議案第42号 平成20年度垂水市と畜場特別会計予算 案
議案第43号 平成20年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計予算 案
議案第44号 平成20年度垂水市簡易水道事業特別会計予算 案
議案第45号 平成20年度垂水市水道事業会計予算 案
議案第46号 垂水市廃棄物の適正処理、減量化、資源化等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第47号 垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案
議案第48号 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて
議案第49号 平成19年度垂水市一般会計補正予算（第7号）案
議案第50号 平成19年度垂水市漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第4号）案
意見書案第5号 道路特定財源の確保に関することについて
意見書案第6号 米兵の女子中学生拉致暴行事件に関することについて
意見書案第7号 後期高齢者医療制度の実施の凍結と制度の見直しを求めることについて
意見書案第8号 障害者自立支援法における利用者負担の抜本的見直しに関することについて

陳 情

- 陳情第9号 本城川を憩いの場所として整備し、環境保全のための条例化を求める陳情について

平成 20 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 平成 20 年 2 月 29 日

本会議第1号(2月29日)(金曜)

出席議員 16名

1番	感王寺 耕 造	9番	森 正 勝
2番	大 藺 藤 幸	10番	持 留 良 一
3番	尾 脇 雅 弥	11番	宮 迫 泰 倫
4番	堀 添 國 尚	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	葛 迫 猛
6番	田 平 輝 也	14番	徳 留 邦 治
7番	北 方 貞 明	15番	篠 原 静 則
8番	池 山 節 夫	16番	川 畑 三 郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市 長	水 迫 順 一	水産課長	塚 田 光 春
副 市 長	水 迫 恒 美	商工観光課長	倉 岡 孝 昌
総務課長	今 井 文 弘	土木課長	川 畑 信 一
企画課長	迫 田 裕 司	会計課長	安 藤 章
財政課長	岩 元 明	水道課長	橋 口 正 徳
税務課長	川井田 志 郎	監査事務局長	島 児 典 生
市民課長	三 浦 敬 志	消 防 長	町 田 昭 典
市民相談		教 育 長	肥 後 昌 幸
サービス課長	谷 口 敏 徳	教委総務課長	松 浦 俊 秀
保健福祉課長	村 山 満 寛	学校教育課長	押 川 和 成
生活環境課長	太 崎 勤	社会教育課長	梅 木 勇
農 林 課 長	山 口 親 志		

議会事務局出席者

事務局 長	馬 籠 義 人	書 記	磯 脇 正 道
		書 記	松 尾 智 信

平成20年2月29日午前10時開会

△開 会

○議長（徳留邦治） おはようございます。

定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから、平成20年第1回垂水市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（徳留邦治） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（徳留邦治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において池之上誠議員、川尻達志議員を指名します。

△会期の決定

○議長（徳留邦治） 日程第2、会期の決定を議題とします。

去る25日議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から3月21日までの22日間とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月21日までの22日間と決定しました。

△諸般の報告

○議長（徳留邦治） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、平成19年度定期監査結果の報告及び平成19年11月分、12月分及び平成20年1月分の出納検査結果報告がありましたので、写しを

お手元に配付しておきましたら御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

〔市長水迫順一登壇〕

○市長（水迫順一） 皆さん、おはようございます。

12月定例議会後の議会に報告すべき主な事項につきまして、御報告を申し上げます。

まず、年始そうそう体調を崩しまして2週間ほど入院をし、議員の皆様初め、市民の皆様方に御心配、御迷惑をおかけしましたことを、この場をかりましておわびを申し上げます。

体調も戻りましたので、以前に増して市政のために尽くす考えでございます。

次に、1月22日の第31回「知事と語る会」には、議員の皆様初め、約600名の多くの市民の皆様のお参加をいただきまして、まことにありがとうございました。14名の方が県政への質問、要望等を発言され、よい意見交換会ができたものと考えております。

次に、うれしいお知らせでございますが、本年の市制施行50周年記念事業にNHKの「のど自慢」の開催をお願いをしておりましたところ、まだNHKからの正式な公表はされておりませんが、本市で開催されることが決定いたしましたので、御報告を申し上げます。

日程等詳細につきましては、市報等を通じて広報いたしますので、楽しみにお待ちいただきたいというふうに思います。

ほかにも、記念式典を初め、市民との協働による記念事業を実施してまいり所存でございますので、皆様方の御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、12月議会後の火災について御報告をいたします。

建物火災1件、その他火災3件の計4件の火災が発生しております。

建物火災は、昨年12月22日牛根境において、ストーブを原因とする火災が発生しております。住

家3棟全焼、住家3棟部分焼、住家2軒のぼや、計8棟を焼損し、損害額は4,196万2,000円でした。

その他火災で主なものは、2月18日、たき火を原因とする火災で新城宮脇の畑地、のり面から林野へ延焼したもので、12アールののり面、草等及びスギ10年生を約20本焼損しております。

次に、主な出張用務について、御報告を申し上げます。

昨年11月29日から30日にかけて、全国過疎地域自立促進連盟理事会・総会への出席と、地元選出国會議員へ道路特定財源の維持に関する要望のため上京いたしました。

12月18日は、本市で2回目となる地域再生計画にかかわる認定書の授与式に出席するため上京いたしました。今回は、地域雇用創造推進事業での認定となり、既に2月1日から商工会館におきまして特別講演会などを実施し、市民の多くの参加をいただいております。

翌19日は、国土交通省などを訪問し、国道整備に関する要望活動を行ってまいりました。

2月6日から7日にかけては、特別交付税に関する要望活動のため上京いたしました。

特別交付税の所要額確保のため、総務省の事務次官を初め、関係部署などを訪問し、特段の配慮をお願いしてまいりました。

2月12日は、県市長会に定例会及び知事と市長との意見交換会に出席し、県市長会では、平成20年度事業計画外3件の議案が全会一致で承認され、また知事との意見交換会では、過疎対策、限界集落対策等について意見交換がなされました。

2月19日から20日にかけては、日本総研とのバイオマス関係協議と、地元選出国會議員へ基幹産業であります水産業の現状についての説明と、早急な支援の要望のために上京してまいりました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（徳留邦治） 以上で、諸般の報告を終わ

ります。

△議案第1号上程

○議長（徳留邦治） 日程第4、議案第1号垂水市長寿祝金支給条例案を議題とします。

説明を求めます。

○保健福祉課長（村山満寛） 議案第1号垂水市長寿祝金支給条例の制定について説明いたします。

条例制定の理由でございますが、これまで垂水市敬老年金支給条例に基づき、高齢者の長寿を祝福するとともに敬老の意を表し、敬老年金を支給してまいりましたが、「敬老年金」という表現が、年金として当然支給されるものと思われ、紛らわしい表現でありますことから、新たに長寿祝金支給条例として制定しようとするものであります。

条例制定に当たりまして、各市の状況等も参考に金額の見直しも行うことといたしております。

これまでは、100歳以上の方は敬老の日に3万円、それから誕生月に10万円、合計で13万円を支給しておりましたが、今後は、100歳到達者に5万円、101歳以上の方に3万円とするものでございます。

附則としまして、この条例の施行日は、平成20年4月1日からとしておりまして、この条例の制定に当たり、これまでの垂水市敬老年金支給条例は廃止するものでございます。

また、経過措置といたしまして、平成19年度の敬老年金支給後から平成20年4月1日までの間に支給対象者となった方については、廃止前の条例第3条に規定する額を支給すると規定いたしております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳留邦治） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 今回、名称を変えて、新たに条例案を提出されたということなんですけれども、この目的そのものは変わらないというふうに思います。そうしますと、前からこの問題については言っていたんですけれども、高齢者の方々、こういう迎える方々というのは額ではないと、気持ちの問題が非常に大切なんだと。この間、タオルがなくなり、ましてやこういう形で節目支給になってきたということで、非常に高齢者の皆さんもいろいろとお考えのようがあるようですけれども、そういうことを考えると、やはり長寿というのは、節目だからということじゃなくて、やっぱり対象である80歳以上に対してきちっと市の考え方、思いをそういう形で伝えていくということになると、私は全対象者に対して支給するのがいいんじゃないかなと思います。

そう考えると、今、1月末現在で約80歳以上の方々が2,230名ほどいらっしゃいます。こういう方々を単純に今度の原資である529万円で割ったとしても、1人当たり約2,000円なんですよね。そういう形で私は高齢者の長寿の方々にこの思いを、金額じゃなくて、気持ちも含めてそういう形で伝えていくというのが私はベターじゃないかなというふうに思いますけど、その点は改めて条例案を考える上で検討されなかったのか、単純に他の市町村と同じような形にしてしまったのか、そのあたりはどんな議論だったんでしょうか。

○保健福祉課長（村山満寛） 今のことについての議論はいたしていませんが、現段階では、各市の状況もこのような状況でございますことから、市民の方々も御理解はいただけるものというふうに考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 市長、高齢者の方々にこういう節目支給で支給するというのはやはり、例えば80、次が88、99となっちゃいますと、その間と

いうのはじゃ自分たちは長寿じゃないのかとか、ある意味でのそういう気持ちを抱かれてもおかしくないと思うんですよね。そうしちゃうと、やっぱり少額でもいいからそういう形で全80歳以上の方々に支給していくというのが、ある意味では長寿を祝う、この条例の目的に沿った形での対応じゃないかなと思うんですが、市長自身はどうでしょうか。

○市長（水迫順一） 議員のおっしゃることもわからないではないんですが、高齢者がどんどんどんどんふえていく中で、一方では財政再建もしっかりと整えていかなければいけないという意味からしますと、すべての方にとというのはやはり考慮する問題があるんじゃないかというふうに思います。せめて節目にお祝いをして上げるということで当分は対応していきたいと、そのように思います。

○議長（徳留邦治） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本議案については、産業厚生委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は産業厚生委員会に付託することに決定しました。

△議案第2号～議案第15号一括上程

○議長（徳留邦治） 日程第5、議案第2号から日程第18、議案第15号までの議案14件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第2号 垂水市重度心身障害者医療費助成
条例の一部を改正する条例 案

議案第3号 垂水市介護保険条例の一部を改正

する条例の一部を改正する条例 案

議案第4号 垂水市定住促進住宅条例及び垂水

市営住宅条例の一部を改正する条例 案

議案第5号 垂水市企業職員の給与の種類及び基

準に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第6号 垂水市教育委員会教育長の給与に

関する条例等の一部を改正する条例 案

議案第7号 垂水市職員退職手当支給条例の一部

を改正する条例 案

議案第8号 垂水市職員特殊勤務手当支給条例の

一部を改正する条例 案

議案第9号 職員の育児休業等に関する条例の一

部を改正する条例 案

議案第10号 垂水市課設置条例の一部を改正する

条例 案

議案第11号 垂水市特別会計条例の一部を改正す

る条例 案

議案第12号 垂水市行政手続条例の一部を改正す

る条例 案

議案第13号 垂水市国民健康保険条例の一部を改

正する条例 案

議案第14号 垂水市国民健康保険税条例の一部を

改正する条例 案

議案第15号 垂水市議会議員及び垂水市長の選挙

における選挙運動用ポスターの作成の公営

に関する条例の一部を改正する条例 案

○議長（徳留邦治） 説明を求めます。

○保健福祉課長（村山満寛） 議案第2号垂水市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

改正の理由は、平成18年6月に健康保険法等の一部改正により、「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に名称が改正され、平成20年4月1日から施行されることに伴い、本条例においての文言の整理をするものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表で説

明をいたします。

第2条第6項中の「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「老人訪問介護療養費」を「訪問介護療養費」に、「金員」を「額」に改めるものです。

それから、第3条中第2項第3号中の「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改め、「高額医療費」を「高額療養費」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は、平成20年4月1日から施行するをいたしております。

また、経過措置して、医療費助成は条例施行日から適用し、以前の医療費助成は従前の例によるをいたしております。

続きまして、議案第3号垂水市介護保険条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

平成20年度においても平成19年度並みの緩和措置を講じた介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令を一部改正した政令が、平成19年12月12日に公布され、平成20年4月1日から施行されることから、本市においても、高齢者の負担増に配慮して、平成20年度も平成19年度と同額に据え置くための条例の一部改正を行うものであります。

改正は、附則第3条の見出しに「及び平成19年度」とございますが、これを「から平成20年度までの各年度」に改め、新たに第3項として、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に基づき、平成20年度における介護保険料率の特例を加え、平成20年度も保険料の額は平成19年度の介護保険料率と同じにするものでございます。

施行日は、平成18年4月1日からとしております。

議審議のほどよろしくお願いいたします。

○土木課長（川畑信一） 議案第4号垂水市定住促進住宅条例及び垂水市営住宅条例の一部を

改正する条例案について御説明いたします。

改正の主な理由は、平成19年4月に東京都町田市の都営住宅において、暴力団員による立てこもり発砲事件が発生したことを受け、公営住宅の入居者から暴力団員を排除することにより、公営住宅の他の入居者等の生活の安全と平穩の確保及び公営住宅制度への信頼確保を目的とするものとして、国土交通省より平成19年6月1日付で、公営住宅における暴力団排除の基本方針が示されております。

今回の改正は、この基本方針に基づくものであります。

それでは、第1条の垂水市定住促進住宅条例の改正案から、新旧対照表で御説明申し上げます。

第5条第1項に第5号として、「その者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。」の1号を加え、暴力団員の住宅への入居を排除しようとするものであります。

次に、第10条に第2項として、「市長は、前項に規定する新たに同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。」との1項を設けて、暴力団員の同居を認めないことにしております。

次に、第11条の見出しを「入居者の地位の承継」に改め、第2項として、「市長は、前項に規定する引き続き居住することを希望する者（同居する者を含む。）が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。」の1項を加え、暴力団員が地位を継承し、引き続き住宅に居住することができないことにいたしております。

次に、第22条第1項に第6号として、「入居者又は同居者が暴力団員と判明したとき。」の1号を加えることにより、入居している暴力団員に住宅の明け渡し要求をすることができることとするものです。

続きまして、第2条の垂水市営住宅条例の改正

案について、新旧対照表で御説明申し上げます。

新旧対照表の2枚目でございます。

垂水市営住宅条例の改正も、垂水市定住促進条例の改正と同じように、第6条第1項に第5号として、暴力団員は住宅への入居の資格のないことの規定を加え、第13条に第2項として、暴力団員は住宅への同居が認められない規定を加え、第14条第2項を第3項として、第2項として、暴力団員は住宅の承継ができないことの規定を加え、第41条の第1項に第8号として、入居者が暴力団員と判明したときは住宅の明け渡しが請求できることを規定するものでございます。

附則としまして、この条例は、平成20年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務課長（今井文弘） 議案第5号垂水市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

この議案は、企業職員水道課にかかわるものでございまして、市長部局の議案第7号垂水市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案と、議案第9号の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案との関連がありますことから、あわせて企業職員の規定を改正するものでございます。

今回の条例改正につきましては、地方公務員の育児休業等の法律の一部を改正する法律及び雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正を行うものでございます。

主な改正内容について御説明いたします。

第1条及び第8条の改正につきましては、文言の修正で、条例第13条第4項につきましては、雇用保険法の改正に伴い、国家公務員退職手当法に規定されている失業者の退職手当についての支給要件等が変更されたことにより、本市条例におきましても、国の基準に準じた形での改正を行うものでございます。これにつきましては、

後もって議案第7号で改めて御説明いたします。

条例第14条第2項及び第18条の改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児短時間勤務制度の創設及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用等が規定されるとともに、育児のための部分休業の対象となる子が、「3歳に満たない子」から「小学校就学時の始期に達するまでの子」に改められたことに伴い、改正するもので、これも後もって議案第9号で改めて御説明いたしますが、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案とあわせて、企業職員につきましても同様に改正するものでございます。

なお、附則としまして、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

続きまして、議案第6号垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

昨年に引き続き、市長、副市長及び教育長の給料月額を減額しようとするもので、そのことに伴いまして、関係する3条例を一括して改正しようとするものでございます。

添付してあります新旧対照表で御説明申し上げます。

まず、改正案の第1条、垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部改正でございますが、附則第18項におきまして、平成20年4月1日から平成21年3月31日の間の教育長の給料月額を本則に規定する額に100分の90を乗じて得た額とし、附則第19項におきまして、この減額は、期末手当及び退職手当の算定の基礎となる給料月額に適用しない旨を規定するものでございます。

次に、改正案の第2条、垂水市長等の給与に関する条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

附則第20項におきまして、平成20年4月1日から平成21年3月31日の間の市長及び副市長の給料

月額、本則に規定する額に、市長にあっては100分の75を乗じて得た額、副市長にあっては100分の90を乗じて得た額とし、附則第21項におきまして、この減額は、期末手当の算定の基礎となる給料月額には適用しない旨を規定するものでございます。

次に、改正案第3条、垂水市長等の退職手当に関する条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

附則第2項におきましては、文言の整理と、市長、副市長の減額は、退職手当の算定の基礎となる給料月額には適用しない旨を規定するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成20年4月1日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案第7号垂水市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案第5号の垂水市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案のところで概略を説明しましたが、雇用保険法に関する改正部分は、この議案第7号と同じ内容の改正でございます。

この条例は、雇用保険法等の一部を改正する法律が平成19年4月23日に公布されたことに伴い、本条文を改正しようとするものでございます。

地方公務員には雇用保険は適用外となっておりますので、雇用保険制度のかわりとして退職手当の制度があり、退職手当の額が雇用保険の受給額に満たない場合にその差額を退職手当で補てんして支給するという制度でございます。

添付してあります新旧対照表で御説明申し上げます。

改正内容は2点ありまして、まず1点目、第1条関係ですが、平成19年10月1日施行分として雇用保険法の受給資格要件の改正に伴い、失業者の退職手当について、原則として勤続年数を12

月以上であることを受給資格要件とすることにしており、それに伴い、垂水市職員退職手当支給条例第10条第1項及び第3項中の文言と条文を整理するものでございます。

次に、2点目の第2条関係ですが、平成22年4月1日施行分として船員保険の失業部分が雇用保険制度に統合されることに伴い、船員保険法を削除することとしており、それに伴い、垂水市職員退職手当支給条例第10条第17項の条文を整理するものでございます。

次に、附則第1項ですが、これは施行期日を定めたもので、第2条及び附則第3項を除き、公布の日から施行しようとするものでございます。

附則第2項におきまして、垂水市職員退職手当支給条例第10条第1項及び第3項の規定は、条例の施行日以後の適用とし、施行日前については従来の取り扱いとするという経過措置を規定したものでございます。

次に、附則第3項におきましては、雇用保険法または船員保険法の規定による給付の支給を受ける者に対しては退職手当を支給してはならないことになっていることから、船員保険の失業給付に関する経過措置を適用を受ける者に対して、退職手当を支給しない旨を定めたものでございます。

次に、議案第8号垂水市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

老人保健法等に規定する業務に従事した場合、保健指導手当を支給することになっておりますが、適用法律が変わったことから、本条例を改正しようとするものでございます。

添付してあります新旧対照表で御説明申し上げます。

第6条第2項中、「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」へ、「結核予防法」が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」へ引き継がれ、また、新たに介護

適正化事業を開始したことに伴い、「介護保険法」を加えるものでございます。

また、これらの法律に基づく、住宅の訪問指導等に従事した場合、日額150円を支給することとなっております。

なお、附則としまして、この条例は、平成20年4月1日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案第9号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案第5号の垂水市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案のところ、これも概略を御説明しましたが、育児休業等に関する改正部分は、この議案第9号と同じ内容の改正でございます。

今回の改正は、地方公務員の育児休業に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な内容について御説明いたします。

地方公務員の育児休業に関する法律の一部を改正する法律が平成19年8月1日に施行されましたが、この改正では、育児を行う職員の仕事と家庭生活の両方を一層容易にするための環境整備として、小学校就学時に達するまでの期間、育児のための短時間勤務制度を導入するものでございます。

今回の条例改正の大まかな概要については4点ありまして、1点目は、再度の育児休業をすることができる特別の事情の追加を、2点目といたしまして、育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する規定の改正を、3点目といたしまして、育児短時間勤務制度及びそれに伴う短時間勤務制度の導入を、4点目といたしまして、部分休業の承認要件の緩和を定めるものでございます。

新旧対照表をごらんください。改正項目が多

いですので、各条ごとに簡単に御説明いたします。

第1条は、趣旨についての規定で、地方公務員の育児休業等に関する法律による条例への委任が規定されておりますが、一部改正により、この条番号等が追加されたことにより、条文の整備を行うものでございます。

第2条は、育児休業をすることができない職員の中の第4号及び第6号については、文言の整理を行うものでございます。

第3条は、再度の育児休業をすることができる特別の事情の中の文言の修正と、負傷等により子を養育することができなくなった職員が、育児休業の承認を取り消された後、当該負傷等から回復した場合、また両親が交互に子を養育する場合には、育児休業をした職員の配偶者が市規則で定めた方法によって当該子供を引き続いて養育した場合を規定するものでございます。

第5条、第6条及び第7条は、育児休業承認の取消事由、育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新及び育児休業している職員の期末手当等の支給についての条文の文言修正でございます。

第8条は、育児休業をした職員の復帰後における号給の調整について規定するものでございます。

第9条は、育児休業をした職員の退職手当の取り扱いの見出しの追加及び文言の修正をするものでございます。

第10条は、育児短時間勤務関係を規定するものでございまして、育児短時間勤務することができない職員として、非常勤職員、臨時的に任用される職員、育児休業に伴い任期を定めて採用された職員、いわゆる勤務延長職員、それから配偶者が育児休業している職員等を規定するものでございます。

第11条は、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤

務することができる特別の事情について、育児短時間勤務終了後1年を経過する日以前、同じ子について育児短時間勤務することができる特別の事情を規定するものでございます。

第12条は、育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態について、交代制の勤務職員のための形態を規定するものでございます。

第13条は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続について、規則で定める育児短時間勤務承認請求書により、承認又は期間を延長請求することができる旨を規定するものでございます。

第14条、育児短時間勤務の承認の取り消しとして、子を養育している時間に、配偶者が当該子を養育することができるようになった場合、別の子に係る育児短時間勤務を承認する場合、それから育児短時間勤務の内容を変更する場合の規定をするものでございます。

第15条は、育児短時間勤務の承認が執行取り消しとなった場合において、育児短時間勤務の例による短時間勤務を課せることができるやむを得ない事由として、過員を生ずること、及び育児短時間勤務を伴う短時間勤務職員を引き続き当該短時間勤務職員として任用しておくことができなくなることを規定するものでございます。

第16条は、育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知については、短時間勤務をさせた場合、また当該短時間勤務を終了した場合、任命権者は、職員に対しては書面で通知しなければならない旨の規定を設けるものでございます。

第17条は、育児短時間勤務をした職員の退職手当の取り扱いについて、育児短時間勤務をした職員の退職手当の調整額、勤続期間の計算を規定したものでございます。

第18条は、育児短時間勤務職員についての給与条例の特例について、育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をする

こととなった職員については、給与条例の読み替え制度をここで規定するものでございます。

第19条は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新について、育児休業に伴い任期を定めて採用された職員の取り扱いを同様に規定するものでございます。

第20条は、短時間勤務職員についての給与条例の特例につきましては、育児休業時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の読み替えを規定するものでございます。

第21条は、この条からは育児のための部分休業に係るものでありまして、部分休業することができない職員として、育児短時間勤務としている職員又は育児休業法第17条の規定により育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている職員を追加し、文言の修正を行ったものでございます。

第22条は、部分休業の承認についての文言を整理したものでございます。

第23条は、部分休業している職員の給与の取り扱いの見出しを追加したものでございます。

第24条は、部分休業の承認の取り消し関係の規定でございます。

次に、附則についてですが、第1項から第3項は、施行期日や育児休業をする職員の職務復帰における号給の調整の関係等を規定するものでございます。

附則第4項、垂水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございますが、これは、地方公務員の育児休業に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、職員の育児休業等に係る勤務時間等について所要の改正をするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表で御説明申し上げます。

第1条、「目的」を「趣旨」に改め、文言の整備を行うものでございます。

第2条、1週間の勤務時間について、2点の改

正点がございます。

1点目は、育児短時間勤務の承認を受けた職員の1週間当たりの勤務時間を規定するものでございます。

2点目といたしまして、短時間勤務職員の導入に伴い、再任用短時間勤務職員の定義を改正するものでございます。

第3条、週休日及び勤務時間の割り振りについて、育児短時間勤務職員等の週休日及び勤務時間の割り振りについて規定するものでございます。

第4条、特別の形態によって勤務する職員の週休日及び勤務時間の割り振りについて、特別の形態によって勤務する育児短時間の勤務職員等の週休日の規定をするものでございます。

第8条、正規の勤務時間以外の時間における勤務について、育児短時間勤務職員等に時間外勤務等を命ずることができる場合の公務に著しい支障がある場合として、市で定めた場合を規定するものでございます。

第12条、年次休暇等について規定するものでございます。

第15条は、文言の整理をしたものでございます。

次に、議案第10号垂水市課設置条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本市では、垂水市新行政改革大綱に基づきまして、多様な市民ニーズに即応するため、統廃合を含めまして、平成17年度から意思決定時間の短縮化、指示系統の簡素化、責任所在の明確化を図るために、組織機構の見直しを行ってきているところであります。

当面する行政課題の解決のために、各課の意見をもとに事務改善委員会等で調査研究を行ってまいりました結果、関係する条例の一部を改正する必要となったことから、垂水市課設置条例の一部を改正しようとするものでございます。

添付してあります新旧対照表で御説明申し上げます。

改正は1点のみでございまして、第3条第3号エ「市税及び市の徴収金等の滞納整理に関すること。」を削除するものであります。

なお、附則としまして、この条例は、平成20年4月1日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案第11号垂水市特別会計条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

水産課所管の牛根境地区の漁業集落環境整備事業が平成19年度に完了し、平成20年から漁業集落排水処理、下水道事業ですが、が開始されますことと、健康保険法等の一部改正等によりまして、特別会計の名称に変更が生じたことから、垂水市特別会計条例を改正しようとするものであります。

新旧対照表で御説明申し上げます。

第1条第1項第5号を「漁業集落排水処理施設特別会計、漁業集落排水処理施設事業」に、第1条中第5項を第6項に、第4項を第5項とし、同条3項中「老人保健法第33条」を「健康保険法等の一部を改正する法律附則第39条」に改め、同項の次に第4項として「高齢者の医療の確保に関する法律第49条の規定により、後期高齢者医療特別会計を設置する。」を加えるものであります。

なお、附則としまして、この条例は、平成20年4月1日から施行しようとするものであります。

続きまして、議案第12号垂水市行政手続条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

垂水市行政手続条例の制定根拠となっております行政手続法の改正に伴いまして、本条例の改正をしようとするものであります。

新旧対照表で御説明申し上げます。

第1条第1項中「第38条」を「第46条」に改めるものであります。

なお、附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用しよう

とするものであります。

以上で議案第5号から議案第12号までの説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○土木課長（川畑信一）先ほど説明いたしました議案第4号の議案書の中で、提出日が「平成19年2月29日」となっておりますので、「平成20年2月29日」に訂正をお願いいたします。

○市民課長（三浦敬志）では続きまして、議案第13号垂水市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提案理由といたしまして、健康保険法等の一部を改正する法律が平成20年4月1日から施行されることに伴い、垂水市国民健康保険条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。

改正内容は、保険医療機関や保険薬局の窓口で支払います一部負担金に関する改正や条文の追加や条文の整理を行おうとするものでございます。

新旧対照表で御説明いたします。

改正内容の主な部分であります第5条について御説明いたします。

第1号について、従来3割を負担すべき年齢を、3歳の誕生日月の翌月から70歳の誕生日月以前である場合としていたのを、義務教育就学後から70歳の誕生日月以前としております。

第2号において、2割負担すべき年齢を、3歳の誕生日月までとしていた区分を義務教育就学前まで引き上げております。

第3号において、70歳の誕生日月以降の負担割合を1割から2割に引き上げております。ただし、平成21年の3月までの1年間は、1割に据え置かれます。

第4号は、条文の整理であります。

現行の条文が、国民健康保険法第42条第1項第4号に規定する条文であります。

条文の内容は、70歳の誕生日月以降、所得が一

定額以上あるときは3割とする規定であります。

6条第2項も、公共企業体職員等共済組合が国家公務員共済組合に統合されたことに伴う条文の整理であります。

第7条に、葬祭費の受給を厳格にした1項を追加しております。

第8条は、現在の保健事業をより具体的に規定しております。

以上が本則においての改正の主な条文であります。

附則におきまして、平成20年4月1日からの施行期日を規定しております。

続きまして、議案第14号垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提案理由を行います前に、国民健康保険税条例案を本議会に上程いたしますことに関し、御了承いただきたい点がございまして、この点につき、まず御説明いたします。

国民健康保険税条例の上位法となります地方税法は、現在、国会におきまして、地方税法等の一部を改正する法律として審議中であります。ただ、予算関連法案として年度内に議決されるであろうとの判断のもと、上程いたしております。

地方税法等の一部を改正する法律可決後、最終本会議での上程とするか、その後の専決処分での報告とするか非常に迷いましたが、当初に上程し、議論していただいた方がより適当であろうとの判断のもとに上程いたしております。

以上のことを踏まえ、提案理由、改正の概要、改正内容を新旧対照表で説明させていただきます。よろしく御願いたします。

まず、提案理由について御説明いたします。

健康保険法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律案等による改正に伴い、垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるもの

でございます。

改正の全体的な概要について申し上げます。

新旧対照表の改正部分を中心に御説明いたします。

今回の一部改正は、本則の第1条、又附則の第1項、第2項を除いたすべての条項で何らかの改正がなされております。条文が大きく改正されますのは、主に後期高齢者支援金等課税額の算定に関する条文であります。

新第6条から新第7条の3までの4つの条文が本則に追加されたことによるものであります。

改正の主な概要であります。国民健康保険税に後期高齢者医療制度が創設されたことに伴い、次の5点について条文の追加や削除また条文の整理を行おうとするものであります。

まず、1点目ではありますが、新第2条第1項に、課税額に「後期高齢者支援金等課税額」を追加し、新第6条から新第7条の3までにその算定額基準を定めております。

2点目として、第2条第2項、第3項及び新第23条に課税賦課限度額の変更を定めております。

3点目は、新第5条の2及び新第7条の3で特定世帯に関する規定と、それに係る減額措置を定めております。

4点目は、附則についてであります。附則で不要となった条文の削除を行っております。

5点目は、附則第3項から第13項まで、「特定同一世帯所属者」の文言を追加し、条文を整理いたしております。

ただいま申し上げました概要中、新第2条第2項及び第3項、新第5条の2、新第7条の3、新第23条及び附則第4項から第13項までが、冒頭申し上げました現在、国会で審議中の地方税法等の一部を改正する法律案に伴う改正事項に関連する部分となります。

次に、改正案内容として主な条文について御説明いたします。

第2条第1項につきましては、後期高齢者医療

制度の高齢者の医療費の4割を後期高齢者支援金という形で各医療保険の中で現役世代が支援することになっております。このため、この条で後期高齢者支援金について規定しております。

第2条第2項につきましては、これまでの基礎課税額の上限が56万円でしたが、これを47万円に引き下げられる改正規定です。

第2条第3項につきましては、後期高齢者支援金の課税対象額の算定基準について規定し、課税額の上限が12万円であるとの新规定であります。

新第2条第4項につきましては、新第2条第3項の規定の追加に伴う項番号の整理です。

第3条につきましては、条文の整理改正であります。

第5条の2につきましては、これまでの規定の全部改正であります。

改正内容は、後期高齢者医療制度の創設に伴い、これまで国保の世帯員であった者のうち75歳以上の者が後期高齢者医療制度の被保険者となり、残りの世帯員が国保の被保険者として1人だけ残る場合、そのような世帯を特定世帯、それ以外を特定世帯以外の世帯と規定し、特定世帯の世帯別平等割額を5年間、特定世帯以外の世帯の2分の1とすることを規定しています。

第6条から第7条の3につきましては、後期高齢者支援金等課税対象額の算定基準について、それぞれについて規定した新しい条文であります。

第8条以下、条文の番号の改正は、第8条の前に、後期高齢者支援金の新しい規定であります第6条から第7条の3までの4条が追加されたことによるものであります。

以下、特段の説明が必要な場合を除き、条文番号の改正につきましては省略させていただきます。

第12条第4項で、納期ごとの100円未満の端数処理の方法について新しく規定いたしました。

第13条につきましては、条文の追加に伴う条文及び文言の整理改正です。

23条につきましては、第1項に後期高齢者支援金等課税額の減額について新しく規定し、さらに条文中の文言の整理改正を行っております。

次のページになりますが、同条、同項中2ページあたり(1)(2)(3)で表示しております各号につきましては、それぞれ国保税に関する7割減額、5割減額、2割減額に関する規定であります。

各号のもとに、後期高齢者支援金等課税額の算定基準となるそれぞれの項目について新しく規定しております。

旧第21条第3項につきましては、2割軽減額の条件として申請書を提出しなければならない旨の規定がしてありましたが、平成20年度から職権でできるようになりましたので、今回の改正でこの規定を削除いたしました。

以上が本則における改正の主な条文であります。

次に、附則の改正であります。

新附則第3項以下、各項の条文中に「若しくは特定同一世帯所属者」の文言を加え、附則の整理をしております。

また、第3項においては文言の削除も行い、整理改正しております。

旧附則第4項から旧附則第7項までに、平成18年度、平成19年度分の減額の特例規定が旧附則第16項につきましては、平成3年度分の国保税に関する規定があるため、今回これらを削り、条文の整理を行いました。

旧附則第4項から第7項までの4項を削除したことにより、本則と同様、附則の番号が新附則第4項以下改正されております。また、附則内の改正は、条文整理に伴うものであります。

以上が附則の改正であります。

今回の一部改正条例の附則として、施行期日と適用区分の規定もいたしております。

以上で説明が終わりますが、説明が長くなりました。ただ、新制度に伴う税制改正である点を御考慮いただき、御審議いただくようよろし

くお願いいたします。

○選管事務局長（谷口敏徳） 議案第15号垂水市議会議員及び垂水市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正案について御説明申し上げます。

公職選挙法の一部を改正する法律（平成19年法律第3号）により、地方公共団体の長における選挙運動用ビラの作成について、条例の定めるところにより無料とすることができるよう改正されたことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものでございます。

改正の主な内容は、垂水市議会議員及び垂水市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例に、選挙運動用ビラの作成の公営、同契約締結の届け出、同公費の支払い、同公費負担の限度額を定めるため、条文をふやして一部を改正しようとするものでございます。

新旧対照表で御説明申し上げます。

条例の題名中「市長における」の次に「選挙運動用ビラ並びに」を加えます。

第1条の見出しを「趣旨」に改め、同条中、「以下「法」という。）」の次に「第142条第11項及び」を、「垂水市長選挙における」の次に「法第142条第1項第6号のビラ（垂水市長選挙の場合に限る。以下「選挙運動用ビラ」という。）並びに法」を加え、「定めることを目的とする。」を「定めるものとする。」に改めます。

第6条中、「第4条」の次に「及び第8条」を加え、「手続き」を「手続」に改め、「第2条」の次に「及び第6条」を加え、同条を第10条とします。

第5条中の見出しを「選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額」に改め、同条中「第2条」を「第6条」に改め、同条を第9条とします。

第4条中に見出しを「選挙運動用ポスターの作成の公費の支払」に改め、同条中、「垂水市」を「市」に、「第2条ただし書き」を「第6条後段に

において準用する第2条ただし書」に改め、同条を第8条とします。

第3条中、「垂水市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）」を「委員会」に改め、同条を第7条とします。

第1条の次に、次の4条、選挙運動用ビラの作成の公営、同契約締結の届け出、同公費の支払い、同公費負担の限度額を加えます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

なお、適用区分としまして、この条例による改正後の垂水市議会議員及び垂水市長選挙における選挙運動用ビラ並びに選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙から適用するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（徳留邦治） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○宮迫泰倫議員 まず、4号議案について御質問申し上げます。

この中で暴力団とありました。それはもう暴力団、暴力団、暴力団ですね、どういうのを暴力団と言うのか。それで、その中にもし暴力団がおられた場合、課でどういう対処をするのか。その人の人権もあると思います。その暴力団の、どういうのが暴力団であって、もしそういう方が入っておられたときの、そこから出ていただく何か方策があったらそれを教えてください。

それから議案第6号です。これは垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例等の一部を改正する条例案なんですけれども、この附則の中に市長とか副市長とかあります、これは本来ならば1つ1つ分けて提案するべきなんですけれども、一応それをお伺いします。

それから議案第9号、育児休業等に関する条例でありまして、職員の育児休業等に関する条例の中で次のページに今度はまた別な項があるんです。

それは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、これは、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しましたから、ここで同じ議案で出ているんです。その6号と9号の違いをなぜこうなったのかを教えてください。

それから新旧対照表の中に、右上に日付を書いたのがあるんですね、何月何日と。これが意味がわからんものですから、もしわかっておられたらそれまで。日付、平成20年2月13日とかあるんです。ここです。ないのもあります。これは何なのか、議員にとって何なのか、配付された資料はどういうことなのか、何かあるのか。それまで一応あわせてお願いします。

○土木課長（川畑信一） 第4号議案に対する御質問でございます。暴力団についての質問でございます。

暴力団による不当な行為の防止等に関する法律という法律の中で、暴力団とは、その団体の構成員が集团的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある団体ということで示されております。また、暴力団員とは、その暴力団の構成員を言うということになっております。

それから、今後の暴力団員に対する取り組みですけれども、今後は、鹿屋警察署と暴力団員による垂水市営住宅等の使用制限に関する協定書を結び、警察の協力を得て行っていくことになろうかと思えます。

○総務課長（今井文弘） 議案第6号の垂水市教育委員会の教育長の給与に関する条例と、それから市長、副市長の給与の関係、別々に上程すべきではないかというようなことでございましたが、垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例等と、「等」と入っておりますが、「等」の

中で副市長、市長も含めての改正ということで、この条例の中の附則で改正することにしたところでございます。

それから、垂水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例が、職員の育児休業に関する条例と2つ出てきたわけですが、これも職員の育児休業に関する条例、この附則の中で、関連があるということで同じくこの中で出させていただいたということでございます。

○宮迫泰倫議員 日付はまたもう1回、後でお聞きします。

例えばどこかの町が合併すれば、同じような文句がばんばん出るんですね、書類が、議案が。同じなんで、ちょっと文言が違って。それは、それと今度のこれとは違うのかどうか、もう1回お伺いします。

どっかの町が合併します。そうすれば全部文言を変えたり、一回、一回のちょっとしたことで全部変えないかんわけです。議案が一回、一回出ます。この場合は「等」とか。全然違うんです、ほんのこちゃ、これとこれとは違うんですけど、たまたま便宜をされたのか、どっちが正しいのか、今後どうされるのか、そこら辺をもう1回お聞きします。

○総務課長（今井文弘） これまで条例の改正を行う方法といたしまして、中身が一緒のものであれば、例えば教育長、副市長とありますけれども、1つの条例の中の附則と、附則の中でこの条例についても変えていくというような方法で改正をしておりますので、御了解をいただきたいと思えます。

○議長（徳留邦治） ほかに質疑はありませんか。（「答弁漏れ。日付の、新旧対照表の中に日付があるのとないのとあるんです。なぜ、あるのとないのがあるのか。それが皆さんにとって何なのか、また私たちにとって何なのか、そのマークがですね」と呼ぶ者あり）

○副市長（水迫恒美） それは、つくった日と

かそういったので入っておりますが、削除してまいりたいと思います。

以上です。「ないほうがいいんですね」と呼ぶ者あり）そうですね。「それだけわかればいいんです。なぜあるのかなのか、ほんのこて悩みました。以上です」と呼ぶ者あり）

○池之上 誠議員 議案の第10号についてちょっとお聞きいたします。

これは財政課の所管が、滞納整理に関するこのこの項目は抜けてくるわけですけれども、それぞれ各課でやるということのようですが、この滞納整理ということで今、結構滞納整理室で頑張って滞納分を上げていっちゃうという実績があります。それは、これがなくなることはそれぞれの課でこれを補っていかうということですが、この設置条例の文言の中に、あとこの「滞納整理に関する」という文言が入ってくるのかこないのか、それはどうですか。多分私は見たところ、滞納整理というのはここで消えてしまふんじゃないかと思いますが、その辺はどうでしょうか。それでもし、であれば、それぞれのところでそういう文言は必要ないのかどうかですね、それをちょっとお聞きします。その1点だけです。

○総務課長（今井文弘）市税及び市の徴収金、滞納整理に関すること、これは削除する形で説明をいたしました。これは財政課にありました滞納整理室を廃止をしまして、以前のとおりなんですけれども、各課で滞納整理に当たるということでございます。

○池之上 誠議員 だから、そこでその文言が出てくるのかどうかというのを私は聞いている。各課においてその滞納整理ということをですね。

○総務課長（今井文弘） 税務課のほうで滞納整理に当たるというのは、対応するというところで文言は出てくるということになります。

○議長（徳留邦治） よろしいですか。（「後でまたやりましょう」と呼ぶ者のあり）

ほかに質疑はありませんか。

○持留良一議員 9号と14号についてお聞きしたいと思います。

詳細な点については、また委員会の方で数字等も含めてお聞きをしたいと思いますが、9号は、先ほど提案理由があったとおり、育児と仕事の両立ということで、なかなか現状進まない中でいろいろ対策がとられてきたというふうに思っていて、ある意味では積極的な法の改正に伴う条例の改正だというふうに思うんですが、これに伴う環境の整備ですよ、いわゆる現状でもなかなかとりたくてもとりにくいという現状がいろいろある中で、このあたりの問題点について、行政としてこのあたりを促すと、しっかりとってもらおうと、そういう意味で行政がある意味で指導しながら全体的に影響を与えていくという、例えば民間との関係も含めてなんですけれども、そのあたりでは今まで何がなかなか問題だったのかですね、このことが施行されることによって非常に推進していくというのは、単純に条例ができたからといって推進はできないと思うんですが、そのあたりはどのように考えていらっしゃるのかですね、お聞きをしたいと思います。

それと第14号なんですけれども、これは後期高齢者との関係で支援金等の問題で出されてきましたけれども、先般広域連合のほうでも、市町村共通経費等でそれぞれ各市町村への割合も金額が示されてきたというふうに思うんですが、ここでお聞きしたいのは、大まかな点ですけれども、国保税に与える影響を、1つは、この支援金等は当然高齢者の75歳以上のところがふえていくと、当然本人さんたちもふえていく可能性があるんですが、この関係で支援金等はそういう関係ではどんなふうに今後なっていくのか、基本的には広域連合で一生懸命努力をして負担を上げないように、求めないようにするというのを努力はされていくと思うんですが、このあたりの関係で支援金というのはどういう性格を帯

びていくのかですね、1点と。

あともう1つは、現状の国保税との関係で、結果として与える影響が考えられるのかどうかですね。というのは、後期高齢者の方々は2年ごとに見直しがされるということだったですけれども、この前も12月議会でも言ったとおり、国自体が非常にもう破綻するような状況の中身だということもありましたし、今後、医療費の負担等々もふえてくれば、当然この部分がふえてくるわけなんです、そのあたりで非常に懸念をするんですけれども、そのあたりでこの国保税との関係でどういう影響が考えられるのか、その点をお聞きをしたいと思います。

○総務課長（今井文弘） 議員の言われるとおりに、今回のこの一部改正につきましては、育児を行う職員が仕事と家庭、両方を一層容易にできるという環境整備を図るという点での改正だということで、非常によい改正ができたというふうに認識をしております。

そしてまた、小学校の就学に達するまでの期間、こういう短時間勤務制度が導入されたということでも、非常にこれからの少子化対策ですかね、そういうのにもつながっていくんじゃないかというふうにも考えます。

言われるとおりに、やはりそれはそれとしまして、実際に職場でのそういうのをとれるのかとれないのか、そういうのはなかなか厳しい状況じゃないかというふうに考えておりますので、やはりそういう職場でのとりやすいような環境づくり、そういうのに努めていかなければならないのではないかと思います。

また、そのこともあわせて、行政といたしましてはそういうような周知、PRには取り組んでいきたいというふうに考えております。

○市民課長（三浦敬志） まず支援金の性格でありますけれども、担税力のある現役世代においての高齢者資金を運営するための支援金というふうにとらえております。

あと今度は、では、75歳以上の方が国保から抜けた場合の国保への影響ですが、これも前回の議会で申しましたけれども、75歳の方々というのはなかなか納税意識の高い方々であります。この方々が抜けるということは若干我々の国保としては苦しいところがあるかなというような点も考えております。

以上であります。

○持留良一議員 14号のほうなんですけれども、後期高齢者との関係で支援金がどんな形で今後予想されるのかなと思ったんですけれども、先ほど言ったとおり、後期高齢者のところの医療費や負担がふえていけば支援金との関係でも、そのまた当然支援金の増額ということもあり得るのかどうか。それとも、やっぱりその部分については一定程度まだこれは固定的に数年きちっと見れていく、そういう見通しを持った中身で今回こういうふうに出されてきたのかですね。そうでないと、そのたびにもう支援金の要請額が求められてくると、いわゆる国保税の部分についてもまた負担がふえてくるという仕組みになるかというふうに思うんですが、そのあたりの関係、そのあたりの関係で支援金というのをどんなふうにとらえればいいのかということだったんですけど。

○市民課長（三浦敬志） 現在、4割の支援金等を我々国保からは支援するという形になりますけれども、じゃ、その4割が今後どうなるのかということになりますと、はっきり言ひまして、この制度が始まったばかりであります。今後これがどのような形で運営されていくのか、まだ私、正確には把握していない状況でございます。申しわけありませんが。

○議長（徳留邦治） これで質疑を終わります。お諮りします。

議案第2号から議案第15号までの議案14件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第15号までの議案14件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時30分開議

○議長（徳留邦治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第16号～議案第20号一括上程

○議長（徳留邦治） 日程第19、議案第16号から日程第23、議案第20号までの議案5件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第16号 第4次垂水市総合計画基本構想について

議案第17号 垂水市土地開発公社定款の一部変更について

議案第18号 牛根麓漁港区域内における漁業用施設の譲与について

議案第19号 垂水市道の駅交流施設の指定管理者の指定について

議案第20号 垂水市道路線の認定について

○議長（徳留邦治） 説明を求めます。

〔市長水迫順一登壇〕

○市長（水迫順一） 議案第16号第4次垂水市総合計画基本構想についてを御説明を申し上げます。

地方自治法は、市町村は、議会の議決を経て、基本構想を定め、これに則して総合的かつ計画的な行政運営を行うようにしなければならないと、市町村の最も基本的な指針となる基本構想の策定義務を定めています。

垂水市では、昭和53年、市議会での議決で初めて基本構想を定めて以来、時代の大きな流れに合わせて、昭和63年、平成10年と2度の基本構想の改定を行い、その理念のもとに第3次にわたる長期総合計画を策定し、まちづくりを進めてまいりました。

しかし、本市を取り巻く社会情勢は、地方分権の進展、少子高齢化の急速な進行、情報技術の革新やそれに伴う産業構造の変化、地球環境問題の顕在化などを背景として大きく変化しています。

特に、地方分権はまさに実行の段階を迎え、地域社会の未来をみずからが定め、その責任をみずから負う自主的で自立的なまちづくりが一層求められる時代になりました。

このような状況の中で、市民の英知を集めながら、幸せに満ち、夢と希望の広がるあすの垂水市を築いていくため、第4次垂水市総合計画を策定するものでございます。

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画により構成しますが、基本構想は、本市が目指す都市像とそれを実現するための基本的な政策の大綱を明らかにし、基本計画、実施計画の基礎となるもので、また、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するための市政運営の指針であるとともに、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を担いながら、参画、協働してまちづくりに取り組むための指針となるものです。

今回は、特色ある計画づくりのために、その方針の1つに、コンサルタントに委託せず市民と職員の手づくりを掲げ、また平成18年10月18日、全国で初めてとなる国立大学法人鹿児島大学と第4次垂水市総合計画策定に関する協定を結び、策定作業を行ってまいりました。

鹿児島大学は、平成17年度より本市において公開講座を開催してきましたが、その目的には2つの目標があり、その1つは、垂水市民の望む10年後、20年後、さらには50年後の垂水市の将来のビ

ジョンを描くことであり、第4次垂水市総合計画の柱となる方向性を導き出すこと、2つ目は、その将来ビジョンを見据えて、今何ができるのか、またこれから何をすべきかについて明らかにすることでありました。

第4次総合計画に関する鹿児島大学公開講座は、基本構想策定までに18回開催し、延べ791名の市民の参加があり、市の将来像についてともに学び、考えていただきました。

策定の経過についてでございますが、まず、平成18年11月20日から24日までに7回に分けて、市職員に対し、総合計画に関する情報を周知させ、今後職員一丸となって策定することを理解してもらうために職員への説明会を開催し、出席率87%と職員の総合計画に対する関心の高さをうかがわれました。

次に、平成19年2月、市民の方々に総合計画について理解していただくために10会場において住民説明会を開催したところ、367名の参加があったところでございます。

庁内の策定体制としまして、住民説明会で出された意見や鹿児島大学講座結果並びに各課ヒアリング結果をもとに、若手職員主体の総合計画策定ワーキンググループや、係長級で構成される行政経営ビジョン策定グループで骨子案をまとめ、総合開発審議会の答申を反映した最終案を課長等で構成する策定委員会で決定して、本会議に提案しています。

今回の基本構想は2部構成となっており、第1部は、総合計画の概要や垂水市の現状、公開講座の報告など、基本構想を策定する上での基本的な認識事項をまとめ、第2部が基本構想の本編となっております。

基本構想の目標年次は平成29年度までの10年間とし、市政を進めていく上での基本理念は、市民と協働のまちづくり、将来へ自信を持って引き継げる環境に配慮したまちづくり、地域資源を活用したまちづくりとし、まちの将来像を「水

清く 優しさわき出る温泉の町 垂水」としました。

また、将来目標人口を現状維持の1万8,000人と設定し、地域づくりの考え方として、地区公民館を拠点に地域の特性を生かしたまちづくりを地域住民の手で進めていくために、地域の将来像を示す計画づくりを進めてまいります。

これらの理念に基づく行政運営の方向性については、4つの基本目標を設定いたしました。

基本目標の1つは、「地域づくり、人づくり、教育」をテーマに、「住民による住民のまちをつくる」とし、自立した地域をつくるため、また学び合える地域をつくるための考え方を示しております。

基本目標の2つは、「安心安全、保健・福祉、暮らし」をテーマに、「安心して暮らせるまちをつくる」とし、生きがいを持ち、健康に暮らすため、また暮らしの安全を守るための考え方を示しております。

基本目標の3つ目は、「環境、経済」をテーマに、「環境と経済が共存し、循環していくまちをつくる」とし、自然と共生していくため、また経済が持続発展してくための考え方を示しております。

基本目標の4つ目は、「行政経営の方針」をテーマに、「市民を大切に作るまちをつくる」とし、市民から信頼される行政経営のため、また無駄のない行政経営のための考え方を示しております。

以上が、今回の提案した基本構想の概要でございますが、市民と行政とがともに手を取り合い、共通の指針として活用し、地方自治の本旨である、市民の幸せとまちの将来像の実現に向けて取り組んでまいります。

どうぞよろしく御審議くださるようお願いを申し上げます。

○企画課長（迫田裕司） 議案第17号垂水市土地開発公社定款の一部変更について御説明申し

上げます。

公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定に基づき、垂水市土地開発公社定款の一部を次のように変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、郵政民営化法等の施行に伴い、公有地の拡大の推進に関する法律が一部改正されたことから、土地開発公社の定款を変更しようとするものであります。

第23条第1項第2号中「郵便貯金又は、銀行」を「銀行」に改め、銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金とするものです。

なお、附則といたしまして、この定款は、知事の認可の日から施行することといたしております。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしくお願いいたします。

○財政課長（岩元 明） 議案第18号牛根麓漁港区域内における漁業用施設の譲与についての説明をいたします。

地方自治第96条第1項第6号の規定により、普通財産をほかの公共団体に、公用もしくはわ公共用、または公益事業の用に供するため譲与しようとする場合は、条例で定めてありますので議会の議決は必要ありませんが、民間等に譲与しようとする場合は議会の議決が必要になります。

今般、譲与しようとする施設の概要を説明いたします。

先ほど配付しました位置図と現地写真をご覧ください。

所在は、牛根麓字脇田81番7、名称は漁船上架施設、内訳は、レール4条、台車4台、巻き上げ機、機械室、滑車その他一式、電気給水設備一式でございます。

譲与の相手は、牛根漁業協同組合です。

提案理由でございますが、さきの12月議会において、漁船保全修理施設条例及び養殖用作業施設条例を廃止する条例を議決していただきまし

た。

これらの施設は、漁船の修理及び整備のために市有地に市が設置したものです。当初から漁協に施設の維持管理を委託し、漁業者に限定して利用させていたものでございます。

当該施設のある牛根麓地区は、平成18年に県管理の漁港指定を受け、今後、県が主体になって整備促進されることになりましたので、譲与しようとする施設の土地等が県の所有になります。当該施設が市の所有のままだと、市から漁協への又貸しになり、県から占有許可がされなくなります。これまでのように効率よく適正に施設を利用させるには、この際、漁協へ施設を譲与し、引き続き施設の維持管理を任せたいと判断いたしましたものでございます。

なお、行政財産から普通財産への所管がえは既に行っております。

また、県所有となる土地の面積は、機械室が444平方メートル、船揚場の面積が1,650平方メートルでございます。

以上で提案説明を終わります。よろしく御審議願います。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 議案第19号垂水市道の駅交流施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

道の駅交流施設の指定管理者は、平成17年4月から平成20年3月31日までの1期目の管理代行期間が終了いたしますことから、今後のことについて、次のとおり提案するものでございます。

指定管理者に管理を行わせる施設は、垂水市道の駅交流施設でございます。

指定管理者に指定する団体は、これまで管理を行ってきております垂水市道の駅交流施設管理組合でございます。これまでの管理の状況や今後の見込みなど考慮いたしまして選定し、提案いたしました。

指定する期間は、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間でございます。

提案の理由でございますが、垂水市道の駅交流施設条例第8条の規定により、垂水市道の駅交流施設の管理を行わせる指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で議案第19号に関する説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○土木課長（川畑信一） 議案第20号垂水市道路線の認定について御説明申し上げます。

浜平港平地区の旧鉄道跡地を地域住民の利便を図るため有効利用し、本城川沿いの港平1号線と港平2号線を結ぶ道路として整備し、市道として維持管理する必要から、道路法第8条第2項の規定に基づき、市道認定の議決を受けようとするものでございます。

認定します路線は、路線番号252、路線名港平3号線、起点は垂水市大字本城字港平3970の3番地、終点は垂水市大字本城字港平3976の5番地でございます。

今回認定します路線の延長は、約55メートルでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳留邦治） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 19号の議案について質疑をさせていただきますと思います。

1つは、基本的には指定管理者の指定手続に関する条例等に基づいて選考をされたと改めて思います。その中身での議論と、私たちはこの1枚の文面だけでは、じゃいいですよということには単純にいかないというふうに思います。

というのは、当然、その業務内容、事業内容、収支決算の報告とか、もしくは経営状況に関するさまざまな私たちもやはり書類等を見て、本当に選考の中身が正しかったんだなと、問題なかったんだなということをやっぱり検証しなけ

ればならない、私たちの最低の議会の義務があると思うんですね。そのことに関しては前回市長に対して、そういう書類等をきちっと出してもいいということをしてたしかこの場でも承認をいただいたというふうに思います。

そういうことを考えると、これ以上の資料の提供というのはされないのか、私たちの審議にたえるような、検証にたえるような、そういう中身をぜひ提供していただきたいと思うんですが、そのあたりの考え方についてお聞かせください。

以上2点です。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 道の駅交流施設の指定管理についての提案につきましては、後ほど全員協議会を開催していただきまして、その席で資料をお渡しし、補足して御説明いたそうと思っております。

○池山節夫議員 済みません、ちょっと1つだけ質問します。

総合計画の基本構想案の基本理念についてなんですけど、「水清く 優しさわき出る温泉の町垂水」、これですね、私は文句つけるわけじゃないんですよ、ただ、どうもな、これから10年間の基本理念にしてはちょっと弱いような気がするんですよ、私はね。

最初のページに第1次から、新総合計画第3次とあってですね、将来の都市像、「海と山とを」とか「心あたたかい」、それで第3次が基本理念が「ゆとりのまち たるみず」とあるんですよ。今回の「水清く 優しさわき出る温泉の町垂水」というのは、どうも観光のキャッチフレーズみたいでちょっと弱いような気がするんですよ、私は。それで、これをこういうふうに決まった。この上にありますね、「まちづくりの基本理念を、市民と協働の」云々というこれが、ここを生かしてこの「水清く」にどうも納得、しっくりこないんですよ。

私は、水迫市長ももう2期目になられて、もう

5年目、2期目を目指した市長選挙のときに「きらり輝く元気な垂水」、そっちの方がよっぽど力強くいいような気がするんですよ。これからの10年を目指すなら、2期目の水迫市長のこの基本構想を将来に向かって訴えるなら、この「水清く 優しさわき出る温泉の町 垂水」というのはもう既にあるものみたいで、垂水にとっては、水もきれいだし、温泉もあるし、それをわざわざここから先の10年の基本構想、基本理念とするのに、とても何というのかな、違和感があるんですよ。

この辺のことに對して、なぜこういうふうに決めたか、そのいきさつというんですかね、論議が、いろんなものがどういうふうにあったのか、ちょっと教えてもらえませんか。

○市長（水迫順一） 基本構想をつくる過程の中で、子供たち、次代を担う子供たちに提案をさせようというのが大きな目的でございました。ですから、先ほど説明に入っておったかわかりませんが、市内の中学生全部に投げかけまして、333名が応募してくれました。いろんな角度から子供たちの将来を思う気持ちが出た作品がいっぱいあったんですが、いろんな審査を経て、このことに決定させていただきました。

そして特に、「水清く」というのは、環境にも配慮したというような意味も含まれるとか、それからまた「優しさわき出る」というのは、郷土をあらわしている表現にもつながるといふこととか、「わき出る温泉」というのは、地域資源を活用している表現とか、それから「わき出る」が「優しさ」と「温泉」にかかってセンスが感じられるとかですね、いろんな角度からの評価はいただいております。

あくまでも私どもも、当然いろんな見方があると思うんですが、この10年間でございますので、私の考え方も今議員が述べられましたが、それも私は非常に進めたい思いなんです、全体の中で10年間を見据えた中で子供たちにつくらすと

いうところに大きな目的があったということをごひ御了解をいただきたい、そのように思います。

○議長（徳留邦治） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○大園藤幸議員 時間も余りありませんが、1分だけお時間をください。

この4次の総合計画の中で、総合計画の策定は地方自治法で定められていると、そして議会の議決を経るということでございますが、過去の53年から3回総合計画が出されて、それにのって行政、市政が行われてきたと思うんですが、今度のこの総合計画が計画倒れにならないように過去の総合計画の検証等は行われてきたのでしょうか、そこを1点だけ伺いいたします。

○市長（水迫順一） 検証も行ってまいりました。

今回は、いずれにしても、過去3回と違って市民の意見をできるだけ取り入れようと、そして3回あった中で、本当に総合計画があることすら知らない市民がほとんどだったということもありますし、それから市役所内でも本当に総合計画を上位の計画としていろんな計画に反映しておったかという、非常に足りない、反省する部分があったと思います。ですから、そういう意味では今後それを生かしていこうというふうに思っておりますし、検証ももちろんやっております。

そして、これをつくり上げた時点でまた地域を割って説明会もしていきたいと、5月にその予定を考えております。

○議長（徳留邦治） お知らせをいたします。

第4次垂水市総合計画基本構想につきましては、連合審査会で3月10日に審査をするようになっておりますので、とりあえずお知らせいたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第16号から議案第20号までの議案5件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号から議案第20号までの議案5件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

△議案第21号上程

○議長（徳留邦治） 日程第24、議案第21号平成19年度垂水市一般会計補正予算（第6号）案を議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（岩元 明） 議案第21号平成19年度垂水市一般会計補正予算（第6号）案を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入におきましては、国県からの交付される財源、歳出におきましては、補助事業等の事務経費のそれぞれの確定に伴う増減額を予算措置しようとするのが主な理由でございます。

今回、歳入歳出とも2,509万4,000円を減額いたしますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は82億1,198万9,000円になります。

補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから6ページまでの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

地方債にも補正がありましたので、7ページをごらんください。

農道整備ほか3事業の借入額をそれぞれ右の欄に示す額に変更し、借入総額を7億3,500万円から7億330万円に減額しようとするものでございます。

22ページからの歳出の事項別明細は、人件費や事務経費の減額の説明は省略し、比較的金額の

大きい補正について御説明いたします。

23ページの総務管理費のうち財政管理費の積立金は、前年度繰越金の2分の1相当額を財政調整基金に積み立てようとするものでございます。

24ページの企画費の負担金のうち廃止路線代替バス運行費負担金は、本年度の事業費確定に伴う減額でございます。

26ページから28ページの選挙費は、本年度実施されました各選挙の事務経費等の精算確定に伴う減額でございます。

30ページの社会福祉費のうち介護保険事業費の地域介護・福祉空間整備補助金は、本年度はグループホーム施設等の建設希望者がなかったことから、減額するものでございます。

31ページの国民健康保険事業費のうち繰出金の減額は、基盤安定負担金の精算によるものでございます。

32ページの児童福祉費のうち児童措置費の扶助費は、措置児童数と延長保育を実施する保育所の減少による減額でございます。

35ページの農業費のうち、畜産費の畜産環境整備は、県振興公社が事業主体となる浄化槽設置や堆肥舎建設などの事業でございますが、これに伴う受益者負担分を市の予算を經由して行おうとするものでございます。

36ページの農地費の県営シラス対策及び農道整備事業費の市木樹園地農道網整備、並びに林業費のうち治山費の県単治山事業の負担金は、それぞれの事業費の確定に伴い増減するものでございます。

37ページの水産業費の各目は、身代湾のしゅんせつ及び南漁港整備の工事請負費の入札残額の整理、並びに漁業集落環境整備事業会計への繰出金の確定に伴う減額でございます。

40ページの河川費の急傾斜地崩壊対策事業費は、国土交通省によって工事実施されることになったために減額するものでございます。

41ページの住宅費、住居移転促進費は、事業費

確定による減額でございます。

46ページの社会教育費のうち公民館費の公有財産購入費は、国道拡幅に伴うJA きもつきの残地を隣接地である終原公民館用地として購入しようとするものでございます。

47ページからの災害復旧費の各目は、本年度の事業費確定に伴う減額でございます。

これらに対する歳入は、前に戻りますが、8ページの事項別明細書の総括表及び10ページからの歳入明細にお示ししてありますように、市税、地方交付税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、寄附金及び諸収入は増額いたしますが、国庫支出金、県支出金、繰入金及び市債を減額して予算の均衡を図りました。総体的には2,509万4,000円を減額しようとする補正予算になります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（徳留邦治） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、各所管常任委員会に付託の上、審査したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は各所管常任委員会に付託することに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。

次は、1時15分から再開いたします。

午後0時1分休憩

午後1時15分開議

○議長（徳留邦治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、土木課長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

○土木課長（川畑信一） 先ほどの議案第20号垂水市道路線の認定についての議案書の中で、起点、終点が「大字浜平」となっておりますが、「大字本城」に訂正をお願いいたします。また、議案説明の中でも「大字浜平」と説明いたしておりますので、「大字本城」に訂正をお願いいたします。

△議案第22号～議案第31号一括上程

○議長（徳留邦治） 日程第25、議案第22号から日程第34、議案第31号までの議案10件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第22号 平成19年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案

議案第23号 平成19年度垂水市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）案

議案第24号 平成19年度垂水市漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第3号）案

議案第25号 平成19年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第3号）案

議案第26号 平成19年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）案

議案第27号 平成19年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号）案

議案第28号 平成19年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第3号）案

議案第29号 平成19年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計補正予算（第2号）案

議案第30号 平成19年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）案

議案第31号 平成19年度垂水市水道事業会計補正予算（第4号）案

○議長（徳留邦治） 説明を求めます。

○市民課長（三浦敬志） 議案第22号平成19年

度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案について御説明申し上げます。

補正の主な理由でございますが、現在までの診療分に基づき、今後の年間推計分を行った結果、保険給付費等に不足が予想されることから、1,570万円の増額補正をしようとするものでございます。

歳入歳出補正予算の事項別明細により御説明いたします。

なお、金額はお示ししてありますので、読み上げないことを御了承をお願いいたします。

5ページをお開きください。

歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費の1目一般管理費の旅費の増額は、ことし4月からの医療制度改革に伴う説明会の回数がふえたことによるものでございます。

5項医療費適正化特別対策事業費の1目医療費適正化特別対策事業費は、医療制度改革に伴う65歳から74歳までの前期高齢者と言われる方々に関する報告資料作成のため、電算処理委託料の追加、それから2目の特別調整交付金事業は、受診回数等の多い方々を訪問指導する事業であります。雇用計画変更に伴う賃金の不用額の整理分であります。

次に、6ページであります。

2款保険給付費、1項療養諸費のそれぞれの目は、平成19年3月から同年11月までの診療分の実績と今後の医療費の動向を勘案し、補正するものであります。

2項高額療養費の1目一般被保険者高額療養費と、2目の退職被保険者等高額療養費は、平成19年1月から同年11月までの診療分の実績による年間推計を行った結果、予算が不足することから、増額補正をするものであります。

10款の予備費は、今後の所要額を勘案し、減額補正いたしました。

これに対する歳入であります。4ページをご

らんください。

5款の療養給付費交付金は、退職被保険者の今後の医療費の伸び等を勘案し、追加補正したものであります。

10款の繰入金、2項他会計繰入金は、法定繰入金である保険基盤安定繰入金の額が確定いたしましたので、それにあわせて補正いたしました。

なお、補正後の歳入歳出予算の総額は、それぞれ29億7,658万円になります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○市民相談サービス課長（谷口敏徳） 議案第23号平成19年度垂水市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

補正の理由でございますが、事業費の負担金、補助及び交付金の見舞金を減額することが主な理由でございます。

5ページをお開きください。

歳出につきましては、1款事業費の補正になりますが、死亡事故がなかったため、負担金、補助及び交付金の見舞金と積立金の基金利子積立金を減額しようとするものです。

歳入につきましては、4ページですが、1款共済会費収入を増額し、2款財産収入の利子及び配当金、3款基金繰入金を減額し、4款前年度繰越金を充て、収支の均衡を図っております。

なお、この補正で歳入歳出の予算の総額は、それぞれ1,291万6,000円になります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願ひします。

○水産課長（塚田光春） 議案第24号平成19年度垂水市漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第3号）案につきまして御説明いたします。

今回の補正は、主に不用額の整理によります減額補正と、一般会計への繰出金をするものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ634万8,000円を増額し、歳入歳出の予算総額を

それぞれ5,002万2,000円にしようとするものでございます。

それでは、歳出から御説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

1款1項、目の1漁業集落環境整備事業費は、減額補正でございますが、これの主なもの、節の11需用費の光熱水費は、処理場及びマンホールポンプを動かす電気料の減でございます。

節の13委託料の維持管理等委託は、処理場の汚泥処分費の減とマンホールポンプの点検・清掃回数、下水道用メーター設置委託の減でございます。

これらの減額の理由は、下水道の加入者が当初見込み数より減少したため汚水量が減り、汚泥も減になったため、減額になったものでございます。また、下水道用メーター設置は、加入者の中で水道を井戸水併用で使う家庭がなかったため、メーターの設置費用は要らなかったため減額するものでございます。

節の15工事請負費は、非常用発電機室建設工事の執行残でございます。

節の19負担金、補助及び交付金は、市が排水設備の設置業者に対して補助金を交付するもので、これも先ほど同様で、排水設備の設置者が当初見込み数より減少したため、減額になったものでございます。

2款1項公債費の目の2、利子は、18年度事業の市債の借入額が決まり、利息が確定したもので、減額するものでございます。

3款1項繰出金の目の1繰出金は、18年度事業が繰り越しになった関係で、県からの交付金が19年度歳入となったため、18年度は一般会計からの繰入金を充当しておりましたが、その交付金が19年度に特別会計へ入ったため、それを一般会計へ繰り出すものでございます。

対応します歳入につきましては、5ページから6ページに計上いたしておりますが、2款市債は、工事費等の減額に伴う減額補正で、4款繰越金は、

18年度決算に伴う繰越金であります。

5款県支出金は、歳出の繰出金のところで説明しましたように、18年度事業が繰り越しになったため、県からの交付金が19年度で県補助金として歳入されたため計上したものです。

1款の繰入金は、減額補正し、収支の均衡を図っております。

その中で2款市債は、3ページに地方債の補正として、補正後の変更額が示してございます。

以上で説明終わりますが、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○保健福祉課長（村山満寛） 議案第25号平成19年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第3号）案について説明をいたします。

今回の補正の理由は、介護保険制度改正に伴う介護システムの改修費と介護給付費通知に係る予算組み替えでございます。

今回の補正の額は、歳入歳出それぞれ73万3,000円を追加し、補正後の予算総額は、それぞれ19億4,576万8,000円とするものでございます。

3ページの債務負担行為から説明いたします。

平成19年度に介護保険事業計画、それから高齢者福祉計画策定に当たり、債務負担行為を計上しておりましたが、契約により、限度額を88万2,000円に変更するものでございます。

次に、歳出について、6ページでございます。

ここの主なものは、13委託料でございまして、先ほども申しました介護保険制度改正に伴う介護システム改修費用が主なものでございます。

次に、5ページの歳入歳出予算事項別明細書で歳入について説明をいたします。

国庫支出金と一般会計繰入金を計上しまして、歳入歳出の均衡を図っております。

次に、議案第26号の平成19年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）案について説明をいたします。

補正の理由は、収益の確定見込みに伴い、追加補正をしようとするものでございます。

今回の補正の額は、歳入歳出それぞれ5,297万2,000円を追加し、補正後の予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億6,881万6,000円とするものでございます。

歳出から説明をいたします。

6ページでございます。主なものを説明いたします。

委託料でございますが、これは、収入確定見込みに伴いまして予算化するものでございます。決算時には精算還付がされるというものでございます。

それから基金積立金は、前年度繰越分を積み立てるものでございます。

次に、歳入でございますが、使用料及び手数料、それから繰越金を増額し、財産収入、それから諸収入を減額しまして均衡を図っております。

次に、議案第27号平成19年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号）案について説明をいたします。

今回の補正の理由でございますが、病院事業収益の増額及び病院事業費用の増額補正と、医療機器の入札結果に係る企業債の減額及び建設改良費の減額補正をしようとするものでございます。

3ページの予算に関する説明書で御説明いたします。

第3条でございますが、収益的収入及び支出の補正でございますが、収入の病院事業収益を2,854万3,000円増額し、総額を20億7,779万6,000円にいたしております。

支出につきましては、病院事業費3,262万2,000円を増額し、総額で20億4,031万7,000円といたしております。

それから4ページでございますが、資本的収入及び支出について申し上げます。

中央病院の医療機器購入等の入札に伴う減額補正でございまして、企業債を1,930万円減額し、

総額を6,650万円にし、支出につきましては、医療機器購入等である建設改良費を1,927万3,000円減額して、総額を6,656万2,000円といたしております。

これに伴い、2ページの第5条関係の企業債の補正は、起債の限度額を8,580万円から6,650万円に減額しております。

以上で説明を終わりますが、御審議ほどよろしくお願いいたします。

○生活環境課長（太崎 勤） 議案第28号と議案第29号につきましては生活環境課所管でございますので、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第28号平成19年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第3号）案について御説明申し上げます。

補正の理由でございますが、年度末決算見込みに伴う所要額の追加を行い、予算の整理を行おうとするものでございます。

4ページの歳出から御説明いたします。

総務費の一般管理費は、職員手当と需用費の追加補正をしようとするものであります。

需用費の消耗品費は、薬品代等でございます。

次に、同ページ上段の歳入につきましては、6款諸収入、3項受託事業収入といたしまして、枝肉確認票発行業務の受託事業収入を追加計上いたしまして、収支の均衡を図っております。

なお、補正後の歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億3,332万9,000円になります。

引き続きまして、議案第29号平成19年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計補正予算（第2号）案について御説明を申し上げます。

補正の理由でございますが、潮彩町排水処理施設整備基金に当初の積算を上回る利子が生じたため、同基金に積み立てるために追加補正をしようとするものでございます。

4ページの歳出から御説明いたします。

総務費の一般管理費は、基金積立金利子を増額補正しようとするものであります。

歳入につきましては、同ページであります、2款財産収入の1目利子及び配当金を計上いたしまして、収支の均衡を図っております。

なお、補正後の歳入歳出予算の総額は、それぞれ928万4,000円になります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○水道課長（橋口正徳） 議案第30号平成19年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）案について御説明申し上げます。

今回の補正は、決算見込みによる整理等と執行残の整理が主なものでございますが、増額補正いたしますのは、簡易水道情報の電算化移行作業に伴う時間外の不足分でございます。

既定の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ2万円を減額し、予算総額をそれぞれ3,047万円にしようとするものでございます。

歳出から御説明申し上げます。

3ページでございますが、1款総務費、1項一般管理費、1目一般管理費、3節職員手当等、時間外勤務手当でございますが、上水道システム機器リプレースに伴い、簡易水道も使えるようにするため、データ入力作業等による時間外の不足分32万6,000円を増額補正するものです。

8報償費の謝金等でございますが、口座振替加入推進活動謝礼として振興会長に支払うものです。

11需用費、光熱水費でございますが、新城ポンプ場、牛根境浄水場の電気・電力料でございます。

12役務費、通信運搬費でございますが、口座振替納付を始めたことにより、口座不納通知を行うための切手代でございます。

残りの節でございますが、不用額の整理により減額補正するものでございます。

対応します歳入につきましては、2ページをお開きください。

2款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金

でございますが、減額補正することによりまして、収支の均衡を図っております。

続きまして、議案第31号平成19年度垂水市水道事業会計補正予算（第4号）案について御説明いたします。

まず、補正の理由でございますが、配水管布設替え工事施行に伴い、工事負担金が生じたため補正が必要になったものでございます。

1ページでございますが、第2条中の第4条の資本的収入及び支出であります、資本的収入が資本的支出に対する不足については、不足分をお示ししている資金で補てんすることとしており、資本的収入及び支出の収入について補正を行っております。

補正内容は、工事負担金を299万9,000円増額いたしまして、総額を1億450万円とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳留邦治） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第22号から議案第31号までの議案10件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号から議案第31号までの議案10件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

△議案第32号～議案第45号一括上程

○議長（徳留邦治） 日程第35、議案第32号から日程第48、議案第45号までの議案14件を一括議題

とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第32号 平成20年度垂水市一般会計予算案

議案第33号 平成20年度垂水市国民健康保険特別
会計予算案

議案第34号 平成20年度垂水市老人保健医療特別
会計予算案

議案第35号 平成20年度垂水市後期高齢者医療特
別会計予算案

議案第36号 平成20年度垂水市交通災害共済特別
会計予算案

議案第37号 平成20年度垂水市地方卸売市場特別
会計予算案

議案第38号 平成20年度垂水市漁業集落排水処理
施設特別会計予算案

議案第39号 平成20年度垂水市介護保険特別会計
予算案

議案第40号 平成20年度垂水市老人保健施設特別
会計予算案

議案第41号 平成20年度垂水市病院事業会計予算
案

議案第42号 平成20年度垂水市と畜場特別会計予
算案

議案第43号 平成20年度垂水市潮彩町排水処理施
設特別会計予算案

議案第44号 平成20年度垂水市簡易水道事業特別
会計予算案

議案第45号 平成20年度垂水市水道事業会計予算
案

○議長（徳留邦治）説明を求めます。

〔市長水迫順一登壇〕

○市長（水迫順一）本日、平成20年3月定例市議会の開会に当たり、平成20年度予算案並びに関連諸議案の御審議をお願いするに当たりまして、私はここに、市政運営に臨む所信を明らかにし、議員各位を初め、市民の皆様への御理解と御賛同

を賜りたいと存じます。

私は、市長就任以来この5年間を、「市民の目線に立った市政の推進」をモットーにして、3つの視点「改革」「協働」「前進」を念頭に置き、経済、環境、福祉のそれぞれの領域が調和のとれた「持続可能な垂水」を目指し、市政の改革に精力的に取り組んでまいりました。

そして、市民の皆様が中心となるまちづくりが着実に進み、さらなる行財政改革の取り組みにより、財政状況も改善の方向に進んでおります。これもひとえに市議会初め、関係者の皆様の温かい御理解と御支援のたまものであり、心から感謝申し上げます。

平成20年度の市政運営に当たっては、平成19年度と同様に、3つの視点「改革」「協働」「前進」を念頭に置き、本議会で御審議いただく第4次垂水市総合計画の基本構想に基づき、全力で市政運営に取り組んでまいります。

まず、第1の視点「改革」でございますが、改革なくして発展なしを基本理念として、さらなる行財政改革を着実に実行し、持続可能な財政づくりに努めてまいりました。

しかしながら、本市の厳しい財政状況の中にあっても、市民生活の維持、福祉の向上、産業の振興や発展のもととなる必要不可欠な事務事業などについては、限られた財源の中で、より効率的、効果的に施策の目的を達成できるように創意工夫しながら、これまで以上に施策の選択を図り、市民満足度が得られるよう市政運営を行ってまいります。

次に、第2の視点「協働」でございますが、「住んで良かったと思えるまちづくり」「元気な垂水」を基本理念として、魅力あるまちづくり、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

協働化社会の実現には、市民の皆さんに「自分たちのまちは自分たちでつくる」というまちづくりの意識を持っていただくことが必要ですが、そのためにも、地域担当職員を配置し、市

民とともに地域の振興に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

この取り組みを進めることで、市民の皆様が自由な意見を交わし、力を合わせてまちづくりに参加していただけるものと考えております。また、市民や地域間の連携が生まれ、コミュニティ活動が活発になり、地域の課題を解決したり、地域を活性化させたりする力、すなわち「地域力」の向上につながるものと期待しております。

最後に、第3点の視点「前進」でございますが、市民生活、地域の日々の発展を基本理念として、限られた財源、自然や社会資源、市民の皆様有能力や知恵を有効に活用したいと考えています。

本市の豊富な海洋資源、森林資源の魅力と恵みを活かし、農・畜・水産品の流通の強化やブランド化、PRに努め、そして、猿ヶ城や高峠、錦江湾など豊かな自然の恵みを活かした、体験型・滞在型の観光垂水づくりを推進していきたいと思っております。

まちづくりは人づくりからと言われます。次代を担う子供たちの健全育成はもちろんのこと、地域づくりの核となる人材づくり、雇用の創出に向けた人材づくりにも力を入れたいと考えております。

人口減対策としては、空き家バンク制度や定住促進住宅などを活用し、UターンやIターン者に対する定住促進、若い世代の定住促進を図っていく必要があると思っております。

また、現在国で審議されている「ふるさと納税」につきましても、その対応策を検討し、進めてまいります。

続きまして、主要施策について順次御説明を申し上げます。

平成20年10月1日が市制施行50周年ということで、この大きな節目に当たり、今日の発展と繁栄を築いていただいた先人たちの業績をたたえとともに、地方分権社会が進む中、市民協働によるさらなる発展を目指しての、「記念式典」

や「NHKのど自慢」などの市民の多くの方が参加していただける事業を実施してまいります。

次に、行財政改革につきましては、これまで広報紙やホームページの有料広告掲載や社会体育施設の使用料減免規定見直しなどによる歳入の確保、定員適正化計画の確実な実行に伴う人件費の抑制を初めとする歳出削減に取り組んできました。その結果、昨年11月に公表した「垂水市財政改革プログラムの取組状況」の達成見込み率約91%という数字が示すように、おおむね計画どおり進んでいます。

平成20年度は、平成19年3月に策定いたしました第4次の行政改革大綱の2年目で、中間の年になります。

パブリックコメント手続の実施や男女共同参画基本計画の策定、組織や機構の見直し、職場内外の研修による行財政運営能力の向上、行政評価の推進など、引き続き新行政改革大綱及び財政改革プログラムの目標達成に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

さらに、平成19年度から実施しております各課マニフェストの作成を継続し、さらに充実してまいります。これは、各課が行っている事業の当年度目標を掲げたもので、各事業の達成度の評価を行い、問題点や反省点を明らかにしようとするものでございます。これにより、職員の意欲を高め、共通認識と一体化を図ることができ、結果を検証することで、より効率的、効果的な事業が進められると思っております。

あわせて、IT化の推進につきましては、本年度も引き続き、国が掲げております「平成22年までに全申請手続の5割をオンライン化する」という目標に本市も取り組んでまいります。このことは、市民の皆様さらなる利便性の向上を目指すものでございます。

次に、住み良いまちづくりの建設につきましては、平成17年度から3年続きの台風災害、豪雨災害を経験したことによりまして、そのことを

教訓に、さらに災害に強い安心・安全なまちづくりを推し進めていく必要がございます。また、災害復旧につきましても、引き続き緊急課題として取り組んでまいります。

ソフト面での「防災対策」であります。近年の異常気象に見られますように、今後も、過去に例を見ないような豪雨や土砂災害等の発生も予想されます。本市には168の土砂災害危険箇所が存在しておりますことから、特にそこに近在される方々の中で自分自身での避難ができない要援護者の対策、そしてハザードマップの作成・整備や確実な情報伝達体制の構築に努め、「災害犠牲者ゼロ」を第一義として、地域防災計画の見直しを行うなど、防災体制の強化を図ってまいります。

その1つ目として、「自主防災組織」につきましては、住民の方々に「自分の命は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」といった、「自助」「共助」の防災意識を高めてもらい、地域に根差した自主防災組織の結成に積極的に取り組んでいただけるよう啓発を図り、引き続き当該組織の設立にさらに努力してまいります。

また、それぞれの自主防災組織による防災点検や防災訓練などが実施してもらえるよう、各組織のリーダー育成のための研修会等を実施してまいります。

2つ目には、特に危険地域に居住するひとり暮らしの老人や身障者など、自力で避難できない方々の避難支援であります「災害時要援護者対策」であります。これまでそれぞれの自主防災組織内で対象者の把握をしてきていただいているところでありまして、災害時要援護者を「共助」「公助」による避難支援体制が図れるよう整備を進めてまいります。

3つ目には、市民の生命・財産を守るため、垂水市地域防災計画に基づき、災害発生に際し防災関係機関が相互に連携し、情報連絡・伝達・救出・救護・避難誘導など、災害応急対策を迅速・

適切に行うために、住民参加型の「総合防災訓練」を実施してまいります。

消防力の整備につきましては、市民の生命・身体及び財産をあらゆる災害から守るためには、複雑多様化した社会生活環境に対応できる消防力の整備を図ることが必要となります。20年度も引き続き、消防職・団員の資質向上を図るため、県消防学校における教養・訓練を実施いたします。また、老朽化した柘原地区第3分団消防ポンプ自動車の更新を行い、今後の消防防災活動に寄与するとともに、消防体制の充実に努め、市民に対する防火・防災意識の高揚に努めてまいります。

次に、産業及び市民生活を支える社会基盤となる道路につきましては、国土交通省の事業では、早咲防災事業の牛根大橋が平成19年度で完成いたします。引き続き、海潟トンネルを含む鶴田川から早咲大橋間の改良事業の早期着手と、新城・柘原地区改良工事の早期完成を要望してまいります。なお、国道220号の辺田・二川地区において、平成19年度より歩道拡幅工事が採択され、用地交渉に入っております。牛根境地区の歩道拡幅工事も引き続き要望してまいります。また、県道につきましても、改良工事の早期完成を要望してまいります。市道につきましては、厳しい財政事情の中ではありますが、平成19年度に引き続き、内ノ野2号線、元垂水原田線、瀬戸山線の整備を進めてまいります。そのほか、災害防止対策としまして、引き続き急傾斜地崩壊対策事業で脇登地区及び新城横間地区などの整備を行います。あわせまして農村災害対策整備事業及び中山間地域総合整備事業に取り組んでまいります。

平成20年度初めには、市内全域で土砂災害警戒区域の指定が完了いたします。これに関連した砂防・急傾斜・治山などの事業を要望してまいります。

次に、環境の保全と農林水産業の育成と発展

につきましては、温暖な気候と自然環境に恵まれた地理的条件を活かした産業振興が必要であると考えます。

本市の農業は、温暖な気候を活かした、園芸・畜産・果樹を中心とした複合経営がなされております。しかしながら、消費者の食に対する変化、生産資材等の高騰、農産物の輸入及び国内の産地間競争、さらに農業従事者の高齢化、若年層の農業離れによる後継者の減少、遊休農地の増加など、農業を取り巻く情勢は一段と厳しくなっております。

このような状況を踏まえ、垂水市の農業・農村を支える担い手育成や確保など積極的に取り組み、垂水市に即した農業の構造改革の実現に向けた事業を行ってまいります。また、農業振興のために、バイオガス製造過程で発生する液肥の有効利用を検討し、「農業公社」の設立につきましては、引き続き検討してまいります。

次に、豊かな森と海づくりに向けて、森林が持つ多面的な機能と水土保全の役割を十分発揮できるよう、間伐実施事業や森林環境税関係事業などを利用し、適切な森林整備を行ってまいります。

堆肥センターの運営につきましては、環境にやさしい土づくりを進め、堆肥の安定供給に努めてまいります。

畜産振興対策としましては、資源リサイクル畜産環境整備事業による地域環境に配慮した生産基盤の整備を進め、畜産農家の組織強化と銘柄確立に努めてまいります。

また、耕作放棄の防止及び農地の多面的機能の確保に努めるとともに、自立的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備を図るため、中山間地域等直接支払事業と農地・水環境保全向上対策事業を推進し、環境整備に努めてまいります。

次に、水産業の振興につきましては、長期にわたる魚価低迷や石油価格の高騰など非常に厳しい経営環境であります。両漁協と連携し、各

関係機関の協力を受けながら、水産物の販路拡大の支援や消費拡大に向けてのPR活動の支援を行います。

また、水産基盤整備の充実を図るため、垂水南漁港・海潟漁港の整備促進を継続して図ってまいります。

長年の懸案事項でありました牛根麓地区の漁港整備につきましては、平成18年に鹿児島県が管理する第2種牛根麓漁港に指定されましたので、平成20年度には測量設計を行い、平成21年度より工事に着手する予定であります。

境地区の漁業集落環境整備事業は、平成19年度で市が行う整備事業としてはすべて完了したところでございます。その中で簡易水道は平成19年度ですべてが供用開始になりました。今後も適正な維持管理に努めてまいります。また、下水道につきましては引き続き加入促進を図り、住環境の改善や錦江湾の環境保全を図ってまいります。

次に、生活環境に関しましては、近年、地球温暖化などの環境問題は地球規模にまで広がり、人類共通の課題として世界的に熱い議論がなされており、生存基盤に関わる重要な課題となっています。

市民一人ひとりが、みずからのライフスタイルや事業活動を見直し、行動するとともに、市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担のもと、連携・協働して環境への負荷の少ない循環型社会を構築することが不可欠であることから、マイバック運動など省エネルギーに向けた市民意識の啓発と向上に努めてまいります。

ごみ処理につきましては、4月から広域で共同処理する肝属地区一般廃棄物処理組合の焼却施設等が本格稼働いたします。

本市は、引き続きごみの26分別による減量化やリサイクルの促進を図ってまいります。

生活雑排水対策としまして、川や海の水質保全を図るため、合併浄化槽の普及促進に努めま

す。

また、環境センター、食肉センター、清掃センター及び火葬場は、適正な運転管理と効率的な維持管理に努めてまいります。

次に、観光垂水づくりと商店街の活性化につきましては、NHK大河ドラマ「篤姫」の放映が始まり、本市においてもゆかりのある島津墓地が整備され、鹿児島市のドルフィンポート内の「篤姫館」にはゆかりの地として紹介されております。また、鹿児島県においては、桜島や鹿児島湾岸の景観を楽しみながら歩く錦江湾しおかせ街道整備の一環として、道の駅たるみずに隣接する護岸を景観に配慮した散策路として整備することが計画されております。平成20年度は、このような施策を追い風にしながら観光の振興に努めてまいります。

まず、高峠つつじヶ丘公園の管理につきましては、ツツジの開花状況が思わしくないような状況にありますので、土壌成分の分析結果や専門家による診断の結果や指導等を参考に、施肥や除草作業時期の見直し、虫害防除などの改善策を講じる計画にしております。

猿ヶ城溪谷総合整備計画につきましては、平成19年度に新キャンプ場の施設建設に要する用地取得を終え、一部の造成工事にも着手できましたので、残りの造成工事や園路・修景施設、電気・給排水施設の整備を進めてまいります。そのほか既存キャンプ場の用地取得も計画しております。

道の駅は、さきに述べましたとおり鹿児島県において散策路の整備が行われる計画がありますので、本市施設との調整など行ってまいります。また、今後の問題として、レストランや屋根付き通路などの利用方法や拡張計画などについて関係機関などとも協議しながら検討してまいります。

商工業の振興につきましては、昨年から事業を行っております地域雇用創造推進事業は昨年

に引き続いて各種セミナーや技術研修、派遣事業などを開催し、雇用の創出に向けた取り組みを進めてまいります。

地域資源を利用した実証実験であります、地域バイオマス熱利用フィールドテスト事業は最終段階になりますが、昨年に引き続き、このシステムでの商業化の可能性を実証するための設備の研究や資料収集を行います。また、垂水市のバイオマスタウン構想の策定や実証実験後の運営等についても検討してまいります。

次に、福祉社会づくりでございますが、福祉行政の推進につきましては、市民一人ひとりが健康で豊かな人生を送れるよう総合的な健康づくりに努め、心のこもった福祉に取り組みます。また、高齢者や障害者が安心して暮らせる環境づくり、まちづくりを進めてまいります。

医療制度等の改正に伴う療養病床転換問題、健康診査、健康教室及び相談事業においては、介護が必要な高齢者の受け入れ先の確保や糖尿病を初めとする生活習慣病の一次予防に重点を置いた事業を進めるとともに、認知症予防教室など介護予防に視点を置いた支援を進めてまいります。

次に、高齢者への施策としまして、徘徊高齢者位置探索システム端末機、緊急通報体制整備、緊急入院時における移送困難者へのサービスを充実することにいたしました。

次に、少子化対策につきましては、家庭・地域・行政の子育てネットワークの構築を行い、社会全体で支える環境の整備を進めてまいります。

妊婦健康診査につきましては、これまでの3回を5回の公費負担とすることにいたしました。また、病児・病後児保育事業、子育て支援パスポートなどの新規事業も取り入れながら、現在垂水小学校で実施しております学童保育を継続するとともに、その充実に努めてまいります。

さらに、子育てに悩む人を支援する団体の組織化等を検討してまいります。

次に、人材づくりにつきましては、まず、社会教育と地域づくりについて、「心あたたかい人々の住む、文化の香り高いまちづくり」を目指し、市民が生きがいを持ち、潤いと活気に満ちた健康で明るいまちづくりを進めてまいります。

次代を担う青少年の健全育成に向けて、自立の精神・豊かな感性やふるさとを愛する心を醸成するための事業を展開してまいります。まちづくり・ひとづくりを進めるにつきましては、具体的事業としまして瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクールや市民文化祭・市民体育祭・生涯学習のつどい等の開催を関係団体の協力により実施するとともに、市民の学習機会を拡大するために市民講座や公民館講座の充実を図ります。また、地域住民の身近な存在であります地区公民館を地域活動の拠点として位置づけ、地区民が「集い」「学ぶ」場所としての役割を担えるよう努めてまいります。文化活動は、郷土の先人たちの偉業を市民へ啓発する事業の実施に加え、島津墓地の寄贈を受け、文化財保護の充実や文化財保存活用のための人材育成に取り組んでまいります。

スポーツを通じての市民の健康づくり、生涯スポーツ振興を図ってまいります。柘原地区では総合型地域スポーツクラブ「柘原スポーツクラブ」が4月からスタートします。地域を拠点とした健康づくり、スポーツレクリエーション活動の場が広がるよう支援してまいります。

また、大野ESD自然学校につきましては、教育施設及び地域活性化施設としての機能を十分に発揮できるよう、地域住民の方々や鹿児島大学との連携のもと、“生きる力”と“持続可能性のある社会実現能力”を備えた人材づくりに取り組んでまいります。

学校教育につきましては、生涯学習の基盤を培うという観点に立ち、知育、徳育、体育に食育を加え、調和のとれた教育の充実により「垂水の子らを光に」の実現を図り、感性豊かでた

くましい児童生徒の育成を図ってまいります。

そのため、垂水の山や川、海などの自然や歴史のすばらしさに気づかせるとともに、農業・漁業などの体験学習を通して「ふるさと垂水を愛し、誇りにする子ども」の育成に努め、基礎学力の定着と心の教育を推進します。

さらに、科学の祭典を初め、理科大好きな子ども育成のための諸事業、和田英作ジュニア展、複式学級のある学校が合同で授業を行うセカンドスクールなど、垂水らしい教育実践に努めます。

近年の児童生徒数の急激な減少による学校の小規模化に加え、学校施設の老朽化等で児童生徒を取り巻く教育環境が大きく変化して、学校の活力低下につながりかねないと懸念されることから、垂水市の未来を担う子供たちの生きる力を育む教育環境を整備し、学校教育の一層の充実を図り、活力ある学校づくりを目指してまいります。

また、施設の耐震化を進めるとともに、心不全などの緊急時に対応できるAED（自動体外式除細動器）を市内小・中学校全校に設置し、児童生徒等の安全・安心に努めます。

学校規模適正化の推進におきましては、昨年12月定例議会で、垂水市立中学校の廃止並びに統合について議会の同意を得られたことから、平成22年4月の統合に向けて、これからの2年間で、学校、保護者、住民の意見等を十分尊重しながら、望ましい中学校づくりの準備を進めてまいります。

なお、市内唯一の高校であります垂水高校の存続のためには、何よりも市民の意識の変革が重要であると考えますが、垂水高校振興対策協議会が進める事業に積極的に協力してまいります。

平成20年度の市政運営に当たりましては、これまで申し上げました考え方に基づき、「水清く優しさわき出る温泉の町 垂水」を目標に全力

を傾けてまいりますので、市議会初め、市民の皆様方の一層の御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、平成20年度の一般会計並びに特別会計予算の概要を説明いたします。

平成19年度においては、大きな災害等もなく、財政調整基金を取り崩すことなく決算できる見込みとなっております。

平成20年度は、地方交付税については、法人2税を中心に税源が偏在するなどの地方自治体間で財政力に格差が生じています。地方間の税源の偏在是正を考慮し、地方交付税に特別枠を確保するなど、格差の是正が行われることになり、増収が見込まれることとなったものの、地方譲与税、地方消費税交付金、自動車取得税交付金など減額が予想されており、依然厳しい状況となっております。

このような極めて厳しい地方財政の状況や国・地方を通ずる歳出・歳入一体改革の必要性を踏まえますと、引き続き、本市においても、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立することが求められます。

徹底した行政改革を推進するとともに、歳出の徹底した見直しによる抑制と重点化を進め、また、歳入面でも自主財源について積極的な確保策を講じるなど、効率的な財政への転換を図ることが急務となっております。

このような状況の中、歳入においては、市税は、市民所得の影響する市民税が伸び悩み、新築家屋の増加による固定資産税が伸びたことにより、全体では若干の伸びを見込んでおります。歳入の柱である普通交付税を前年度より4.3%増加を見込むものの、その他収入で見込みがはっきりしないこともあり、財政調整基金を1億円見込み、計上しております。

また、一方、歳出では、財政改革プログラムに基づき、一層の節減合理化を推進することであらゆる経費の見直しを図りました。事業費の

縮減などで市債発行抑制にも努めております。中でも、削減効果が最も期待できる人件費は、さらに、「定員適正化計画」の前倒しとも言うべき「定年前早期退優遇制度」により、早期退職が及ぼす削減効果が大きいため今年度も実施を予定しております。

また、これとは別に、職員の基本給は18年度から平均4.8%引き下げる給与構造改革が実施されておりますが、これにより5年間で約5億円の人件費の削減が図られることにもなっております。加えて、今年度は基本給の削減も検討しております。

特別職の報酬は、市長、25%、副市長、教育長10%の引き下げを引き続き行います。

市民生活に密着する経常的な経費は前年並みの計上を心がけておりますが、一部におきましては厳しい予算編成となっております。

このような形で健全な財政を構築してまいりたいと考えておりますので、長期的な視点から皆様の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

なお、平成20年度の一般会計予算総額は85億700万円で、前年度より約5億円の増となっております。

次に、特別会計について御説明を申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計ですが、国民健康保険制度は、農林水産業者及び自営業者を中心とする制度として創設されてから、我が国の国民皆保険制度の根幹として地域医療の確保と地域住民の健康保持増進に大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、制度が抱える構造的な問題や、さらには保険税収の低迷、医療費の増加などにより、非常に厳しい財政運営を強いられているところであります。

こうした中、平成18年6月に成立いたしました医療制度改革関連法に基づき、今年度から前期

高齢者の財政調整制度の創設、後期高齢者医療制度等により国民健康保険制度が大きく変わります。また、国の推進する「医療費適正化の総合的な推進」の一環として、新たに、生活習慣病の予防に着目した特定健康診査・特定保健指導の実施を義務づけられました。

このような状況下、平成20年度の歳入歳出予算の総額は、27億4,810万円を計上しておりますが、保険給付費の伸びにより基金や繰越金を充当し、収支の均衡を図っております。

次に、後期高齢者医療特別会計でございますが、今年度から、「75歳以上の高齢者と、65歳から74歳で一定の障害のある方のための医療保険制度」として、新たに後期高齢者医療制度が開始されます。この制度は、「医療保険制度を維持するために、高齢者世代と現役世代が公平に負担し、社会全体で支え合う制度」を設置の目的としております。

県内では、鹿児島県後期高齢者医療広域連合が保険者として運営に当たり、医療費の支払いと保険料の設定は広域連合が行い、保険料の徴収は市が行うこととなります。

これにより、歳入においては、後期高齢者医療被保険者の保険料及び「低所得者等の保険料軽減分を市と県が公費において補てんする保険基盤安定制度」による一般会計からの繰入金、また歳出は、後期高齢者医療広域連合への納付金を主なものとして構成されております。

本予算におきましては、平成20年度の歳入歳出予算の総額は、2億3,704万6,000円を計上しております。

次に、老人保健医療特別会計ですが、本年度より、後期高齢者医療制度の創設により老人保健医療制度は廃止となりますが、平成20年3月診療分の保険給付費及び過誤調整に係る費用は、平成20年度の老人保健医療特別会計より支出することとなります。

これにより、平成20年度歳入歳出予算の総額は、

3億4,362万7,000円を計上しております。

次に、交通災害共済特別会計ですが、交通事故で被災された市民の相互扶助を目的に昭和45年に設置されたこの共済事業は、市民各位の御理解と御協力によりまして順調に運営されてきております。今後とも、関係機関や各種団体の協力を得て、市民の交通安全に対する意識の高揚を図り、事業の健全運営とあわせて加入者促進に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は、625万6,000円を計上しております。

次に、地方卸売市場特別会計ですが、市民に新鮮な野菜等を豊富にかつ安定的に流通させる拠点として設置された公設地方卸売市場も、開設以来29年を経過し、現在まで市民生活の安定に重要な役割を果たしてきております。

近年、流通構造の多様化や情報化の進展あるいは食の安全への関心の高まりなど、生鮮食料品を取り巻く情勢は大きく変貌を遂げてまいりました。

特に、卸売市場は、市場利用者のニーズに応じてその機構の充実が一層求められております。

今後も、社会・経済情勢の変化に適應できるような健全な市場運営に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は、618万2,000円を計上しております。

次に、老人保健施設特別会計でございますが、「垂水市介護老人保健施設コスモス苑」は、要介護状態になった方々の心身の自立を支援し、家庭生活への復帰を目指す施設として、開苑以来12年目の年を迎えました。

施設運営につきましては、平成18年に行われました介護保険法の改正により、利用者及び施設にとって痛みを伴っており、非常に厳しい財政運営を強いられております。

コスモス苑としましては、ニーズに対応できるようなさらなるサービス向上に努め、より健全な施設運営が行えるよう努力してまいります。

歳入歳出予算の総額は、5億2,720万9,000円を計上しております。

次に、介護保険事業特別会計でございますが、平成12年度から始まりました介護保険制度も、スタートから8年が経過いたしました。平成18年4月に予防重視型システムへと切り換えを目指した大幅な改正が行われ、新たに設置された地域包括支援センターを中心に総合的な相談支援や介護予防事業を実施し、適正な介護保険事業の運営に努めているところでございます。

介護保険制度は、介護を社会全体で支え、利用者の希望を尊重した介護サービスを提供するものであります。市民の皆様への「自立支援」のために、サービスを適正に利用するという介護保険制度の趣旨に御理解と御協力をいただけるよう、今後も体制を整えながら、制度内容の啓発周知に努めてまいります。

予算の概要でございますが、歳出では、制度の根幹であります保険給付費を第3期介護保険事業計画の見込みと平成19年度決算見込みに基づきまして、約16億8,600万円を計上し、その財源として、国・県・市の負担金のほか、65歳以上の第1号保険料2億3,600万円、第2号保険料相当分として社会保険診療報酬支払交付金5億3,000万円、基金繰入金349万円を見込んでおります。

このほか、地域支援事業費等を合わせまして、歳入歳出予算の総額は、17億7,868万円を計上しております。

次に、病院事業会計でございますが、垂水中央病院は、昭和62年の開設以来21年目となります。診療の質、経営の質を高め、地域の中核医療機関としてその役割を果たしてきました。

平成19年度におきましては、開放型病院としての機能の充実を図るため、市内開業医との協力のもと、地域医療連携を重点にさらなる医療サービスの提供に努めてまいりました。

平成20年度の予算は、業務予定量の年間患者数を、入院4万3,070人、外来6万5,700人の計10万

8,770人と設定いたしました。

まず、収益的収支につきましては、収入の総額が20億3,335万6,000円、支出の総額が20億2,995万8,000円であります。

次に、資本的支出につきましては、企業債償還金が1億1,177万3,000円、建設改良費は計上せず、総額1億1,177万3,000円を計上しております。

事業運営につきましては、今後とも独立採算を維持し、経営の安定を図れるよう医師会と協力してまいりたいと存じます。

次に、と畜場特別会計ですが、安全で安心できる食肉を提供することが、と畜場の社会的使命でございます。このため、国が示している、と殺・解体時の衛生管理基準に適合できるような施設の維持管理と経費等の節減に努め、健全な運営に努めてまいります。

平成20年度予算につきましては、総額で1億883万9,000円を計上しております。

次に、潮彩町排水処理施設特別会計ですが、この特別会計は、垂水市土地開発公社が所有していた排水処理施設で垂水市に寄附されてから6年目に当たります。引き続き潮彩町排水処理施設の水質保全及び環境衛生の向上を図り、円滑な施設の運営管理に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は、727万6,000円を計上しております。

次に、漁業集落排水処理施設特別会計ですが、平成19年度で牛根境地区の漁業集落環境整備事業が終了し、平成20年4月から牛根境地区の漁業集落排水処理が供用開始されるのに伴い、漁業集落環境整備事業特別会計を漁業集落排水処理施設特別会計に名称を変更するもので、牛根境地区の生活環境の改善と川や海の水質保全の向上を図るため、円滑な施設の運営管理に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は、2,224万4,000円を計上しております。

次に、簡易水道事業特別会計でございますが、

平成19年度より、小谷・段地区簡易水道事業と牛根境地区簡易水道事業を簡易水道事業特別会計として統合し、事務事業の効率性の向上に取り組んでまいりましたが、今年度も、上水道と同様に地域住民の「安全で安定した水の供給」を図り、円滑な管理運営に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は、3,298万円を計上しております。

次に、水道事業会計でございますが、4月より平均で14.61%の水道料金値上げをお願いするわけですが、今後もお一層、安全で安心な水の安定的供給を行うため、引き続き国道拡幅に伴います配水管布設工事を実施するとともに、平成20年度から2カ年をかけて、内之野浄水場の施設改修整備と水源地改修工事及び城山団地地区の老朽化施設の改修対策に取り組んでまいります。

給水件数、給水量につきましては、減少傾向にあり、経営的には厳しい状況でございますが、平成20年度もお一層の行財政改革に取り組むとともに、企業経営努力をし、事業の安定的推進に努めてまいります。

予算の概要につきましては、業務予定量としまして、給水戸数7,000戸、年間給水量190万立法メートルとし、所要の経費を計上しております。

収益的収支では、収益総額2億9,219万3,000円で、その主な財源は水道料金となっております。水道事業費用につきましては、総額2億8,303万6,000円で対前年度比3,641万6,000円の増となっております。

次に、資本的収支につきましては、支出総額7億1,098万1,000円で対前年度比4億9,686万8,000円の増となっております。なお、資本的収入が資本的支出に対しまして不足する額は、内部留保資金及び建設改良積立金を充当してまいります。

事業経営の方針といたしましては、安全で安心な水の安定的供給を念頭に、コストの縮減等

経営の効率化を図るとともに、引き続きホームページ等を通じて、水道、水質等の情報提供を行ってまいります。

以上をもちまして予算案の説明を終わりますが、詳細につきましては、審議の過程におきまして、私ほか、それぞれの担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議賜われますようお願いを申し上げます。

○議長（徳留邦治） ただいま平成20年度の施政方針並びに各会計予算案について説明がありましたが、これに対する総括質疑及び一般質問のための本会議を3月11日及び12日の午前9時30分から開きます。

質疑及び質問は通告制といたしますので、質疑者及び質問者は、会議規則第51条第1項の規定により、3月4日の正午までに質疑及び質問事項を具体的に文書で議会事務局へ提出願います。

なお、当日の質疑及び質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内とします。また、質問回数については3回までとし、初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いします。

本日の日程は、以上で全部終了しました。

△日程報告

○議長（徳留邦治） 明3月1日から3月10日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、3月11日及び12日に開きます。

△散 会

○議長（徳留邦治） 本日は、これにて散会します。

午後2時28分散会

平成 20 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 2 日 平成 20 年 3 月 11 日

本会議第2号(3月11日)(火曜)

出席議員 16名

1番	感王寺 耕 造	9番	森 正 勝
2番	大 藪 藤 幸	10番	持 留 良 一
3番	尾 脇 雅 弥	11番	宮 迫 泰 倫
4番	堀 添 國 尚	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	葛 迫 猛
6番	田 平 輝 也	14番	徳 留 邦 治
7番	北 方 貞 明	15番	篠 原 静 則
8番	池 山 節 夫	16番	川 畑 三 郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市 長	水 迫 順 一	水産課長	塚 田 光 春
副 市 長	水 迫 恒 美	商工観光課長	倉 岡 孝 昌
総務課長	今 井 文 弘	土木課長	川 畑 信 一
企画課長	迫 田 裕 司	会計課長	安 藤 章
財政課長	岩 元 明	水道課長	橋 口 正 徳
税務課長	川井田 志 郎	監査事務局長	島 児 典 生
市民課長	三 浦 敬 志	消 防 長	町 田 昭 典
市民相談		教 育 長	肥 後 昌 幸
サービス課長	谷 口 敏 徳	教委総務課長	松 浦 俊 秀
保健福祉課長	村 山 満 寛	学校教育課長	押 川 和 成
生活環境課長	太 崎 勤	社会教育課長	梅 木 勇
農 林 課 長	山 口 親 志		

議会事務局出席者

事務局長	馬 籠 義 人	書 記	磯 脇 正 道
		書 記	松 尾 智 信

平成20年3月11日午前9時30分開議

△開 議

○議長（徳留邦治） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

ここで、市民課長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

○市民課長（三浦敬志） 先日配付いたしました平成20年度垂水市特別会計予算書のうち垂水市国民健康保険特別会計予算書において、ページが欠落しているところがありました。

そこで、大変申しわけありませんが、その挿入すべき当該部分を後ほど張りかえさせていただきたいと思っております。大変御迷惑をおかけしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（徳留邦治） これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△議案第16号、議案第21号～議案第31号一括上程

○議長（徳留邦治） 日程第1、議案第16号及び日程第2、議案第21号から日程第12、議案第31号までの議案12件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第16号 第4次垂水市総合計画基本構想について

議案第21号 平成19年度垂水市一般会計補正予算（第6号）案

議案第22号 平成19年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案

議案第23号 平成19年度垂水市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）案

議案第24号 平成19年度垂水市漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第3号）案

議案第25号 平成19年度垂水市介護保険特別会計

補正予算（第3号）案

議案第26号 平成19年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）案

議案第27号 平成19年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号）案

議案第28号 平成19年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第3号）案

議案第29号 平成19年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計補正予算（第2号）案

議案第30号 平成19年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案

議案第31号 平成19年度垂水市水道事業会計補正予算（第4号）案

○議長（徳留邦治） ここで、各委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長堀添國尚議員。

[産業厚生委員長堀添國尚議員登壇]

○産業厚生委員長（堀添國尚） おはようございます。

去る2月29日の本会議において産業厚生委員会付託となりました各案件について、3月5日委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告します。

最初に、議案第21号平成19年度垂水市一般会計補正予算（第6号）案中の所管費目については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号平成19年度垂水市漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第3号）案、議案第25号平成19年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第3号）案、議案第26号平成19年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）案、議案第27号平成19年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号）案、議案第28号平成19年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第3号）案、議案第29号平成19年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計補正予算（第2号）案、議案第30号平成19年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）案及び議

案第31号平成19年度垂水市水道事業会計補正予算(第4号)案については、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長(徳留邦治) 次に、総務文教委員長池之上誠議員。

[総務文教委員長池之上 誠議員登壇]

○総務文教委員長(池之上 誠) 去る2月29日の本会議において総務文教委員会付託となりました各案件のうち、最初に議案第16号第4次垂水市総合計画基本構想について、その結果を報告いたします。

本案については、本市の将来の発展に向けての総合的かつ計画的な指針となるもので、内容が産業厚生委員会の所管事項とも関連があるため、産業厚生委員会と協議の上、3月10日、私も総務文教委員会と産業厚生委員会との2常任委員会で連合審査会を開催し、審査いたしました。

審査内容につきましては、各議員十分御承知のことですので省略いたします。

連合審査会終了後、開会しました本委員会においての審査の中でいろいろな意見がありましたので、主なものを報告いたします。

まず、議会は基本構想の10年間の夢を議決するだけでよいのかという思いの上で、基本計画についても、議会の承認まではいかなくても、議会には説明して意見を求めていくことが必要ではないか。

今回の総合計画には、住民参加に住民協働と位置づけている割には、施策の大綱にはほとんど盛り込まれていない。総合計画を実効性のあるものにしていくためには、住民と行政の協働の仕組みを強化していかなければならないのでは。

基本構想のみならず、基本計画や実施計画も議会の議決事項にするべきではなどの意見が出されました。

これらの意見を踏まえ、慎重に審議の結果、全

会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、その他の付託案件につきましては、3月6日委員会を開き、審査しましたので、その結果を報告します。

まず、議案第21号平成19年度垂水市一般会計補正予算(第6号)案中の所管費目・歳入全款については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号平成19年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)案及び議案第23号平成19年度垂水市交通災害共済特別会計補正予算(第1号)案は、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長(徳留邦治) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]]

○議長(徳留邦治) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]]

○議長(徳留邦治) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

議案第16号及び議案第21号から議案第31号までの議案12件を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[[「異議なし」と呼ぶ者あり]]

○議長(徳留邦治) 異議なしと認めます。

よって、議案第16号及び議案第21号から議案第31号までの議案12件については、各委員長の報告のとおり決定しました。

△鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長(徳留邦治) 日程第13、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから、市長区分

6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。

今回、市議会議員区分に1人の欠員が生じたため、候補者受け付けの告示を行い、届け出を締め切ったところ、2人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により、選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、すべての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行いません。

そこで、お諮りします。

選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することをしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（徳留邦治） ただいまの出席議員数は16人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条の規定によって、立会人に堀添國尚議員、北方貞明議員及び池山節夫議員の3人を指名します。

候補者名簿を配ります。

〔候補者名簿配付〕

○議長（徳留邦治） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（徳留邦治） 念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（徳留邦治） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票は、1番議員から順番に投票願います。

それでは、順次投票をお願いします。

〔1番議員から順次投票〕

1番 感王寺 耕 造 議員

2番 大 藺 藤 幸 議員

3番 尾 脇 雅 弥 議員

4番 堀 添 國 尚 議員

5番 池之上 誠 議員

6番 田 平 輝 也 議員

7番 北 方 貞 明 議員

8番 池 山 節 夫 議員

9番 森 正 勝 議員

10番 持 留 良 一 議員

11番 宮 迫 泰 倫 議員

12番 川 尻 達 志 議員

13番 葛 迫 猛 議員

14番 徳 留 邦 治 議員

15番 篠 原 静 則 議員

16番 川 畑 三 郎 議員

○議長（徳留邦治） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

堀添國尚議員、北方貞明議員及び池山節夫議員は、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票・点検〕

○議長（徳留邦治） 選挙の結果を報告します。

投票総数 16票

そのうち

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票のうち

庵 重人君 13票

中嶋敏子君 3票

以上のとおりです。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

△平成20年度施政方針並びに各会計予算案
に対する総括質疑・一般質問

○議長（徳留邦治） 日程第14、平成20年度施政
方針並びに各会計予算案に対する総括質疑及び
一般質問を行います。

1回目の質疑及び質問は登壇して行い、再質疑
及び再質問は質問席からお願いします。

なお、本日の質疑及び質問時間は、答弁時間
を含めて1時間以内とします。また、回数につい
ては3回までとし、初回の発言時間を20分以内
に制限しますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って順次質疑及び質問を
許可します。

最初に、3番尾脇雅弥議員の質疑及び質問を許
可します。

[尾脇雅弥議員登壇]

○尾脇雅弥議員 皆さん、おはようございます。

久しぶりのトップバッターということで緊張
しておりますけれども、こっそりとした内容を
さわやかに質問させていただきたいと思いま
す。市長初め、関係各位の御答弁よろしくお願
いしたいと思えます。

初めに、超高齢化社会における医療費の負担
増について質問をいたします。

平成17年度国保医療費の現状は約18兆3,000億
円で、そのうち約半分の9兆3,000億円が老人医
療費です。前年比4.3%の伸びを示しており、今

後も財政上大きな課題の1つです。

都道府県ごとの年間1人当たり老人医療費ワー
スト1位は福岡県でおよそ102万円、ベスト1位
は長野県で67万円、ちなみに鹿児島県はワースト
9位で89万円です。

まず最初の質問ですが、垂水市の老人医療費
の現状は幾らで、また、その中で診察費や手術
費などの医療行為を除く薬代にかかっている金
額は幾らでしょうか。

次に、AED設置について質問いたします。

昨年12月20日、森伊蔵酒造様より救急車の寄贈
をいただいた記事が市報2月号に掲載されてお
りました。垂水市民の1人として大変ありがた
いことだと感謝いたします。

病院への搬送やその間の命をつなぐことが救
急車の役割であるとするならば、今回質問する
AEDは、その救急車が到着するまでのまきに命
をつなぐ役割を担っていると言っても過言では
ありません。74万1,000円という決して大きな予
算ではありませんが、将来の垂水を担う子供た
ち、市内12の小・中学校に設置されることは意
義深いことであり、評価したいと思います。

ただ、一方で、大野地区、野久妻地区ある
いは岳野地区など、救急車が出動しても到着ま
でかなりの時間がかかる地域へのAEDの配置も
同様に必要と思いますが、市長の考えをお示し
ください。

3番目、消防組織の強化充実について質問いた
します。

消防白書によると、1952年に全国で約200万人
いた消防団員も、2007年には過去最小、89万2,893
人に激減しております。鹿児島県も例外でなく、
定数に対する充足率は93.7%です。垂水市はさら
に悪く、311人の定数に対し262人、充足率84.2%
です。40年前は25.6%だったサラリーマンなどの
割合が、2007年には69.7%へ、約2.7倍ふえて
います。これに対し、42.3%を占めていた自営業
者の割合が14.5%へ、約3分の1に減っています。

このことが悪いわけではありませんが、このままでは、いざというときに力を発揮できない現状でございます。今後のことを考えた場合、火災や自然災害が発生したとき、先頭に立って地域の安全確保の役割を担う消防団員の強化充実が必要不可欠であると考えます。

このような現状を踏まえ、女性消防団員や機能別団員制度の取り組みを行っている自治体もあるようです。同時に、自主防災組織や行政とのネットワークづくりにも力を入れて対処する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

4番目、垂水高校について質問をいたします。

存続問題を含め、垂水高校のあり方は、中学生の受け皿としてだけでなく、地域をどうするかという問題でもあります。現状認識とこれからの対応についてどのように考えておられるのか、教育長に伺います。

5番目、歳入確保の施策について質問をいたします。大別して3つ伺います。

まず1つ目に、個人住民税・国保税の状況について伺います。

1つ、徴収率は何%で、年間幾らか。また、県下でどの位置かお尋ねをいたします。

2つ、そして、そのような現状を踏まえて、どのような対策を考えておられるのか伺います。

そして2つ目に、鹿児島県は、国の企業立地促進法に基づいて、県と県本土28市町で地域産業活性化協議会を設立をし、自動車、電子、食の3分野を中心に国の経費補助や優遇措置を受けて、企業誘致の基本計画を作成するプロジェクトを先月26日に発表いたしました。関連して3つ質問をいたします。

1つ、このプロジェクトに垂水市は参加をしているのか。

2つ、参加をしていれば、どの分野で何を目指すのか。また、参加していなければ、なぜなのか。

3つ、これ以外に単独での企業誘致の考えはな

いのか。また、候補地についてどう考えているのか。

3つ目に、バイオマステストフィールド事業終了後の歳入の見通しと可能性について伺います。

この事業が成功した場合の可能性については、水迫市長みずからその都度御説明をいただいております。これまで捨てるために莫大なお金をかけていた家畜のふん尿が原料となって、地球温暖化防止の環境対策としての一翼を担い、なおかつ新エネルギーとして新たな財源の可能性があるとということでした。

本年1月16日、バイオガス・ネット・ジャパンが設立をされ、新たな動きもあるようです。実験後の歳入の見通しと可能性についてどうとらえ、どのように参画していく考えか伺います。

6番目、各課マニフェストについて質問をいたします。

施政方針の中に、事業の継続・充実が唱えられております。3つお尋ねをいたします。

1つ、1年目の成果は。

2つ、どのように情報発信をされ、また、市民の声をどのように反映をされるのか。

3つ、今後の取り組み、レベルアップの施策はどうかお尋ねをいたします。

最後に、50周年イベント事業について質問をいたします。

平成20年10月1日、市制施行50周年事業ということで先日の施政方針演説の中で発表があり、「記念式典」や「NHKのど自慢」などが予定されているということでありました。市報などで一部発表されているものもありますけれども、いつごろ、どのような中身なのかをお伺いをいたします。

以上で、1回目を終わります。

○市民課長（三浦敬志） 尾協議員の超高齢化社会における医療費負担増についてに関する御質問について、お答えいたします。

お尋ねの内容は、国保の老人医療費の現状に

関するものでありましたので、本市の現状についてお答えいたします。

平成18年度分について、75歳以上の国保老人の方の1人当たりの医療費であります。約99万5,000円で、県下17市の中では鹿児島市に次いで2番目となっております。

この医療費のうち薬代につきましては、総額で約3億8,816万円となっております。

○市長（水迫順一） 皆さん、おはようございます。

尾脇議員の質問の中でAED設置についての質問に、私のほうからお答えをしたいと思います。

最近、多くの方が利用されておられます施設等にAEDが設置されているのを目にすることが多くなり、一般の方々への周知もされてきているようであります。

議員言われるように、確かに山間地域で急患が発生した場合、救急車が到着するまでに時間を要します。そのためにもAEDを設置し、心肺停止患者に対しまして速やかに手当てを行うことで救命率を上げられることも承知いたしておりますが、装置の扱いにつきましては、音声ガイドに従いまして操作ができますが、それでも取り扱いにある程度の習熟訓練が必要であると思っております。そこで、現在、本市においては、多くの方が利用する公の施設で、例えば市役所や市民館・市の体育館などの供用時間内に管理する者が常駐する施設に設置しているところでございます。

AEDの効果は十分理解できますが、ただいま申し上げました理由によりまして、山間地域への設置につきましては、今後、検討させていただくということで御理解をいただきたいと存じます。

まずは、平成20年度は市内の各学校へ設置をしたいと思いますところでございます。

あと関係課長のほうから答弁させます。

○消防長（町田昭典） 尾脇議員の1回目の質問

にお答えをします。

消防団員の現状についてでございますが、現在の消防団員の条例定数は311名、実員262名でございますが、予算要求に伴います算定人員は280名で要求してございます。

消防団員の人員につきましては、消防庁の示す消防力の整備指針に基づき、必要な人員が算定されますが、消防隊員数109名、大規模災害時の避難誘導に必要な人員664名、計773名と算定をされております。

機能別消防団員、女性消防団員及び自主防災組織の必要性でございますが、女性消防団員につきましては、女性用トイレ及び更衣室等施設の改修等が必要となるところから、現時点では考えておりません。

自主防災組織につきましては、消防本部が行う訓練指導等を通じて育成強化に努めてまいりたいと考えております。

消防団員でございますが、要確保人員280名に対して262名の現有人員でございますので、特別に募集をして入団を促すまでの必要はないだろうと考えております。

なお、消防団員の資格につきましては、平成18年9月の条例改正で、「市内居住者」のみであったものを「居住し、又は勤務する者」と改め、勤務地消防団員を定めているところでございます。

以上でございます。

○教育長（肥後昌幸） 垂水高校問題についてお答えをいたします。

まず、現状認識でございますが、昨年4月、垂水高校の普通科への入学者が40人しかなく、ついに現在の1年生普通科は1学級になってしまいました。

このことから、教育委員会でも危機感を持って指導に当たってまいりました。年度当初から4人の中学校長を集め、強い指導を行うとともに、教頭研修会あるいは進路指導主任会でも繰り返

し指導してまいりました。

本年度は、7月の進路希望調査で普通科希望が67人いましたので、募集定員は何とか2学級になりました。しかし、先週行われました入学試験受験者は43人まで減っております。

垂水市内の中学校から垂水高校への入学希望者は、これまで平均して約25%から30%しかいませんので、生徒数の減少から、このままでいくといずれ普通科も1学級にならざるを得ない状況にあると認識しております。

そうなりますと、全学年が普通科1学級、生活デザイン科1学級になった場合、全学年の在籍者が募集定員の3分の2以下が2年続くと、整理統合の対象になるという基準にひっかかってくるということになります。

教育委員会では、先ほども申し上げましたとおり、危機感を持ってこのことに取り組み、繰り返し指導してまいりました。その中での19年度普通科40人、20年度43人の数字であります。

進路指導の基本、これは、生徒が自己のあり方、生き方を考え、主体的に進路を選択することができるように指導することです。教育委員会や各中学校での指導はジレンマの中の指導であり、非常に厳しいものがございます。

昨年6月の池之上議員の質問にもお答えしましたとおり、今後は、市教委や各中学校ばかりではなく、垂水高校及び同校の同窓会、市当局、PTA、議会も、それぞれ何ができるのか、どうすれば生徒や保護者並びに市民の意識が変えられるのかをより一層考えていかなければならないというふうに考えております。

○税務課長（川井田志郎） 尾協議員の5番目、歳入確保の施策について。1番目の個人住民税・国保税についてお答えいたします。

議員も御存じのとおり、今年度より、所得税から住民税への税源移譲等の影響によりまして、結果として住民税が増税となっております関係から、全国的に住民税の徴収率が前年度より低く

なっている状況でございます。

当市におきましては、平成18年度市町村税徴収率が現年度、過年度合計で87.3%と、前年度と比べまして0.5%伸びてはいますが、県下49市町村の中で低いほうから7番目と、納税意識の低い地域にランキングされております。

市民税収入額は5億1,732万6,000円、徴収率が92.1%、国保税は収納額が4億6,389万円、徴収率が74.11%で、県下17市中9位という状況でございます。

このような状況から、今年度は、早目の対策としまして、市税全般について1月から電話による催告、徹底した戸別訪問等を実施しているところでございます。2月末で19年度分すべての税目の納期限が過ぎましたので、今月末には最終催告書の送付も予定してまいりまして、今後は夜間徴収等も実施し、税収の確保を図ってまいりたいと考えております。

また、徴収率が低迷している理由としましては、一昨年まで、近隣市が行っているような悪質滞納者に対する滞納処分をほとんど行ってこなかった結果と思われまます。今年度からは、財産調査等を徹底し、財産がありながら納税の誠意を見せない滞納者には、税負担の公平の見地から、大多数の納税者の立場に立って、場合によっては強い姿勢で差し押さえ等の滞納処分も検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○企画課長（迫田裕司） 歳入確保の中の企業誘致についてお答えします。

まず、垂水市は鹿児島県地域産業活性化協議会に参加していますかという御質問ですが、本市は参加しております。

次に、参加しているとすれば何を目標としていますかということでございますが、県のほうでは、自動車、電子、食品分野を中心とした計画を策定中でございますが、本市は、基幹産業である農業や漁業を生かした食品分野に特に力を

入れていきたいと思えます。垂水でとれた食材をそのまま出荷するのではなく、加工して付加価値を高め、都市部で売ります。そうすることにより、生産者に安定した収入が得られるような仕組みづくりを目指していきます。

次に、これ以外に単独での企業誘致はないですか。また、企業誘致の場所としてはどこを考えていますかという御質問ですが、企業誘致については、現在、市長みずからがトップセールスで関係企業の訪問を行い、企業誘致に努めておりますが、そのほか、垂水市のホームページ上におきまして、旧垂水フェリー第1駐車場の空き地、市内の空き工場の紹介をし、また県のホームページにおきましても同様に登録し、企業誘致に努めているところでございます。

企業誘致の候補地ですが、先ほど議員がおっしゃった企業立地促進法に基づく基本計画案の企業立地重点促進区域としまして、旧垂水フェリー第1駐車場、環境センターに隣接するし尿処理場跡地、牛根中学校、協和中学校、垂水南中学校を県に候補地として報告しています。

当然のことながら、中学校跡地の利活用につきましては、地元の意向を最優先して考えていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 5番目の3点目にごございましたバイオマスフィールドテスト事業後の歳入の見通しと可能性についてお答えをいたします。

御案内のとおり、平成18年度に始めました同事業は、3年目の平成20年度で実証実験を終えることとなります。

今後の展開につきましては、現施設を使ってバイオガスの道の駅のコージェネレーションの燃料としての利用や、他の公共施設での燃料としての利用、バイオガス自動車の導入、メタンガス抽出後の残渣であります消化液の利用方法など検討してまいります。一番大事なことは、

この垂水プロジェクトがモデルとなって普及発展し、実用化につながることで社会環境の諸問題への対応策となることだと思えます。そしてその結果として、垂水市に何らかの果実を残せるように検討してまいりたいと思っております。

そのための仕掛けづくりといたしまして、法人組織が今年の1月に設立されております。新会社は、バイオガスの回収・精製・運搬・供給システムの確立に向けた事業展開を設立の目的にしております。この企業体に加わることで、この組織での事業展開に本市も参画することを現在、検討いたしております。

○市長（水迫順一） 尾脇議員の各課マニフェストにお答えをしたいと思います。

平成18年の12月議会におきまして、各課におけるマニフェストの策定について尾脇議員の提案でございました。

私も所属長みずからが1年間の目標を立て、所属職員の意識を高め、共通認識と一体化を図るために必要な取り組みではないかと思ひ、早速平成19年の2月の課長会におきまして、平成19年度4月からの導入を指示したところでございます。

これまでのマニフェストに関する経過報告でございしますが、3月臨時課長会におきまして、4月6日までに消防本部を含む全課・局に対しまして、1年間の重点的な目標を提出させ、4月下旬にすべての課に対しましてヒアリングを行いました。また、11月には上半期の達成状況についてのヒアリングを行い、課題や状況を把握しまして、年度末までの達成に向けての取り組みを確認しました。

さて、1年間の成果という質問でございしますが、年度中であるということもあり、マニフェストの内容につきましては評価できないところでございます。1年間の結果報告、また平成20年度のマニフェストにつきましては、4月中旬にヒアリングを行う予定にしているところでございます。

ただ、中間報告の段階におきまして、各課の

設定しました目標がおおむね順調に達成されているというふうに感じております。そのほかにも、私自身が各課の現状を詳しく聞くことができたこと、各課においても目標達成に向けて課内の一体化が図られている状況となっていることなどが、今年取り組んでみた中での一定の成果ではないかというふうにも思っております。

また、上半期のヒアリングの際には、信頼される職場、職員となるよう、接遇に関する指示をすべての所属長に対しまして行いました。少しずつですが、改善に向けて進んでいるようでございます。

次に、市民に向けての情報発信でございますが、マニフェスト自体の情報量が多いこと、また平成19年度は事務改善の一環ということで内部での取り扱い資料としたこと、これは目標項目や評価基準に対しまして明確な基準がなく、所属長の任意で設定したことでございますが、こういったことからマニフェストの一般公開は行いませんでした。

ただし、市報において、平成17年度から毎年5月号で各課紹介のコーナーを設け、各課長のメッセージを紹介しておりますので、今後は、このコーナーを利用しまして、市民向けのマニフェスト項目を公開し、結果報告できるように改善していきたいというふうに思っております。

レベルアップに向けての取り組みですが、まずは目標の設定について各課の行政分野におきます現状を理解し、本市の総合計画や各課の中長期計画、毎年度の施政方針に基づき、より高いレベル目標を設定していくこと、そしてその目標を達成するためにどんな取り組みをしていくのか、具体的に示していけるよう改善を図りたいと考えております。

○総務課長（今井文弘） 尾協議員の市制50周年イベントについての「記念式典」や「NHKのど自慢」が予定にあるが、いつごろ、どのような中身なのかという御質問にお答えいたします。

平成20年10月1日が垂水市の市制施行50周年となりますことから、平成20年度につきましては、市民協働によるさらなる発展を目指して、市民の多くの参加を得てのイベントを実施していくこととしております。

50周年という節目において何かメインとなるものと、以前からNHKに「のど自慢」の開催をお願いしておりましたところ、4月27日の日曜日には本市の文化会館にて開催されることが決定されました。前日の26日土曜日に予選会が行われることになっておりまして、このときの土曜日、日曜日は、市民はもちろんのこと、市外からも多くの方々が見えられることになると思っております。

27日は、生放送で12時15分から13時までは、選ばれた20組の方々によるのど自慢が行われ、終了後の午後1時から、今回のゲストの水森かおりさん、尾崎紀世彦さんの歌謡ショーがあることになっております。

次に、市政の発展に貢献し、また郷土の名誉を高め、特に功績顕著な方々の表彰などを行います「記念式典」につきましては、10月12日の日曜日を予定しているところであります。

このほかに、これは仮称でございますが、「市民音楽祭」として、歌、芝居、郷土芸能など市民手づくりの音楽イベント、それから「太鼓フェスティバル」「児童生徒作文コンクール」などを考えているところであります。実施の時期、内容については、実行委員会の中で詰めてまいりたいと考えております。

また、これまでの恒例事業、「瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクール」や「夏祭りフェスタ」、「和田英作ジュニア絵画コンクール」などにつきましては、冠をつけた形での実施をしてみたいと考えているところであります。

これらのイベント、事業につきましては、多くの市民の参加をいただくためにも、市報やホームページなどで十分な広報活動をしてまいりた

いと考えております。

以上でございます。

○尾脇雅弥議員 2回目に入ります。

老人医療費の件ですけれども、今、薬代を含めて1人当たり約100万円ということでございます。掛ける対象人数ということですので、かなり大きな額になっているという現状でございます。このままですとふえる一方ですので、しっかり対応していかなければいけないと思います。

そこで、市長に伺いますけれども、この薬代について、必要な新薬を除いてジェネリック医薬品で対応できないかということをお提案申し上げたいと思います。そうした場合のコストの削減というのはどれぐらいできるのかお尋ねをします。

それから、課長に伺います。この老人医療費が高い理由というのを教えていただきたいと思っております。

次に、AEDの設置について。今後、前向きな方向で検討していただけるということでございますけれども、このAEDの設置と同様に大切なのがCPR（心肺蘇生法）の講習を継続的にやっていくことじゃないかなと考えております。

こういうデータがあります。病院外で倒れてAEDを施したけれども、心拍の再開がなかったためにCPR（心肺蘇生法）をした結果というのがあるんですね。要するに、病院の外でAEDをやったけれどもうまく作動しなかったので、心肺蘇生法をやったということで、二通りの結果が出ていまして、ちゃんと講習を受けて適切なCPRを受けた方の退院後の生存率というのは53%。反対に不適切なCPR、我流でやった場合のその方の退院後の生存率というのはわずかに8%ということでありまして、結果として、初期の心肺蘇生法のよし悪しで、その後いかに高度な治療を受けても生存の確率というのは6倍以上違っているという現実があるということでございます。

ます。そこで消防長に伺います。垂水市の講習の現状はいかがでしょうか。

それから、消防組織の強化充実についてですけれども、私も地元に戻ってきて、消防団員として今、5年目ですけれども、川畑議員を初め、池之上議員とか感王寺議員なんかも各団員として御尽力をいただいているわけですけれども、現状を考えますと、豪雨災害なんかが大変やっばりふえてきていると、出勤の機会がふえてきているというふうに思います。人は一方で減っていくというのが現状だろうと思います。

この消防職員の手足の役割を担うのが団員の仕事でございますので、もう少し役割を細分化して、対応していただく方向で検討していただきたいというふうに要望しておきます。

それから、垂水高校についてですけれども、ちょうど1週間前の3月3日、お招きをいただいておりますので、第60回の卒業式に出席をさせていただきました。今回の卒業生は、普通科2クラスの46名、生活デザイン科1クラスで22名と、合計で68名でした。その内訳が、市内52名と市外が16名という割合でございます。先ほど教育長からお話ありましたけれども、市内4つの中学校からの進学率はわずかに4分の1という状況でございます。

何で垂高に進学をしないのかというふうに考えたときに、私は、一番は出口の問題だと思います。例えば進学を考える人にとっては、垂高を卒業した後に希望の学校へどうやったら進めようかという不安があるでしょうし、就職を考える方にとっては、垂高に進学をした後にいい就職先が見つかるんだろうかという不安があると思います。非常に当たり前のことですが、この出口の問題を解決をしないと、その入り口の問題というのは解決をしないと思いますので、先ほど教育長から話がありましたいろんな組織と連携をして、今のうちにしっかりと対応していただきたいと思っております。

本当に「後悔先に立たず」ですので、いよいよとなったときに対応するのではなくて、今のうちに、余裕のあるうちにしっかりと対応していただきたいと考えております。

そして、歳入確保の施策についてですけれども、個人住民税・国保税の状況について御説明をいただきました。夜間徴収とかその辺も対応を考えておられるということでございましたけれども、何とかしたいけれども、払えないんだという方もいらっしゃると思います。そういった方には適切な対処をしていただいて、減免なり期限を延ばすなり対応していただきたいんですけれども、先ほど話がありました悪質な滞納者ですね、これに対しては、正直者がばかを見るようなことにならないようにしっかりと対応をお願いしたいと思っております。

市長にこれ1点伺いたいと思います。今、課長のほうからも話がありましたけれども、鹿児島市も特別滞納整理課というのを新設をして、悪質な滞納者に対するということですが、この辺、市長のお考えをお伺いをしたいと思いません。

そして、企業誘致に関してですけれども、現段階でいろいろ構想とかあると思います。話ができないこともあると思いますけれども、その辺は理解をしておりますので、何とかいい結果が出せるように要望しておきます。

そして、バイオマステストフィールド事業についてですけれども、時々、課長初め、皆さんとはよく意見交換をさせていただきますので、私の考えていることは重々御承知のことだと思っております。

しかし、あえて一言言いたいんですけれども、確かにさっき言われたように、環境の問題とか社会貢献をするということは大事なことです。しかし、私はそれだけではだめだというふうに思っています。実入りがなければ垂水でやっている意味がないと思います。やっとの思いで皆さ

ん、行財政改革とかそういったことをやって、皆さんも汗をかいて、また市民の皆さんにも我慢をしていただいてここまでやってきたわけですから、大事なのはここからどうやって歳入確保していくかということだと思います。

いつもお話をしていますが、行財政改革を頑張らなくて駄目なく、歳出削減、これは一生懸命頑張っておられて、一定の成果は得られたと評価をしております。だけれども、大事なのはこれからどうやって歳入をふやすかと、ここにあります。確かに環境問題、そういったことは大事です。けれども垂水はまだまだそういうふうに見える状況ではありません。しっかりと実入りを取っていくと、そのことが大事だと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

そのバイオガス・ネット・ジャパンの活動にしても、先ほどおっしゃった垂水モデルというなら、1%でもいい、2%でもいいから何とかそれが歳入につながるようにぜひ検討していただきたいと思いません。

例えば、これ尾脇家の2月分のこれはガス代です。1万3,858円ということを書いてあります。いつもよりちょっと、二、三千元高いみたいですけれども、これ以外にも電気代とか光熱費を合わせると、1世帯当たりの1年間の平均の光熱費というのは約100万円かかっているようでございます。垂水の場合ですと、掛ける8,000世帯ということで計算をしますと、100万円掛ける8,000ですから80億円という光熱費というのが実際に使われているという現状でございます。

仮にこの実験が成功して、その80億円のうちの半分、40億円がこのバイオガスの関係でうまくシフトできたと計算をして、うまく参入して5%なりマージンが取れるように考えた場合は、2億円の収入が入ってくるという計算が成り立つわけです。これは垂水市だけの話であって、それ以外にも市場はあるわけですから、もっとやりよ

うによっては歳入につなげていけることができるといふことでございます。

それと、例えば私は、そのことに対して市のほうで1,000万円ぐらい予算を組んで投資をしてもいいんじゃないかというふうには思っています。例えばお金がないということであれば、一口1万円ぐらいで市民の方に呼びかけるとか、お金を出す人はいると思うんです。鹿屋のバラ公募債みたいな形でやっていけば、私自身も投資をしたいと思ったり、そういった方向を考えていただきたいというふうには思っています。

長くなりましたが、何を申し上げたいかといいますと、垂水市の税収というのが今、約15億円です。これに対して人件費というのが約20億円ということになります。15万円の稼ぎなのに20万円食べているというような現状でございます。せめてこの人件費の20億円ぐらいは何か税収を含めたもので賄えるような形で歳入を見直していただきたい、ふやしていただきたいということをお願いをしたいと思います。この件に関しては、市長の見解を伺いたいと思います。

マニフェストですけれども、中間報告の資料なども見させていただきましたが、各課で大変な温度差があるなというのを私は感じております。

大事なことは、垂水市の将来、グランドデザインに立って、垂水市をどうするかという認識のもとで各課が何をなすべきかと、そういう視点に立って課内で話し合いをしていただいて、そのことを市民の皆さんに例えば市報なんかを通じて呼びかけて、その声を吸収して反映していただきたいと思っております。2年目以降に期待をしたいと思います。

最後に、50周年イベントに関しては、現段階での中身は理解をいたしました。賛否はいろいろありますけれども、結果として合併ができなかったことで垂水市制50周年という現実があるわけです。過去のしっかりとした反省に立って、繰

り返しになりますけれども、大事なのはこれからですから、この節目のイベント事業をきっかけに前向きな明るい話題を提供していただきたいをお願いをしたいと思います。

長くなりましたが、質問項目に従って答弁をよろしく願いいたします。

○市長（水迫順一） 私のほうから3件お答えをしたいと思います。

まず、ジェネリック医薬品にかえた場合の削減効果について、世界的に見ますとドイツ、アメリカ、スウェーデンと約40%近くをジェネリック医薬品、いわゆる後発医薬品で治療を行っている国もあると聞いております。また、日本におきましては、現在、医療費抑制のため国主導でジェネリック医薬品の普及が進められているところであります。

私も医療の現場の先生方とお話しする機会がございます。これらの機会を通じまして、ジェネリック医薬品について話題とし、お願いをしていこうというふうには考えております。

ジェネリック医薬品を使用した場合の削減効果につきましては、市民課長のほうから答弁をさせます。

次に、県の特別滞納整理班との連携についてをお答えをしたいと思います。

徴収率が低迷しております個人住民税につきましては、県民税の関係もあり、県の特別滞納整理班との連携も検討していかなければならないと思っております。現在、大隅地域振興局においては、県職員1名と1年交代の市町村派遣研修職員1名の対応で、対策監の指揮のもとに、主として個人住民税の滞納整理を実施しているところでございます。

次に、バイオマスを中心としたお話の中から、歳入対策を考えていかなければいけないんじゃないかというような御意見でございました。全く議員おっしゃるとおり、私もそのように思っております。

ただ、まず削減できるところをしっかりと削減して、これから本当に何のどのような収入を得ることができるのか。このことはいろいろな角度から検討していかなければいけないというふうに思っておりますし、話題に上げていただきましたバイオマスフィールドテストにつきましても、本市にとりましては非常にいい機会ではないかというふうに思っております。

ただ、実験を始めて今まで3年間の実験事業の中で、1年ちょっと過ぎたわけでございますけど、実験結果に大きく左右されるという面がございますして、ここへ来ましてガスも予想以上に出てきておると。本当にそういう意味では、まず実験は成功へ向かっておるんだと。

そういう意味からしますと、やはり夢が膨らんでくるわけでございますして、私は、課長が申しましたように、本当に今、京都議定書を初め、世界的にCO₂の削減問題が大きくクローズアップされております。その中で本市が果たす役割も、当然このことも本市としまして積極的に取り組まなければいけないと思っている一方で、この実験事業の成果が市民にどういうふうに反映されるか。この2つ目のこのことが非常に大事だというふうに思っております。

ですから、具体的な話をちょっと課長のほうからも二、三挙げましたが、1月16日にバイオガス・ネット・ジャパンが11社の合同会社として発足しました。このことが東京を中心に、かなり垂水モデルに対しての期待感が強くなってきておりますし、実は農水省の課長が先日、現地を見てくれました。九州の財務局長が見てくれたり、それからいろんな議会からも今、視察がふえてきております。それだけ本当に皆さんも期待していただいておりますというふうに思っておりますので、今、言いましたように、この成果を市民にどういうふうに反映するか。このことは今後しっかりと考えていかなければいけないというふうに思っております。

具体的なこととお話しするにはちょっと早いかなと思いますので、具体的にはお話しはできませんが、そういう視点に立ってこのテストの成果に期待をしていくということだけを申し上げたいと思います。

それともう1つは、この垂水モデルが今、この実験事業を中心にして垂水をバイオマスタウン化しようということも着手しております。これが大野のこの実験が成功して垂水がバイオマスタウン化でくくられますと、いろんな補助をまた受けやすい環境になるかなと思っておりますし、この垂水を中心にしたこのことがタウン化されて、これが成功しますと、大隅全体は畜産の非常に県内でもすぐれた場所でございますから、大隅全体をバイオマスタウン化でくくろうかというようなお話も国会議員の先生のほうでお考えいただいておりますのでございまして、そういうことになりますと、垂水を中心にしたこの事業が大隅全体に広がっていき、ひいては日本に大きく貢献していくというふうにもなると思います。

議員が具体的におっしゃいました、本当に電気料、ガス料、我々は相当な額を、議員の概算でも80億円と言われましたが、そういうような計算もあると思いますが、それを外からのエネルギーでもってすべてを支えたと、それだけの対価を市が、市民がはき出しておるわけですから、このエネルギーがそれにかわるようなこととなりますと、このこと自体も非常に大きなことだろうというふうに思っております。

結論としましては、先ほど申しましたように前向きに取り組んでまいりたいと思っております。

○市民課長（三浦敬志） ジェネリック医薬品にかえた場合の削減効果についてのお尋ねでありました。

垂水中央病院にお聞きいたしましたところ、平成18年度につきましては、120種類の調剤につい

てジェネリック医薬品を使用したとのことであります。その効果で申し上げますと、病院での調剤費で約2,000万円の削減、垂水調剤薬局で約3,000万円、合計5,000万円の削減効果となったようです。

具体的に、国保老人の病院での調剤費を平成17年度と18年度の比較を行ってみますと、平成17年度に約4億1,000万円であったものが、18年度は約3億8,800万円で、先ほどの2,000万円と若干違いますが、約2,200万円の削減効果があったようです。元数字に基づく削減率は5.3%の削減率であります。

もう1点、平成19年度におきましては、ジェネリック医薬品を120種類から180種類へふやしたので、調剤費の削減額を約8,000万円程度としているとのことでありました。

次に、老人医療費の高騰している主な原因についてのお尋ねがありましたので、お答えいたします。

本市の場合、県下17市の中で比較しましても、100人当たりの入院する割合が高いことに伴う入院医療費の高騰が、本市の医療費が高額になっている主な原因であります。この入院医療費の中でも高額となっているのが、脳梗塞や心筋梗塞と言われる循環器系の疾患で、そのもととなっているものが糖尿病、高血圧、高脂血症などの生活習慣病と言われるものであります。

以上です。

○消防長（町田昭典） 尾協議員の2回目の質問にお答えをします。

消防本部が平成19年中に実施しましたAED取り扱い講習の実施状況についてでございますが、学校関係15回、388名、各種事業所4回、55名、病院1回、31名、市民講座2回、36名、普通救命講習1回の計23回、543名に対して実施をしております。

以上でございます。

○尾脇雅弥議員 ありがとうございます。

最後の質問でございます。

老人医療費に関してですけれども、実際に今いろいろ対処していただいているということでございますので、さらに見直しを進めていただきたいと要望をしておきます。

医療費の高騰の原因は、入院費ですね。特に生活習慣病による高騰が一番多いということでございましたので、今後これは大事なことで、予防医療の活動の充実という観点から、1つ具体例を紹介させていただきたいと思っております。

この4月から柘原スポーツクラブというのの活動がスタートいたしました。先月2月24日に発足式がありまして、篠原議員とともに出席をさせていただきました。もちろん市長にも御出席をいただいたわけですが、考え方として、これまでの行政主体から地域の主体ということで、単にスポーツを通じて健康づくりだけでなく、コミュニティーをつくっていくということが主たる目的であるように感じました。どうしてもこの右肩上がりの老人医療費ということに対しては、ジェネリック医薬品の活用とこういったスポーツクラブの支援の拡大と、ほかにもいろんな地域がございますので、その地域に合った支援をしっかりとしていくということで、予防医療的なものに力を入れなければいけないんじゃないかなと思います。

それから、AEDの話でございますけれども、少しの知識と勇気があれば助かる命があるんだということでございます。今、懸命に、通常の業務の合間を縫って消防職員の皆様、講習をいただいていると思っておりますけれども、これは非常に大切なことですので、いざというときに戸惑わないようにしっかりと講習の発展的な拡充を要望しておきたいと思っております。

最後に、バイオマスに関連して1つ紹介させていただきます。

これは財務省発行の本なんですけれども、2月号「ファイナンス」。この巻頭に「地球エネルギー

生産の夢」ということで、森山裕財務副大臣の記事が掲載されております。具体例として垂水市のことが書いてあります。内容は、世界が抱えている化学燃料依存体質からの脱却と、もう本当にこれは垂水だけじゃなくて世界的な課題なんですけれども、今、トウモロコシなんかの農産物を原料とする動脈バイオ燃料じゃなくて、垂水がやっているのは家畜のふん尿などの廃棄物を原料とする静脈バイオ燃料による転換と、循環型経済への期待ということが書いてあります。従来処理にお金をかけていたことが、処理をすることでお金になる、エネルギーになるということですので、このことは一石二鳥だと書かれております。

さらに、焼酎かすとか液肥の利用で、市長が常々言われておりますように、一石三鳥あるいは四鳥の可能性があるということでもあります。本当に夢があって、これはチャンスだと思いますので、そういう役割を担っていただいておりますので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

地球温暖化による影響で22年後、2030年には水不足に悩む人が10億人ふえて39億人を超えるという予測があります。水を買って飲むことは20年前は考えられなかったですけれども、今はこれは当たり前です。これから先を考えたときにおのずとわかっていただけたらと思います。

石油のかわりはあっても水資源のかわりはありません。バイオマスと水資源という垂水にはこの2つの大きな宝がありますので、市制50周年をきっかけにして、これらの資源を生かしてウィン・ウィンの関係を構築をしていただきたいと思います。それが市民のためでもありますし、私自身の思いでもあります。なかなか理想と現実、いろいろあると思いますけれども、そういう前向きで建設的な方向に皆様、志向を変えていただけて進んでいただきたいと思います。

長くなりましたけれども、最後に総括的な答

弁を市長のほうに答えていただいて、質問を終わりたいと思います。

○市長（水迫順一） ありがとうございます。

いろんな御質問の中で、バイオマスについてはこれはもう議員の皆さんすべての方々も期待していただいておりますので、市民の期待も大きゅうございます。これはもう議員提案のとおり、一生懸命取り組んでまいりたいというふうに思っております。

もろもろの質問をされまして、それで垂水のいいところをとって、本当にやはり改革に向けた市政をさらに進めなければいけないというふうにも思っておりますので、しっかりと取り組んでまいりたい。

特に、最後の1つ言われました柘原の総合型のスポーツクラブ、これはもう非常にありがたいクラブができたなと思っております。高齢化対策にも健康の面で非常に貢献していただけますし、私が最近特に言います地域力を高めるためにはやはり子供から大人まで縦のコミュニケーション、これが必要だというふうに思っております。このスポーツクラブは、本当に子供から大人までそうやって一緒に楽しんでいこうというクラブでもございますし、ほかの地域にやはりこういうものが波及していくことが垂水の全体の地域力を上げていくことにもなるというふうに思っております。

たまたまこの会に出席しまして、鹿屋体育大学の西川先生ですか、御講演をいただきましたが、身近に鹿屋体育大学があるわけですから、今後やはり鹿屋体育大学のまた知見等もいただきながら、こういう面の普及にも図っていく必要もあるんじゃないかなあと、当日考えた次第でございます。

努力してまいりますことを申し上げまして、お答えを終わります。（尾脇雅弥議員「どうもありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（徳留邦治） ここで、暫時休憩いたしま

す。

次は、11時10分から再開いたします。

午前10時55分休憩

午前11時10分開議

○議長（徳留邦治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番大園藤幸議員の質疑及び質問を許可します。

[大園藤幸議員登壇]

○大園藤幸議員 おはようございます。

早いもので私も議席をいただきまして1年を迎えようとしております。不慣れなもので事務局や皆様方に大変御迷惑を、御心配をおかけいたしておりますが、何とぞ1年生という御寛大なお気持ちをお持ちいただきまして、お許しを願いたいと思います。

議長に許可をいただきましたので、早速質問をさせていただきます。

さきの12月議会で中学校の統廃合が可決され、22年度からは3中学校の学校としての維持補修が必要なくなりました。

そこで、当市の財政状況を十二分に考慮しなければなりません。現垂水中学校の施設も老朽化しており、大規模な改修等をして今後も使用されていくのか、また学校施設の新築の計画はできないのか、見解をお願いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○教委総務課長（松浦俊秀） 大園議員の質問にお答えします。

校舎建設につきましては、現垂水中の既設校舎の必要面積が4,321平米で、統合後は生徒数がふえるため、必要面積は5,457平米となります。約1,000平米の増築はできますが、建物の老朽化、耐震といろいろ費用がかかることから、教育委員会としましては、できるだけ早い時期に既設校舎を解体し、建てかえをしたいと考えております。

○大園藤幸議員 本当にありがたいお答えをい

たきました。

20年度の市長の施政方針の中に、「学校施設の老朽化等で教育環境が大きく変化をし、学校の活力低下につながりかねないと懸念されることから、垂水市の未来を担う子供たちの生きる力をはぐくむ教育環境を整備し、学校教育の一層の充実を図り、活力ある学校づくりを目指します。」とございますので、市長の見解もお願いをいたします。

次に、中学校統合の理由の1つにも挙げられました知育・徳育・体育、この中で体育、部活動の活性化、この点では広い敷地が必要になるかと思っております。現垂水中学校では、屋外の部活動ですね、野球部、サッカー部等が同時に練習ができない。この点をいかにお考えか、教育委員会をお願いをいたします。

もう1点、私は、16年度から垂水中学校のPTAの役員をさせていただきましたが、何しろ子供の教育、また学校への出向き方に出向いておりませんで、PTAの役員をいたしまして初めて学校に足を運ぶ機会を得ました。

夏に中学校に参りましたときに当時の校長先生が、フェニックスの枝を刈られていらっしゃいました。「あっ、校長先生のお仕事ですか」とお聞きしましたところ、「校長室で夏は過ごせない」。私は多分教室には空調設備はないということは知っておりましたが、校長室にも空調設備がない。「校長先生、ちょっとどうかなと私は思います」と。市役所にも空調は全館なされております。校長室に空調設備を必要というわけではございませんが、昨今の日本の事情から考えますと、ほとんどの家庭にエアコン等が設置されているものと思っております。

事務方の先生に、「先生、事務室で学校の事務が勤務時間中に夏場できますか」、「とてもできない。腕から汗が滴り落ちてとても字をかける状況ではない」。「どうされているんですか」。答えは、「家に帰って、夜、事務手続等の書類等の

作成はやっている」。

最近の日本のいろいろ温暖化にもよります夏場の気温の上昇は急激なものがございませぬ。果たして中学生に空調設備が必要なのかという議論はありませぬが、やはり知育・徳育、児童生徒が家庭で過ごしている状況に近い環境をつくらなければ、知育・徳育、このことをお話しできないのではないかと。

これは、学校を今、教育委員会の総務課長からお答えいただきました1,000平米程度増築しなければならぬ。それよりも新校舎を建設する方法で検討したいというお答えでございませぬので、空調設備等のお考えはないのか。そして、その設備維持管理費につきましても、PTAで保護者の意見を聞いて、保護者が電気代等を負担する。現在、鹿屋の某高校でもそのようなことが行われております。保護者の負担で電気代は負担しております。中学校の校舎をつくられる計画がございましたら、ぜひそのことも御検討をいただきたいと思ひますが、お答えをいただきたいと思ひます。

○市長（水迫順一） 議員の場合は、今、申されましたようにPTA活動を初め、中学校統合にも前向きに取り組んでいただきましたし、統合後の子供の教育環境を思ひての御質問だろうというふうに思ひております。

教育環境をどうしても早くいい環境に持っていくのは、当然行政の大きな役割だというふうに思ひております。ただ、一方では、本当に皆さん御存じのとおり、行財政改革の中で財政の立て直しを考へて一生懸命取り組んでいる状況の中で、本当にいつできるのかというふうなことはしっかりと検討した上で取り組まなければいけないと思ひております。

ただただ、先ほどの思ひからしますと、1年でも早くその環境を整える方向で検討していく必要はあろうと思ひておりまして、今、結論から申しますと、教育の総務課長が言ったとおり、で

きるだけ早く統合後の中学校を建設したいという気持ちに私も変わりはございませぬ。

○教委総務課長（松浦俊秀） 中学校の敷地につきましても、運動場、校舎、体育館などの施設、また野球、サッカーなどの部活動のことを考へると、約2万平米以上は必要と考へております。

現垂水中は1万7,387平米でございませぬが、東側の元教職員住宅跡地等まで入れると2万平米以上となります。また、最近統合した錦江中が2万平米、そして大隅中が2万9,700平米です。

市有地では2万平米以上の空いた敷地はないと思ひれます。現垂水中であると、テニスコート、運動公園が近くにあるため、ほかの部活をするにも最適であると思ひております。

それと、空調の件なんですけど、以前、桜島降灰対策の補助事業で全小・中学校に図書室、保健室、パソコン室には設置しております、補助事業で。その後、校長室とか職員室とか申請したんですけど、まず、生徒のいる教室からしなさいと言われたことから、設置しておりませぬ。

それで、今後、新築、建てかえになった場合は、財政は厳しいと思ひれますけど、今後、空調を校長室、そして職員室なんかに一応設置するように検討してみたいと思ひます。

○大園藤幸議員 お答えは必要ございませぬが、19年度の市長の施政方針の中に、「これからはあれもこれもから、あれかこれかの方針に変えていかなければならぬ」という方針がうたってございませぬので、ぜひこの学校環境の整備については「あれかこれかの方針」の中に入れていただきたいをお願いを申し上げまして、質問を終わりたいと思ひます。

ありがとうございました。

○議長（徳留邦治） 次に、6番田平輝也議員の質疑及び質問を許可します。

[田平輝也議員登壇]

○田平輝也議員 御苦労さまでございませぬ。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い、一般質問させていただきます。

市長は、平成20年3月定例市議会の開会に当たり、平成20年度の施政方針を明らかにされました。

その中で、市長就任以来この5年間に、市民の目線に立った市政の推進をモットーにして市政の改革に取り組んでこられ、また、「平成20年度も、改革なくして発展なしを基本理念として、さらなる行財政改革を着実に実行し、財政づくりに努めてまいります」と述べられておられます。

私ども垂水市は、大隅中央法定合併協議会で財政問題を理由に合併協議会の離脱を要求され、16年3月離脱を議決しました。そして、県内のどの市町村よりも早く、市長を先頭に職員、そして市民の方々が一丸となって垂水市の行財政改革に取り組まれ、現在それなりの成果を上げていらっしゃると思います。

そこで伺いますが、財政改革プログラムの達成見込み率91%となっているようですが、今まで何が大きく改革されたのか。今までの職員数の動向などと、今後の行財政改革の内容とその効果について伺います。

次に、昨年12月の南日本新聞に鹿児島県内市町村のラスパイレス指数が公表されました。しかし、私は一概に公平な指数ではないと思いますが、私どもや市民には聞きなれない言葉ですので、まず、ラスパイレス指数について御説明ください。

次に、今後の振興会のあり方について伺います。

今、私が住んでいる宇住庵振興会は65歳以上の高齢者が多く、高齢化率が約58%になり、今、言われております限界集落になりました。そこで、近くの振興会の3集落で今、合併に向けて協議をしております。このことは、現振興会にとってはメリット、デメリットとあります。しかし、振興会の合併は、行政にとっても、また振興会に

とってもメリットがなければ、今後、振興会の合併は進まないと考えますが、市としては振興会の合併について何か検討されておられるのか。

県内の限界集落が二百数集落ぐらいと聞きますが、垂水市内の149の振興会のうち、今、言われております限界集落はどれぐらい存在するのか。そして、それに近い集落数を伺います。

次に、今、市報が毎月2回ほど配布されておられますが、振興会長などの仕事の軽減を図るため、緊急を要する以外は月に1回ぐらいはできないのか。そのような声は聞いておられないのか。今までの経過もあわせて伺います。

次に、牛根支所・新城支所について伺います。

このことについては、19年度第1回行財政改革推進委員会の中で委員の方から、牛根・新城支所を廃止してもよいのではないかと意見が出されております。そして、「今後、地区民の感情を考慮しつつ、支所の存続について早急に検討してまいります」と掲げられておられます。

確かに人件費などコストがかかりますが、全面的に廃止されたら、牛根・新城の校区民にとって支所がなくなるということは大変なことであります。市としては、今後の課題として、例えば一部民間委託など、何かいい方法は検討されておられないのか伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○財政課長（岩元 明） 財政改革の取り組み状況についてのお尋ねに答弁いたします。

財政改革プログラムは、本市が当面単独で行政運営を行うために策定した計画の1つでございます。計画期間は平成17年度から平成21年度までの5年間でございますが、平成19年度は計画期間の中間に当たるため、これまでの実績と今後の推移の見込みを市報等でお知らせしたところでございます。

数字にあらわしにくい効果額もございますが、歳入歳出合計で17年度と18年度の2カ年の目標達成率は27.9%でございます。19年度から21年度ま

での3年間の目標達成の見込み率が62.8%見込まれますので、このまま推移したときの5年間の達成見込み率が90.7%になるようでございます。

それから、何が改革されたのか、改革されていくのか、見た目にはよくわからないと思われませんが、取り組みのポイントとして、歳入面では、市税等の徴収率アップ、それから利用計画のない市有地の売却、有料広告掲載、各種手数料や施設の使用料の見直しなどの内部努力で収入確保を図っていくこと、また歳出面では、一般職員や議員の皆様の数削減、市長等の特別職の報酬削減などの人件費の抑制や事務事業の経費節減、普通建設事業費の抑制や起債事業の圧縮などがあります。

この中で改革の効果が最も大きいと期待されるものは、やはり人件費と事業費の抑制だろうと思っております。

人件費は、申し上げるまでもなく職員それぞれの給与単価の人数分でございますので、人件費を削減するには、給与の単価を引き下げる手段と職員数を減らす手段とがございます。

給与単価は、平成16年度には3%、17年度には5%の引き下げが実施されました。また、18年度から年平均4.8%引き下げる給与構造改革が実施されております。一方の職員数の削減は、10年間に50人削減する適正化計画に基づき実施されておりますが、18年度には、早期退職に応じた者を含む17名の削減などもあり、前倒しで進行しております。

この結果、今回の財政改革プログラム策定以前の平成16年度と比較して、今年度までに職員数は23名少なくなり、人件費のうち職員に要するものは1億8,300万円余りが削減される見込みでございます。

御承知のように人件費は、その性格から、何もしなければ右肩上がりにふえ続けるものでございますので、逆に削減されたことは、その差額を考えるとときに実際の削減額以上の大きな成

果があったと感じております。

また、給与カットは、単年度の財源不足を補う即効性がありますが、継続性がございません。それに対し、職員数を減らすことは、単年度のみならず後年度においてもその効果は継続され、累積されていくこととなります。

御質問の中には、ラスパイレス指数による給与単価そのものが高いのではないかと御指摘もございましたけれども、そのことにつきましては後ほど総務課長が答弁すると思っておりますが、あえて財政の観点から、どちらの手法がよいのか比較論で申し上げれば、人件費の削減に最も効果があり、その効果を継続させるには、人数を減らすことのほうがより効果があるものと考えております。

また、事業費の抑制につきましては、本市は大きな経費の伴うインフラ整備は一段落していることが幸いしております。一般的な公共事業の優先度の徹底や重点的な配分とともに、有利な補助金や起債の活用を図っているところでございます。

特に、新たな借金をふやすことになる起債事業を通常債で6億円以内に圧縮することなどで、平成16年度には126億円まで膨らんだ起債残高が減少傾向に転じ、現在114億円まで減らすことができました。

今後も、財政改革の柱は、引き続き人件費と事業費の抑制を図っていくことだと考えております。

財政改革プログラムは、将来においても持続可能な財政の安定化を図るために計画されたものでございます。残り2年間、市民を初め、職員や議員各位の一層の御理解と御協力をお願いする次第でございます。

○総務課長（今井文弘） 田平議員の行財政改革についての今までの職員の動向、それと一般行政職員ラスパイレス指数についての御質問にお答えいたします。

今までの職員の動向についてでございますが、平成17年11月に垂水市新定員適正化計画を策定し、その中で、平成27年3月までの10年間で約50人の職員を削減するという目標を定めております。

それに基づき、職員数の計画的な適正化を図ってきておりますが、具体的な取り組みといたしまして、消防職を除き技能労務職の新規採用を控え、一般職につきましても原則として退職者の半補充としており、また定年前早期退職優遇特例制度を、平成17年度早期退職者15人を含む20人が退職、及び平成18年度早期退職者9人を含む11人が退職を実施をしております、計画を推進してきております。

その結果、新定員適正化計画策定当初の平成17年4月の職員数は285人でしたが、平成19年4月1日現在では職員数262人となり、平成19年4月の計画での職員数と比較すると、14人の前倒しの削減となっております。

今後も各種政策の導入を図り、新定員適正化計画に基づき、職員数の適正化を推進してまいります。平成20年度も定年前早期退職優遇特例制度の導入を図り、さらなる職員削減を推進していく予定でございます。

次に、ラスパイレス指数とはどういうものかという御質問でございますが、ラスパイレス指数とは、国家公務員行1の俸給月額を100とした場合の地方公務員一般行政職員の給料の水準を示したものでございます。

内容を簡単に申しますと、職員構成を学歴別、経験年数別に区分し、地方公共団体の職員構成が国の職員構成と同一だったと仮定して算出するものでございます。

議員がラスパイレス指数について一概に公平な指数ではないと思うと言われましたが、まさに私もそのように思っております。

今回のラスパイレス指数の大きな要因の1つには、国の昇給抑制がございまして、平成18年4月の給与構造改革の導入によりまして、一般職の昇

給については4号ずつ昇給するところを、国家公務員については平成22年度まで3号ずつの昇給としたところでございます。この地方公務員との1号の差が、ラスパイレス指数に平成22年度まで影響することになります。

しかし、国家公務員においては、ラスパイレス指数に影響のない手当、地域手当と申しますが、を新設して支給しているところでございます。

今、説明いたしましたのは一例でございますが、単純に数字だけで比較できない制度的なものであることを御理解いただければと思います。

以上でございます。

○市民相談サービス課長（谷口敏徳） 田平議員の振興会の質問についてお答えいたします。

振興会の合併につきましては、振興会からの要望事項を回答します地区行政連絡会において平成17年度から、振興会において世帯数が少なくなったり、あるいは高齢化等で振興会の役員になる人がいないなど振興会活動に支障を来し、運営に大変苦慮されているところがありましたら、今後は隣接振興会との合併・統合も視野に入れた検討も必要ではないかと考えますので、もしそのようなことを心配されているところがありましたら行政としても協力したいことを、毎年連絡事項等で報告してきています。

また、昨年12月の振興連理事会におきましても、振興会合併の推進をお願いしたところであり、今後、6月、12月も振興会合併を議題として提案し、合併を推進する対策を考えていきます。

今回、新城の横間、宇住庵、田平振興会の合併が実施されますので、この合併を機会に、今後はモデル地区として市内の合併の推進が図られると期待しているところであります。

また、かねてから数人の振興会長さんに振興会の合併を問いますと、振興会のいろいろな要素や昔からのことがあり、合併が難しいことを聞きます。

振興会、自治会は、その設立から運営まで地域住民みずからの手で行われている自主・自立の団体であり、住民の触れ合い、共同生活を通じて、地域を住みやすくするためにさまざまな活動を行っている団体で、振興会は法律的な根拠はなく、自主的・民主的な任意の団体でありまして、行政が強く指導できないのが現状でございます。

次に、限界集落についての質問であります、市内には149の振興会がありまして、50世帯未満の振興会が96振興会で全体の64%となっております。50世帯未満の96振興会のうち42振興会が30世帯未満となっております。

過疎化などで人口の50%が65歳以上の高齢者になり、冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難となる限界集落に該当する振興会は、26振興会あります。また、65歳以上が45%から49%になる振興会、間もなく限界集落に達する19振興会があるのが現状でございます。

○総務課長（今井文弘） 質問の2番目の振興会についての月2回配布の市報のあり方についてにお答えいたします。

月2回配布の市報のあり方で、振興会長などの仕事の軽減を図るため、月1回の配布にできないのかといったような声は聞いていないのかという御質問でございますが、これまでに、市長へのメッセージで1件、電話で2件、直接来られた方1件、合計4件ほどございました。内容は、「お知らせ版は不必要ではないか。なぜお知らせ版を発行したのか」という意見でありました。

議員が言われますように、振興会長の仕事の軽減を図るには2回より1回がよいわけで、また、つくる側にとってもそのほうがよい面もございます。

平成18年度から文書発送の回数は3回から2回に変わった際に、これまで各課から文書を1つにまとめたお知らせ版を発行することにしてきております。そのことで振興会長さんは幾つもの

文書を振り分けて配布していた業務がなくなり、以前からしますと仕事は軽減したことになりました。それと、お知らせ版を発行したことで、市民にも見やすくなり、さらには用紙代の節約、各課の業務量削減ができたわけでございます。

また、2回配布を1回配布することについての考えはないかということですが、仮に議員言われます1回配布となりますと、振興会長さんの負担も軽減されることとなりますが、通常号にお知らせ版が加わりますと、かなりの読むページが多くなりますことから、市民の皆さんには全部の中身を読んでいただきにくくなるのではということ、また、各課からの文書が逆にふえることが懸念されます。

このことにつきましては、お知らせ版を発行するようになった経緯の中で各課の事情もあったようでございますので、役所内での再検討と、そして行政連絡会を利用しまして各振興会長さん方の御意見も伺っていきたくて考えております。

市といたしましては、行政情報を共有するためにも、また効率的な情報の提供をしていくためにも、多くの市民に読んでいただける親しみのある「市報たるみず」の発行を目指して、今後も、振興会長さん方の仕事の軽減のことにつきましてでも視野に入れながら取り組んでまいりたいと思いますので、御理解をいただきまして、しばらくはこのままの形で進めさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

次に、3の支所の対応についての御質問にお答えいたします。

行財政改革を推進する中で両支所の今後のあり方を検討し、また、支所業務の内容を見直し、職員数を削減してきたところでございます。

地元の方々にとってはなくてはならない存在であることは十分承知しておりますので、すぐに廃止ということではなく、今後も、住民サー

ビスの向上を考慮した行政事務の見直しの中で継続的に検討していきたいと考えております。

当面、指定管理者制度の導入や民間委託等の課題もございます。両支所の廃止の予定は今のところありませんが、今後、民間委託等も視野に入れながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田平輝也議員 それでは、2回目の質問に移ります。

今、市民の方々は「垂水市は財政難でお金がないから」とよく言われ、いろいろ市民の方も「辛抱している」という言葉が出ます。そういう面でいろいろの面で市政のことを注目されておられます。今後も市民の声を取り入れ、行財政改革を進めていただきたいと思います。

「人が集まれば垂水市はこのまま合併せずに単独でやっていけるのか」とか、市政について質問されます。中でも市の職員数、給料の問題、そして議員のことなどいろいろ苦情が出ますが、私は「今、垂水市は行財政改革を進め、財政状況は大分よくなっている」と回答しておりました。

そしてそのような中、先ほど説明を受けましたが、昨年12月の新聞に鹿児島県内市町村のラスパイレース指数が公表されました。先ほど説明を受けましたとおり国家公務員の給料を100とした場合の比較でございますが、県内では鹿児島市がトップで、次に垂水市と、あとはすべて100を下回っております。

先ほどの説明で、垂水市の場合はほかの市に比べて平均年齢、勤務年数などが高いと思っております。私自身余りこのような質問はしたくないんですけども、今、市民の方々が行政に対して注目しております。市民はほかの市との比較をよく聞かれます。

そこで伺いますが、ほかの市の給料の実情と公平に比較した場合はどうなのか。市民への公表は今後どのような方法でされるのか、考えを

お伺いいたします。

次に、振興会の合併についてですが、今、この振興会も高齢化が進んでおり、振興会長、役員を選出に苦慮しているかと思えます。特に新城校区は、18集落のうち8集落の振興会は高齢化が50%を超えており、もし災害でも発生したら、その集落だけの対応は大変でございます。奉仕作業においても、隣の集落にも協力をお願いしたいけれども、なかなか言いにくいのが実情でございます。

そのような中で、新城公民館などが主体となりまして振興会の合併を進めておりますが、そこで問題になるのが、現在の市からの振興会や会長さん方への手当がなくなるのではないかと。私が聞いた話では、合併した場合、3年から5年間は特例として現状のまま手当を出す。そして戸数の少ない振興会には手当を減額すると聞いておりますが、どうなのか、市の考えを伺います。

また、今後の合併については、今後、行政としての指導が必要だと考えます。1振興会の戸数など大まかな基準を示すべきだと思いますが、市の考えを伺います。

今、支所につきましては、今後も行財政改革を進める中で市職員も年々減ってくると思えます。しかし、いろいろの方法で継続できると考えますので、十分検討してくださるようお願いいたします。

以上で、2回目の質問を終わります。

○総務課長（今井文弘） 田平議員の2回目の御質問にお答えいたします。

他市の給料の実情と比較した場合、どうなるのかということではありますが、ラスパイレース指数を県内の他市と比較しますと、昨年12月の公表では、鹿児島市に次いで県内2位となっておりますが、独自減額を実施した自治体が17市中3市、枕崎市、出水市、西之表市があることから、給料の独自減額がなければ、3市ともラスパイレース指数は100を超えていることとなります。カット

前の給料で比較しますと、垂水市の順位は下がることとなります。

また、ここ数年、合併している市が多く、一般的に給料の低い町村と合併することで全体職員の平均給料は下がることになり、自然とラスパイレス指数を下げる要因となります。当市の給与制度は特に変わっておりませんが、他市においては、合併等での状況が変わることによりラスパイレス指数に影響が出ております。

また、一方では、当市におきましては、行財政改革に取り組み、新定員適正化計画に基づき職員削減を実施してきておりますが、その結果、新規採用者を抑制していることから、当市の年齢層が高くなり、職員構成のバランスが崩れてきており、結果的に行革を推進してきていることが、反面、単独市として頑張っている当市のラスパイレス指数を上げる要因の1つとなり、県内での順位を上げてしまっているという結果になっております。

次に、市民への公表はどのような形でしているのかということですが、ラスパイレス指数の公表につきましては、国が12月に一斉に公表しております。総務省のホームページでは、全国の市町村の給与事情等が掲示され、また地方自治体へのリンクも張られ、そこで各自治体間の比較ができるようになっております。

当市においては、垂水市人事行政の運営等の公表に関する条例において、人事や給与等につきましては公表することとなっております。毎年9月号の市報と、また当市のホームページで公表しているところであります。

以上でございます。

○市民相談サービス課長（谷口敏徳） 2回目の振興会の委託料についてお答えします。

振興会の合併に対しまして、市は、ここ数年台風や大雨による災害が多発しており、災害による死者を出さないためにも、役員の確保や自主防災組織の充実、地域の活性化も考えなけれ

ばなりません。また、振興会の合併に対しましても、メリットがなければ合併の推進ができません。

現在は市が行財政改革中であることを考慮しまして、課内でも検討し、市長、副市長、財政課とも協議をしました結果、了解を得ることができました。

現在、振興会への委託料は、均等割1万円と戸数割250円掛ける戸数分が合算されて支出されています。今回、合併される新城の横間、宇住庵、田平振興会が合併しますと、均等割分2万円が減額となり、その減額部分を3年間継続して上乗せすることにいたしました。合併数の振興会でも異なりますが、その減額部分をメリットとして上乗せすることにいたしました。

合併の推進が図られますと、将来的には振興連理事会とも協議しまして、均等割をなくし、戸数割分を増額して委託することも検討したいと考えております。

次に、振興会の標準的な世帯数はどの程度が理想かとの質問ですが、現在の振興会の状況を見ますと、役員の確保、社会的共同生活の維持、自主防災組織、老人クラブ等を総合的に考慮した場合、振興会の担当課としまして、理想的には1振興会70世帯以上が望ましいというふうに考えております。

○田平輝也議員 それでは、最後になりましたので、ラスパイレス指数についてですが、県内では先ほど申し上げましたとおり鹿児島市と垂水市だけが100を超えている。そして鹿児島県、枕崎、西之表、出水、給与カットをされているようです。

垂水市の場合は、先ほども申し上げましたとおり平均年齢や勤務年数などいろいろの問題があります。しかし、バブル崩壊後、今は全国的に民間への配慮もあって100を超す自治体はもはや少数派となっているとのことでございます。市民や私どもはもう新聞などの数字だけを見てい

ろいろ言いますが、垂水市は行財政改革を進めている中で、市民の目線に立った市政の推進をさらにお願ひしたいと思います。最後に、市長の決意をお伺ひいたします。

次に、振興会の合併についてですが、今後、各校区において振興会の合併の話が出てくると考えますが、合併で振興会の戸数が余り多過ぎても大変だと思います。合併については行政指導が必要だと考えますので、振興会などへ基準などを示していただきたいと要望いたします。

以上で、私の質問を終わります。

○市長（水迫順一） 田平議員のラスパイレス指数に対しますお答えをしたいと、私の見解を述べたいと思いますが、当市のラスパイレスが今回、鹿児島県で鹿児島市に次いで高かったということは、もう市民もそういう受け取り方をしているというふうに思っておりますし、今その当市の背景については、今、各課長から話したとおりです。そういう事情があるということは一応御認識をいただきたい。

ただ、市民の目線から見て、本当に細かい詳しいことはわかりませんので、新聞等で発表されますと、「ああ、垂水は高いんだ」という認識だろうと思います。市民を行財政改革でいろんな形でお願ひをしている。それからこれからは協働のまちづくりをしていかなければいけない。そういう立場からしましても、これはこのままではいけないと思っておりますし、今回、団体交渉で給料削減をすることを決定をいたしまして、率にしましては、今、3%をとということで話を終わったところでございます。このことでまた100を切ることはもう当然だと思います。

ただ、本当にどんどんどんこれを下げていっていいのかという問題も一方ではあると思うんですね。やはり国家公務員はそういう地方の手当等を与えていますので、私はやっぱり職員が一丸となって一生懸命今まで以上に取り組んでいけば、ある程度やはり給料も支払ってい

かなければいけない。その代価としてそういうことを考えていく必要はあるし、市民にも、汗をかいた分、その代価を給料としてあるいはそういうような手当として職員に与えることは、私は市民にも求めていきたいと、そういうふうに思います。

○議長（徳留邦治） ここで、暫時休憩いたします。

次は、1時10分から再開いたします。

午前11時59分休憩

午後1時10分開議

○議長（徳留邦治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番池之上誠議員の質疑及び質問を許可します。

[池之上 誠議員登壇]

○池之上 誠議員 皆さん、こんにちは。

昼のいい時間にまた当たりました。平成21年もはや71日が過ぎ去ってしまいました。4年に1度のオリンピックイヤーでもございます。今回は、隣国中国北京での開催であり、日本代表の活躍を大いに期待したいと思います。

経済成長著しい中国ですが、日本に対し、さまざまな政治的、民族的敵対関係が生じており、今回のギョーザ事件のメタミドホス混入にしてみしかりでございます。中国産の輸入食材に頼らざるを得ない飽食かつ食料自給率の低さ、さらに軟弱な日本外交を見越した中国政府の相入れない共産一党主義のしらを切り通す傍若無人のおごりの姿勢を感じます。

戦後形成されてきた安く・早く・うまくの飽食の日本社会、季節感なしの食材の常時供給の現状を、輸入することなく日本の旬の食材を用い、四季を味わう食文化に移行するように、改めて見直す時期にあるのではないのでしょうか。自給率を高め、飽食から日本元来の食文化に戻せば、地産地消にもつながり、日本の農業、水産業の安定した発展にも大きく寄与するのではな

いかと思います。

また、医療制度改革によりまして、来年度より特定健診、特定保健指導が実施されますが、受診率や指導改善率で同じく4月から始まる後期高齢者医療制度支援金にも影響が出るということです。食の改善は、予備軍を含めて全国1,900万人の私のようなメタボリック症候群の生活習慣病問題の解決にもつながるだろうと思いますが、皆さんはどう思われるでしょうか。

今回は久しぶりに前語りをしました。ギョーザから農政、医療制度まで話が飛びましたが、食育が大切だということはおわかりいただけたと思います。

さて、議長より許可をいただいておりますので、通告に従い、順次質問していきます。

市長並びに関係課長の明確な御答弁をよろしくお願いします。

最初に、20年度施政方針についてお伺いしたいと思います。

最初に、すみよい街づくりの建設についてお伺いいたします。

施政方針の中に消防体制の充実がうたわれております。19年3月議会でも質問した消防広域化について、19年度中には県の推進計画、枠組み等が示され、広域化が実現されれば、消防体制の諸問題が解消されるという答弁でした。

県では、消防広域化検討委員会を設置して検討・協議され、2月7日に7本部に再編するとの中間報告が出されているようです。垂水市の消防はどこに再編するのか、その理由と、今後、解決すべき課題が多々あると思いますが、どのような課題があり、どのように対処されていかれるのかお聞きしたいと思います。

桜島架橋については、施政方針には直接掲げられておりませんが、市長のマニフェストにもあり、過去の議会答弁でも必要性を熱く語ってこられ、すみよい街づくり、観光垂水づくり、あらゆる施策の原動力、骨格をなすべき事業だろ

うと拝聴してまいりました。

市長は、3月議会初日の諸般の報告で、1月22日に開かれた「知事と語る会」では14名の質問者があり、よい意見交換であったと報告されました。その中で2名の方が桜島架橋について知事の考えをただされましたが、伊藤知事は、景観上の観点、2つのフェリー航路の既得権保障の観点等から、桜島架橋の実現性を一刀両断に否定されたとは私は認識しております。

市長と知事では桜島架橋にける大きな相違を感じますが、知事の発言と今後の架橋実現の可能性、代替案の有無等についてお伺いいたします。

次に、観光垂水づくりについて質問いたします。

猿ヶ城溪谷総合整備計画については、昨年3月議会でも質問しましたが、20年度には県の活性化施設も着工され、21年度にはバンガロー等の滞在型施設も建設予定で、ハード面は着々と整備がなされ、本格的な事業展開が期待されております。今後は、いかに猿ヶ城溪谷、高隈連山の魅力を全国に発信するかにかかっていると思います。どのようなPR戦略を考えているのかお伺いいたします。

また、観光案内人を育成する計画を19年度施政方針で述べられましたが、その後どのような養成計画になっているのかお聞きいたします。

また、自然は危険と表裏一体であり、安心・安全の面からも危険箇所の把握、事故予防等策、市として必要不可欠であります。幸いにも19年度から防災のスペシャリスト防災管理監が配置され、連携した取り組みが当然なされていると思いますが、ソフト面の具体的な対応についてもあわせてお伺いいたします。

市制50周年を記念しまして、「NHKのど自慢」が開催されることになっております。関係者の御尽力に敬意を表します。

そのNHKで大河ドラマ「篤姫」が放映中であ

り、御当地鹿兒島のPR効果も絶大なものがあります。日銀鹿兒島支店は、「篤姫」の県にもたらす経済効果は296億円と試算をしております。既に鹿兒島、指宿では「篤姫館」がオープンし、県内外の観光客数の増加が見られます。

本市でも、垂水島津家との浅からぬ縁から、「篤姫」にあやかり認知度を高め、観光にも役立たいと島津墓地の寄贈を受け、行政財産にすることが新聞紙上で報道され、20年度施政方針でも述べられております。

本市では、これと似たケースとして、過去に映画「ホタル」のロケ地として海潟漁港、江ノ島を観光スポットとして観光振興を図った経緯もありますが、ブームが過ぎた後の持続・成長という点では反省が多いのではと思われま

す。これらの経緯と反省に立った上での今回の島津墓地寄贈だと思いますが、寄贈を受けるに至った経緯、今後の観光振興策と「篤姫」と島津墓地が与える影響と効果、さらには、文化財保護・活用のための人材育成に活用すると述べられた具体的方法、今後、半永久的に続くであろう維持管理の方法、公用・公共性に供するに足る行政財産とした理由を詳しく説明いただきたいと思

います。施政方針の最後に、人材づくりについて質問いたします。

まず、22年度の中学校統合準備についてお伺いいたします。

去る2月18日垂水市中学校統合準備委員会が開催され、準備計画について協議されております。その中で1点だけ質問をいたします。

部活の多様化についてですが、計画では、部活動の調整が21年度から始まり、中学校の部活動の交流は21年度9月からと計画してあります。現中学校の3年生の部活終了を考慮されたと推測しますが、今の6年生は中学校3年生で統合し、最後の部活動が6月の総体までとなります。団体競技はチームプレーなどの問題も考えられ、部活

の集大成の場に送り出すには21年度の取り組みでは遅いと考えます。20年度からの取り組みは考慮されなかったのかお聞きいたします。

また、やりたい部活が現中学校になかった場合、今の6年生、5年生は別の選択を迫られます。部活動の多様性を目指すのであれば、対象生徒に他校の部活動参加を認めるような選択肢は考えられないのかお伺いいたします。

次に、垂水高校存続についてお伺いいたします。

この件についても「知事と語る会」で質問が出ました。19年度の1学級減、定員の充足率等を挙げられ、再編は当分の間はないが、例外ではない旨の答弁をされました。また、市内中学校からの進学率30%にも触れられ、垂水市民の垂水高校存続への思いも明確に答えが出ていると言われました。

本市教育委員会も同様の答弁をされ、市民の意識改革が必要と訴えられてきました。その結果、3月6、7日に高校入試も終わりましたが、垂水高校普通科は、定員80名に対し、受験生43名で充足率6割を割っております。

この現実を踏まえて質問をいたしますが、先ほどの午前中の尾脇議員の質問でわかったところもありますので、割愛しながらお聞きいたします。

進路指導については、ジレンマの中、指導してきたということでした。そしてまた、子供の進学については自主性を尊重するというようなことでございました。

そこでお聞きしますが、垂水高校との連携はどうだったのか。そして、垂水高校以外の普通科を受験した生徒は何人だったのか。そして、2次募集の対応についてあわせてお伺いいたします。

2番目の20年度予算についてお伺いいたします。

まず、第169回通常国会の争点となっている暫定税率の影響についてお伺いいたします。

この問題は、道路特定財源の一般財源化の是非と暫定税率の廃止の是非という2つの大きな論点がありますが、政府・与党は、暫定税率維持、特定財源確保を主張し、民主党を初めとした野党は、暫定税率廃止、特定財源を撤廃し、一般財源化を主張し、ねじれ国会そのままの攻防が続いております。

地方自治体も暫定税率の維持を求めており、鹿児島県においても2月20日に「道路特定財源暫定税率維持！鹿児島県総決起大会」を開き、道路特定財源暫定税率維持に関する決議をしております。

廃止に伴う財政の減収分は、国レベルで1兆6,000億円、鹿児島県で195億円、県内市町村で104億円が見込まれており、市民生活を支える道路整備がストップするばかりか、予算編成もできなくなるおそれもあり、都市との格差は広がり、地方はますます疲弊してくると思われまます。

暫定税率の維持、廃止によって起こる予算への影響は総額どれぐらいになるのか、それに付随した影響はどのようなことが考えられるのかお伺いいたします。

次に、人件費抑制についてお伺いいたします。

一般会計性質別歳出増減比較表を見ますと、人件費は22億8,800万円余り、19年度当初予算と比較して2億1,800万円余り増、10.6%の伸びを示しております。

行財政改革の中で定員適正化計画のもと、10年間で50名削減の目標を掲げ、早期勧奨退職優遇制度等や議員4名削減で順調な削減ペースであったと思われまます。平成18年には中期財政計画の見直しをされ、その中の平成20年度人件費は20億188万円を見込まれております。いずれにしても2億円以上増の予算が計上してあります。いまだ行財政改革途中の緊縮予算の中で、なぜ人件費が伸びたのかお尋ねいたします。

また、勧奨退職は、推進計画の19年度以降2名ずつの目標値が設定されておりますが、どのよ

うな取り組みがなされたのか。また、20年度より早期勧奨退職優遇制度が復活された理由をお伺いいたします。

次に、最後ですが、財政再建中の県給与は来年度より6%削減を打ち出しております。施政方針で給与削減を述べられました。そして午前中の回答で3%ぐらいを思っているという回答がございましたが、本市の給与の適正化は、適正水準の維持が数値目標となっておりますが、この適正水準というのは、市民に理解してもらうために、ラスパイレス指数を含めた具体的な数値としてはどの辺をとらえられているのかお伺いします。

以上で、1回目を終わります。

○消防長（町田昭典） 池之上議員の1回目の質問にお答えをします。

消防体制の変革、いわゆる消防広域化についてでございますが、消防広域化推進の目的は市町村の消防防災体制の一層の強化であり、各市町村におきましては引き続き消防体制の充実強化が必要であるとされております。

国は、平成18年7月に消防組織法に基づく市町村の消防の広域化に関する基本指針を告示し、県は、遅くとも平成19年度中に消防広域化推進計画を定めること、広域化対象市町村は、広域消防運営計画の作成と広域化に向けた取り組みを行い、平成24年度までをめどに広域化を実現することとしております。

なお、県の推進計画策定に当たっては、あらかじめ関係市町村の意見を聞かなければならないとされております。

鹿児島県は、この基本指針を受け、鹿児島県消防広域化検討委員会及びその下部組織として検討委員会幹事会を設置し、推進計画を策定するための報告を検討委員会に求め、検討委員会は、平成20年2月に第6回までの検討委員会の結果をまとめ、県へ中間報告をしております。

また、県は、この中間報告に基づく市町村の

意見を2月末に聴取し、現在に至っております。

この中間報告は、7項目について必要な事項を報告してありますが、県内の19消防本部の実情を報告するとともに、県内広域化対象市町村の組み合わせは、県の地域振興局・支庁単位の区域割による県域7消防本部体制が適当であるとし、大隅地域振興局単位に垂水市消防本部、大隅曾於地区消防組合、大隅肝属地区消防組合の3本部を示しております。

また、中間報告中の広域化対象市町村の組み合わせにつきましては、9点ございますが、1点目に広域化対象市町村、2点目に広域化対象市町村の組み合わせ、3点目に広域化に向けた県の取り組み、4点目に消防本部の現況調査、5点目に広域化対象市町村の組み合わせに関する協議経緯、6点目に県域7消防本部体制の主なメリット、7点目に県域7消防本部体制が適当であるとの結論に至った基本的事項の検討結果、8点目に消防広域化のエリアと各種圏域との整合、9点目に消防通信指令業務の共同運用について述べてあります。

平成28年8月に開始されます消防・救急無線デジタル化整備につきましても、消防広域化のエリアと指令業務のエリアを一致させる必要性があることに関しても考慮がなされております。

今後、平成19年度末に策定されます鹿児島県消防広域化推進計画に基づき計画する運営計画については、よりよい広域化に向けて努力したいと考えております。

以上でございます。

○市長（水迫順一） 池之上議員の「知事と語る会」での知事発言と市長の考え方の相違についての質問にお答えをしたいというふうに思います。

今まで桜島架橋についていろんな努力がなされ、また、いろんな考え方が示されてきました。何といたしましても現況を考えた場合に一番やはり大きな問題は、薩摩半島に比べて大隅半島が

本当にこのままでいいのかという問題が背景にあるというふうに思っております。

このことを解消するには、やはり県都、60万人を超す人口を抱える県都とのアクセス問題というのは欠かせないというふうに思っておりますし、本市がまた、つい隣のまちでありながら、鹿児島市の中心部にフェリーを使って1時間半もかかるという現状を考えました場合に、これの解決は本市にとっても本当に大きな問題だというふうに思います。また、将来の本市のあり方にも大きく影響するというふうにも考えておるわけでございます。

そこで、民間人と申しますか、垂水経済同友クラブ初め、鹿屋の経済同友クラブなどが中心になりまして、15万人を超す必要性があるという署名運動をされました。それをまた知事に示してこられましたし、また、我々垂水市民も、また議会の皆さんもこのことについては積極的な考えをお持ちだし、その実現に向けて努力していかなければならないという背景があるというふうに思っております。

知事が就任されてから、桜島架橋について、やはりあの桜島の雄大な景観を橋がかかることで壊してしまうんだというようなことを中心にして、桜島架橋に対して非常に消極的な意見を述べられました。私どもはこのことは本当に重要なことだと思っておりますし、経済同友クラブも当然そのことを思うがゆえに、知事へのそういう署名活動の結果を提示したというふうに思うわけでございます。

知事が最初の発言から、今回垂水での語る会で、トンネルならどうかというような意見に変わってこられた。このことは非常に、最初からしますとかなり温度差が変わってきたなど、私はそのようにとらえております。

ですから、それじゃトンネルと架橋とどうなのかということなんですが、やはり鹿児島県全体の観光を考えましても、そしてまた経済的な

理由からも、やはりトンネルより私は架橋のほうがいいんだと、効果があるというふうに思っております。

トンネルの場合は、やはり中を掘って鹿児島市に上がった場合に、らせん状に上がっていかねばなりません。陸へ上がっていかねばなりません。そうすると一方では、やはり桜島、今、活動しておる、50年も活動を続けている桜島にまたそういうトンネルの上がり口をつくっていく技術的なものもあろうかというふうにも思っております。

架橋自体にもいろいろな問題はございます。湾奥の漁業者が今、反対運動をしております。潮の流れをとめるんじゃないかという問題。それからまたフェリー航路への、これは知事も申されましたように2つのフェリー航路がどうなるのかという問題など、いろいろな問題を抱えておるのは事実だし、だけど、四国に3つの橋がかかって、同じような条件もあろうかと思うんですが、その辺を解決して今現在、橋が成り立っておりますわけでございます。

そういう意味からしましても、今後もやはり架橋推進という立場で知事にもお願いをしていきたいと思っておりますし、関係省庁にもそういう訴えを私は続けていきたいというふうに思っておりますのでございます。

実現性につきましては、これは急にできる問題じゃございませんし、巨額の投資が必要でございます。だけど、それに見合うだけのやはり経済効果は十分あるというふうに思いますし、大隅半島の玄関口である垂水市への影響は、いい影響はもう間違いないというふうに思っておりますのでございまして、これからもこのことは推進をしていきたいというふうに思いますので、どうか御理解と御支援をいただきたいというふうに思います。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 猿ヶ城溪谷総合整備計画についての御質問にお答えをいたしま

す。

まず、PRについてでございますが、これまでもいろんな機会を通じて猿ヶ城溪谷のPRを行っております。例えば、年数回あります県内外での物産展におけるPRや、情報発信の輪を広げるために県の観光プロデューサーに現地においていただいたり、観光情報誌への掲載などをしております。今後は、時期を見て、観光関連業者への直接的な売り込みも行っていきたく思っております。

次に、観光案内人育成の現状と今後の取り組みについてでございますが、猿ヶ城総合整備事業に関する事業計画の検討や観光案内人のことを含めた今後の管理運営の検討をするための猿ヶ城溪谷総合ワーキングを昨年組織し、これまで2回活動してもらっております。一方で、地域雇用創造推進事業を活用して、観光案内人を育成する目的も含めた自然体験インストラクター養成講座を開催しており、野外活動の基礎知識などを学んでもらっております。この講座には現在8人の方が受講されておられます。

また、観光協会長の発案で、この講座やワーキングメンバーを観光案内人になってもらってのモニターツアーも開催し、猿ヶ城溪谷の案内を初め、漁協でのえさやり体験などをしてもらっております。

今後は、これらを参考にして、さらに専門的な講座開催を行うなど、高隈山系や猿ヶ城溪谷を中心とした自然体験型の観光振興を図るために観光案内人の育成を進めていきたいと考えております。

次に、利用者に安心して安全に過ごしてもらうための対策についてでございますが、これまで、刀剣山登山などへの案内標識の設置や登山道の整備、登山経験者に案内人をお願いしたり、遊歩道の整備など行っております。

自然を相手にした活動でありますので、場合によっては危険性も伴うことを利用者には承知

していただいていると思いますが、安全に利用してもらうための啓発など、ソフト面の対策を今後、他の先進地の事例などを参考にしながらもう一步進めてみたいと思っております。

また、防災対策についてでございますが、このことに関しまして、猿ヶ城独自の防災計画を策定する計画をしております。昨年、防災管理監に災害発生時の早期避難を念頭に置いた素案を作成してもらっており、今後、庁内の関係課や関係機関の御意見をいただきながら、内容を詰めていこうと考えております。

次に、「篤姫」効果についての御質問にお答えいたします。

今回のNHK大河ドラマ「篤姫」の放映に関しましては、御案内のとおり島津家一門であります垂水島津家の第14代当主の正室として嫁いだ八百姫が徳川將軍家への嫁とり候補の1人であったことから、ゆかりの地として宣伝しようとしているものであります。

諸説いろいろあって、NHKに直接「篤姫」と垂水市の関係を売り込みに行った経緯もありますが、残念ながら今回の「篤姫」の放映において垂水市がテレビの画面に登場する場面はなく、大きな話題にまではなっておりません。

とは申しましても、せっかくの機会ですので、島津墓地のことをこれまでドルフィンポートの「篤姫館」で、小さい記事ではありますが、ゆかりの地として紹介してもらい、錦江湾スタンプラリーのパンフレットに掲載してもらったり、新聞やテレビでも話題にしてもらいましたことのほかに、関連した東京のホテルに正月食事メニューに垂水の食材を使ってもらったりもしております。

今のところ手ごたえを感じるような効果にまでは至っておりませんが、時折訪ねてこられる方もあり、今後は、墓地の整備も進んできたようでありますので、周辺道路への案内板の設置を行うなど、引き続いていろんな機会をとらえ

てPRをしてまいろうと考えております。

以上でございます。

○社会教育課長（梅木 勇） 観光垂水づくり、2点目の中の島津墓地寄贈についてお答えいたします。

島津墓地につきましては、これまで、島津家関係の方が東京におられ、この方が当市の知人に管理をお願いされ、管理されてきたところで、しかし、長い年月の中で裏山などから繰り返し土砂が流れ込んで、整備が望まれていました。ここ一、二年前から、教育行政や観光資源に活用してほしいと寄贈の申し出がありました。

墓地の所有者を登記簿で確認し、相続関係者を調査しましたところ、管理をされてきた以外に3名の法定相続人が存在しておりました。この方々に管理者の御意向をお伝えしましたところ、全く異論はございませんと承諾していただきました。

本市にはさまざまな文化財があり、水之上高城には500年もの前の勝軍地藏、柗原には国指定級と言われる柗原貝塚等が存在し、各地では郷土芸能も伝承されております。今回の寄贈により、整備がされ、史跡文化財として保護、保存を図り、維持していくことは、これからも歴史教育やふるさとの学習の場になり、また多くの方々に訪れていただけるものと思います。

維持管理につきましては、墓地の面積が1,813平方メートルありまして、歴代領主などの大小100を超える豪壮な墓石や供養塔が立ち並んでおり、設備としては水道が引かれているだけであります。今後、除草や樹木の剪定作業が必要となりますが、所管課が中心となり、地元の方々やボランティア少年団、今年度誕生しました文化財インストラクター、あるいは小・中学校の児童生徒のふるさと学習を兼ねた清掃のお手伝いなどをお願いしてまいりたいと思っております。

薩摩藩島津一門家の上位にあり、垂水の礎を

築いた垂水島津家の墓地を、今後、史跡公園として、また市民共有の財産として保存、保護、活用してまいりたいと考えております。

○学校教育課長（押川和成） それでは、3番目の人材づくりの御質問についてお答えいたします。

中学校の統合準備について、部活動の統合を先取りした活動はできないかというお尋ねですが、このことにつきましては、既に垂水中学校と垂水南中学校のサッカー部が合同の練習をして、合同チームで試合にも出場しているという事例がございます。平日はそれぞれの学校で少人数ながらも練習して、土・日を使って合同の練習をして、垂水・垂水南中学校の合同の名前で試合にも出ているようです。

今後、平日は授業終了後に移動して合同練習をすることはなかなか難しい面があると思えますけれども、22年度の統合後の部活動がスムーズにいくためにも、また生徒たちの部活動の要望にこたえるためにも、20年度からの土・日の希望者の合同練習は各中学校に相談してまいりたいと考えております。

次に、垂水高校存続の問題についてでございますが、まず垂水高校との連携ですが、私どもが垂水高校に出向いたり、あるいはまた校長先生に来ていただいたりしながら、常に情報交換をしていることはもちろんのことですが、進路指導主任の研修会の会場を垂水高校にして、直接垂水高校長の話を聞き、授業参観をさせてもらい、教育活動の理解が図られるようにしています。また、垂水高校側も直接中学校に出向き、学校紹介のパンフレットを配布して、教育活動の様子や進学先、就職先の紹介等をして、理解が図られるようにしております。

次に、2次募集、正確には2次入学者選抜についてですが、今回の垂水高校の受験者は、先ほども議員もおっしゃったとおり普通科43人でしたが、80人の定員を割っていますので、当然募集も

あると思います。

2次選抜での入学者は、一昨年が6人、昨年が9人だったということですが、このことへの対応についても各中学校にお願いをしております。

3番目の質問について、垂水市内の各中学校からの垂水高校普通科の受験者は今回37人、管内及び管外の垂水高校以外の普通科の受験は、鹿屋高校、鹿屋女子高校、鹿屋中央高校など41人で行われました。

以上でございます。

○財政課長（岩元 明） 暫定税率の影響についてのお尋ねにお答えします。

道路整備に必要な財源を確保するため、受益者負担あるいは原因者負担の考え方にに基づき、自動車に関連する税収が道路特定財源でございます。

その道路特定財源を1973年の第1次オイルショックの際に、石油の消費を抑制することをねらいとして、本来の税率に暫定的に上乘せされた税率が課せられたことになったことが暫定税率であることは、議員も十分御承知されていることだと存じます。

暫定税率は、ガソリン税だけでなく、同じ年に自動車重量税、それから自動車取得税に、それから1976年には軽油引取税にも創設され、何度か延長措置されて現在に至っております。

現在、これらの暫定税率を延長するか廃止するかの論戦が通常国会で行われており、行方が注目されるところでございます。

ガソリンの値下げは国民の多くが望むところでございますが、暫定税率の廃止は、議員が懸念されるように本市の歳入確保には深刻な影響がございます。

暫定税率が廃止されたときの本市への影響でございますが、ガソリンの使用に対しては揮発油税と地方道路税が課せられておりますが、揮発油税はすべて国の収入になります。地方に係のある地方道路税は、暫定税率では1リットル

当たり5.2円であるのに対し、本来は4.4円になっております。地方道路税の中から地方道路譲与税として42%が本市に交付されますので、新年度予算に計上しました2,440万円が、もとの本則に戻すとなれば、1,996万円に減収されることになるものと考えております。

また、自動車重量税として自動車の取得に課せられている暫定税率は取得価格の5%であるのに対し、本来は3%と低くなっております。この中から自動車取得税交付金として本市に7割が交付されますので、新年度予算に計上しました3,060万円が1,836万円に減収することになるようでございます。

同じく自動車重量税として自動車の保有に課せられている暫定税率は0.5トン当たり6,300円であるのに対し、本来は2,500円と低くなっております。この中から自動車重量譲与税として3分の1が本市に交付されますので、新年度予算で計上しました7,090万円が2,765万円に減収することになるようでございます。

その結果、新年度予算で見込んでいるこれらの収入1億2,590万円のうちから、地方道路譲与税は440万円の減収、自動車取得税交付金は1,224万円の減収、また自動車重量譲与税の4,325万円の減収と合わせて、5,993万円の減収になるものと見込んでおります。

このような本市への直接的な収入減は、ほかの市民生活にも影響を及ぼすことは考えられるほか、現在進行中の国道220号線の拡幅や改修工事あるいは維持管理などの国による整備促進へ与える影響も大きいものと思っております。

それから、人件費抑制についてのお尋ねでございましたが、前年度予算と比較して人件費が増加している分につきましては、退職手当の増加によるものでございます。

また、御指摘の財革プログラムで示した20年度人件費の見込みは20億100万円余りなのに対して、今回の20年度当初予算に計上された人件費は22

億8,800万円余りであり、抑制ではなく逆に増加しているのではないかという御指摘ございました。

財革プログラムで示した数値と20年度予算で計上した数値は確かに相違がございます。これは一般的には大変わかりづらく、説明するのにも苦労するわけでございますけれども、1つには決算ベースと予算ベースの違いということになるかと思えます。

まず、財革プログラムを見直したときは19年度の決算がされておりましたので、18年度の決算実績から20年度の人件費を試算しております。その際に退職手当と職員共済組合への負担金が1億円程度積算されておられません。20年度当初予算にはその分が計上されていること、それからまたもう1つには、決算統計上の仕分け、分類の方法でございます。

通常の予算、決算の費目では、いわゆる人件費という言葉は使われていず、給料、職員手当などという言葉で表現されております。人件費という表現は、決算統計においてその性質別に分類されるときに使われます。例えば消耗品費などは物件費、生活保護費などは扶助費、工事請負費などは普通建設費といったようないつもとは違った表現をします。20年度当初予算には、決算統計上では介護特別会計で人件費の取り扱いになる分や猿ヶ城キャンプ場整備事業などで支弁して、普通建設費として取り扱うことになる人件費などが含まれております。これらは20年度の予算執行の過程において、また決算統計の段階において別枠になる人件費でございます。

ただ、決算統計上と予算ベースの違い、あるいは性質別分類の違いと申しましても、大変紛らわしいことには変わりはないので、御指摘を受けた財革プログラムは、19年度の決算を待って新たな試算と、それからわかりやすい工夫をする必要は強く感じているところでございます。

○総務課長（今井文弘） 池之上議員の人件費抑制についての定年前早期退職優遇特例制度についての御質問にお答えいたしますが、まず、定年前早期退職優遇特例制度を平成17年度と平成18年度に実施をしたことで、平成19年4月1日現在、職員数は262人で、新定員適正化計画の職員数と比較すると、14人の前倒しの削減となっております。計画以上の効果が出ているところでございます。

また、急激な職員削減をすることとなりますと、適正な人的配置ができなくなる、業務の混乱を招くおそれもありますし、また、新規採用者を抑制するということが市役所の職階制度が崩れるおそれも出てきますので、長期的な展望を見込んで定年前早期退職優遇特例制度の導入が必要であると考えます。

そこで、平成20年度も実施することについての御質問でありましたが、このことにつきましては、今申し上げましたとおりに、御存じのとおり本市も平成16、17年度での独自カット、そして定年前早期退職優遇特例制度による職員削減、平成18年度からの給与構造改革によるところの給与の引き下げなどで人件費の抑制を行って、確かに効果は出てきているわけではありますが、今、職員の中において、健康上のことあるいは転職希望、あるいは家庭の事情等で早期退職を希望している職員もあるやに聞いております。そういうこともあり、またさらなる人件費の抑制をできればということで、平成20年度も実施の予定をしているところでございます。

次に、給与制度の適正水準という御質問ですが、行政大綱の中の給与の適正化の項目で、「給与制度については、国及びほかの地方公共団体並びに民間事業者の給与等を考慮し、適正な水準の維持を図ります。」と記載しております。公務員には人事院勧告制度がございますが、この考えは労働基本権制約の代償措置として、職員に対し適正な給与を確保するためのものであり、

能率的な行政運営を維持する上で基盤となるものでございます。

垂水市は、人口15万未満のため人事委員会を設置しておりません。公務員の給与制度の根幹をなすものは国の人事院勧告でございますが、地域の民間企業の給与水準を地方公務員の給与に反映させることになっていることから、その点も考慮し、原則として鹿児島県人事委員会の勧告に準拠しているところでございます。

また、給与カットの件でございますが、鹿児島県の場合は、財政難を理由に平成19年度は6%の減額をするものでございます。本市におきましては、将来的な財政事情やラスパイレス指数の公表に伴う市民の理解を得るために、職員組合へ職員の給料減額について申し入れをし、先ほど田平議員の質問の中で市長も答弁申し上げましたが、先日、妥結をしたところでございます。

これにつきましては、今回の最終議会に上程をさせていただくようにしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○池之上 誠議員 丁寧な御説明をいただきまして、残りあと10分もございません。2回目、3回目一緒にいかないとだめなんです。

消防広域化につきましてはいろいろな問題があると思います。特にこの垂水では牛根の問題、分遣所の問題、一番大きいかと思っております。これについては、後ほど森議員が地元を代表してしっかりとやられると思っておりますので、まず譲りたいと思っております。

桜島架橋、今、市長のお考えを聞きましたが、そういう推進の立場でやりたいということでございますが、今言われたのは、観光、経済的な面からの観点でした。それとあともう1つ大きな点が、人命を預かる緊急搬送というところもあったと思っております。フェリーが出て、涙の目で見たとというようなことも皆さん言われております。

そうしたとき、この架橋を待ってそういうのもなくしていくのかということになるかと思いますが、1点だけ、消防も広域化になりまして大隅が1つになるうとしております。そういうところで観光、経済を抜きにして、人の命ということを考えてときに、大隅にこういう命を守る本当に救急の中核施設を、拠点をつくるべきじゃないか。そういう考えの中で、架橋ができて鹿児島へ搬送ということじゃなくて、大隅のほうへつくろうというようなお考えというか、その辺の考えについてはどうか。それだけ1点お聞きします。

猿ヶ城溪谷ですね、防災管理監、素案をつくっていただいたということですので、時間があればその防災管理監の職務をちょっと聞いてみようかと思いましたが、ちょっと時間が足りないようでございますので、また後ほどいろんな形で説明をしていただきたいと思います。やっぱり自然というのは危険がつきものですから、その辺をよく検討されて、観光客の方に、団塊の世代が終わりまして、夫婦でゆっくりと1週間ぐらいかけて山歩きをされる方もいらっしゃるでしょうから、そういうところで、くまなく危ないところのないようなキャンプ場に猿ヶ城の観光開発をしていただきたいと思いますというふうで要望をしておきます。

また、「篤姫」効果は余りないだろうということで、私もそう思います。

それで、あと島津墓地ですけどね、これ私が聞いた話では土砂の流入があったということですが、ひとつ、これは答弁要りませんけれども、地区民の方が、その島津墓地がもうぐらぐらして危ないから、わざわざ川砂を入れたという歴史があったということも聞いております。その辺を、寄贈されるのはいいけれども、そういうところの島津墓地に対してのいろんな面を地元民と協議されたのか、その辺がちょっと心配だったものですから、ちょっと社会教育課の文化

財の保護、文化財的な史跡ということで一生懸命頑張られたらと思うんですけども、ちょっと先走りをしたんじゃないかなという危惧があったものですから聞いたわけです。

それで、1回目の答弁で史跡文化財として活用するということをおっしゃられましたが、島津墓地ですから、登記上墓地でしょうし、その中には歴代の御霊もまだ宿っているんだろーと思えます。そういうところを行政として、垂水を築いた島津家ですけども、その辺がどうなのかなという疑問を投げかける市民もいらっしゃるということで、その点について、その墓地と史跡、そういう取り扱いをどう思われるかですね、そこだけ1点だけ。

大変にいいことだと思います、子供たちのためにも。それであと地域の方、そして子供たちのボランティアをもらって維持管理をしていくんだということで、市民との協働になろうかと思えます。市の職員が整備に駆り出されたということですが、それはボランティアという言葉を使っているかどうかですね、職務時間内の仕事でありますから、それはボランティアとは言わないんじゃないかということで、それも聞こうかと思いましたが、時間がございません。

そういうところで、市民との協働ということも市長もうたわれております。どうか広くそういうのを地域の方、そして学校、文化団体の方、その辺と打ち合わせをしながら、いい島津墓地の管理をしていただきたいと思いますということで、終わります。

次に、人材づくり。中学校の部活に関してはありがたい意見をいただきましたが、よろしくお願いをしたいと思います。

そして、午前中の垂高の問題だったんですけども、やっぱり出口の問題があるだろうということ尾協議員が言われました。まさにそうだろうなと思えます。

そこで、普通科が他の垂高以外に行かれた方が41名いらっしゃるという中で、教育長はそういうことも考えていかなければいけないとおっしゃいましたけれども、考えていく時期はもうそんなにはないんじゃないかと。本当に危ない、危機的、統廃合、再編の過渡期にあるんだということを書いて、できれば、そういう出口の問題があるんだったら、学歴の社会が残っているんだったら、特進クラスをつくと、無理かもしれません、特進をつるとか、それでそのためにいい生徒を、41名の生徒を垂高に振り向かせるために、授業料を免除ということは公立だからできませんけれども、奨学金を創設してそういう子供たちを引っ張るといようなこともできるんじゃないか。具体的な方策を市としても、教育委員会としても、議会としても打ち出していかなければいけないんじゃないかと思っております。

振興対策協議会の事業がどういうこと、私も委員ですけれども、余り大した事業をやっていないんじゃないかなと、それに積極的協力だけすると言ってもたかが知れているんじゃないかと。だから、市の取り組みとしても、そういうもうちょっと突っ込んだ取り組みをしていくべきじゃないかと思っておりますが、これについては教育長、簡単にお答えをいただきたいと思っております。

あと暫定税率ですけれども、地方の道路は本当に必要だと思います。今まで都会の都市部の道路を優先的につくってきたわけですから、この暫定税率、本当に必要なものですから、ぜひ声を大にして維持のほうに努めていただきたいと思います。

今、批判されております天下り先の財団法人とかカラオケとかマッサージとか大名旅行とか、改めるところは本当に改めていただいていた方がいいというふうに思っております。

あと人件費抑制ですが、これはまた後でもできると思っておりますので、これについてはもう結構

でございます。

以上の点、二、三点回答をお願いします。

○市長（水迫順一） 桜島架橋を待たずに大隅に高度な医療施設はどうかというお尋ねですが、確かに桜島架橋、かなりの時間が要るだろうというふうには思います。ただ、医療を取り巻く環境が非常に、医師の不足とかいろんな問題が取りざたされておりますが、国策の中でその辺もだんだん解決はしていこうとは思いますが、巨額の投資を本当にこの大隅30万足らずの人口のところにつくれるかということ、非常に問題があるだろうというふうに思いますし、ただ、一方では、やはりフェリーを渡らずに、そして桜島架橋ができる間それじゃどうするのかという問題が残ると思っておりますので、鹿屋の医療センターがあるわけです。ですから、これをさらに高度化していく要望をしていくことが非常に大事じゃないかと、そういうふうに思います。

○教育長（肥後昌幸） 垂高問題についてお尋ねがございました。

午前中の尾脇議員の御質問にもお答えしたとおりでございますけれども、確かに今、議員おっしゃるように、垂水高校の問題は本当に危機的状況にきているというふうにこれは考えております。

ですから、もはや考えている、何をあれこれ言っている段階じゃないというふうにも思っておりますが、ただ、教育委員会あるいは中学校、そういうところばかりじゃなくてそれぞれの立場で、責任転嫁をすることなくそれぞれの立場で何ができるのか本当に真剣に考えていかなければいけない。例えば先ほどおっしゃいました、特別奨学資金のこともおっしゃいましたけれども、いわゆる考えられることは何でも一応やってみなきゃいかんと、考えていかなければいけない。

いわゆる県下各地でこの高校再編が行われまして、そのときにいよいよもう再編ですよと県

教委から言われてから、いよいよ反対運動が起こったりいろいろしているようでございます。しかし、そうなるからではもう遅いわけでございますので、いつも申し上げておりますように、いわゆる市民全体が危機感を持ってこれは当たっていかねば、これはもう解決できないというふうに思っておりますので、これからも危機感を持ってやってまいります。どうか御協力をよろしくお願いいたします。(「最後、議長3回目」と呼ぶ者あり)

○池之上 誠議員 市長、今、教育長の言った言葉、これは私は垂高の生徒たちをなぜそういうことをするかというと、垂水市で人材づくりをするんだと、そういう先行的な、先行投資をするんだという気持ちでそういう今、言ったようなことを言ったわけですが、市長、その辺についてどう考えられるか、ちょっと一言。それで終わりにします。

○市長(水迫順一) 垂高問題はもう今、午前中の尾脇議員初め、みんな真剣に考えていただいておりますし、この今の運動で本当にいいのかということは議員と同じです。考えなければいけないと思っております。

ただ、奨学金制度については今まで、前も垂高を対象にした制度が1つありました。それは17年度で一応終わっておりますが、もう1つ奨学金制度がございます。その辺もありますので、その辺との絡みの中で本当に必要性があるのか、その辺もひっくり返って検討していかねばいけないかなというふうには思っております。(池之上誠議員「はい、ありがとうございます」と呼ぶ)

○議長(徳留邦治) 次に、1番感王寺耕造議員の質疑及び質問を許可します。

[感王寺耕造議員登壇]

○感王寺耕造議員 皆さん、こんにちは。

ちょっと眠い時間になってまいりましたけれども、議場が非常に熱気で包まれております。

議長の許可を得ましたので、通告に従いまして質問を行ってまいりたいと思います。

まず1点目、平成20年度施政方針について質問を予定しておりましたが、これは地域担当職員制度について質問する予定でございました。この問題につきましては、昨日の合同審査会で話を伺いましたし、私の見解も述べさせていただきましたので、割愛させていただきます。

2番目に、農業政策全般について農林課長に伺います。

まず、ポジティブリスト制度について。

2月28日、中種子町産のスナップエンドウから有機燐系の殺虫剤フェントエートが残留基準値を超える0.17ppm検出されました。その後の調査で、1農家の希釈倍率の誤りが原因だったとのことです。また、直近では串良産のピーマンから土壌改良剤の成分が検出されたとのことで、生産者組合がピーマンの自主回収を行っております。

御存じのとおりポジティブリスト制度は、残留農薬の規制を強化することを目的とし、2006年5月施行されました。

我が垂水市もインゲン、キヌサヤについては国内で一、二位を争う産地であり、万が一ポジティブリスト制度に違反することがあれば、産地が崩壊するおそれがあります。食の安心・安全を担保するため、市のポジティブリスト制度の周知状況、活動計画はどうなっているのか伺います。

次に、畜産対策について伺います。

政府・与党は、2月21日に2008年度畜産・酪農価格と関連対策を決定いたしました。これは例年より1カ月早い決定で、背景には昨年来の飼料価格や燃料費の高騰による畜産経営の疲弊があるからです。

その主な対策としては、黒毛和牛の保証基準価格、合理化目標価格は07年度と比較いたしまして1,000円加算、保証基準価格、黒毛和種30万5,

000円、合理化目標価格は26万8,000円となっております。

また、主な関連対策といたしまして、肉用牛肥育安定基金、マルキン基金の部分の充実、粗収益が物材費を割り込んだ場合に国がその差額の6割を補てんするものでございます。

また、個人向けの補助リース事業の創設。

また、特に注目をしなければいけない部分が、国産飼料資源活用促進総合対策事業の充実ということで、これが約69億円見込まれております。その内容につきましては、青刈りトウモロコシやソルゴの作付に10アール当たり1万2,000円を助成する。飼料米の実証モデル地区に10アール当たり1万3,000円程度を助成するというものでございます。

また、課題となっております配合飼料価格安定制度の見直しや生産コスト上昇に対する適正な畜産物小売価格への反映については、5月末をめどに検討が進められているとのことでございます。

については、まだ未確定な要素はあるわけですが、これを受けて、市としてどのような畜産対策を考えていくのか。また、市として単独事業はどのように行っていくのか、あわせて伺います。

次に、降灰対策事業について伺います。

園芸、畜産ともに、これまで防災営農対策事業を活用してハード面の整備が図られてまいりました。20年度の計画及び県単事業となっており、以前と比較して採択基準の見直しがあったのか。また、今後の見通しについて伺います。

次に、農業公社について。

今まで農業公社設立準備委員会が6回開かれてまいりました。その後の進捗状況はどのようなになっているのか。

また、1月22日「知事と語る会」で、農業センター果樹部の移転は2期分ということで、移転に関しては当分の間はそのまま残るとの知事見解

が示されました。このことが公社設立に影響するのか、あわせて伺います。

集落営農の推進について。

集落営農の推進についてどのように考えておられるのか。また、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業を集落営農の受委託事業、この部分に活用できないのか、あわせて伺います。

3番目の質問でございます。道の駅全般について商工観光課長に伺います。

ボードウォークに県の予算措置がつけましたが、事業内容と完成予定日はどうなっているのか。

また、道の駅活性化のためにこれをどう活用していくのか伺います。

次に、今議会で議案第19号垂水市道の駅交流施設の指定管理者の指定についてが上程されております。垂水市道の駅交流施設管理組合から事業計画書が出されておりますが、これは一体だれが作成したものか伺います。

あわせて、議案第19号の指定管理者の期間は、指定期間は3年間、また管理組合の定款では2年となっておりますが、これについての整合性。

また、議案上程の部分で事業計画書は提示されましたが、管理組合の定款は提出されておられません。市民の福利厚生、これを担保できる定款になっているのか、また民主的な管理運営が行われるような定款になっているのか、私どもは判断できません。ぜひとも新しい管理組合の定款を提出いただきたい。また、定款変更はいつ行われたのか、あわせて伺います。

道の駅施設条例について伺います。

条例第4条2項で指定管理者の公募、第6条で指定の申請について規定されております。これは指定管理者に申請権を認め、指定を申請による処分とするものであり、指定しないいわゆる不指定が行政処分となり、この場合、不服申し立てが可となり、行政手続法第7条により自治体に応答義務が生じます。申請権を認めず、指定

を申請に基づかない処分とするものにすれば、不指定に処分性は生じず、不服申し立てができないこととなります。公募方式から市長が指定する方式に変更する必要があると思われま

す。旧管理委託とは違い、指定管理者制度は単なる一方的な行政行為であり、条例の変更は何ら問題ないと思いますが、どのように考えられるのか。

一応第8条で公募の例外を設けてありますが、申請権を認めないという点については規定として少し弱い、そういう感じを受けます。また4条との整合性の問題もあると思われま

すが、どのように考えられるのか伺います。また、指定管理者の理事、道の駅管理組合の定款で言うと運営委員が理事に当たると思われますが、議員の兼業に関しては今のところ法的には何ら問題ないとの総務省見解が示されてお

ります。しかし、指定管理者制度の手続に当たっては、条例の制定と議会の議決が必要であり、議員の兼業禁止はぜひとも必要だと思われま

す。道の駅交流施設条例で規定するか、通則条例で規定する必要があると考えますが、どのように考えられるのか伺います。次に、通則条例、垂水市道の駅交流施設条例、条例施行規則、いずれにおいても第三者の損害賠償責任については規定されてお

りません。前回の管理組合との間で締結された垂水市道の駅交流施設の管理運営に関する協定書の第22条で、「管理組合は、みずからの責めに期すべき事由により垂水市又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない」との規定があります。指定管理者の不法行為に係る損害賠償について考えられる事項としては、指定管理者の従業員の行為に起因する場合、例としては、警備上のトラブルに起因する警備員による暴行のような積極的な行為、いわゆる打撃ミスと言

われておりますが、またほかに、小学生が大人用のプールで泳いでいるのを漫然と放置し、おぼれた場合の不作为、同じく守備ミスと呼ばれております。これが挙げられます。

これらの行為は、公権力の行使に当たり、自治体と指定管理者が責任を負うこととなります。この場合の責任の根拠としては、自治体としては国家賠償法1条1項、公権力の属する公共団体の責任、指定管理者は使用者責任、これは民法709条、715条の1項に規定されているものでござ

います。2点目といたしまして、施設の設置管理に起因する場合、例として、プールの設置管理の瑕疵による事故等が考えられます。この場合、自治体は公の施設の設置管理の主体である公共団体としての責任、国家賠償法2条1項、指定管理者は土地の工作物の占有者、民法717条1項としての責任があります。

これ以外の不作为の不法行為については、自治体としては責任を負わないこととなります。ただし、職員の指図に過失がある場合等には、民法715条1項、第716条により責任が生じます。指定管理者は、使用者責任、民法709条、715条1項の規定により責任が生じます。

いずれの場合にも指定管理者自体は、被害者に対し、共同不法行為による不申請連帯債務を負うことになり、被害を100とすると、被害者は、責任割合にかかわらず賠償責任者のどちらに対しても100、損害のすべての賠償を求めることができます。民法19条1項、その際は、全額賠償した者が他の賠償責任者に対し、その責任割合に応じて求償をすることとなります。

長々と法的背景を述べてまいりましたが、自治体と指定管理者の責任割合については、協定で定められた個別具体の守備範囲で決定されることと考えられます。施設の欠陥を発見できるのは指定管理者の従業員だけであり、基本的には指定管理者が損害を負担することが妥当だと

思われます。

そのためには、協定書に欠陥を発見した際の報告義務等の明記が必要であり、それによって施設の欠陥による事故を未然に防ぐこともできますし、施設の瑕疵ではなく設置の瑕疵であっても、設置者ではない管理者である指定管理者に負わせることができます。つまり、協定書の内容によってはあらゆる損害を指定管理者へ求償できることとなります。

今議会で垂水市道の駅交流施設管理組合が指定管理者に同意された後、市と協定書を締結するわけですが、以上のことを踏まえ、万一事故が起こった場合、市の責任割合を減らすような協定書にしていくべきだと思いますが、どのように考えられるのか伺います。

また、自治体と指定管理者は被害者に対して不申請連帯債務を負うわけですから、双方が第三者への賠償責任保険に加入する必要がありますが、現在加入しているのか、あわせて商工観光課長に伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○農林課長（山口親志） 感王寺議員の農業政策全般について、5項目の回答をいたします。

まず、ポジティブリスト制度について周知の状況はということで、質問の制度は、基準が設定されていない農業等が一定量を超えて残留する食品の販売等を原則禁止する制度でありまして、施行後の農林課の対応は、農業振興を行う上で非常に重要な位置を占めております。

対応としましては、平成15年3月の農業取締法施行から、農家には防除基準並びに栽培管理表の作成、仲買業者への依頼も継続して行っております。

平成18年度からは、野菜振興会、認定農家、農家の座談会、栽培講習会での周知を行い、垂水市農林技術協会でも振興会回覧を行っております。また、飛散防止についてもあわせて周知を行っております。

平成19年度作付分から、防除基準並びに栽培管理表の配布、回収も行うように仲買業者に依頼しております。

続きまして、畜産対策振興ですが、御指摘のとおり飼料高騰、原油高騰によりまして畜産業界は非常に厳しい状況であります。畜産農家にとって今後も厳しい経営が予想されますので、市としましては、飼料対策としまして、耕畜連携水田活用対策事業による飼料稲作の推進、また原油高騰対策としましては、軽油引取税の免税制度の周知を行ってまいります。あわせて、経営のサポートを行う肉用牛経営支援事業への加入促進に努めてまいります。

市の平成20年度の単独事業の予算としましては、既存の畜産共進会やパドック牛舎への新設、増改築建設の一部助成に加え、新たに肉用牛・繁殖牛増加に対する助成を計上しております。

続きまして、降灰対策事業ですが、本年度の降灰対策事業の計画と採択基準の変更があったということで、本年度の平成20年度の降灰対策事業の計画は、土壌等矯正事業、野菜安定対策事業としまして2組合、花卉安定対策事業としまして1組合、飼料作物確保対策事業としまして1組合、合計5組合を予定しております。

採択基準ではないんですが、現在、県で、コスト削減によるハウスの構造と品目ごとによる形式の決定の見直し作業が進められておりますが、本市の品目に合った構造のハウスが導入できるように現在、協議し、県に要望しているところであります。

続きまして、農業公社について、進捗状況と知事の果樹試験場の回答の影響はあったかということですが、農業公社の進捗状況につきましては、設立準備委員会やその下部組織であります幹事会におきまして、公社で実施すべき事業として定められた32項目について、設立当初から実施すべき事業や設立以降に取り組むべき事業を検討いただいたところであります。

現在、設立準備委員会等での結果を踏まえまして、設立当初から取り組む事業を含め、公社運営の試算について検討をしているところがあります。

次に、県果樹試験場移転時期に伴う公社への影響でございますが、設立当初から実施すべき事業であります試験・実証展示園については、現在、果樹試験場より市が借り受けている農地を引き続き借り受ける予定であります。

また、新規就農者への就農支援や交流農園、市民農園、観光農園等でございますが、の設置につきましては、準備委員会等において果樹試験場の移転について県の意向がはっきりしていないことから、設立以降取り組む事業としていることにより、さほど影響はないかと考えております。ただし、これが長期にわたり移転がはっきりしない場合は影響が出てくると考えられます。

最後に、集落営農の推進についてですが、最近の本市の農業情勢としましては、農業従事者の減少、高齢化、遊休農地の増加等により、農業生産経営活動や集落機能の低下が懸念されております。

それらの対応策の1つとしまして、担い手農家の確保・育成があり、そのために農地集積、農作業受委託、先ほど事業名を言われました地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業等を、諸農業関係の補助事業等の活用を視野に入れて、集落単位で考えていくことも必要かと思われれます。今後は、そのことを踏まえまして、集落営農の推進を検討していきたいと思っております。

以上です。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 3点目の道の駅に関して、まずボードウォークの建設についての御質問にお答えいたします。

道の駅のボードウォークにつきましては、鹿児島県が平成18年度より行っております魅力ある観光づくり事業により整備を行う予定のもので

あります。

当事業につきましては、平成18年度より道の駅のボードウォーク整備事業として提案しておりましたが、2年越しの要望がかない、平成20年度の整備を目指して、現在、大隅地域振興局で設計作業が進められております。

事業内容につきましては、現在設計中でありますことから具体的なことはわかりませんが、足湯前の海岸堤防を景観に配慮した散策路としてボードウォークを整備する計画であります。

この施設ができますと、海岸線を生かし、道の駅と錦江湾、桜島が一体となった海辺と親しめるすばらしい開放的な癒しの空間が形成されます。このボードウォークにベンチやテーブルを設置し、観光客など利用者が思い思いに気軽に、自由に楽しめる場所として活用できれば、なお一層効果的だと思っております。

事業費につきましては、2,500万円程度が見込まれていると新聞記事にはございましたが、それでは整備の範囲に限られますので、事業効果を高めるためにはそれ以上の事業費を検討しているという話も聞いておりますので、期待いたしているところでございます。

次に、指定管理者制度をめぐる第三者への損害賠償責任についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の事業計画書はだれが作成したかとのことでございましたが、内容的には道の駅管理組合が現場の意見も反映させながら作成したものであります。管理組合職員がこのような書類の作成に不なれな面がありましたことや、現組合長が市長でありますことから、決裁書類など商工観光課を経由している関係もありまして、計画書の構成や文言など事務的な面で商工観光課でチェック、修正など加えたものを最終的な事業計画書として提出しております。

次に、組合長と指定期間の整合についてでございますが、道の駅の管理指定期間の3年は行政

側で定めるものであり、期間が余り長くなりますと時代の趨勢に対応しにくくなることや、逆に余り短くなり過ぎると指定管理者の活動が制限されますことから、他の類似施設の指定管理期間等も参考にしながら決められております。

一方、管理組合の組合長の任期につきましては、これとは関係なく、平成16年11月に当組合を結成して以来、定款で2年としているものであり、組合長の適任を判断する上で他の事例なども参考にして2年の見直しが適当とされたもので、再任を妨げないという規定もありますので、特に支障はないものと思われまます。

次に、議案審査の資料としての定款の提出と定款変更がいつであったかとの御質問にお答えいたします。

垂水市道の駅交流施設の指定管理者の指定についての議案審議をしていただくに当たり、先日、全員協議会を開催していただき、資料として事業計画書などをお配りしましたが、選考委員会の審査過程で定款をお示しし、審査を終えておりましたので、今回の資料としては説明に必要な書類のみということで、用意いたしておりませんでした。

議案審査の資料として必要ということでしたら、産業厚生委員会に追加資料として提出することも可能だと考えておりますし、また、他の議員の皆様にも必要に応じて提出したいと思っております。

また、定款の改正につきましては、市長の組合長との兼業の見直し及び運営役員の見直しなどを行うために、1月28日に運営委員会を開催し、改正を行ったもので、今回の改正の施行日は、平成20年4月1日でございます。

次に、申請権を認めない指定のあり方については、確かに不服申し立てがもしあった場合にはそれを阻止する手段として、また自治体が容易に候補者を探知できる場合は有効であると思っております。しかしながら、このことに関しまして

は、他に問題点などないか検討を要すると思われまますので、今後、研究してみたいと思っております。

次に、議員の兼業禁止につきましては、御指摘のとおり地方自治法におきます指定管理者は、委託ではなく業務の代行といった見解であり、兼業禁止には抵触しないと思われまます。より高い公平性、透明性を確保するという観点から、今回は募集要項で対象者としての資格の中で兼業禁止を定めた経緯がございます。今後、条例等を改正する場合には、御指摘のことについて、通則条例との関係もありますので、関係課とも協議して検討してみたいと思っております。

次に、施設の欠損等を発見した場合の報告義務についてでございますが、確かに参考となる御意見であると思っております。今回の協定に当たりましても検討してみたいと思っております。

次に、損害賠償保険の加入についてでございますが、建物に関しましては、市の建物総合損害共済に加入しております。また、管理運営上生じる可能性がある障害等につきましては、管理組合で総合賠償保険に加入しており、事業活動包括保険契約を結んでおります。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 まず、ポジティブリスト制度ですけれども、非常に中身の濃い活動をしていただいているということで、ありがたく思っております。

ただ、1点だけ、市の共販率ですね、これはJA出荷の部分ですけれども、これは18%ぐらいしかないわけですね。また市内の業者さん、仲買業者さん、これが十二、三社ございます。そうしますと、仲買業者さんの場合、南隅地区とか指宿地区、この部分から買いつけて出荷されると、そういうこともあるやに聞いております。

そうしますと、垂水の農家はポジティブリスト制度の部分をかちと担保しようということでもじめにやっていたとしても、もし万が一ほかの産地の方が間違ったことをすると、そうし

ますと、垂水市の農業者の部分が他産地の農業者のおかげで被害をこうむるといことが考えられてくるかなと思っております。これに対する対策をどのようにとっていかれるのか、2回目の質問をお願いいたします。

また、畜産対策についてですけれども、国の部分の事業自体が示されていないということで、答弁としては難しいのかなとは思いますが、ただ、2点ですね、この耕畜連携の水田活動対策事業、この部分が非常に、私は調べてみましている事業かなと思いました。畜産の部分で飼料価格高騰の部分でもきちっと活用できますし、また遊休農地対策のためにも活用できる事業かなと。ぜひともこの部分は推進いただきたいと。

またもう1点、畜産のサポート事業ですね、いわゆる肉用牛経営安定支援事業、この部分は生産技術の分析とか、あとは経営判断とか申告の基礎資料にもなりますし、当然、牛そのものの個体管理もできると、また資金の部分の融資を受ける場合にも基礎資料となりますので、この部分はぜひとも声を大にして、より以上に進めていただきたいと思っております。この点については要望といたします。

また、軽油免税についての話もあったわけですが、この部分も、農林課長と農業委員会事務局長を兼務されておりますけれども、その部分で軽油免税の部分に、県税の部分ですね、取り組んでいただくということで、ぜひともその部分を早目にして、少しでも農家経営の負担の部分の軽減を図っていただきたいと。畜産対策については要望にとどめてまいります。

次に、降灰対策事業です。

降灰対策事業に関しまして、私も降灰対策特別委員会の副委員長ということで、県、国の会議、陳情活動にも従事してまいりました。その中で私も要望してきたんですけれども、特に畜産の機械体系、この部分が平成10年ごろからがらっと変わってまいりました。農林課長の答弁に

もあったと思うんですけれども、ヘイベラーによる乾燥体系からラップサイレージ体系と、そういう形に変わってきました。実際に10年前はなかった機械ですから、新しく開発された機械だから、2回目の利用を要望して今まできたわけですが、この点について県の見解は現在どうなのか。

またもう1点、また垂水市自体が1圃場当たりの面積は小さいと、また全体の面積も小さいので、面的要件での採択基準、この緩和も県、国にもお願いした経緯があるんですけれども、現在、県の部分がどのような考えをお持ちなのか。今まで農林課長として要望されてきた部分、その分は今どうなのかという部分をもう1回お願いいたします。

次、農業公社についてです。

最初の準備委員会があったのが平成18年の7月だったと思っております。この点については市長の答弁をいただきたいと思うんですけれども、設立準備委員会で32項目の公社の取り組みという部分を議論されてまいりました。20年の2月には公益法人の見直しということもありますし、また市長も再三おっしゃっておられますJAの協力、JA鹿児島きもつきの協力自体が大事なんだと、ということをおっしゃられます。

ただ、もう1年8カ月も議論をして、そろそろ32項目、いろいろ事情はあるのはわかるんですよ、わかるんです。職員の方も一生懸命やっていた部分にはわかりますけれども、32項目の部分はある程度もう絞る時期に来ているんじゃないかと。現時点での市長のお考えで結構ですので、どこはやっていかんないかとか、これはもう必要ないんじゃないかと、そういう見解がありましたらお示しいただきたい。

またもう1点、JA鹿児島きもつき農協ですね、北郷組合長とも私、会でいろいろ会う機会もどうぞいまして、いろいろ話をします。公式見解ではないんですけれども、現在持っておられ

ますJA鹿児島きもつきですね、垂水市の部分で農地保有合理化法人の資格ですね、この部分を持っておられます。この部分をなかなかやっばり農協自体が離すことができないようなちょっと雰囲気なんですよ。そういう話をちらちらと聞くもんですから、この部分の農地保有合理化法人をJA自体が公社、また市の部分に移管しないことには、公社自体も根底自体が崩れると思うんですよ。

そこで、今まで市長みずからがJA鹿児島きもつきの組合長北郷さんと折衝されてこられたのか。この部分について、今の2点について市長にお伺いいたします。

次に、道の駅全般についてでしたが、私もいろいろ長々しゃべって、もういろいろ勉強をして頭が痛いんですけども、商工観光課長はあっさり答えていただきまして、それで結構なんです。ボードウォークですね、この部分についてはこれから予算もついてくると、2,500万円からまださらに予算がつくということですね。本当に絶好のロケーションですので、海岸沿いで恋人同士が、そういうテレビで取り上げられるようなロマンチックな場所になればいいがなと思っております。

事業計画書、これは商工観光課でつくられたと。今までのいきさつを見ればしょうがないのかなと。指定管理者制度ができて4年、いろいろ各自治体で、指定管理者とはそもそも何ぞやとか、法体系についてもなかなか皆さん、どこの自治体も苦労なさっていると。

また、それでひとつ例えば運動公園ですね、その管理を任すとか、そういう部分であればこれはたやすいと思うんですよ。コスト・パフォーマンスの部分とかそういう部分だけで判断、また実績の部分、判断できればいいわけです。

ただ、道の駅については、やっぱり農林漁家ですね、その部分を育てるということで、その部分がありますので、なかなか管理組合の育

成という部分が難しい問題だと思います。

そこで、管理組合に法体系に詳しい人材がないからということではわかるんですけども、これ自体は原則論として言えば、本来の管理者制度のあり方からするとやっぱりおかしなことだと思うんですよ。やっぱり指定を申請する管理組合がみずからつくっていくんだと。その部分を管理組合の法務事務能力の向上を図られる必要があると考えております。

この部分について、本来であれば管理組合にただす部分ですけれども、現時点では商工観光課長にお答えいただきたいと。

また、行政自体が指定管理者に過度のかかわり合いを持つということは、管理組合の第三セクター化、組織化の硬直化、この部分につながっていくのではないかと。施設運営がスムーズに進まないような事態という部分が考えられます。また、指定管理者が利益を追求していくこと、この部分は当然のことです。また、市民の福利厚生を疎外しない限りは自由な発想で施設を運営していくことが集客力のアップにもつながりますし、また、管理組合のモチベーションのアップにもつながっていくと思います。この点についてはまたどう考えられるのか。

また、そういう意味では、昨年11月、議会で否決されましたけれども、議案89号の条例改正案の中の業務の範囲の規定、第5条の4項を挿入すると。「前3号に掲げるもののほか、指定管理者が市長の承認を受けて、交流施設の設置の目的に寄与すると認められる業務」の条例の、この条例のうたい込みは絶対に必要であると思いますけれども、またこの点についても再度検討されて、次の議会か、また次の議会に上程されるのか、この部分についてもお伺いをいたします。

また、指定管理者の事業の実施方法については、やっぱり入念に先ほどから言っていますように考える必要があると思っております。

例えば指定管理者が施設に自動販売機を置こうと判断した場合、これまでは従来の今までのやり方は、長の目的外使用許可を受けて設置されてきたと思うんですが、道の駅という不特定多数のお客さんが来られる施設では、当然のども渴きますし、長距離の部分ドライブされるわけですから、飲料水の自販機の設置という部分は当然必要になってくると思うんですね。

そういう点では、条例改正で、長の使用許可を受けて設置する方法から、もうちょっと一歩踏み込んで指定管理者が管理行為者、管理行為としてみずから設置できる実施方法、この部分も検討していかなければならないと思います。どの方法が適切なのか、メリット、デメリットを考えて対処していく必要があると思うわけですが、この点についてどのように考えられるのか。

また、指定管理者の収入、これは委託手数料と利用料金の徴収しかないわけですね。そうしますと、平成20年度から、事業計画の中ですけれども、事業計画書の中ですね、今回出された。平成20年度から22年度の3カ年で、合計で積み立てとして1,500万円ですね、内部留保として1,500万円、この部分の全体事業計画が出されているわけですが、この部分の合わせて3,000万円のお金ですね。この部分については、委託手数料は初年度払っただけと言ったですね、この間ですね。その委託手数料の分、利用料金の分ですね、この部分しか指定管理者の収入はないわけですから、この3,000万円については、管理組合が施設運営、また自主事業の実施を行う場合に自己裁量として自由に使える性質のお金だと私は考えるわけですが、この点についてどう考えられるのか。

また、自主事業における収益ですね。例えば何かイベントを行ったと、チケットを販売してイベントを行ったと。ただ、その場合は私的、公金の流用になりますから、その部分を指定管理

者の収入としては入れられないわけですね、入れられないわけですね。それをやる方法というやつがやっぱりあるんじゃないかと思うんですよ。そのために、自主事業における収益を指定管理者の収入とするために、指定管理者に使用許可もしくは目的外使用を得て、指定管理者ではない一団体、これは別人格となれば第三者利用者等にサービス、物販等を行い、第三者から対価、収入を得ることは合法的になると思うんですけれども、この点についてどのように考えられるのかお伺いいたします。

最後に、保険ですね。一応建物のほうは市のほうで建物損害保険、これに入っていると、それで第三者への賠償については管理組合のほうで総合賠償保険に入っているということなんですけれども、その総合賠償保険ですね、その中身について現時点でわかればちょっと教えていただきたいと。

ちょっと長々なりましたけれども、この部分を商工観光課長に2回目の質問といたします。
○農林課長（山口親志） 議員の2回目の質問にお答えいたします。

まず、ポジティブ制度の農作物の市外からの出荷についての対策はということで、市外からの集荷については、仲買業者において、出荷者の責任において出荷ロットごとに区別して、しっかりと追跡調査ができるような体制にあり、農家への指導もお願いしております。しかしながら、農業振興を図る上でこのことは非常に重要な位置を占めておりますので、今後も対策については十分気をつけて、農業振興に努めてまいりたいと思います。

続きまして、降灰対策の畜産の関係の降灰対策の2回目の質問ですが、議員が指摘のとおり、畜産の降灰事業は、平成10年度より飼料作付に伴う利用体系がこん包からラップサイレーズ体系に変わってきております。降灰対策事業の採択基準では、新規導入機械につきましても、栽培

面積の上乗せ基準が厳しく、作付面積が確保できない等の問題が起きております。

今後は、地域の圃場の地形等を考慮してもらえのように県と国に強く要望してまいって、降灰事業の畜産の関係の降灰事業を推進してまいりたいと思います。

以上です。

○市長（水迫順一） 公社問題について、私のほうからお答えをしたいと思います。

公社問題については議員非常に詳しく、参画していただいておりますので十分おわかりのとおりでございますが、県内に14ある公社が、その後なかなか新たな公社ができないと、そうすると、公社が本当に今後必要なのかという意見も当然ございます。だけど、私は常々申し上げておるのは、今後の垂水の農業振興のためには公社は必要なんだということがまず1点。

また、これからはその垂水の農業を、本当に園芸を中心、畜産や果樹、これらをさらに振興していくためには、今後、その14ある公社が何が悪くて何がいいのか、今後の農業に生かせる、我々が作る公社に魅力となるような部分を探し出して、そういうことも加味しながら、垂水の今後の農業振興に役立つ農業公社設立を目指せというようなことを申し上げております。

そして、今、設立準備委員会とか幹事会で32項目、議員おっしゃるとおり審議、結論を出そうという段階にあるわけですが、まだ結論に至っておりませんので、私は今までその設立準備委員会を発足するとき、常務のところをお願いに行きました。それで常務に参画していただいた経緯がございます。そして北郷組合長ともたまに会うことがありますので、大変お世話になっております。またそのうちをお願いに参りますというようなあいさつはしておるつもりでございますが、この32項目の重要性、緊急性等も入れながら、効果的な垂水の農業振興に役立つのを絞り込んで、その上でやはり組合長に正式

をお願いに行くべきじゃないか、そういうふうになっておまして、近くその結論が出れば参りたいというふうになっております。それだけです。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 道の駅に関して7点ほど御質問いただいたと思っております。

まず、1点目の管理組合の事務能力の向上につきましては、議員御指摘のとおり、法務的な事務能力や書類作成能力等を高めることはいずれにいたしましてもぜひ必要なこととございますので、研修に参加するなど研さんに努められるよう商工観光課といたしましても指導してまいりたいと思います。

次に、2点目の行政の過度な介入についてでございますけれども、これまで開駅間もない時期で市も未経験な部分も多く、関与する度合いは高かったと思います。新年度より体制も変わり、指定管理者独自の判断に移行する部分が多くなると思います。

しかしながら、当初の設置目的を達成するためには、指定管理者と市、また関係団体との連携が必要でございますので、今後も良好な関係を保ちながら運営に努められるよう努力していくことは必要だと思っております。

3点目に、さきの議会で提案いたしました議案89号の道の駅条例改正案の第5条第1項第4号のこととございますが、御指摘のとおり管理組合のモチベーションを高めるということに対しましても必要だと思っておりますので、再度提案いたします場合には条例案に盛り込みたいというふうを考えております。

次に、自動販売機の設置に関します使用許可についてでございますが、公共の福祉に反する場合を除き、条例、規制で可能な限り柔軟に対応することで、その裁量が直接売り上げに反映することがメリットであろうと考えますが、このことにつきましては、他市の事例なども参考にしながら、今後、検討させていただきたいと

いうふうに思います。

次に、事業計画に計上されております収益についてでございますが、内部留保につきましては、正式には議会の承認後に締結します協定書の中で定めてまいります。不測の事態に備えるとともに、管理組合として販売促進に関しての独自の計画や、さまざまなイベントの開催に必要な財源としてもよいものと思っております。

ただ、積立金につきましては、今後の設備の修繕等の費用として、後年度の市民の負担とならないよう少しでも蓄えたいという気持ちを持っております。

次に、自主事業による収益の確保につきましては、先般議員いただきました北九州市の研究事例からしましても、合法的に思いますが、自主事業の内容をしてみることも必要であると思っております。この点につきましては、さきの条例案の第5条1項4号の規定が生きてくるものと考えます。

7点目の損害保険の内容でございますけれども、詳細にちょっと把握するまでに至っておりませんけれども、保険内容といたしましては、火災でありますとか落雷であるとか爆発であるとか、そういうことの備え、また設備の故障による備え、それと車両衝突の場合の備えとか盗難、それと食中毒、感染症、その他不測かつ突発的な事故というふうになっておりまして、内容的にはほとんどのことに対応できる内容ではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 3回目ですね、入ります。

要望にとどめておきます。

農林課長、農業全般、一生懸命見ていただいております。また一言私、お礼を言わなきゃいけないんですけども、農業委員会事務局長として農業委員会で2月5日でしたか、遊休農地の解消ということで、農業委員と農業委員会職員また農林課の職員も出ていただきまして、遊休

農地対策ということで、やぶ払いから火入れまでしていただきました。また、職員の方々には休みの部分、前日の部分に、農業委員よっかずんべ仕事をしてもらいました。本当に感謝申し上げます。これからもお互い手を携えて農業振興を図っていただきたいと思っております。

また、商工観光課長にお願いなんですけれども、ちょっと小難しいことを、私もちょっと頭の中では理解しているんですが、なかなかうまく説明できなかつた、申しわけないと思うんですが、ただ、やっぱり道の駅通則条例ですね、通則条例、また道の駅条例、道の駅条例の施行規則、この部分をきちっとやっぱり精査する必要があるんじゃないかと。だれが見ても欠陥がないもの、瑕疵がないものにせんと、やっぱりいつ何どき事故が起こった場合、言いわけにもならんということになりますので、また協定書の中身についても、何というんですかね、管理組合の部分もやっぱり市民の皆さんで組織されておりますし、その部分に責任をやっぱり押しつけ、そこだけ責任を押しつけるということではできないわけですよ。

ただ、これからまた違った形での指定管理者のあり方、制度という部分が、活用という部分がやっぱり出てくると思うんですよ。そうなった場合にやっぱり通則条例、その部分でそういう部分をきちっとうたい込んでいくんだと。そうしないことにはちょっとおかしいことになるんじゃないかと思っております。ちょっと難しい問題ですけども、ぜひともよろしく願います。条例の部分です、直していただきたい。

通則条例の部分も、この分はいけんになりますか、企画課の担当なのかな、総務の担当なんですかね。その辺も大きい市では法務対策室があるようですけども、我々垂水市にはちょっとないと思うので、その分をどこでどうやって条例の部分を見守っていくのかですね。その部分、どうやって条例の番人になっていくのか、で

きた後ですね。そこの部分をもうちょっとやっていただきたいと、これは市長にお願いしておきます。

あと最後、商工観光課長の部分ですけれども、保険の部分ですね。この部分も先ほど来申しますようになかなか、指定管理者制度ができてから4年ということで、損保会社のほうもいろいろそれぞれの掛け方、そしてまた担保内容によっては、ここまでは担保するけれども、もうこれは担保しないよという部分がございます。

具体的に言うと、個人情報漏えいですね、また雑踏警備の部分、食中毒、昇降機はないですけれども、昇降機等に起因する損害賠償責任ですね。この部分はオプションでないと、オプションでまた特約をつけないかんと、余計に金を払わないかんとという部分もありますので、もう1回保険の中身を精査して、どの保険に入ったほうがいいのかという部分も精査して、管理組合のほうに指導していただきたいと思います。

以上で要望といたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（徳留邦治） ここで、暫時休憩いたします。

次は、3時15分から再開いたします。

午後3時2分休憩

午後3時16分開議

○議長（徳留邦治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番川畑三郎議員の質疑及び質問を許可します。

[川畑三郎議員登壇]

○川畑三郎議員 3月に入り、春の便りがあちこちから聞こえてまいります。

公立高校入試も終わり、13日は市内4校の中学校の卒業式が予定されております。平成22年4月には4校が統合することになり、これからの2年間で、より望ましい中学校づくりの準備が進む

こととなります。

市長も昨年1月再選され、「市民の目線に立った市政の推進」をモットーに市政の改革に精力的に取り組んでこられたものと考えます。

今、国会では、道路特定財源の暫定税率等について議論が盛んに行われております。暫定税率が廃止されますと、地方全体で9,000億円、鹿児島県の道路関係予算で195億円の減少が見込まれ、垂水市でも、先ほど池之上議員の質問で6,000万円近く減る見通しであると説明がございました。

三位一体改革や骨太方針の名のもとに、地方への交付金は大幅に削減され、どこの市町村も厳しい財政状況であることは御承知のことです。暫定を30年も続けながら、期限切れ間近になって議論すること自体が問題であり、政治が不安定で長期的展望のない場当たり的な政策決定が続いているからではないでしょうか。

こういった状況の中、3月議会も始まり、平成20年度施政方針が示されました。財政状況は、地方交付税、国県支出金、市債など依存財源が70%を超え、中でも地方交付税への依存度が40%を超える状況であり、市税などの伸びはほとんど期待できない中での予算案であります。先日通告いたしておりました案件について質問をいたしますので、市長並びに関係課長の御答弁をよろしくお願いいたします。

10月1日が市制施行50周年となります。「NHKのど自慢」も4月27日に決定いたしました。記念事業費として281万円の予算も計上されています。

午前の尾脇議員の質問で、市制施行50周年記念事業については、どのような事業をいつごろ、どのような内容で実施するかについては大体わかりました。ただ、少しでもお願いをしておきたいと思います。

今回のこの事業は、垂水市が歩んできた50周年を市民とともに祝い、顕彰するとともに、伝統、文化、産業、教育、市民コミュニティーなど、次

の世代へ引き継ぎ、市民と行政の協働に基づく新たなまちづくりを展開する第一歩とするための記念事業であるかと考えます。

その中の10月12日開催予定の記念式典では、これまで市政発展に貢献された功績顕著な多くの方々の表彰があるとお聞きいたしました。いろいろな部門の表彰者があると思いますので、表彰者の選考に当たっては、漏れのないよう慎重に進めていただきますようお願いしておきます。

また、他のイベントについても、これから実行委員会等で検討されながら取り組んでいかれると思いますが、50周年という節目の記念イベントでありますので、できるだけ多くの市民とのかかわりを持ったものにしてもらえたらと考えますので、このこともお願いいたし、この件については答弁は要りません。

次に、水産行政について。

水産業については、カンパチ、ブリの魚価の低迷や石油価格の高騰などで非常に厳しい経営環境であります。

垂水市漁協、牛根漁協と2つの漁協組合を持つ垂水市であります。漁業の整備など、これからも引き続きしなければならない事業も多くあると考えますが、20年度の事業内容をお示しくください。

定住促進住宅について。

雇用促進住宅の現状の入居戸数を維持し、Uターン、Iターンなどの定住促進住宅として、若い世代の定住促進として人口増対策を進める上でも重要であると判断し、購入された定住促進住宅であります。

入居基準が厳しかった促進住宅も購入後は緩和され、単身者や教職員などの公務員も入居できるようになりました。9年間の返済期間を過ぎますと、経費的にも余裕ができ、土地、建物も市の財産として保有することとなり、採算性の上にも問題がないということでありました。

12月議会で池之上、池山両議員が質問されまし

たが、現在の入居者数と今後の見通しについてお知らせください。

農林業について。

農業従事者の高齢化、若年層の農業離れによる後継者の減少、遊休農地の増加など、農業を取り巻く情勢は一段と厳しくなっている中、農業公社設立も検討されているようですが、現状を見据えた対応が必要であるかと考えます。

新規事業として中山間地域総合農地防災計画策定事業があります。内容をお知らせください。

中山間地域等直接支払事業、農地・水・環境保全向上対策事業についても、引き続き事業が継続されます。それぞれの事業の今後の取り組み状況をお知らせください。

鉄道跡地整備について。

海潟地区鉄道跡地の整備のための測量が始まりました。廃止路線となってから、地域の方々の身近な道路として親しまれてきましたが、雑草が生い茂り、地域の有志の方々に草刈りもやってもらってきました。災害も多く発生し、その工事道路としても多く利用されてきたり、また災害発生時の土砂の防波堤ともなってきました。今回、この廃止路線が農道として整備されますことは、海潟地区住民にとっても大きな喜びであると考えます。

20年度から一部工事が始まるのではないかとお聞きいたしました。今後の計画についてお知らせください。

これで、1回目の質問を終わります。

○水産課長（塚田光春） 水産行政についてお答えいたします。

川畑議員御指摘のとおり、養殖ブリ・カンパチは、6年続きの魚価の低迷や、近年ではえさとなるサバ、イワシなどが、昨年に比べ平均で1.7倍の高騰を招いております。また、重油価格も2倍以上に高騰するなど、養殖漁業は大変厳しい状況であり、水産課としても心を痛めておるところでございます。

そのような中で、平成20年度の水産業関係の事業の取り組みについての御質問でございますが、まず、水産振興関係では、カンパチ、ブリのキャンペーンをするため、関東・関西垂水会でのPR活動、またイオン九州福岡店で開催される「鹿児島うまいもんフェア」などでの販売PR活動を行い、両漁協のカンパチ、ブリの販売促進の支援をしております。

次に、つくり育てる漁業の一環として、19年度に引き続き、豊かな海づくりパイロット事業により、ヒラメ、マダイを牛根及び垂水市漁協管内にそれぞれ放流しまして、漁船漁業の振興を図っております。

次に、垂水市漁協が江ノ島沖の養殖カンパチ生けすを新城地区の垂水南漁港沖に40台移転するための整備と、漁協の加工場にブリを三枚おろしに加工するフィレマシンを新たに導入するために、国の補助事業であります種子島周辺漁業対策事業を利用して整備をしております。

次に、中小漁業者が漁業経営に必要な資金を金融機関から融資を受けやすくするために、昨年度に引き続き、今年度も鹿児島県漁協信用基金協会への出資を行います。

次に、漁場の環境をよくするために、19年度に引き続き、20年度も桜島から流れ出す軽石等の除去作業を実施しております。

次に、漁港建設でございますが、19年度に引き続き、20年度も新城地区の垂水南漁港の整備を行います。

また、鹿児島県管理の漁港におきましては、19年度に引き続き、20年度も海潟漁港整備の負担金を計上しております。

また、18年12月に県管理の2種漁港として漁港指定を受けました牛根麓漁港につきましては、20年度は県により防波堤の測量設計調査に委託を行い、来年度からは工事に着手する予定であります。

以上で、20年度に予定しております水産業関係

の事業についての説明を終わります。

○土木課長（川畑信一） 川畑議員の7月に購入しました定住促進住宅についての管理状況についてお答えいたします。

雇用促進事業団から購入しました錦江町、水之上定住促進住宅の入居者は、購入時、錦江町団地が45世帯、また水之上団地が12世帯でしたが、現在、錦江町が15世帯増の60世帯、水之上団地が4世帯増の16世帯となっております。

この入居者数は、購入時の収支計画と比べますと、錦江町は計画入居者数を超過しておりますが、水之上団地の入居者が計画に達しておりませんので、少しでも早く収支計画の入居者数となるよう努力をしております。

○農林課長（山口親志） 議員の質問の農林業についてと鉄道跡地についての答弁を行います。

まず、中山間地域総合農地防災計画策定についてでございますが、現在、中山間地域総合整備事業一般型を平成14年度から平成21年度まで県営事業で、垂水市と鹿屋市を1つの地域としまして、KAM大隅西部地域で農道整備等の事業の推進を行っているところでありますが、地域住民からの要望もかなり多く残っていることから、平成23年度を実施めどに垂水市独自で、市内一円を1地区とし、中山間地域総合整備事業で農地防災を含め、農道、排水路等の整備ができないか、既に県と協議、検討を行っているところであり、この事業を推進してまいりたいと思っております。

次に、農地・水・環境保全向上対策事業についてですが、この事業は、平成19年度から平成23年度までの5年間、農業者、地域住民、小学生等が共同活動を行うことで、農地や農業施設の農村環境を維持管理していかうとする国の施策でありまして、垂水市では、土地改良区を中心に新城、上野台地、本城の3地区がそれぞれの資源環境保全会を立ち上げ、延べ面積約415ヘクタール、総事業費約1,472万円で側溝清掃、農道補修、

草払いや遊休地への花植え等の活動を展開しているところであります。

また、本年度平成20年度には、さらに海潟と飛岡是井、市木の3地区、約61ヘクタール、事業費約260万円の事業で導入実施する予定であります。

続きまして、中山間地域等直接支払事業についての説明を行います。

この事業については、高齢化の進行する中、農業生産が不利なことから、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念される中山間地域等において、耕作放棄地の発生防止と多面的機能の確保を図ることを目的に、平成12年度から直接支払制度が実施され、平成12年度から平成16年度までの前期対策に引き続いて、新たな対策として平成17年度から5カ年間を後期対策として取り組みがなされ、平成19年度はそれぞれの中間年に当たる年であります。

本市におきましては、12の集落で協定が締結され、耕作放棄地の防止等の活動が展開され、適切な農用地の維持管理や、共同作業により水路、農道等の管理活動が行われております。また、小学校等の連携による体験学習等も実施されております。

本市の実施状況であります。受益耕作農家数は721戸で、対象面積と交付金額につきましては、平成19年度現在で対象面積が178万1,404平米の内訳としまして、田んぼが161万6,353平米、畑が16万5,051平米であります。交付金は1,630万5,060円ですが、そのうちの約半分の金額に対しましては個人配分し、残りの金額は共同取り組み活動費として使用されております。

後期対策の最終年度が平成21年度であり、残り2年間となってきましたので、全集落ともに交付要件を達成できるように市としましては指導、助言を行って、一緒に地域の環境をつくってまいりたいと思います。

最後に、鉄道跡地についてですが、海潟鉄道跡地の整備につきましては、議員が今、指摘さ

れましたとおり、中山間地域総合整備事業KAMで県に要望しておりましたが、平成19年度に測量設計委託を行っておりまして、平成20年度に用地調査を行い、用地交渉の予定であります。

整備計画の内容としましては、工事総延長が1,400メートルありますが、うち延長500メートルを平成20年度に県の砂防工事で防災道としてコンクリート舗装で整備の予定であります。残りの延長900メートルを幅4メートルで中山間地域総合整備事業KAMでアスファルト舗装の予定で協議しております。

時期につきましては、平成21年度に海潟迫田地区の国道拡幅工事が計画されており、鉄道跡地整備が国道部に取りつけられる予定がありますから、国道拡幅工事に合わせて鉄道跡地整備工事を実施していく計画であります。

以上で終わります。

○川畑三郎議員 今、丁寧な御説明をいただきましてありがとうございます。

順を追って再度質問、要望していきます。よろしくお願いします。

まず、水産行政についてでございます。

今、水産課長のほうで説明がございました。これも引き続き事業が継続されている部分が大部分であろうかと思えます。そういった中で、事業は事業なりに進んでいるわけですけれども、今の現況は、特に養殖業者におきましては、ブリ、カンパチの値段が安いと、それと重油の高騰であるとか、えさの高騰で大変厳しい状況であります。

個人的にも大体みんな苦しい状況の中で頑張っているわけですけれども、それを後押しするように垂水市でも損失補償を議員の皆さん方が議決していただいて、それを利用しながら両漁協も頑張ってきているわけですけれども、最近になって厳しい状況が続いているという中で、これを、水産業を捨てるわけには垂水はいけないと私は思っております。

そういった中で市長も、私もいつもお話ししているわけですが、前向きに漁業に対しては一生懸命取り組んでいられるということに対して、厚く感謝しているところであります。

しかしながら、ここ1年が特に私は厳しいのではないかという状況を見ている中で、今後、市長はどういった考えでこの両漁協を側面から支援していかれる考えがあるのか。そういったことが何かあったら、市長のお考えを少しここでお知らせいただければと思います。

定住促進住宅についてでございます。

去年購入いたしまして、垂水の団地のほうは順調にいつているという状況の中で、水之上のほうが目標に達していないというお答えがございました。

この住宅は、今までは、雇用促進住宅のときには公務員とか単身者も入居できなかったわけですが、市営住宅として購入いたしましてからはそういった方々も入居できるということで、垂水のほうは、団地のほうは順調にいつているという状況でございます。

9年間の収支決算では、目標を達成するためにはそれぞれの入居者数がなければ達成できないということであるわけでございます。ここに当時の資料をいただいているわけですが、9年後の平成28年度までには償還も終わるという状況の中で、垂水団地が59戸、水之上団地が29戸平均して入居をできれば目標を達成できると、その後は収支が安定してきて、この事業は土地も取得できるし、そしてまた団地ももらえるというような状況で、大変いい私は計画だと思っております。

その計画を達成するためにも、やっぱり職員も一生懸命なって頑張らなければ私はいけないんじゃないかと思っております。いろいろな問題もあるでしょうけれども、課長みずから一緒になって頑張っていたきたいなと思っております。

その中で、水之上団地が目標に達していないわけですが、どういった事情で水之上のほうが目標が今のところ達成できていないのかどうか、そこら辺を少しお考えがございましたらお知らせください。

それと、続きまして農林業についてですが、農地・水・環境保全向上対策事業、中山間地域等直接支払事業については継続していつているわけですが、農地・水・環境保全対策事業は昨年からは始まりまして、ことしから海潟と飛岡是井、それに市木地区がまた加盟するというので、これは土地改良区を主体にしてやるわけですが、昨年までの実績を見ますと、大変いい事業だなということを感じておりますので、ここら辺も農林課といたしましても側面から応援をして進めていくようにお願いしておきたいと思っております。

中山間地域等直接支払事業については、あと2年間という事業になっております。これも最初始まったのが平成12年から16年と、前期。今、後期になっているわけですが、この事業にいたしましても、私も直接役員として携わっているわけですが、大変地域の方々に喜ばれている事業だと思っております。ですから、これが2年後には全額お金がもらえるように御指導方をよろしくお願いしていきたく思っております。

1番目の中山間地域総合農地防災計画策定ですが、平成14年度から21年度まで県営の事業として、鹿屋と垂水を1つにしたKAM事業ですね、これが事業が進んでいつているわけですが、この後に鉄道跡地の件もまた質問しますが、これも途中でこの事業に組み入れてもらって整備ができるということは、大変ありがたい事業だと思っております。

この事業が21年度まで終わるといたしますと、その後の事業をどうするかということになった場合に、この中山間地域総合農地防災計画策定の事業が引き続き行えるんじゃないかと私は考

えているところでございます。大変いい事業のような気がいたしますので、県とも協議をしながら、しっかりとした策定をして事業を進めていくように、これも要望をしておきたいと思っております。

それと、鉄道跡地の整備についてですけれども、今、詳細に説明がございました。ありがたいことで、待ちに待った整備でございます。

今までは鉄道跡地は、中俣のほうがかこもる10年近くかかってやっと整備されたわけですが、その時点から海潟のほうも要望はされておったわけですが、中俣のほうからということで優先的にやってきまして、海潟の住民も「ないごて海潟だけ取り残したのか」というようないろいろな声もありましたけれども、今回やっとこの事業が始まるということで、大変ありがたいなと思っております。

ことしから一部工事が始まります。そして21年度におきましては、国道拡幅と同時に入り口もまた改善されるというようなことであるようですので、それにのっとって最後までしっかりとした工事ができるようにお願いいたしておきたいと思っております。

また、地域の方々の要望もたくさんあるのではないかと思いますので、工事を始める前にはまた地域の皆さんと協議をしながら進めていくようお願いしておきたいと思っております。

そしてまた、あとが脇登のトンネルまで一部残るわけでございます。その部分をどうするかといったことにもなりますので、できるなら市が主体となってやっていただければいいわけですが、我々も海潟のもの土地改良区という団体がありますので、できないときはこの中山間地域等直接支払事業等を利用しながら進めていってもいいのではないかなと私は思っているわけですが、でも、それも大変お金が要るわけでございますので、こういう事業をしながら、市といたしましても材料支給とかいろん

な面でまた援助をいただければなと思っておりますけれども、特にこの点についてひとつどういうお考えであるのかお聞きいたしたいと思っております。

そういうことで、2回目を終わります。

○市長（水迫順一） 川畑議員にお答えをしたいと思っております。

水産業、本市の基幹産業でございますし、今、担当課長のほうから申しましたように、20年度も引き続いて水産振興のために取り組んでいきたいというふうに思っております。

ところで、最近の状況としまして、議員が御指摘されましたように魚価の低迷、それからまた、化石燃料の高騰等によります飼料、それから燃料の高騰等で想像以上に大変な状況に追い込まれていると、養殖業がそういう状況にあるということでございます。このことは、本当に何か支援をしていかなければならないのじゃないかというようなことを常々考えておるところでございます。

特に、今まで続けてきました損失補償につきましては、昨今、もう御承知のとおり市の経営状態、財政的な状況を見る指標としまして、市単独の一般会計を中心に見てこられました。そういう一般会計を中心にした状況の判断で図られたわけでございますが、御承知のとおり、これから先は、土地開発公社とか病院事業とか水道事業とかそういうところの第三セクターもひっくるめて、連結の決算でその市の財政状況を判断するというふうになってまいりましたし、第三セクターみたいに市が直接両漁協ともかかわっているわけじゃございません。

そういう意味では、損失補償につきましては去年の6月ですか、川崎市が訴訟を起こされて、これが敗れまして、そういう意味ではこれから損失補償を我々が続けていく環境ではないというふうに思っております。

それじゃ本当に両漁協、養殖業がやっていけるのかという問題が残ります。それにかわる何

かはないのか。特に喫緊の課題としまして、議員指摘されましたように本当に魚価が非常に低迷したままであると、これがしかも6年間続いているというところで、非常にここへ来まして喫緊の課題になってきておるんじゃないかというふうに思いますので、この辺はいろいろ検討して、議員の皆さんにもお諮りをした上で何かできないかということも考えていきたいと、そういうふうに思っております。

○土木課長（川畑信一） 定住促進住宅についてお答えいたします。

議員お手持ちの収支計画案を見てもらえばわかると思いますが、購入時の入居者世帯数が計画と実際とは11戸違っております。そのために現在、計画の戸数に達しておりません。購入時より計画では20世帯増の見込みで20年度に引き継ぐようになっていますが、今現在19世帯の増でございます。その関係からいくと、ほとんど計画と差はないと考えております。ですから、努力次第ですぐ計画に追いつくのではと考えております。

それから、水之上の住宅に入居者が少ないのはなぜかということですが、定住促進住宅への入居希望者が来庁されたときは、錦江町、水之上、両方を案内しております。そうしますと、錦江町を希望される申込者がほとんどでございます。理由としましては、錦江町のほうが買い物や病院等の通院などに便利であるということ、それから、子供のいらっしゃる方は通学学区のことをおっしゃる方もいらっしゃいます。

以上でございます。

○農林課長（山口親志） 2回目の質問にお答えします。

まず、海潟鉄道跡地ですが、長年要望されてきておりましたこの鉄道跡地が農道としてようやく整備されるわけですので、地域の住民の皆様の意見を十分聞きながら、21年度まで推進をし

てまいりたいと思います。

あわせて、残された農道の整備ですが、中山間地域直接支払、それから農地・水等のこういった事業推進により、地域の住民の共同活動が定着してきていると思います。そういった中で、受益者の皆様も参加していただいて農道整備ですので、予算の範囲内ではあります。材料支給等、県と協議しながら農道整備を推進していきたいと思います。

以上で終わります。

○川畑三郎議員 水産行政について、市長のほうから御答弁をいただきました。

今最近、安かったカンパチの値段も幾分上がりつつあるようです。これは必ずもう上がるとみんながそうっております。今までも今度は、ことしは上がる、ことしは上がる言いながら上がってこなかったですね。ことしもそういうことにならへんかとは思いますが、これは必ず私はもう上がるという確信を持っております。今が踏ん張りどころだと思います。

ブリも、ことしは売れ行きがよかったわけですよ、値段はちょっとばっとせんかったけど。だけど、これからは状況を全体を勘案した場合ですね、必ず私は、値段は上がります。そう思います。

だけれども、えさとか重油の高騰ということですね、そこら辺とうまく絡み合っていくかなとは思いますが、今が踏ん張りどころですので、そこをまたひとつ市長のお考えをいただいて、応援をするということをお望ししておきたいと思っております。

定住促進については、収支計画案どおり、1戸ちょっと不足はしていきますが、順調に私はいっているのかなとは思っています。今度また3月、4月で入れかえがあるわけですが、これが予定どおりいけば、この購入というのは私は大変よかったと今でも思っておりますけれども、ただ、入居者数がなれば苦労するということ

になりますので、これはみんなで、待ちの姿勢もいいでしょうけど、職員のほうからでもやっぱり積極的に動いていてもらいたいなと思いますので、これはちょっと要望していきなりたいと思います。

農林業については、るる説明がございまして、ひとつ頑張っこの事業を進めていくようお願いしておきたいと思ひます。

鉄道跡地については、ありがたいことだと思ひております。ことし20年、21年という中で整備をされていくわけで、この鉄道跡地は、海潟はちょっと山が高いもんだから、最近なかった山崩れが何カ所か起きているわけで、あのおかげで助かったなという件が何件もあります。だからやっぱり市工事に際しては、今、測量をされているわけですが、なるべく今の高さを維持しつつ整備していてもらいたいなと思ひますので、また、さっき言いましたように、地域の皆さんといつか協議をしながらひとつ進めていくようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（徳留邦治）次に、9番森正勝議員の質疑及び質問を許可します。

〔森 正勝議員登壇〕

○森 正勝議員 皆さん、お疲れさまです。ギャラリーもちょっと少ないようすだけれども、頑張ります。

国土交通省の道路役人が道路特定財源でマッサージチェアやカラオケセットを購入していたことは、皆さんも御存じのとおりでございすが、驚くことに、横浜市内の駅前商店街にある銭湯つき駐輪場もガソリン税で建てられているようすでございす。金額は3億円。

ガソリン税の最も不透明な使い道が貸付金制度で、道路特定財源から約1兆7,800億円を融資に回しており、大半は国土交通省から自治体や地方道路公社などに道路建設資金として貸し付けられていますが、そのうち2,270億円が国土交

通省の天下り団体を通じて、先ほどの銭湯つき駐輪場等へ貸し付けられております。

まだございす。国土交通省の天下り団体が31ございすけれども、ここに半年間で1,924億円の補助金や委託費が交付され、総勢1,021人の国土交通省のOBを送り込んでいるわけございす。中でも道路一家のドンと呼ばれる鈴木道雄氏は、5法人の理事長と会長を務め、生涯収入は推定で9億円と言われております。

いや、このぐらいで驚くわけにはまいりません。何と道路役人は道路特定財源を好きなように使っている財布としか考えていないのか、ガソリン税で海外出張まで出かけていたのです。平成4年度で延べ19人、10カ国。出張先がアメリカ、ドイツ、イギリスその他。費用が957万4,000円です。平成5年度、延べ20人で11回。出張先がスペイン、アメリカ、中国その他。費用が940万1,000円。平成6年度は延べ23名で15回。出張先がマレーシア、タイ、フランス。費用が988万3,000円。これが海外視察に使われていたわけす。もちろんまじめな視察をされる方もいらっしゃると思うんだけれども、この道路財源で海外出張はちょっとおかしいのではないのでしょうか。

道路役人たちのガソリン税食いは底なしです。仮に暫定税率をすべて廃止すれば、国と地方合わせて2兆6,000億円が不足するそうですが、国の特別会計や独立行政法人などに眠る積立金や余剰金が96兆円に上がるそうです。すべて埋蔵金として使える金ではないでしょうけれども、この2兆6,000億円分は十分賄えるのではないのでしょうか。

今すぐ暫定税率を廃止すれば、地方は非常に困るわけございすけれども、やっぱり暫定税率を見直して、10年間という期間も短縮して、徐々に一般財源化するのが正論ではないかというふうを考えます。

早速質問に入ります。

まず、市長就任以来5年数カ月、「市民の目線

に立った市政の推進」をモットーとされて改革に取り組んでこられたとございますが、私はそれが実感できないんですけれども、5年数カ月の総括をお願いいたします。

次に、コミュニティFMについてでございますけれども、9月議会でコミュニティFMについて質問いたしました。そのときは予算がないということで却下されました。急に方向転換されたのはなぜか。

3つ目は、各学校の耐震診断についてでございますが、今年度、垂小の耐震診断が予算化されております。他の学校も早急にやるべきだと考えますが、その計画はどうなっていますか。

4つ目は、消防の広域化についてでございます。これは先ほど池之上議員の質問に消防長のほうが答えられましたので、私は、牛根の分遣所がもし広域化された場合になくなるのではないかというふうに心配しているので、このことについてのお答えをお願いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（水迫順一） 森議員にお答えをいたします。

私は、市長に就任したときは、合併協議がまさに始まったときでございます。任意合併協議会の設置から法定合併協議会の設置へと進む中、御存じのとおり、単独の市として行政運営を行うこととなりました。

国、県の行財政改革に伴います地方交付税、補助金の削減や3年連続の自然災害に遭うなど、市政を取り巻く状況は大きく変化し、市の財政事情もさらに逼迫することが予想される中、市民ニーズの多様化と高度化に適切にこたえ、満足のいくサービスを提供していくために、徹底的に行財政改革に取り組むことが必要でありました。

そこで、平成16年10月に垂水市新行政改革大綱と垂水市財政改革プログラムを策定し、市民の皆様のご協力をいただき、行財政改革を推進しな

がら行政運営を行ってまいりました。

確かに、敬老祝い金や介護手当、心身障害者医療費助成などの福祉施策の見直しは行いましたが、これは新たな施策を行うためのものであり、後退とは考えておりません。

一方では、市長を初めとする三役、そして職員の給料カットなど、内部努力による経費の削減も実施してきております。

垂水市新行政改革大綱の中に、「市民の目線に立った質の高いサービスを提供する行政」を掲げております。

平成17年度から18年度にかけて、市民満足度調査と市民サービスアンケートを実施いたしました。市民満足度調査では、市民のニーズの把握と満足度を確認し、政策に反映させ、市民サービスアンケートでは、より一層市民の皆様への親しみを持たれる市役所に変えていくための課題を検証し、職場改善に取り組んできたところでございます。

また、市民ニーズにこたえるために、火葬場建設や「元気な垂水づくり」の一環としまして、道の駅や朝市など、交流人口も順調に増加してきております。

現在取り組んでおりますバイオマス実証実験も、成果をぜひ得たいという期待をしているところでございます。

また、3年続きの災害で得た教訓を生かしながら、災害犠牲者ゼロを目指しまして、ハード面も含めまして、安心・安全のまちづくりにも努めてまいりました。今後も引き続き努力したいと考えております。

自立した行政主体として、「住んでよかったと思えるまちづくり」、また「元気のあるまちづくり」の構築に向け、体制を整備して、市民の福祉の増進を図るため、1つとしまして、市民の協働による行政、2つとしまして、市民の目線に立った質の高いサービスを提供する行政、3つとしまして、コスト意識を持ち、経営感覚に立脚し

た行政の3つの視点から、今後も引き続きまして行財政改革に取り組んでまいりたいと考えております。

以上が、簡単に総括した内容でございます。

あと関係課長のほうから答弁させます。

○企画課長（迫田裕司） コミュニティFM事業についてお答えします。

昨年9月議会におきまして、森議員の御質問に対して総務課長が、「自治体が直接運営することができず、全国的に経営状態がよい放送局は多くないため、導入につきましては慎重に判断すべきと考えている」と答弁しております。その後、急に方向転換されたのはなぜかという御質問ですが、10月以降の経過をお話いたします。

昨年10月に大隅地域振興局より、平成20年度から地域振興推進事業に取り組むとの説明があり、大隅地域各市町の意向を集計しました。

その結果、コミュニティFMが開設されている鹿屋市などから、運営しているNPO法人に対して、中継アンテナなどの施設整備の補助をしてほしいとの要望が出されました。また、本市におきましても、大隅地域の地域振興及び防災情報の提供を目的に、県が中心となって大隅地域全体のコミュニティFM整備に取り組んでほしいとの要望を出しました。

それを受けて大隅地域振興局では、局内で調整を行い、県へ予算要求し、ことしに入り、予算の内示があり、現在開会中の3月県議会で審議されております。事業名は、おおすみコミュニティFM活用推進事業で、コミュニティFMを活用した情報提供の促進のため、中継機器などを整備する自治体に助成をするというものです。

これは、NPO法人に直接補助をするのではなく、中継機器などの整備をした自治体に対して補助をするものであるため、本市としては、市が主体となって機器などを整備し、NPO法人に対して無償で貸与する方向で検討していく必要があります。

本市では、昨年末からコミュニティFMに関して関係機関と協議を行いました。その結果、直接運営することはできないが、県と一体となって運営主体となるNPO法人に対して支援することで、本市だけではなく大隅地域全体の地域情報の発信にも寄与することになるのではないかと判断したところです。

さらに、本市の南北に長い範囲をカバーするように設計すると、隣接する鹿児島市や霧島市でも結果的に受信可能になり、大隅地域だけではなく広い範囲で本市の地域情報が発信できるようになると予想しております。

また、現在使用している防災行政無線は、老朽化に加え、災害時には聞き取りにくいなどの難点がありますが、コミュニティFMを利用して情報を提供することで、ラジオがあれば屋内や屋外でも聞くことができ、車の中でも聞くことができるなどの利点があります。

さらに、財政的な面を考えましても、単独で整備するのではなく県の補助を受けて整備できる。防災情報も提供できるため、老朽化した防災行政無線の更新費用に比べて経費がかからないなどの有利な点もありますため、コミュニティFMの整備事業を進めることにしたところでございます。

なお、20年度予算におきましては、放送機器整備に500万円、中継用アンテナ整備に400万円、協議会負担金に5万円を計上しております。

以上でございます。

○教委総務課長（松浦俊秀） 各学校の耐震診断についてお答えします。

学校の耐震化につきましては、第3次地震防災緊急事業5カ年計画、18年度から22年度までの計画に、3階建ての垂水小学校、協和小学校、境小学校を要望しております。今後、第4次5カ年計画が見込まれることから、ほかの学校はこの計画で要望していきたいと思っております。

まず、耐震診断の本格的診断、2次診断を20年

度に垂水小学校、21年度に協和小学校、境小学校、22年度以降は各2校ずつ計画をしております。

○消防長（町田昭典） 森議員の質問にお答えをします。

広域化の場合の牛根分遣所の存続についてでございますが、平成18年10月に総務省消防庁消防広域化推進本部が示しました市町村消防の広域化の推進の中に、広域化のメリット、広域化の趣旨、広域化の積極的な推進を示してありますが、広域化の趣旨としまして、「広域化は、消防の体制の整備及び確立を図るために行うものであり、広域化しても消防署所の数を減らさない」とされております。

また、この件につきまして、Q & Aを示しておりますが、回答としまして、消防署及び出張所については、消防庁長官が定める消防力の整備指針に基づき、市街地の人口規模によって設置されているため、広域化を行ったとしても市街地が変化しない限り、署所数は基本的には減少しません。むしろ広域化を行うことで、一消防本部内の統一的な指揮のもとでの効果的な増援体制の確保や消防署所のより適正な配置や管轄区域の見直しが容易になり、消防力が総合的に向上します。

さらに、消防本部の総務部門や通信指令部門も効率化し、現場活動要員として配置することによる対応力の強化が図られること。消防学校、救急救命士養成所への職員の長期研修が容易となることなどから、予防業務や救急業務における専門化、専任化が推進されること。財政規模が拡大して高機能な指令機器の導入による指令業務が充実することなど、行財政上のスケールメリットが図られることも広域化の大きなメリットとされております。

以上でございます。

○森 正勝議員 ちょっと順序は反しますけれども、消防行政については非常に丁寧なお答えをいただきました。

私は、牛根の分遣所は牛根地区にとりましては非常に大きな役割を果たしてきているというふうに思っております。県としては残していくという考えのようでございますが、市長も同じような考えだろうと思えますけれども、ひとつそれについて一言お願いいたします。

それから確かに、総括なんですからけれども、行財政改革は非常に私ほうまくいっているなというふうに思っております。そこはもう評価いたします。

ですが、私、もう少し予算の配分をですね、きめの細かい配分をもう少しすべきじゃないかというふうに思っておるんです。余り細かいことは言いませんけれども、もうそろそろ水迫色を出して、ここはああなるほど水迫市長がやられて、「ああ、なるほどな」と我々議員も、職員の皆さん、そして住民の皆さんもそういった思われるような、もう少しきめの細かい踏み込んだ予算編成をお願いしたいというふうに思います。反論があれば後で申してください。

それから、コミュニティFMでございますけれども、県と一体となって運営主体となるNPO法人に対して支出するというふうに言われましたけれども、NPO法人をどのような形でつくるのか。そしてまたどういふような運用をしていくのか教えていただきたいと思えます。

防災無線の更新につきましては、防災無線の更新の日を聞こうと思ったんですけれども、もうこれは要りません。

それで、このコミュニティFMの施設に必要な総額はどのくらいなのか、その総額を教えてくださいたいと思えます。

ほかにはなかったですかね、それだけだったか。

それから耐震診断については、どのような中身で耐震の診断をされるのか、ちょっともう少し中身を詳しく教えていただきたいと思えます。

これで、2回目を終わります。

○市長（水迫順一） 消防の分遣所の存続問題、これはもう議員のお考えと一緒にです。非常に海岸線の長い、特に牛根は、この間も大きな火事がございましたけど、分遣所の果たす役割が非常に大きいという意味では、必ずこれは残してもらおう方向で要望していきたいというふうに思います。

ただ、広域合併しますと、霧島市からの救援というのも考えられますから、そういう面ではありがたいなと思っております。

それから、反論がございますので一言申し上げます。

行財政改革がもうまず第一だと、特に財政改革がですね。夕張みたいになったら本当に市民に大変な負担をかけるという思いから、行財政改革、特に財政改革には市役所職員の英知を絞って計画をつくって、それを実行してきて、今ちょうど3年目になります。あと2年計画が残っております。その暁には、かなりいいところまで財政も回復していこうというふうに期待もしておるわけです。

ですから、予算配分につきましては、本当にこれもやりたいこれもやりたいという思いは議員の皆さんと一緒になんですけど、やはり財政の許す範囲内で今、喫緊にできること、やらなければいけないこと、重要性等もひっくるめて配分をしていかなければいけないというふうに思っておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○企画課長（迫田裕司） コミュニティFMについてお答えします。

FM局を運営するNPO法人はどのような組織なのかという御質問ですが、このNPO法人は、商工会青年部を中心とした組織で、「たるみずまちづくり放送」が正式名称でございます。定款によりまして、「豊かで平和な地域社会の基盤整備と活性化に寄与することを目的にして放送事業を行うNPO法人」となっております。

正会員といたしまして市役所職員数名も個人的に参加しており、私も副理事長として協力しておりますが、現在、正会員数が少なく、まだ10名ほどでございます。

今後、正会員及び賛助会員の募集をすることですので、ここに御出席の議員の皆様におかれましても、正会員及び賛助会員となっただけ、このNPO法人に御支援をいただけたらと思います。

また、FM局を開局するに当たり、専任職員の雇用、免許申請事務の経費などの開局準備費用や開局後の運営費用が約500万円必要と聞いております。そのため、理事の皆さんがFM局の設立の趣旨を説明しながら、市内の企業や個人の方に協力をお願いしていくとこのことでございます。

以上でございます。

○教委総務課長（松浦俊秀） 耐震診断の内容についてお答えします。

耐震診断は、既設校舎の図面、また、柱、はりのコンクリートコア抜き、コンクリートはつりなどを行い、コンクリート強度、鉄筋量などから建物の強さと粘りを推定する方法で、その数値が基準値以下、0.7以下になった場合、それに応じて耐震補強工事を次年度に行うことにしております。

○森 正勝議員 再々質問をいたします。

総括につきましては答えは要りません。一生懸命市民の目線でいろんなことに頑張っていたきたいというふうに思います。

それから、コミュニティFMですが、総額がちょっとわからなかったんですが、500万円でするんですか。これNPO法人をつくって、そしてこういうふうな賛助会員とか正会員を集めて費用を賄うというようなことなんですけれども、やはり予算として組めなかったのかですね、その辺のところをもうちょっと詳しく教えていただきたいと思っております。

それから、FM放送としていつごろ開局される

のか、その辺、日程的なことと、それから今の問題と、それから本当に災害時に聞こえるのか、うまく。その辺のところをちょっと教えていただきたいと思います。

それから、耐震診断ですが、各学校をやっていって、その後に耐震補強という問題が出てくると思うんですが、耐震の診断については、補強は補助があるというふうに聞いているんですが、診断についても補助があるのかどうか、その辺のところをちょっと教えてください。

それから、消防の広域化については、牛根分遣所は必ず残していただくようお願いしておきたいと思います。

これで、私の質問を終わりたいと思いますので、今の2点についてちょっとお願いします。

○企画課長（迫田裕司） 失礼しました。

予算の件なんですけど、機器整備費、それから中継局の整備費といたしまして、今回、市のほうで905万円ほど、最初予算化しております。それから、そのうちの200万円ぐらいが県の補助となるという予定です。

それから、さっきの500万円は運営費です。職員を置いたり。その分は理事の皆さんが正会員、正会員は会員費が、入会金が1万円、年会費が6,000円と、賛助会員は、あと賛助会員というのをお願いしていくんですけど、入会金が1,000円、年会費が2,000円と、そういう方々を広くお願いしていくと。それと、企業にスポンサーになってコマースでやっていくということで、500万円ほど予定しておりますということでございます。

その分も予算化すればよかったんじゃないかという質問だと思うんですけど、現在、鹿屋、志布志、肝付町に3つほどFMの法人がNPO法人でやっております。だから、そこも同じようにスポンサーを見つけて運営をしておりますと。それで、垂水も同じようにNPO法人を立ち上げてやっていく予定です。

開局時期は8月を目指して、今、NPO法人の手続もやっております。6月過ぎには許認可がおりるんじゃないかなと予定しております。

それから、災害時に聞こえるかという御質問でございますが、恐らく今、高峠のどっかところに鉄塔を建てて、そこから新城から牛根まで聞こえるようにするのか、それとも2本建てるのか、そこを調査してから建てるというふうになっています。

もしそこに建てましたら、垂水の分が鹿児島市内まで、海ですから聞こえると。そうしたら、志布志とか肝付とか鹿屋とかスポンサーが付きやすくなると。結局、FMを通じて鹿児島の60万都市まで聞こえると、霧島市まで聞こえると。

そして将来的には、曾於市、それから錦江町、大隅町、大崎町及び東串良町、大隅4市5町がネットワークで結ばれるという構想でございます。

以上でございます。

○教委総務課長（松浦俊秀） 耐震診断に対する補助なんですけど、今回行う補助は、安全・安心な学校づくり交付金事業という事業でありまして、2分の1補助であります。これは、耐震補強工事を兼ねていないと耐震診断の補助は出ないやつ。だから、市内の校舎はほとんどもう老朽化していますので、多分耐震補強が要ると思います。

そしてもしこれでだめだったら、国交省の事業があるんです。住宅建築物耐震改修事業というのがあるんですけど、これは3分の1補助です。これは耐震診断も出ます。これが耐震促進計画というのを策定しないといけなくて、これを作成するのに800万円から1,000万円経費がかかります。

以上です。（森正勝議員「終わります。どうもありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（徳留邦治） 本日は、以上で終了します。

△日程報告

○議長（徳留邦治） 次は、明日午前9時30分か

ら本会議を開き、総括質疑及び一般質問を続行
します。

△散 会

○議長（徳留邦治） 本日は、これにて散会いた
します。

午後4時24分散会

平成 20 年 第 1 回 定例会

会 議 録

第 3 日 平成 20 年 3 月 12 日

本会議第3号(3月12日)(水曜)

出席議員 16名

1番	感王寺 耕 造	9番	森 正 勝
2番	大 藺 藤 幸	10番	持 留 良 一
3番	尾 脇 雅 弥	11番	宮 迫 泰 倫
4番	堀 添 國 尚	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	葛 迫 猛
6番	田 平 輝 也	14番	徳 留 邦 治
7番	北 方 貞 明	15番	篠 原 静 則
8番	池 山 節 夫	16番	川 畑 三 郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市 長	水 迫 順 一	水 産 課 長	塚 田 光 春
副 市 長	水 迫 恒 美	商工観光課長	倉 岡 孝 昌
総 務 課 長	今 井 文 弘	土 木 課 長	川 畑 信 一
企 画 課 長	迫 田 裕 司	会 計 課 長	安 藤 一 章
財 政 課 長	岩 元 明	水 道 課 長	橋 口 正 徳
税 務 課 長	川井田 志 郎	監査事務局長	島 児 典 生
市 民 課 長	三 浦 敬 志	消 防 長	町 田 昭 典
市 民 相 談		教 育 長	肥 後 昌 幸
サービスク長	谷 口 敏 徳	教委総務課長	松 浦 俊 秀
保健福祉課長	村 山 満 寛	学校教育課長	押 川 和 成
生活環境課長	太 崎 勤	社会教育課長	梅 木 勇
農 林 課 長	山 口 親 志		

議会事務局出席者

事 務 局 長	馬 籠 義 人	書 記	磯 脇 正 道
		書 記	松 尾 智 信

平成20年3月12日午前9時30分開議

△開 議

○議長（徳留邦治） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしたとおりであります。

△平成20年度施政方針並びに各会計予算案
に対する総括質疑・一般質問

○議長（徳留邦治） 日程第1、昨日に引き続き、平成20年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑及び一般質問を続行します。

それでは、通告に従って、順次質疑及び質問を許可します。

最初に、8番池山節夫議員の質疑及び質問を許可します。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 おはようございます。

それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、さきの通告順に従いまして、さわやかな質問をさわやかにしてまいりますので、市長並びに関係課長の御答弁をよろしくお願いいたします。

昭和天皇が崩御され、年号が「平成」と改まって、早いものでもう20年目になります。

水迫市長も民間の感覚を市政に反映させ、「垂水を変える」と訴えられてから5年が経過しました。6年目を迎えることになります。

平成9年に第3次垂水市総合計画が策定されてから10年、市民満足度調査と関係各課の達成度評価による検証の上に立って、今後10年間でつくり上げる「水清く 優しさわき出る温泉の町 垂水」という垂水市の将来像に向かって、市民と行政がともに手を取り合い、実現していくための共通の指針として、第4次垂水市総合計画の基本構想が議会に提案をされ、可決されました。

平成20年度の施政方針において、「改革」「協

働」「前進」を念頭に、第4次垂水市総合計画の基本構想に基づき、「水清く 優しさわき出る温泉の町 垂水」の実現に向けて、全力で市政運営に取り組むという決意を述べられました。

市民と協働して将来へ自信を持って引き継げる、環境に配慮をしながら、地域資源を活用してまちづくりをしていくということに異論はありません。しかしながら、垂水市は、水もきれいで、温泉も豊富にわき出る町であります。そして何よりも、垂水市は、市議会に代表されるように、既に優しさにあふれる人々が住んでいる町であります。これからの10年でさらにどのように実現していこうと考えられるのか。また、単年度の施政方針としては、市長の選挙公約である「きらり輝く元気な垂水」を目標にされてもよかったのではと思いますが、「きらり輝く元気な垂水」は、「水清く 優しさわき出る温泉の町 垂水」の実現の過程の中でどのように反映されていくのか、見解を伺います。

協働化社会の実現については、次の宮迫議員の厳しい質問にお任せをしたいと思いますので、割愛をいたします。

人口減対策について。

基本構想では、平成29年における将来目標人口を1万8,000人に設定しています。第5回垂水市総合計画策定委員会の中でも、将来人口と目標人口との差について、水道課長、土木課長などから意見が述べられております。第3次垂水市総合計画における目標人口が2万1,000人であり、その達成年度である平成19年度末現在の人口が、先ほど下で見ましたら1万8,926人であることを踏まえ、その評価の上に立って目標を設定をされたとするならば、人口減対策として、空き家バンク制度や定住促進住宅を活用したUターン・Iターン者に対する定住促進を図るその前に、もっと積極的にIターン、Uターンをさせるそういう施策が優先するのではと思いますが、この点について伺います。

また、少子化対策について。

家庭、地域、行政の子育てネットワークの構築、社会全体で支える環境の整備とはどのようなものか、具体的に教えてください。

スポーツを通じて市民の健康づくりをするために、柘原地区で総合型地域スポーツクラブ「柘原スポーツクラブ」が4月からスタートすることになり、先月設立総会があったことは、昨日の尾脇議員の質問の中でも紹介をされました。地元選出の篠原議員、尾脇議員は来賓として、私はダンススポーツの指導者としての立場で出席をさせていただきました。

柘原地区においても、過疎化、少子化の影響で環境が変わりつつあり、特に子供たちのスポーツ環境について危惧を抱いたおやじの会が中心になり、子供たちの環境づくりのために総合型地域スポーツクラブを立ち上げ、この活動を保護者と連携して、学校、地域、体育指導員、公民館が支援をして、「いつでも、どこでも、いつまでも」を合い言葉に、スポーツを通じて健康な体をつくり、未来に向けた明るい地域づくりを目指すものであります。

この柘原地区の総合型地域スポーツクラブの取り組みが最終的には市内の全地区に広がっていくことが、垂水市民の健康づくりにつながると思います。そのためには、行政による積極的な支援と広報が必要ではないかと考えますが、この点について伺います。

また、これから、市内の他の地域にスポーツクラブ設立に向けた動きがあるのか教えてください。

瀬戸口藤吉翁コンクールについて。

ことしは市制50周年ということで、記念事業として記念式典やNHKのど自慢が予定をされております。10回目という区切りの開催となりますことしのコンクールについて、どのようなとらえ方をして臨まれるのか。冠をつけて行いたいという昨日の総務課長の答弁がありました。節

目の演奏会についての意義と来年以降の開催についての考えを伺います。

また、下宮神社にあります瀬戸口藤吉翁の顕彰記念碑については、和田英作画伯の記念碑とともに、文化会館の正面右側駐車場の一部をミニ公園化として移設する考えはないか伺います。

市道高峠線については、災害のたびに被害をこうむり、ことしも先日やっと通行どめが解除されました。しかしながら、災害復旧による整備区間を除けば、路面の悪化やのり面の危険性は認識されていると思います。もうすぐやってくる梅雨の時期に、わずかな雨量でも再び通行どめにせざるを得なくなると予想をされますが、整備計画の内容について伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（水迫順一） 皆さん、おはようございます。

池山議員にまず私のほうからお答えをしたいと思います。

私は、施政方針の冒頭で、平成20年度の市政運営に当たっては、平成19年度と同じように3つの視点、「改革」「協働」「前進」を念頭に置き、本議会で御審議をいただく第4次垂水市総合計画の基本構想に基づきまして、全力で市政運営に取り組んでまいりますと申し上げました。

今回の総合計画の策定に当たっては、住民説明会や鹿児島大学公開講座にほとんど参加をしましてまいりましたが、今回の総合計画のまちの将来像については、これからの垂水を担う子供たちに参加していただき、その柔軟な発想に期待したいということから、市内の中学生に案を募集することになりました。

さきの審議会でも御説明を申し上げましたが、募集の留意点といたしまして、1番目に、基本理念の内容を反映していること、2つ目に、これからの垂水らしさを表現していることとした結果、333点の応募があり、課長会から成ります策定委員会で、「水清く 優しさわき出る温泉の町 垂

水」に決定したものでございます。

この作品は、「水清く」は環境問題を、「優しさ」は共生と協働、「温泉」は地域資源をあらわしており、「優しさ」と「温泉」に「わき出る」がかかっておりまして、センスが感じられ、また垂水らしさという点では、水や温泉が盛り込まれております。

今回の施政方針で特にこの作品を申しましたのは、総合計画の策定に中学生が参加してくれることが非常にうれしいことでございましたので、議会の場で皆様にアピールしたいという気持ちがあったものでございます。

次に、人口減対策についてお答えをしたいと思います。

このことは、第5回総合計画策定委員会でも議論になりました。確かにこれまでの人口推移で予想しますと、議員のおっしゃるとおりになると思います。しかし、現在、空き家バンク制度を実施し、また、昨年、雇用促進住宅を購入したことなどによりまして、人口減少が緩やかになってきています。このように、行政は人口を確保していく政策をとらなければなりません。定住促進政策と同時に、職場の問題や住みやすい環境づくり、また福祉など、すべてが人口対策につながっていきます。しかし、人口の推移は行政だけの問題にするのではなく、市民が一体となって問題意識を持つことも必要であると考えます。

佐賀県武雄市の事例でございますが、毎月発行の市報に1カ月間の動きとして、武雄市全体の人口、それから世帯数、それと各地域の人口が掲載されております。こういう数値などを市民が共有して、人口減少を行政の責任だけに押しつけるのではなく、市全体で意識を持って何とかしていこうという盛り上がりも必要であると考えます。

日本人口の約7割が日本国土の約3割の土地に集中しており、その残りの7割の地域が過疎地域

であります。その多くは農林漁業の1次製品の供給場所でもあります。そこから人がいなくなるというのは国策としてもいいことではないというふうに思います。今はまだそれらの多くを外国に依存していますから、都市への人口集中が続いております。しかし、昨今の地球規模の異常現象などを見ますと、かなり危うい状況ではないかと思えます。国策としての対応もする必要があるというふうにも思っております。

このように、人口目標の1万8,000人は、さまざまな条件をクリアするように努力することによって達成できる数字であるということを前提にしまして、設定したところでございます。

あと関係課長のほうから答弁いたします。

○保健福祉課長（村山満寛） 少子化対策の具体的にということでございましたが、施政方針に書いてありますとおり、子育て支援パスポートや妊婦健診を3回から5回にするというようなことでございます。

以上でございます。

○社会教育課長（梅木 勇） まず、1点目の施政方針と予算案についての（5）市民の健康づくりについてお答えをいたします。

社会教育課では、スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくりにも努めているところでございます。国は、平成12年度に策定しましたスポーツ振興計画の中で、生涯スポーツ社会の実現に向けた政策課題として、子供から高齢者まで年齢を問わず参加でき、地域で気軽にスポーツに親しむ自主運営クラブ、つまり総合型地域スポーツクラブを今後10年間で全国の自治体に1つ以上の設立を目指すとしています。

今、少子・高齢化社会に突入しまして、垂水市でも、国民健康保険の医療費を抑えることや子供の肥満や運動不足による体力づくり、お年寄りの健康づくりが求められています。こうした課題に対しまして、地域の方々がみずから立ち上がって自分たちで運営する地域スポーツ

ラブの発足は、生涯スポーツの拠点づくりに欠かせないものと考えます。

このようなことから、柘原地区において、2年前から日本体育協会のクラブ育成支援事業の補助金をいただきながら、公民館、学校、PTAやおやじの会等で組織するスポーツクラブ設立委員会を立ち上げ、準備を進めてまいりましたが、先日、柘原スポーツクラブとして設立され、4月からスタートすることになりました。この総合型地域スポーツクラブは、好きな種目を幾つでも選べることや、地域のだれもが年齢、興味、自分のレベルに応じた形で気軽にスポーツ、文化活動が楽しめますが、柘原スポーツクラブでは、小学生のみのスポーツ、文化教室も考えられています。こうしたことが地域住民の相互交流の場だけではなく、地域と学校、子供と高齢者の異世代交流の場にもなっていくものと思います。

柘原地区の設立を受けまして、これまで消極的であった地域などで積極的な検討をする地区も出てきています。今後は、設立への展開ができそうな箇所から体育指導員や公民館など中心になって、クラブ創設支援体制をつくっていきながら、また保健福祉課や国保とも連携を図りながら、地域全体の健康づくりに積極的にスポーツクラブの活用ができますよう図ってまいります。

次に、瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクールについての(1)の10回目を迎える今回の意義についてでございますが、議員御承知のとおり、瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクールは、平成11年9月4日に第1回目が開催され、ことしの6月7日、予定のコンクールが10回目になります。

当コンクールが始まった際の趣旨に、「郷土の先人である瀬戸口藤吉翁を顕彰し」、中略しまして、「本市の音楽文化向上を図るとともに、本県吹奏楽発展のため寄与でき、近い将来、全国規模のコンクールに発展させることを目標に実施する」とあります。これまでもこの趣旨に沿っ

てコンクールを続けてまいったところでございます。

また、このコンクールの募集に対して、参加団体は、第1回が30団体、第2回が21団体など、9回まで延べ182団体、うち垂水市内の小・中学校は、垂水小学校、垂水中学校、牛根中学校、垂水高等学校がコンクールに参加し、いずれも優秀な成績を残しているところでございます。また、コンクールに合わせて開催してまいりました、自衛隊音楽隊の御協力によります「瀬戸口藤吉翁を偲ぶ演奏会」も十分に市民の間に定着したものと認識しております。

これまでの9回のコンクールを振り返り、昨年12月13日にコンクール実行委員によります検討会議を行いました。その中で、コンクールを通じて、垂水市が瀬戸口藤吉翁の出身地としての情報発信を展開できた。市民や子供たちに対して、レベルの高い音楽に接する機会を与えてきている。垂水小学校や垂水中学校、牛根中学校、垂水高等学校などの参加校については、一流の大会に参加する機会ができています。市民に世界的な作曲者の出身地としての誇りを醸成してきているなどの成果を確認いたしましたところでございます。

ことし6月7日のコンクールは第10回目を迎えることとなりますが、時あたかも垂水市制50周年の記念すべき節目の年に当たり、以上申し上げましたコンクールの成果を踏まえながら、成功に向けてより一層の努力を傾注してまいりたいと考えているところでございます。

来年以降につきましては、検討会議の中で、11回目以降の開催は、財政運営上の観点から冠をつけてコンクールを継続実施する。つまりスポンサーを募ることも確認されたところでございます。今後、市報等のメディアを通して、広く募集してまいることとしております。

次に、(2)の下宮神社にある記念碑の移設についてでございますが、現地に行きますと、瀬

戸口藤吉翁と和田画伯の顕彰碑があり、どちらも昭和41年4月3日建立と記されています。

当時の市報を見ますと、お二人の顕彰碑を建立するために昭和38年10月28日、垂水市民館に関係者が集まり、顕彰会が結成され、趣意書に「両氏の偉大な功績をたたえ、文化の向上に資すべく、広く諸彦の賛同を仰いで」云々とあり、会長に奥市長、副会長和田市議長ほか、後援団体として、文部省、外務省、防衛庁等も掲載されています。結成当時の顕彰計画では、瀬戸口藤吉翁の顕彰碑は、海瀉江ノ島、菅原神社付近、または下宮神社付近、和田画伯については、垂水港ロータリー予定地付近、または岡崎付近となっています。顕彰碑建設着工時の市報には、総工費420万円、建設地の問題で難航しましたが、結局、下宮神社境内に落ち着いたとあります。

当時の関係された方のお話では、和田画伯の場合、桜島もよく描かれており、描かれた場所にと検討されたようです。結局下宮神社に決まったのは、当時の状況から、より多くの方々が訪れるところが、両氏の功績を広め、認識していただくことができると判断されたのではないかとのことでした。

今回の御質問で、文化会館の敷地内に移設はということでございますが、確かに駐車場も広々としており、各種行事や催し物により、現在地よりも多くの人々に知っていただけのではと思いますが、これまで、現在地では問題があるとか、移設の声も聞いてはいませんでした。また、移設となりますとかなりの経費も必要でありますことから、現在のところ移設は考えておりません。

以上です。

○土木課長（川畑信一） 議員質問の高峠線の整備についてお答えいたします。

高峠線は、平成17年の台風災害、19年の豪雨災害により長い間通行どめが続いておりましたが、先日災害現場の復旧工事も完了し、通行どめを

解除いたしております。しかし、高峠線は、災害復旧工事のための大型車両等の通行により、議員御指摘のように道路舗装も大変傷んでおります。

そこで、平成20年度は高峠駐車場入り口よりジャパンファームの変電所付近までの約1,700メートルを舗装の改修を計画し、予算のお願いをいたしております。

○池山節夫議員 施政方針で「水清く」を訴えたかったと、アピールしたかったということで、結構です。

2回目に、「きらり輝く」がどういうふうに関映されていこうというのか、その辺がちょっと漏れていたですから、「水清く」というのを10年間で達成していこうと、まず市長の任期がまだあと3年ありますけど、その中で、「きらり輝く垂水」というのをどんなふうに関「水清く」のその中に盛り込んでいこうと思われているのか、その辺について質問を再度いたします。

それから、人口減対策については、空き家バンク制度があるからそれを見て来られると、そのことがどうか、すべてが人口減の対策になるんだということなんですけど、本当に難しい問題で、先ほど市長が言われたようにみんなで頑張らないといけないとは思いますがね。

ただ、第3次の際が2万1,000人に設定して、それより既に3,000人ぐらい低い現在の人口ですね。そのことを考えるに、将来推計人口が1万6,500人ぐらいだということと、その1,500人足して現状維持をと。それでないと行政として努力目標として何も無いんじゃないかというようなことから、1万8,000人なんだろうけど、この1万8,000人に対していろいろ、だったらもっと上でもいいんじゃないかと、1万9,000人でも2万人でもいいんじゃないかと思ったりもするわけですよ。現状維持だということで1万8,000人なんだろうけど、これについては難しいから、質問はもうこれでやめておきましょうかね。

少子化対策について。

妊婦健診を5回にということで保健福祉課長のほうから言われたんですけど、霧島市とか3市ぐらい、7回にしているところがあるんですよ。それで、妊婦健診というのは大体14回ぐらい必要だと。それで、健診料が高いからやっぱり5回だったら5回しか行かないとか。それで、あちこちで妊婦さんが受け入れを拒否されて、子供が亡くなったとか、お母さんがどうだこうだと事件を聞くんですけど、それは「飛び込み出産」という言葉があるらしいんですよ。妊婦健診を1回も受けないと、お金の面があってですね。だから、妊婦健診を1回も受けないでやって、産まれそうになったと。だから救急車を呼んだとか、急にどっかに行きたいと。そうすると、今まで健診をしているお医者さんでないと、お医者さんのほうも受け入れたくないというのはあるんでしょうね、当然。どんな事故があるかわからないし。だからこそ、たらい回しになるというんですか。

だから、やっぱり行政のほうで最大限、最小限といいますかね、健診回数をふやそうということで、今回、国が奨励したようにして5回になったんですけど、それでも、14回からすると3分の1近いわけですよ。それを霧島市なんかは7回と。その辺のことについて、予算の関係からなんですよけど、もうちょっと今後、7回とか、例えば10回とか、垂水市だけでもそれを、少子化ということを妊婦健診ということから始めたそのことがやっぱり人口減対策にもなるわけですから、この辺のことについて、担当課長としても、市長としても今後どんなふうに思われるか、その辺をお考えをお聞かせください。

それから、「子育て支援パスポート（67店舗）」と施政方針に書いてあるんですけど、先ほど子育て支援パスポート事業を新規事業も取り入れたとここにあるんですけど、予算がないんですよ。その辺の、どんなことをして、それで予

算がなくてどういうことをするのか、その内容について教えてください。

あと柘原の市民の健康づくりについてなんですけど、柘原の設立総会に行きまして、こういう資料をもらったんですよ。そのときに、いろいろあるんですけどね、目立つのが英会話とフラダンスもあるということなんです。英会話の先生も2人見えていたんですよ。この20年度の収支予算案をあそこでは可決したんですけど、見ていると、収入の部の補助金が名目で1,000円しかない、それで今度、支出の部の謝金のほうが5万円なんです。そうすると、フラダンスの先生が来られたり、英会話の先生が来られたり、ほかにもいっぱいあるんですよ、陸上教室、野球、サッカー、軽スポーツとかいろいろあるわけです。それで、私の隣に消防におられる寺田さんがいらっしゃいまして、寺田さんは何を教えるんですかと言ったら、バレーですかね、「おいななか謝金なんて必要ないから」というような話なんですけど、このフラダンス、英会話というのを、これは会費を募って1,000円とか1,500円、そういうのを入れた上でのこの収支案なんです。そうすると、謝金5万円でフラダンスなり、英会話なりというのが回数できるのかなというのがちょっとあるんですよ。

それで、あそこで鹿屋体育大の講師の先生がその財団の笹川財団だったですかね、笹川財団に頼んだり、あとどこだったかな、あっちこっち頼んでお金をよかあんべもらいなさいというような話があったんですけど、この辺のことを、やっぱり行政がちょっとかかわっていますので、教育長か社会教育課長か、その辺のことについてどう思われるのか。答えられる範囲で結構です。補助金、名目の1,000円となっていますけど、その笹川財団からもらえるような見込みがあるのかですね、その辺のことについてちょっと教えてください。

それから、瀬戸口藤吉翁のコンクールについ

て10回目、冠をつけてということだったんですけど、募集しながら今後やっていくと。そのことで、経費の面からもそういうことでやっていかざるを得ないと思うんですけど、私は、まずその内容について、今まで瀬戸コンは、1曲目は瀬戸口藤吉翁の作曲された曲をと、軍艦マーチとか敷島艦行進曲とか皆さん演奏をされるわけですね。その後、自由課題と、自由な曲をと。私の考えというか提案として、これから続けられるんだったら、もう10年間やってきた後、例えば11回目からは、1曲の瀬戸口翁の作曲という曲の縛りは外されてもいいんじゃないかということをもう前から思っているんですよ。

私がこの話をしましたら、やっぱり議員の中からは、それじゃ瀬戸口藤吉翁のコンクールの意味がないという意見もあるんですね。それぞれなんでしょう。ただ、私としては、10回終わって、節目があって、その後、自由な課題を2曲と。それでも、その中に瀬戸口藤吉翁の作曲のものが入ってくるその分に関してはいいんじゃないかなと。だから、その辺の縛りはとってでもいいんじゃないかなと思うんですけど、この辺について、教育長のお考えをちょっとお伺いします。

それから、移設についてなんですけど、50周年ということで、先ほど次の質問をできないぐらいははっきり答弁されましたけど、瀬戸コンをスポンサーを募集するというようなことでしたら、できれば、もう移設から募集したりされてもいいんじゃないかと、お金の面で大変だったらですね。

財政課長は、お金は厳しいということも言われます。ですけど、高峠線とちょっと絡めて言いますと、路面も悪いから整備してほしいということ、瀬戸口藤吉翁の記念碑なんかも移してほしいと。お金はないけど、どういうふうに質問したら説得力があるかなと思って考えたんですよ、私。そうしたら、特交が2,000万円ぐらい余分に来るはずなんですよ、恐らくですよ、

恐らくね。そう、恐らく来るはずなんだ、私の予想じゃ。だから、その中からよかあんべに振り分けてやっていただけないかなと、その辺のことを市長にお考えをお聞きします。

高峠については、路面が悪い。それで、この高峠線は南之郷線の迂回路だ、災害があったときの、南之郷線が災害で通れなくなったときの迂回路だという位置づけもされているんですけど、私はこの前通ってみたら、それはもう南之郷線が雨で崩れるんだったら、高峠線のほうが絶対早いですね。どう考えても、上から来るし、下は危ないし。その辺のことを土木課長、これから市道としてどう考えておられるのか。やっぱり市道として相当なお金が要ると思いますね、きちっと整備するには。だから、どのレベルで市道高峠線を整備しながらやっていこうと思われるのか、その辺についてお伺いします。

○市長（水迫順一） 池山議員にお答えをしたいと思います。

「きらり輝く垂水」をつくろうというのは私が訴えてきて、皆さんにも何度かお話をさせていただく機会があったわけですけど、このこと自体は、やはり垂水に住んでよかったなと思える、そして垂水を誇りに思える、そしてまた一方では元気な垂水であってほしいと、いろんな要素が含まれて「きらり輝く垂水」になると思うんですね。そういう意味では、今回取り上げました、子供たちがつくってくれました「水清く優しさわき出る温泉の町 垂水」というのも、当然このこと自体が、きらり光る垂水になっていくというふうに思っております。

ですから本当に、簡単に申しますと、垂水を誇りに思えると、ほかの市町村よりも垂水はすぐれているんだよと、こういう場面も、こういう部分も、こういう部分もきらりと光っておるんだという垂水であるわけですから、今回のこのキャッチフレーズもまさしく垂水、「きらり光る」も含まれるんだという意味で私は考えてお

るところでございます。

それから、特交のお話をされました。市長の考えはどうかということですが、特交自体はもう御承知のように、その年に起こった全国の災害を優先的に処理します。災害対策として支出した残りを特交として配っていくというのが原則だというふうに思っておりますし、災害は結構ございましたし、そういう意味では、特交全体のパイは非常に狭まっておると、その中で垂水にどのぐらい来るかということは、2,000万円という非常にうれしい金額が飛び出しましたが、私は厳しいものがあるんじゃないかというふうに思っております。

それともう1つは、私ども一番今、財政は徐々に市民の協力を得てよくなっている方向にあるものの、やはり気になるのは、財政調整基金なんです。3年間の災害、特に2年間で6億円はき出してしまいました、災害対策。だけど、今、3億円ちょっとしかないということで見ますと、大きな災害が来ると吹っ飛んでしまうんですね。ですから、こういうものもやはり配慮をしながら、余った分はそっちにも回さんといかんということも考えております。

○保健福祉課長（村山満寛） 2回目の質問でございますが、まず妊婦健診のほうからお答えいたします。

昨年9月に持留議員にもお答えしましたとおりでありまして、議員が申されますように、妊婦が受ける健康診査の回数は14回程度が望ましいというふうに言われております。受診者の経済的理由等も考慮し、健康な妊娠・出産を迎える上で最低限必要な妊婦健診の時期、内容については少なくとも5回が必要だろうと、そういうようなことから5回の公費負担を予算化いたしましたものでございます。これによりまして、市負担は320万円ほど増となっております。あと2回ほどふえるとすれば百数十万円、120～130万円から60万円程度ふえるんじゃないかというふうに考え

ます。本市の財政状況からいきますと、非常に厳しいというふうに言えると思います。

それから、本県は、独自の検査項目としましてあと3つを追加をしまして実施をするということで、関係機関をお願いをしているところでございます。

それから、若い人の受診問題につきましては、指導はしているものの、出産をすることについての厳しさとか、そういうのが理解されずに受診をされていないという方もおられるようでございます。よって、非常にこれも難しい問題だというふうに思っております。

それから、子育て支援パスポート事業でございますが、この事業は県事業であります。その趣旨は、少子化が進行する中、地域、企業、店舗、行政が一体となって子育てを支援する機運の醸成や子育て家庭の負担軽減を図るための取り組みをするというものでございまして、子育て家庭に交付されたパスポートをかけ橋に、協賛店が独自の子育て支援サービスを提供することで、鹿児島県の未来を担う子供たちの成長を温かく応援する地域づくりでありまして、対象者は、妊娠中の方及び18歳未満の子供がいる世帯で、パスポートは市町村で交付するものでございます。

事業の仕組みは、企業、店舗、実施自治体、鹿児島県が共同して取り組むもので、協賛店となったところは、協賛ステッカーを店舗に掲示し、スタンプポイントの進呈、商品割引、来店者へのプレゼント、待ち時間のためのおもちゃや絵本の準備、それから授乳スペースや遊び場スペースの設置など、協賛店が独自の支援をするものです。

本市の協賛店は、商工会加盟店の67店舗の協力をいただき、通常スタンプの1.6倍を進呈するサービス。また、鹿児島相互信用金庫垂水支店では金利を優遇する定期預金等もサービスを実施していただいております。

以上でございます。

○教育長（肥後昌幸） 議員の御質問にお答えいたします。

瀬戸口藤吉翁記念行進曲ですね、これの1曲は必ず瀬戸口藤吉翁の曲を、これをもう縛りをとってでもいいんじゃないかという御意見でございますけれども。先ほど社会教育課長のほうでこれを実施された趣旨を申されましたけれども、いわゆる瀬戸口藤吉翁を顕彰する目的もあったものですからこうなったんだろうと思いますが、しかし、コンクールも10回を数えます。ですから、今後、11回以降は、実施要項も含めて、今後のあり方を検討すべきときに来ているのかなというふうに思っております。

議員御指摘のことも含めて、コンクールの実行委員会において、あらゆる方向から検討をしてまいりたいというふうに思っております。

○社会教育課長（梅木 勇） 市民の健康づくりについての点で、終原スポーツクラブの会計収支を見てみると、講師謝金料が不足するんじゃないかという意見がございましたけれども、現在のところ、講座についての謝金は、ほとんどが地域の方々のボランティアで対応するというようなことと、それとフラダンスあるいは英会話については、その参加される方々から会費以外に少額を徴収して対応したいと、あくまでも会費等で自主運営をするということを目指しております。

そのようなことから、また議員のほうからもありました、当日の講演の中で先生が言われました笹川財団、そこあたりもこちらのほうとしましても調査といいますか、そういうのを調べて、そういうのができるのであればまた助成なりあるいは支援をしていきたいなと思っております。

以上です。（「答弁漏れが。じゃそっちから」と呼ぶ者あり）

○土木課長（川畑信一） 高峠線の今後の管理

についてでございますが、高峠線は、議員おっしゃるとおり、県道垂水南之郷線の通行どめのときの迂回路として重要な道路として位置づけております。

私も、議員の御指摘のように、地形の上から、豪雨時には垂水南之郷線よりも早く通行どめになるかもしれないとは思っておりますが、しかし、春のツツジの時期もしくは秋のコスモスの時期には、高峠への重要なアクセス道路でございます。今後も市道として管理を行い、今回舗道の改修のできない部分についても補修等を行うとともに、危険なところにはガードレールの設置等も行っていきたいと考えております。（「社会教育課長、移設についてもスポンサーを募るような考えはないかというのをちょっと聞いたんだけど。要するに、これから先の瀬戸コンでスポンサーを募りながらという答弁があったから、移設まで含めてスポンサーを募る考えはないかというのをちょっと聞いたんですけど、そこまでは考えませんか。教育長でもいいですよ」と呼ぶ者あり）

○教育長（肥後昌幸） 現時点では考えておりませんということでございまして、財政状況とかいろんなことがここですれば、また考える時期もあるのかなというふうに思います。

○池山節夫議員 1回目の冒頭で、さわやかな質問をさわやかにということでお約束をしましたので、あとは要望をしながら、終わりたいと思っております。

きのう大藪議員が質問をされました。大藪議員は城山団地にお住まいなんですけど、選挙のときは中俣に事務所を構えておって戦われたわけです。きのうの中学校の校舎についての質問をされて、市長のほうから非常に前向きな、検討をしていきたいというような答弁があったわけです。きょうせっかく私は川畑議員のために用意した文言もあったんですけど、ちょっと欠席なんですけど、きのうの川畑議員は先輩議員

らしく、ベテラン議員らしく、質問をしながら、執行部を評価しながら要望をします。非常にたけているというか、うまい質問をされるなどということで勉強になったんですけど、きょうこれからまた協和校区の最後に登壇されます川尻議員がどんな質問をされるかというので、その質問と内容によっては協和校区だけが発展していくんじゃないかと、そういう心配もするわけです。

私はですね、教育長と市長が子供たちの教育環境を整備すると、よくしていくんだという思いで統合したいと、そういうことで大藪議員同様に賛同をいたしました。そのことを考慮された上で、50周年記念に向けてのこの移設の話も要望としてお願いをしておきます。

それから、あとは次に登壇されます宮迫議員が、中央地区からなんですけど、さわやかな質問で終わることをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（徳留邦治）次に、11番宮迫泰倫議員の質疑及び質問を許可します。

〔宮迫泰倫議員登壇〕

○宮迫泰倫議員 おはようございます。

今、池山議員に突然振られましたので、2人分頑張ります。よろしくお願いいたします。（「さわやかに」と呼ぶ者あり）はい、さわやかにですね。

平成19年度と同様に、3つの視点、「改革」「協働」「前進」を念頭に置き、第4次垂水市総合計画の基本構想に基づき、全力で市政運営に取り組んでいくということしの平成20年度の所信表明でございます。その第2の視点、協働についてお伺いいたします。

「協働化社会の実現には、市民の皆さんに自分たちのまちは自分たちでつくるというまちづくりの意識を持っていただくことが必要です。そのためにも、地域担当職員を配置し、市民とともに地域の振興に向けて取り組んでまいりたい

と考えております。この取り組みを進めることで、市民の皆様が自由な意見を交わし、力を合わせてまちづくりに参加いただけることとなります。また、市民や地域間の連携が生まれ、コミュニティ活動が活発になり、地域の課題を解決したり、地域を活性化させたりする力、つまり地域力の向上につながるものと期待している」とあります。

最初の「地域担当職員を配置し、市民とともに地域の振興に向けて取り組んでいく」とありますが、具体的にはどういうことなのか。その背景、趣旨をあわせてお答えください。

それから、「地域担当職員の配置の取り組みを進めることで、いわゆる地域力の向上につながるものと期待している」とありますが、地域力の向上とはどういうことか。また、どういうふうになってほしいのかを第1回の質問といたします。よろしくお願いいたします。

○市長（水迫順一）宮迫議員にお答えをいたします。

まず、地域担当職員の配置については、先日の審議会でも詳しく述べさせていただきましたが、重複するところがあると思いますが、ちょっと思いを述べさせていただきます。

国においては1997年に、地方自治、新時代の地方公務員制度、いわゆる地方公務員制度改革の方向で、「地方公務員は、地域で生きる一員として、住民とともに地域の問題を語り合い、考え、解決に努力する人間であることが望まれている。また、専門性、創造性と並んであるいはそれ以上に協働性、ひいては豊かな人間性やコミュニケーション能力が要求される」と発表しております。

また、21世紀の職員像として、まちへ飛び込む職員が求められるというふうに考えますし、まちへ飛び込む職員とは、役所のカウンターを越えて市民の活動の場へ足を運ぶことをいとわないう職員のことです。

市民と行政がそれぞれの役割と責任を果たし、お互いが協力しながら、豊かで住みよいまちをつくるために、地域と行政を結びつけるパイプ役も必要となります。そのパイプ役が地域担当職員であり、情報や課題を共有しながら、地域の発展を目指すことを目的といたします。

それぞれの地域は、個性にあふれる地域であり、より住みよくなるように、他の地域とはまた違うそれぞれの個性的で活力ある地域づくりを考えていく必要があると思います。そのために、市民と行政が協働のまちづくりを進める仕組みが必要であり、地域と市がパートナーシップの関係で地域づくりを進めていけるように、地域の主体的な活動を支援する地域担当職員を各地域に配置するものでございます。

地域担当職員の役割と活動内容は、地域と行政とのパイプ役として、担当地域への情報の提供や地域づくりへの支援・調整活動を行い、地域住民の皆さんと一緒に課題や問題を探り、その解決方法を検討していきます。

主な活動としましては、地域の総会や役員会等への出席や地域からの要望等への対応などが中心になると考えますが、基本的な考え方としましては、あくまでも地域からの活動要請により、その都度、地域担当職員が活動するものでございます。その理由は、行政が強制的に地域に入り込むのではなくて、地域が主体的・自主的に活動を展開することが優先されると考えるからでございます。

2番目に、「地域力の向上につながるものと期待する」とあるが、どういうふうになってほしいのかというような御質問でございます。

地域のことはそこに住む人が一番よく知っておられます。こんな地域にしたいという自分たちの夢を適切なやり方で実現する方法も知っておられるのが、地域の皆さんだろうというふうに考えます。地域で何か困っていることがあるとき、まず自分たちは何ができるかを考え、行

動してみます。必要ならば行政と協力して問題解決を図ります。そうすることで地域が住みやすくなり、地域への愛着が増し、地域全体の価値を高めていくことができます。だれかがするだろう、それは行政の仕事だと無関心でいるのではなくて、住民一人一人が自分たちの地域のことは自分たちで考えて、みんなと一緒によりよくしていく、そして行政と連携・協働しながら地域づくりを進めていくことが住民自治であり、地域力の向上につながっていくものと考えております。

以上でございます。

○宮迫泰倫議員 市長の協働社会への実現は、地域振興に向けて非常に素晴らしいことだと思います。これは、民間出身の市長だからできたと思っても過言ではないと思います。

今、言われました成果が成果なんです。今度は課題もあると思うんです。今の答弁は、いいことばかりです。課題があると思います。それを実行する、例えば協働化社会を実現するために、それを実行する職員の皆様の、市長の思うとおりに働いてくれるかどうか、それがまず課題です。職員の皆さんに負担が多くなって、今までの仕事が萎縮するのではないかということも想定されます。この点、どう考えておられるのか。

それから、今、この市長のお考えを理想論に終わることもあると思うんです。それを終わらさないために、現時点で市長の感触として、職員の皆様が協働に対する自覚があるのかどうかをあわせてお聞きします。

以上です。

○市長（水迫順一） なかなか新しいことを始めようとするといろんな弊害もありますし、急には思うようにいかないことは多々あるわけでございます。

この地域職員配置制度は、審議会でも申しましたように、全職員をボランティアの形で配置

するというのは全国でも非常に少ない例だろうというふうに思っております、そういう意味では、垂水づくりの先取りをするんだという意味では、評価に値する制度だというふうに思っております。

ですが、本当に全職員がなかなか市長の思っておるとおりやってくれるかという、いろいろな仕事を抱えておりながら、そして職員数がどんどんどんどん減っていく中で、一方ではまた分権社会の中で仕事量はふえていきます。その中でこのようなボランティアでの対応でございますから、職員の負担は非常に大きいものがあると思います。

ですから、最初から、これもやります、これもやります、これもやりますというのじゃなくて、まず、今まで地域と非常に疎遠のあった市の職員が地域に本当に入り込んでいくことで、地域と本当に親近感を持った中で、もうちょっと地域のことを側面から、主導権をとるんじゃなくて側面から支援していくというような形をまずとりたいというふうに思っておりますし、だんだんだんだんそれが進んでいき、職員もさらに自覚が進んでいくことによって、先日も申しましたように、振興会単位の配置まで行く行くできたらというふうに思っておるわけでございます。

職員はなかなか、夜遅くまで仕事をする職員もかなりふえておりますし、そういう意味では大変なことだろうというふうに思っております、私のほうから、だけど、時代が本当にこのような時代になって、ほかの地域より早く変えていくことが大事だというふうに常々申しております。ですから、できるだけほかの市町村より、いいことは先取りしてやっていこうという自覚を職員にも持っていただかなければなりませんし、そのことをお願いを私のほうではしていきたい。

ですから、繰り返しになりますが、最初は小

さいことから始めますけど、最終的な目的は、本当に市民と職員が一緒になって垂水づくりをしていくんだということにつなげていきたいというふうに思っております。

○宮迫泰倫議員 鹿児島銀行は、地域産業のさらなる発展のためにアグリクラスターという論を発表しております。これは特許になっております。1つのことがあれば次ができて、そのまた次ができてと、それが繰り返すということなんですね。ブドウの実みたいにこういう感じで、1つが、例えば1次産業が発展すれば2次産業の製産業、加工業が発展すればサービス業へと、それがぐるぐる回ると、そういう論だそうです。これは特許になりまして、全国の銀行さんもこれの特許を買って、今、勉強中だそうです。そういうことになると思います、最終的には、こういうサークルですね。

しかし、御答弁のとおり、地域担当職員の配置は職員にとっては新しい分野だと思うんです。市民とともに地域の振興に向けて、着実に振興するには思いやりの実践が必要だと思います。ただ何となく行け、業務命令でしたから。それじゃ困ります。そういう地域の振興に向けて着実に推進するには思いやりの実現が必要であります。これがないと限界をつくってしまいます、もう自分はこれまでだと。そうすると、市民との協働社会もできそうにありません。市長の考えの理想の、担当職員と住民とがどのような考えでなければいけないか、もう1回お聞きします。

そして、理想とする協業社会ができると、職員、住民はどのようになってほしいのか、あわせてお聞きします。

少なくとも、歳入が少ないから、ラスパイレス指数が県内で2番だからこういう方策になったとは私は考えておりません。「ちらり輝く」じゃなくて「きらり輝く」ようになってほしいと思います。さっき申しましたアグリクラスター論と一緒にしたいと思います。こう回ることですね。その

点をお聞きします。

以上です。

○市長（水迫順一） 確かに、今も申しましたように、これは全く業務命令じゃございませんので、個々の職員のその地域に対する思いやり、議員言われましたそのことは非常に大事だというふうに思っております。

今でも、いろんな市民の目線に触れないボランティアをやっている職員は結構いるんですね。土・日に野球の審判をやったり、それから子供会の育成会で一生懸命汗かいたりですね、それから先日も言いましたように消防団に入ったり、地域のことに既にもう入っておる職員もたくさんいます。このことは、まだ市民の目線には映っていないところもあると思うんです。これが今後、こういう人たちがさらにまた本当にボランティア精神で垂水をつくっていくんだという意味からしましても、こういう職員がどんどんふえていく、このことが非常に大事だと思いますので、地域との言われる思いやり、そのことを職員にも、その思いやりの重要性についても職員にも理解をしていただくように努力をしていきたいと。

そういうことによって、協業社会という表現でされましたが、本当に協働で、役所は役所だけで、市民は市民だけでまちづくりを考えるんじゃなくて、やはり一体となって、役所ができる部分、本当に住民ができる部分、その辺を自覚をしながら、こういう時代でございますから、できるだけ住民の力を引っ張り出して、それで地域を知っておられる住民の力を引っ張り出して、そして地域のために市民も一生懸命になると。そしてそこで、自助、共助、公助の話ですと、自助、共助も非常に大事な部分ですので、この自助、共助の部分をしてできるだけ多く引っ張り出すことも必要だし、それに足りない公助の、そこを補足する意味での公助も必要だというふうに思っております。

ですから、一体となった協業社会に向けて、役所職員も初めての試みでございますので、役所職員が早くそういうことを納得し、自発的にそれにどんどん参加していくそういう環境をつくっていきたいと、そういうふうに思っております。

○宮迫泰倫議員 職員の方にも奮起させて、本当の市長の考えが理想に終わらないようにして、本当にやっていただきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（徳留邦治） ここで、暫時休憩いたします。

次は、10時45分から再開いたします。

午前10時36分休憩

午前10時45分開議

○議長（徳留邦治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番持留良一議員の質疑及び質問を許可します。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 お疲れさまです。

それでは、施政方針各予算について、総括質疑に入らせてまいります。

総合計画の基本構想も含めて、私は今後のキーワードは地域再生だと考えます。政府も地方の声に押されて地方再生戦略をまとめましたが、大事な点は、住民生活を守り、地域を再生する展望につながるものかどうか問われています。

私は、地域再生を考える上で2つの点が重要だと考えます。1つは、地域経済と地域産業のあり方です。これは、住民の定住、生活継続等の基盤をなします。もう1点は、地域で暮らし続ける人々の安心・安全を確保する上で、セーフティネットを政策的、制度的に整備することです。地域で暮らす人々の間で格差と貧困が拡大し、生活条件が後退していたのでは、地域再生にはならないからであります。今回の質疑は、ここに視点を置きながらただしてまいります。

最初は、市長の政治姿勢とリーダーシップのあり方について質疑をします。

先般、市パッケージ事業の特別講演がありました。その中で、鳥取県海士町の町長さんの講演から多くのことを、市長初め、職員の方々も学ばれたと思います。私は、この講演から、地域再生へ向け、市長として3つの役割が大切であると感じました。「住民と協働してまちづくりを進めます」と言っている、そこにはリーダーシップは見当たりません。役割を具体的に果たす実行力が必要です。

そこで、講演から3つの役割をまとめることができると思います。1つは、ビジョンと戦略を示す。2点目は、人々を組織しての実行力。これらは自立促進プランであり、産業おこしであります。また、自治体職員と住民の「やる気」を引き出すことは、これは町長が先頭に立って、職員のやりがい、住民への気概を芽生えさせた、自分たちの島は自分たちで守ろうと行動で示したそのことで私は考えられると思います。

以上について、市長の評価と考え方をお示しください。

次からは、施政方針と一般予算案、特別会計の介護保険会計、後期高齢者医療会計について質疑をいたします。

最初は、地方財政健全化法としての財政問題について伺います。

昨年成立した地方財政健全化法が4月から一部施行されることになりました。本適用は20年度決算からですが、自治体では過剰な反応が広がっているように思います。私たちは、法の内容そのものを冷静に検討し、住民生活を守るための対応のあり方を検討する必要が求められています。

そこで、以下の点の財政上、懸念される点についての考え方と対策をお聞かせください。そして、法にどのように対応していくか、考え方をお聞かせください。

懸念される問題として1つは、昨日も出ましたけれども、損失補償の問題です。また、水産業の経営実態の把握と対策についてお聞かせください。

2点目は、漁業集落排水事業について。加入促進対策をどのように改善していくのか。私はそのためには融資制度の取り組みも必要ではないかと考えます。

3番目は、猿ヶ城キャンプ場整備事業の安定的経営の見通しは可能なのか、お聞かせください。

次に、環境保全と農林水産の育成、発展の点について質疑をいたします。

最初は、農業問題に関しての構造改革問題について伺います。

中国産冷凍ギョーザによる中毒事件は、輸入の安全検査体制の弱さとともに、外国頼みにする日本の食料事情の危うさを浮き彫りにしました。また、大豆や小麦、トウモロコシなどの高騰により、世界では食料危機が進行し、アジアでも穀物の輸出規制が始まっています。食料自給率の向上は待ったなしです。国内、地域の食料供給をする方向に変える必要がいよいよ問われています。

今回の施政方針では、垂水市の農業の課題を挙げ、対策のために、実態に合った農業構造改革の必要性を訴えています。私は、構造改革の方向として、自然条件や農家、地域経済、集落における役割を含めた対策、農業振興計画を明確にして取り組むことが大切だと考えます。視点として以下の点を考えますが、意見をお聞かせください。

農業生産の担い手を幅広く位置づける。

生産販路を拡大するための努力と共同。当面、学校給食への地元産のさらなる利用。直販売所を商店街の中にも設置するなど。

また、地域経済、産業政策の柱に位置づけ、加工利用の地場産業と一体で振興を図る。

そして、地域の実態に合った、地域の知恵を

結集した地域農業振興の計画を作成することではないでしょうか。

次に、環境への負荷の少ない環境型社会を構築する施政方針について質疑をします。

地球の温暖化を食い止めるために、各国が温室効果ガスの排出量を減らす努力をしています。ところが、日本は減らすどころか、ふやし続けています。その最大は、石炭を燃料にした発電がふえていることが明らかになっています。家庭では全排出量の5%しかありませんが、もちろん家庭での努力だけでは限界があります。しかし、温暖化防止策へできることから始めることで、産業界のスタイルを変えさせ、総量削減を求めていく力になると思います。

そこでお聞きしますが、本市でも平成19年度温暖化対策実行計画が作成され、実行されていますが、どうしても先進地との差を感じざるを得ません。温暖化対策の推進の必要性があると考えますが、いかがでしょうか。

私たちが身近にできる最大努力は、ごみの減量化、リサイクル、家庭での節電等です。その中で、燃やさないというのが最大の目的です。そのために行政の役割は重要と考えます。こういう観点からも本市の取り組みは先進的ですが、もっと工夫や努力があれば減量化、リサイクルは進むと思います。現状と課題についてお聞かせください。

次に、福祉社会づくりの施政方針について、2点について伺います。

1点目は、医療保険制度の見直しに関係して、後期高齢者医療制度について質疑をいたします。

施政方針では、「市民一人ひとりが健康で豊かな人生が送られるように総合的な健康づくりに努め、まちづくりに進めます」となっています。しかし、後期高齢者医療制度は方針に逆行する内容であることが明らかです。この制度がいかにかに問題であるかは、鹿児島県議会を初め、全国自治体の505、約23%が凍結や見直しの意見書を

上げていることから明らかではないでしょうか。自治体にとってはさらに、健診の受診率や指導による改善率が悪いと、特例保険料という加算ペナルティーが科せられます。このような制度の導入は絶対許せません。きょうは問題点を明らかにして、対策を強く求めていきます。

そこでお聞きしますが、地域説明会でどのような意見や声が出されましたか。

被保険者への影響についてどのようにお考えでしょうか。

制度での影響や生活実態から見ても、資格証明書の発行はやめるように強く求めますが、考えをお聞かせください。

申請減免の考え方について、どうなっているか、この点についてもお聞かせください。

早期発見・予防の観点からも、全希望者に健診の実施をするのが施政方針からの考えだと思いますが、考え方をお聞かせください。

2点目は、次世代育成行動計画について質疑をいたします。

来年度予算案では、課題はあるにしろ積極的に取り組まれている。このことについては評価をいたします。一方では、切実な課題もあり、12月議会でも取り上げましたが、自治体間で差が広がっているのも現実であります。きょうは達成度の評価や推進体制の内容をお聞きし、切実な課題である経済的支援についての今後の考え方について質疑をいたします。

1つは、目標事業量と現段階での達成度への評価。

2点目は、地域協議会と庁内推進委員会の開催と内容について。

3点目は、経済的支援制度の充実への考え方についてお聞かせください。

最後に、介護保険特別会計について質疑をいたします。

福祉の分野でも貧困と不平等は拡大しています。介護保険も全面改定後2年が経過しようとする

る中、当面の目的であった介護の社会化という理念からかけ離れ、負担はふえ、必要な介護サービスが受けられず、困難を抱えて暮らす高齢者がふえている現状があります。

そこでお尋ねしますが、先般、2006年度の県介護給付費総額が発表されましたが、給付額が減額になっています。垂水市でも認定者や利用者が減少していますが、どのような現状かお聞かせください。

この間、介護現場からの声で改善が図られてきましたが、以下の点で、実態はどうなっているかお聞かせください。福祉用具の制限緩和の実態、2点目は、新予防給付の過少サービスの問題はないか。3点目は、生活援助についての利用制限はないか。これらについて現状をお聞かせいただきたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わりますけれども、問題点があれば再質問をさせていただきます。

○市長（水迫順一） 持留議員の市長のリーダーシップについてにお答えをしたいと思います。

地域の自立とは、いろいろな分野で中央依存からの脱却を図り、地域住民や地方自治体みずからが主体的に判断、決定し、実行できる力をつけていくことでございます。本市に限らず、日本の地域は明治以降の中央主権体制の中で分断され、財政面はもとより経済基盤においてもその自立性を失ってきました。エネルギー資源や食料面も同様で、本市のように農業が盛んな地域でも食料自給率が低く、その分ほかの地域や諸外国へ依存しているわけですが、こういう状況がいつまでも続くとは限りません。

そこで、完全に自立することは不可能ですが、できる限り自主・自立に向けて、地域の活力をよみがえらせようとするのが私の基本的な考えであり、行政のトップとしての役割を果たしてまいりたいと、そういうふう考えております。

次に、人々を組織として引っ張っていく行動力ですが、私は、市民の皆さんが行政に参画し

てもらうだけが協働ではないと思います。市民の皆さんが自分たちでいろいろな地域づくり、まちづくりを考えてもらう、いろいろな公共サービスを担ってもらう、いろいろな事業を起こしてもらうということが基本だと思っております。さらに、市民の皆様が、そこに住んでおられる人々がきりと輝き、それぞれ持っている可能性というものを思う存分発揮できるような社会をつくっていくことが大切だと思っております。

以上です。

○水産課長（塚田光春） 持留議員質問の2番目の地方財政健全化法と本市の財政問題についての中の1番目、損失補償についてと2番目の漁業集落排水処理施設事業加入問題についての対策について、続けてお答えいたします。

まず、損失補償については、経営実態の把握と対策についてお答えします。

昨日、川畑議員の質問の答弁に一部重複しますが、まず養殖漁業の経営ですが、昨年に比べますます厳しくなっているのが現状でございます。その理由としましては、昨年に比べ、養殖ブリ・カンパチの生えさとなるサバ、イワシなどが1.7倍に高騰し、重油価格も2倍以上に高騰しており、養殖ブリ・カンパチの生産コストがますます上昇している状況でございます。一方、魚価のほうは6年続きで魚価の低迷が続いており、養殖漁業者は過去3年間、生産コストに追いつかず、採算割れの状況下であり、経営は大変厳しい状況にあります。

そのような中で、これまで垂水市では、ブリ・カンパチ養殖業者の経営安定化と水産振興を図る上で、議会の議決を経て、両漁協へ損失補償をしてきたところでございます。しかし、今後は、損失補償における横浜地裁の判決例と財政健全化法の制定に伴う報告義務の2点により、損失補償はできなくなりました。

その1点目を説明しますと、平成18年に第三セクター破産により9億円を損失補償した川崎市が市民

オンブズマンから補償額の返還を求めた訴訟で、横浜地裁は、9億円支出したことについてはやむを得ないと原告の訴えを退けましたが、損失補償については、実質的に債務保証契約と何ら変わらないと違法性の指摘を受けたことから、損失補償の違法性が明確になりました。

次に、2点目ですが、平成19年6月に自治体財政健全化法が制定されたことに伴い、自治体財政をチェックする4指標の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率の報告が義務づけられます。その4指標中、将来負担比率がこの損失補償に該当し、これを行うことにより財政負担が大きくなり、赤字決算になり、財政破綻するおそれがあります。

以上、この2点の理由により、平成元年を皮切りに平成17年まで6回にわたり、議会の議決を経て損失補償をしてまいりましたが、今後は、両漁協への損失補償の更新及び新規契約はできなくなったところでございます。

ただし、平成17年に損失補償の議会の議決を経ています垂水市漁協の平成20年10月までと牛根漁協の23年3月までは、金融機関、両漁協と損失補償契約と損失補償協定を締結していることから、同期限までの継続はやむを得ないと判断しているところでございます。

しかしながら、昨今の養殖経営は、魚価の低迷やえさ及び原油価格の高騰など、これまでにない厳しい経営が強いられています。しかも、漁協は、養殖漁業者が資金借入れをする際に全業者がそれぞれの連帯保証をしている実態においては、連鎖的に経営危機が進行する懸念がございします。

水産課としては、このような事態は避けるべく、損失補償ができなくなった今、きのう市長も申し上げましたように、基幹産業を支援する緊急の金融対策を講じる必要があることから、何らかの検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、漁業集落排水処理施設事業加入問題についての対策についてお答えいたします。

まず、集落排水の3月10日現在の加入率でございしますが、全排水処理戸数454戸の中で142戸の加入をいただいております。加入率約30%でございます。

そこで、持留議員御質問の今後の集落排水加入についての対策でございしますが、牛根境地区の8振興会長で組織する境地区下水道加入促進委員会と市内の排水設備工事指定店で組織する境地区排水設備工事店連絡会の協力をいただきながら、毎年約10%程度加入促進を図り、5年後には最終目標値であります約80%に近づけるよう努力していきたいと考えております。

次に、融資あっせん制度の検討でございしますが、このことにつきましては、下水道の加入促進を図るため、加入補助金を出すかまたは融資制度による利子補給するか、この選択を庁内で検討してまいりました。その結果、やはり融資は後の返済があることから、補助金のほうが住民の工事費の軽減にもなり、加入促進も図れるとの思いで、補助金を交付することに決めたところでございます。

また、市内の金融機関へも個人への融資について相談をしてみました。その結果、維持管理組合等の団体には融資してもよいが、個人への融資の場合、弁済能力や連帯保証人を有しないと融資ができないとのことでした。このことから、境地区の場合、高齢者が多いため、弁済能力や連帯保証人のことを考慮しますと、融資制度は適用できないと考えます。

以上でございます。

○商工観光課長(倉岡孝昌) 猿ヶ城キャンプ場整備の経営安定見通しについてお答えいたします。

これまでの事前調査で、他市町のキャンプ場施設の管理運営状況について、収支バランスを保つことが厳しく、運営に当たっては、他への

経済的な波及効果までを含んで総合評価していると聞いております。このことを参考にいたしているところであります。

猿ヶ城キャンプ場については、これまでの限定した期間を主にしての運営から、周年利用へと形態を変える予定でございますので、それに応じた形で、施設の具体的な利活用の方法や利用者を導く仕掛けづくりなどの検討を平成20年度から本格的に始めようと考えております。

現段階で申し上げますと、大きくくりになりますが、運営管理費の収入源として、利用者からの使用料のほかに、これまで猿ヶ城の施設整備費や設計委託料などの財源として利用しておりました電源立地地域対策交付金を財源の一部に充てようと考えております。

なお、この交付金は、平成15年10月の改正で、一般的に言いますところの公共施設の維持補修や維持運営のためにも使えるようになっております。また、この電源立地地域対策交付金を後年度の管理費用に充てるための基金づくりにも活用しようと思っております。

一方、施設の利用率を高め、使用料などの収入で管理費用を賄えるような努力もしていかなければならないと思っております。

○農林課長（山口親志） 議員の質問の農業構造改革問題について答弁いたします。

本市では、平成18年8月に作成しております農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想により、規模拡大を志向する農家、集約的経営を営む担い手農家と高齢者・兼業農家との間で役割を分担し、地域ぐるみでの農業の発展を目指し、農業振興を行っており、国策の認定農家及び担い手農家にあわせ、高齢者や女性、また兼業農家、家庭菜園等も重要な農業生産の担い手として認識しております。

また、食の安全と販路拡大による学校給食への地元の食材利用については、現在でも百姓クラブの食材を利用しております。あわせて、商

店街への直売所の設置についてですが、これも検討してみたいと思います。

次に、加工と地場産業等の振興は、農業振興上、重要なことと考えておりますので、今後検討していきたいと思っております。

本市において、行財政改革を進める中、地域の皆様の共同作業への協力をいただき、農業環境保全等に対する意識が高まってきておりますので、地域の皆様の知恵をいただき、話し合いをしながら、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき、農業振興を図ってまいりたいと思っております。

○生活環境課長（太崎 勤） 3番目の（2）の①の温暖化対策実行計画と先進地との差についての考えと、さらなる推進策の必要性はとの御質問にお答えをいたします。

環境問題の先進地は、県内では御承知のとおり大崎町ではないかと思っており、1つの目標であると言えます。マスコミでも大きく報じられましたとおり、この2月に開催されました「ストップ温暖化全国大会」におきましても、県代表として参加され、特別賞を受賞されたことは、行政、町民一体となった取り組みの成果であり、高く評価されるものです。

大崎町の行政側で行われます温暖化防止運動として事例を挙げてみますと、政府が進める温暖化防止の国民運動「チーム・マイナス6%」への先陣を切ったの参加登録、ノーマイカー運動、給湯ポット廃止によるマイ水筒持参運動など、庁舎内で即実践できることを率先して実行しております。

また、住民との協働運動におきましては、生ごみの堆肥化やその堆肥による菜の花からの菜種油の製品化、廃油からの石けん製品化などの積極的な資源の循環化や、家庭での電力削減化の省エネ家庭応援プランによる表彰制度などで、その方策は模範になると言えます。そして、その最たる成果は、先ほど述べました全国表彰で

あり、それがまた住民にとっての自慢となり、意識高揚につながっていくものと言えます。

本市の温暖化対策につきましては、ごみの26分別やそれに関連しての生ごみの堆肥化、家庭廃油の回収、レジ袋減らしのマイバッグ運動、市役所内の窓際照明削減運動のための改造準備などは既に取り組んでいるところでございますが、温暖化対策に最も効果が期待される一般家庭での温室効果ガス抑制運動に、さらなる提案やきめ細かな啓発が必要であると考えます。そのためにも実行計画では、率先して行政がみずから示し、市民と行政が一体となった意識改革が図れるよう、また先進地の好事例などを積極的に取り込んだ施策を立案し、推進してまいります。

次に、②のごみ減量化、リサイクルへのさらなる努力が必要であると考え、現状と課題の取り組みの方向についての御質問でございますが、本市は、平成14年11月より、ごみの3種26分別がスタートし、市民の方々の御理解、御協力により、順調に一般廃棄物処理業務が行われてまいりました。ごみの再資源化率においても年々向上しております。

しかし、分別収集も5年が経過し、リサイクル品目、袋の中身の質が低下している現状があり、清掃センターでの作業が困苦していることも事実でございます。再度、市民一人一人にごみ分別の必要性などについて再認識していただくため、また、市内の事業者が自社から排出される一般廃棄物に責任を持ち、適正な処理が行えるような指導等も行政の役割だと考えますので、市報、ホームページ、チラシなどの活用や現地指導しながらの周知徹底を図ることの取り組みを検討しなければならないと考えております。

今後もごみ減量化を推進するために、排出抑制、再使用、再生利用のいわゆる3Rの考え方を基本に、循環型社会への取り組みを行ってまいります。

さらに、議員御質問のリサイクルへのさらな

る努力ということでの具体的な1つの例として、現在、燃やせるごみで処理を行っている品目の1つにおむつがございますが、今後、高齢者世帯の増加や医療制度改革に伴う在宅高齢者の増加など、家庭から排出されるおむつ量が増加することが予想されます。現在、このおむつについて、パルプ会社等がリサイクル研究等を行っております。さらなる循環型社会の構築を考えますと、今後、具体的に検討する必要があるものと考えております。

以上です。

○市民課長（三浦敬志） 次に、4番目の福祉社会づくりに関するお尋ねのうち、医療保険制度のうち後期高齢者医療制度であります。この見直しに関してについてお答えいたします。

まず、地域説明会で出された意見等についてのお尋ねにお答えいたします。

医療保険制度の改革について、2月17日の日曜日新城地区公民館を皮切りに、3月9日まで毎週日曜日、現在まで計8カ所の地区公民館で住民の方々に説明会を実施しております。来週は垂水地区公民館での説明会を予定しております。

そこで、説明会後の質疑で出された後期高齢者関係の主な意見等をまとめてみますと、次の4点ほどであります。

1点目は保険証が手元に届く時期について、2点目は保険料の請求方法について、3点目は保険料の年間額について、4点目は健診に関する質問等でありました。

1点だけ具体例を簡単に申し上げます。「75歳以上の2人世帯だが、保険料の請求はどうなるのか」との御質問でありました。回答といたしましては、「保険料の請求は一人一人に行きます。一人一人の年金から天引きされます」であります。

次に、被保険者への影響についての考え方のお尋ねでありました。

その中の保険料の負担についてであります。

これまで国保税は世帯ごとに課税され、納税義務者は世帯主となっておりますが、後期高齢者医療制度では、保険料は一人一人、個人ごとにかかります。その保険料率については、後期高齢者医療広域連合議会で決定され、離島の一部を除いて県内統一の保険料率です。この保険料率は、基本的には2年間適用され、3年目は医療費の動向などを参考に見直しされます。

今回の年間の保険料額は、最低額は7割軽減世帯の1万3,700円です。これまでの国保世帯の年間の最低保険税額は、7割軽減世帯の1万5,400円でありました。国保税の税率と比較しましても所得割が下がっており、資産割がなくなっていますので、全体的に見ますと、一部の方を除き、国保税より負担は減っているようです。

次に、包括払い制度の影響についてですが、包括点数の導入については、平成20年2月20日付の国保新聞に掲載されている現段階では、算定の内容、要件等はまだ決定されていません。今後、3月中に国が都道府県と社会保険事務局を対象に、診療報酬の改定について説明会を開催する予定となっています。包括払い制度についてはこの程度の情報しかありませんので、御了承ください。

次に、制度の影響や生活実態からも、資格証明書の発行は中止をとのお尋ねではありますが、後期高齢者医療制度の財政運営は、被保険者の医療費等の費用を国、県、市町村の公費、現役世代からの支援金、被保険者の保険料で賄われます。保険証を返還して資格証明書を発行することについては、被保険者の保険料負担の公平性を維持し、窓口等での納付相談の機会を確保することを目的としています。しかし、法令で定める期間の保険料を滞納したことにより、画一的に資格証明書を発行するものではありません。

例えば、保険料を理由なく滞納した場合において、広域連合と市と連携し、納付相談・指導を行わなかったにもかかわらず納付がなされな

い場合、広域連合が決定し、資格証明書を発行することとなります。ただし、被保険者の返還の対象とならない災害その他政令で定める特別な事情や被保険者の生活状況等を勘案しながら、真に受診が必要な方への配慮を行っていくよう、広域連合と連携していきます。

次に、申請減免の考え方についてのお尋ねですが、まず保険料の減免についてお答えいたします。

現在、後期高齢者医療広域連合におきまして、高齢者の医療の確保に関する法律第111条及び後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第18条、第19条に基づき、県内の市町村の国保及び介護保険の実施状況を参考に、保険料の減免に関する基準を作成中であります。

次に、一部負担金の減免についてお答えいたします。

高齢者の医療の確保に関する法律第69条第1項及び同法施行規則第33条に基づき、保険料の減免同様、広域連合において、県内の市町村の国保及び介護の実施状況を参考にし、一部負担金の減免に関する基準を作成中であります。

次に、早期発見・予防の観点からも全希望者に健診の実施をについてのお尋ねにお答えいたします。

後期高齢者の健診も、74歳以下の方々に実施されます特定健診と同じような内容の健診が実施されますが、健診の目的はどちらも同じで、生活習慣病を早期に発見するためです。ただし、後期高齢者においては、既に病院受診され、医師の指示のもとに高血圧症の薬等を服薬中である方など、すなわち生活習慣病に関して既に医師の管理のもとに置かれている方が多く、この人たちに健診を実施することは、医療保険で血液検査を実施し、さらに健診でも同じような血液検査を実施することになりますので、保険料を上げる原因にもなります。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合としての考

え方ではありますが、後期高齢者に対する健康診査の主な目的が、生活習慣病を早期に発見して、必要に応じて医療につなげていくことであるならば、糖尿病等の生活習慣病について既にかかりつけ医を受診している人については、必ずしも健康診査を実施する必要はないかと考えているようです。

以上です。

○保健福祉課長（村山満寛） 4番目の福祉社会づくりの次世代育成行動計画についての中での目標事業量と現段階での達成度の評価についてお答えいたします。

本市の次世代育成行動計画は、計画期間を平成17年度から平成26年度までの10年間として、平成15年度から平成16年度の2年間をかけて作成された計画であり、平成21年度の間年次において、目標事業量や施策目標の評価や見直しを行っていくものであります。

現時点での達成度と評価につきましては、保健福祉課が所管する項目について限定しますと、保健福祉課の本計画の大きな3つの柱であります地域子育て支援のネットワークづくりと児童虐待防止ネットワークの構築については、一定の評価に達しているものと考えております。

次に、地域協議会と庁内推進委員会の開催と内容についてお答えいたします。

先ほども述べましたが、計画策定は十分な準備のもと策定され、目標事業量達成や評価にはある程度の期間を要するものと考えております。また、平成21年度を中間年次と位置づけて、目標事業量や施策目標の評価や見直しを計画しておりますので、協議会等の開催につきましても、同時期の開催を計画いたしております。

次に、経済的支援制度の充実が求められていると考えるがどうかについてお答えいたします。

各事業のさらなる分析・評価を行って、財政状況等も十分勘案して、支援を推進できるものは支援制度の充実が努めてまいりたいと考えて

おります。

次に、5番目の介護保険についてお答えいたします。

2006年度の県の介護給付費総額の発表を受けて、本市の内容から見えてくるものは何かというお尋ねでございますが、県の介護保険課が発表したものと同じく、本市においても、平成17年度と平成18年度の比較では介護給付費は減少しております。その要因としまして、平成17年度に改正された施設での居住費、食費の個人負担化と18年度の改正、予防給付の創設というものであります。これが原因であると思っております。最大の影響は、徳洲会の介護療養型から医療療養型への移行でございました。

在宅サービスの年間利用件数の対前年比は、訪問介護が155件減、これは法改正の影響と年度間の誤差でございます。それから通所介護が22件減でございました。これは年度間の誤差であり、月平均2件ほどの減ということになります。通所リハビリが168件減、月平均で14件減、これは法改正と年度間の誤差というものであります。福祉用具の貸与539件減、月平均で45件減、軽度者の介護ベッドの制限、これなどがマイナスになっているものがございます。

このような状況から見えてくることは、介護保険改正により利用抑制が進んだとの指摘や、介護職の労働条件が悪化の引き金になるといったことを懸念する声もあるのは事実であります。給付費の減少は、保険者にとっても、保険料を納める人にとっても喜ばしいことであります。反面、議員が申される利用制限等の影響を受けた方にとっては、何とかしてほしいとの願いがあることも事実として理解いたしております。

次に、福祉用具貸与の制限緩和、新予防給付の過少サービスへの指導、生活援助の利用制限などについて課題はないかとお尋ねについて、お答えいたします。

介護ベッドについては、医師の判断により福

祉用具が必要とされた場合、軽度者であっても使用を認めております。また、車いすについても、サービス担当者会議により必要と判断されれば、軽度者であっても使用できることとなっております。

それから、新予防給付の過少サービスへの指導、生活援助の利用制限についてでございますが、介護予防の利用者に関する回数制限につきましては、予防サービスについては包括報酬であることから、制度の趣旨としては、明確に回数の制限を加えるということではなく、利用者にとって必要なサービス等を定めた報酬の範囲内で提供しなさいということですので、市は事業者へ制度の趣旨を説明し、不当な利用制限がなされないよう指導しているところでございます。

また、同居の家族がいる場合の訪問介護による生活援助の利用制限のことではないかと思いますが、本市では、同居者がいることをもって一律に訪問介護に利用制限を加えることなく、家族が働いているなどの個別の事情を配慮したサービスの提供を指導しているところでございます。

以上でございます。

○持留良一議員 再度、再質問させていただきますけれども、まず市長のリーダーシップの問題で、私は、2番目と3番目の関係で考えると、市長のビジョンを示すというのは非常に大切な問題だと思うんですね。この中で特に重要なのは、自立ということ、先ほど市長はいろいろ言われましたけど、私はやはりもう1点の観点として、単独でやっていくというその方向をしっかりと示さないと、職員のやりがいか、住民の皆さんの気概というのを含めて、なかなか定まらないと思うんですね。常にある意味では不安定な中に自分たちが置かれていると。

しかし、さきのビジョンというのは、前も言われているとおり、道州制で考えるだとか、当面自立だとか、それだといつまでたっても市民

の皆さんも、職員の皆さんも落ち着いて自分の仕事もできないし、自分たちの関係づくりもやっていけないと。私は、ある意味このところをしっかりと示すことが大事だと思うんですね。

市長はこの間の会合の中でも、合併しなくてよかったということ公式にまで言われています。そうであるならば、今こそしっかりとこの方向性、ビジョンを示すことが大事じゃないかなと思います。そういう点では、先ほど言いました海士町も含めて、上勝町を含めて、やはりそこを示したことによって住民の皆さんが1つになり、職員の皆さんも1つになってまとまっていたと。

だから、そこで市長としてのリーダーシップというのは、その面での自立というのものあるんじゃないかなと。そこを示すことによって、はっきりと方向が示すと。今まで合併もまだあるんじゃないかと思っていた職員の皆さんも、改めてやっぱりギアチェンジしながら自分たちの方向を定めていけると、まずそこが大事じゃないかなと思います。その点について考えをお聞かせください。

それと、財政健全化法の問題については、るる言っていただきました。非常に懸念する点もありますし、基本は一般会計の赤字をどう生み出さないかということが最大の課題ではないかなと思います。

それで、皆さんの手元にこのことを資料としてお配りをしています。財政課長に以上の、先ほどの水産課、それから観光課も含めて意見を、状況を話していただきましたけれども、そういう中で財政課として今後どう考えるのかということと、もう1つは、きのう出ましたけれども、学校の新設の問題、それから改修等の問題、それらについて今後どのように判断していけばいいのかというのがあると思うんですね。

私が一番この財政健全化法の問題で大事にしたいのは、財政に関する提供を徹底して住民へ

知らせて、それを共有化していく、その中で個々の問題については判断をしていくということが、非常に夕張との関係も含めて大事だと思うんですよね。そしてまた一方では、監査委員だとか議会にも強いそういう対応能力が求められています。そういうときに、今現状の中で話された中で、また学校新設の問題、耐震化における補修、改修等の問題を含めたときにどう考えるのか、そのあたりの判断はどう持つのかということをお聞かせいただければと思います。

それから、農業の問題なんですけれども、最終的に課長は、農業振興計画についてのことは明確にされませんでした。私たちはこの前、上勝町の話も聞きましたけれども、ここの大きな転換というのは、現場からの方針を徹底して議論して、その地域の、上勝町の農業構造を図ったと、そういう方針書をつくったということだったということをお聞きしています。だから、あれは事業でも急にできたわけではないんですね。さまざま、60年代からいろんな取り組みをして、その結果、やはり国のそういう方針ではなかなか思うようにいかないと、だから現場から声を出していこうと、方針書を自分たちでつくろうという中でいろんな取り組みをして、田んぼを守り、山を守り、そして農業組織を守ってきたと、そのことが事業にもつながったということだったと認識をしています。

そういう意味では、やっぱりしっかりとしたそういう現場からの農業振興計画をつくっていくことが今、非常に求められるというふうに思いますけれども、改めてそういうことはないのか、考え方はないのかですね。非常に今、農業構造に関しては非常に重要な分岐点だと思いますので、その点について再度お聞きをしたいと思います。

それから環境問題は、先ほど課長が今後の方針も言われましたし、まさに基本的にはそういう方向だろうと思います。これまでもいろんな

さまざまな努力をされてきました。ある意味では一服感もあるのかなというふうに思いますけれども、やはり職員の皆さんの非常に努力も私は重要だと思います。

市長とそれから課長、それから副市長にはこの資料をお配りしてあったと思いますけれども、これは滋賀県の野洲市の取り組みです。ただ単に減らすだけではなくて、地域との活性化ということで、環境と経済が両立するそういう仕組みづくりを今やっているところです。ここでも言われているのは、システムづくりは行政の仕事だと、地方としてやるべきことはやらないというふうになっています。

だから、そういう意味ではやはり行政、住民、行政が一体となった取り組みをどうやっていくか、こここのところが非常に今後のこの温暖化対策の問題では大事だと思うんですね。そういう取り組みが、言っていますけれども、今多くを出している鉄鋼だとか電気関係のいわゆるそういうCO₂の総量規制を図っていく大きな力になっていくと思います。そういう意味ではそういう考えでぜひ取り組みを進めていただきたいと思います。これはもう要望にかえておきたいというふうに思います。

それと、福祉社会づくりの問題なんですけれども、私は特に問題にしたいのは、影響問題もまだありますけれども、健診問題もあります。特に資格証明書の発行の問題です。高齢者の方々は今まで老人保健法の関係で、滞納があっても、基本は命を守るという立場から発行がされていたわけなんですけれども、今回、先ほど言われたとおり、公平性の云々という観点でそういうことはもうしないということでしたけれども、しかし、この問題でも枕崎とか出水とかそれから東串良は、そういう義務化された中でも国保との関係ではずっと出し続けてきました。それはまさに高齢者の命を守るんだと、障害者の命を守るんだという立場だったというふうに思うん

ですね。

そういう意味では、やはりこの資格証明書の発行というのはまさに命との関係が非常に深い中身です。この制度が変わったからといって簡単にそういうことを割り切っているのかという問題があるんですけれども、これはちょっと市長にお聞きしたいんですけれども、今までそういう形で高齢者の皆さんについては保障もされてきたと、しかし、今度の制度で非常に変わってくると、一気に変わってくるわけなんですよね。発行されない。確かに機械的な対応はしないということでしたけれども、しかし、以前とは全く違うという状況の中に高齢者の方々が追いつかれていくと。特に大変なのは低所得者、無年金の方々だというふうに思うんですね。そういう点では、やはりここにそういう対応を本市としてはやっていくんだというそういう構えはないのかどうなのかですね、そのことを1点、お聞きをしたいというふうに思います。

それと、保険制度の問題ですけれども、介護保険の問題ですが、皆さんのお手元にこれも資料をお渡しをしています。ありますか。サービス利用料の推移ということで、要支援2、要介護1、ここでサービスの利用率が17年度から変わったということで18年度はこういう形になっていますけれども、特に注目していただきたいのは、介護度は同じなのは要介護1と要支援なんですけれども、ここの中で要支援の方々が利用率が76%と、しかし要介護1は84%ということで、約8ポイントの差があります。それから、先ほど課長が言われたとおり、下のほうの、左下のほうですけれども、全体として15年度を最大のピークとして18年度は減少してきているという状況が、この本市の状況からも見てとれるというふうに思います。

だから、そういう意味で一番懸念するのは、こういう制度が変わったということで、必要な方が本当に受けられているのかなと、実際認定さ

れても、いろいろ制度だとか施設の状況の中で受けられていない状況もあるのではないかなということ、私も施設を訪問したら、一部そういう状況もあるんだということをお話していただきました。

そういうことを考えると、改めて地域包括支援センターの役割が非常に重要になってきていると思うんですけれども、このあたりの観点に関して、包括支援センターがどういう役割を果たしているのか、改めてお聞きをしたいと思います。

それと、この点については、改めて要介護者や家族などは実態調査をされているということでしたが、施設の状況、やはり施設が一番状況をそういう意味ではつかんでいる点があると思うんですね。そのあたりについて実態調査をぜひしていただいて、今後の計画だとか取り組みに生かすという形でできないのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

以上です。

○市長（水迫順一） 持留議員の私に対します、そのビジョンを示すべきじゃないかという件についてお答えをしたいと思います。

合併をした市町村も今、早いところで3年、2年、3年というふうになってきておまして、そして、その中で合併してよかったと、メリット、デメリットもはっきりしてくる、そろそろそういうような時期になってくるんじゃないかというふうにも思っております。我々は合併できませんでしたので、その中で自立していけるような財政をまず立て直すんだということから始めておるわけで、そのこと自体も今、途中でございます。

ですから、5年計画の中間年に当たるわけでございまして、財政を立て直して、そしてその時点において、本当に合併したところと我々独自で合併しなかったところとの差がどういうふうな、市民サービスに対する差がどういうふうな

出るのかということを検証しなければいけないというふうにも思っておりますし、それとまた一番大事なことは、そういうようなものをひっくるめて、市民がやはり合併したいんだという機運が出れば、当然その方向に検討していかなければいけない。

それとまた、いつも申し上げておりますように、道州制もいつかは制度として実施されるでしょう。その中であって、その前に本当にもう1回合併しておいて、また道州制でも合併する必要があるのか、そういうようなこと等も考えていかなければいけないというふうに思っております。

○財政課長（岩元 明） 統合中学校の建てかえ・新設についての財政課の考えはというような御質問だったと思うんですが、統合した後の中学校の建てかえ・新設というのは、財政的に申し上げれば積極的には余り考えたくないというのが本音でございます。

ただ、きのうの大藺議員の質問の中に、教育委員会ができるだけ早い時期にというような答弁をしておりましたので、そういったことも視野の中に入れておかなければいけないかなと。当然、当面統合中学校は改修で臨むということにはなっておりますけれども、いずれは建てかえ・新設というのは考えられるでしょうから、これはもう当然、財政的にも考えておかなければならないだろうということは思っております。

なぜ私どもが新設あるいは建てかえの時期的あるいはその判断というのを考えておかなければならないのかと申しますと、当面改修するに当たって、20年度、21年度で改修することにはなるわけですが、新設の時期を念頭に置いていかなければ、その改修の規模をどうするか、大規模改修にするのかあるいは小規模にとどめるのか、新設・建てかえが10年先であれば大規模改装で臨めばいいんでしょうけれども、教育委員会が考えているように、できるだけ早い

時期ということになりますと、小規模の改修でもいいのじゃなからうかというようなことも考えております。

で、その判断を迫られている関係で財政的に考えておりますのは、建てかえ新設の場合は国庫補助率が2分の1なんですが、教育委員会の補助率というのは意外に補助対象が多くなりまして、実質的には3分の1ぐらいの補助率になるのが通常でございます。残りの3分の2をじゃどうするのかといいますと、起債という形で、借金という形になるわけでございますけれども、これまた起債対象というのが多くなりまして、どうしても一般財源の持ち出しというのがやはり億単位になるだろうというふうに考えているところでございます。その一般財源の負担をできるだけ軽減するためには、今後、その準備基金的なものを積み立てておきまして、その準備基金から繰り入れする、そして一般財源の負担を、当該年度の負担を軽くするというようなことは考えておかなきゃならないだろうと。そうしますと、五、六年はそれの準備期間が必要かなと思ったりするわけでございます。

そしてまた今後、20年度以降、職員の大量退職時代に突入しますので、退職手当の負担というのが財政的には負担になってくるわけでございますけれども、これが続くということで、27年に小休止といいますか、退職者がちょっと少なくなると雲間に青空が見える状態のときがございまして、ですから、それが27年度でございます。その前に、先ほど持留議員がお配りしましたこの中で見てみますと、公債費の負担率がここは26年までしか示してございませぬけれども、26年度以降大分下がってまいります。ですから、その時期というのもタイミングがいい。

ですから、公債費の負担率が下がってくる26年度、それから退職者が一時的に少なくなる27年度、それから積立金を五、六年積み立てるということになりますと、26年、27年あたりが財政

的には対処できる目安かなというふうに考えているところでございます。(持留良一議員「ありがとうございます」と呼ぶ)

○議長(徳留邦治) 次に、4番堀添國尚議員の質疑及び質問を許可します。

[堀添國尚議員登壇]

○堀添國尚議員 よろしくをお願いします。

市制施行50周年の節目の年の平成20年度の予算案等を皆様とともに審議できることに大きな喜びと責任を感じております。

これから10年間、垂水市の羅針盤とも言うべき第4次垂水市総合計画を、総務文教委員会と産業厚生委員会との連合審査会で執行部の考え方や説明を受け、審議された結果、昨日、基本構想は全会一致で可決されました。

平成の合併の嵐の中、我が垂水市は単独で進む決意をし、市民及び市職員の理解と御協力を得て行財政改革を断行し、どうなるのだろうかという不安から、やっと希望という明るい出口が見えてきたように思います。

道の駅の成功は県までも動かし、さらに充実し、ますます魅力ある道の駅に発展していくと確信します。

また、畜産業の悩みでもあったふん尿から発生するメタンガスを燃料化するなど、廃棄物を資源へ変える取り組みがなされております。これが成功の暁には、垂水の畜産業界のみならず、食料生産基地大隅半島に大きな影響を与え、全国から脚光を浴び、我が市としては面目躍如たるものがあります。この事業は時代の要請でもあります。窮屈な中ではありますが、少々の投資をしてでも成功させなければなりません。

さらに、形として見えるものとして猿ヶ城の開発があります。新幹線全線開通や癒しの場を求める世相を受けて、これを垂水市の魅力として期待にこたえることと思います。

また、3月20日には牛根大橋の開通の記念式典も予定され、災害時に通行が遮断され、市民生

活に支障を来しておりましたが、これも解消されることだと思います。やがて脇登のトンネル、牛根境地区の問題も解決され、国道220号は見違えるようになることと思います。

市長は、地域を担当する職員の考えも述べられました。これもまた市政の内容が充実してくると思います。

ただいま申し上げましたことなどをさらに内容を充実させ、前進させるため、きのうから平成20年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑が真剣に行われております。私も議員の1人として少し意見を述べさせていただきたく、質問内容を通告しておりました。昨日の同僚議員の質問に対しての答弁でほとんどわかった項目もありますが、ただいま議長の許可をいただきましたので、確認という意味を含めて質問いたしますので、簡潔な御答弁をよろしくお願いいたします。

先般開催された「知事と語る会」には多くの市民が参加をされ、いろいろな要望、意見がありました。市民が何を望み、どのようなことを考えているのか、豊かな市民生活を築いていかなければならない責任のある市職員は、めったにないこのような機会にどれぐらいの参加があったのか。また、意見要望を持ち帰り、課の議題として協議のあった課があったのか、総務課長にお尋ねします。

次に、農業振興についてであります。

農業従事者が高齢化していく中で生産意欲を高めていくには、農道の整備は不可欠であると思います。市内の状況はどのような実態になっているのか。

また、猿やイノシシによる被害防止の対策は、今年度はどのような取り組みをされるのか、農林課長に御答弁願います。

次に、災害対策についてであります。

市内各地で大きな工事が進められているようですが、市内各地域にある小さな河川の転落防

止などのさくの設置はどのような状況なのか。また、今後、設置に向けての取り組みはどのようにしていくおつもりか、土木課長に伺います。

牛根境大園集落山手の山崩れの防止対策、平成17年9月6日に襲来した台風14号で大きな被害を受けた牛根辺田上ノ村集落のほの谷川、牛根麓魚安商店近くの山手の災害防止対策は以前、議会で質問をしました。前向きな御答弁をいただいたと記憶しておりますが、その後の進みぐあいはどのようにになっているか、関係の課長にお尋ねし、1回目の質問を終わります。

○総務課長（今井文弘） 堀添議員の「知事と語る会」の前後の取り組みについての御質問にお答えいたします。

1月22日に開催されました「知事と語る会」につきましては、こちらからの強い要望によりまして実現した経緯がありますことから、市民への参加呼びかけとあわせて、職員へは課長会やメールによりまして、出席をしてもらうよう開催前から強くお願いをしてきたところでございます。

当日の職員の出会状況でございますが、一人一人数えたわけではございませんが、事前に、出席をできる職員の報告を受けておりました。それが約100名ほどございましたので、当日はその方々は全員出席していただいたと思っております。

当日の「知事と語る会」では、農業問題、水産問題、桜島架橋問題など、いろいろ14人の方々から要望が述べられました。市民の県への要望等を聞いた後、関係課では検討がなされたのかというようなことでございますが、これも全部把握はしておりませんが、各課で、いろいろ出されました要望等については協議されたら課長からは聞いているところでございます。

○農林課長（山口親志） 議員質問の農業振興について、市内の農道整備と獣害対策の今後の対策について答弁いたします。

まず、市内の農道整備についてですが、農道整備については、利用者の要望、利用度を考慮しまして、中山間地域総合整備事業並びに県単事業等の事業で整備を行い、対象外については一般財源を利用し、整備を行ってきておりますが、満足度からいいますと、現在でも要望が上がってきておりますので、十分でないと思っております。

12月議会で報告しましたが、中山間直接支払事業、農地・水・環境保全対策事業等を利用した共同による農道整備に対しては、材料支給等に対応していきたいと思っております。

また、昨日、川畑議員の質問にも答えましたが、平成23年度から導入予定の垂水市だけの中山間地域総合整備事業で、市内一円の整備を行っていききたいと思っております。予算の範囲内の整備ですので、早急で十分な整備は行えませんが、利用者等の要望を踏まえ、協議を行っていききたいと思っております。

あわせて、牛根麓の鉄道跡地の整備もありますが、牛根麓林道の取り付け道路としまして、佛石川から大迫川までの間は整備をしまいであります。残された部分については、地域の皆様と協議しながら、検討してまいりたいと思っております。

続きまして、獣害対策、今後の対策についてですが、有害鳥獣対策につきましては、垂水市で制定しております鳥獣に対する農作物被害総合防除計画に基づき、電気防護さく事業と農家からの有害鳥獣捕獲依頼書により、垂水市猟友会に指示書で依頼し、捕獲しております。平成20年度2月末の本年度の捕獲の実績としましては、指示書を23回交付し、猿6頭、イノシシ113頭、カラス220羽、アナグマ68頭であります。この捕獲ではなかなか有効な手だてがなく、苦慮しているところであります。

今回、平成19年12月に農林水産省が鳥獣に対する農林水産事業等に係る被害の防止のための特別措置法に関する法律を制定しました。内容に

については、地方交付税の拡充等の財政支援と鳥獣被害者対策実施隊を設け、民間の隊員の非常勤の公務員待遇、また、市長が市職員を指名し、指名した隊員等で組織し、狩猟税等の軽減措置等が講じられます。そのためには、市独自で被害防止計画を作成することとなっております。

鳥獣被害防止特措法の対応としましては、現在あります垂水市独自の防除計画が平成20年度までとなっておりますので、垂水市有害鳥獣捕獲対策協議会で協議し、検討してまいりたいと思います。

続きまして、災害対策ですが、農林課所管の分の2番目と3番目についてお答えいたします。

今回、堀添議員の質問は、6月の質問後の経過及び結果報告になるかとは思いますが、6月で回答いたしましたとおり、すぐに現場を県の治山担当者並びに市の担当職員で調査、県に要望してまいりました。

(2)の大園集落ですが、大園集落の防災については、治山事業で渓流を守る治山ダムを設置し、急傾斜対策事業で待ち受け擁壁を設置しております。県と協議いたしました。今回の治山事業での要望採択は厳しいようでありますので、生活の不安を感じられておられますので、引き続き急傾斜対策事業で対応できないか、要望、協議しております。

続きまして、3番目のほの谷川であります。牛根麓のほの谷川については、早々県の治山担当者に要望しましたら、治山事業で治山ダムの流末処理施設の事業を平成20年度に実施してもらうことで協議し、回答をいただいております。

以上であります。

○土木課長（川畑信一） 議員質問の災害対策の中で、土木課関係についてお答えいたします。

最初の河川への転落防護さく及びガードレールは十分かとお尋ねですが、十分に設置されているとは思っておりません。市の河川の両岸はほとんど市道となっております。河床と路面

との高低差の大きいところがほとんどであります。ガードレールの設置が必要と思われます。また、がけ上にある市道も数多くございます。これらのすべてにガードレールを設置することは現在の予算では無理がございますので、振興会より設置要望のある中で、現地を調査し、交通量の多いところから設置いたしております。

ガードレール設置等の予算は、交通安全対策費となります。19年度は6基のカーブミラーと326メートルのガードレールの設置を行っております。今後も危険箇所の把握を十分に行い、安全対策に努めてまいりたいと考えております。

2点目は、牛根麓の魚安商店近くの防災工事でございます。この地区の防災工事につきましては、県が行う防災対策工事となっておりますので、大隅地域振興局に問い合わせをしておりますので、その回答に基づいて答弁いたします。

通常、砂防工事として計画しており、20年度は工実施のための測量設計と用地買収を行い、3年間で完成を目指すとのことでございます。

○堀添國尚議員 「知事と語る会」の中で、職員の意識というものはどういうふうに変革していったんだろうかという思いでお尋ねをしてみました。

同僚議員の指摘にもありますように、やはり職員の意識改革ということは垂水市の発展に大きな位置を占めているというふうに考えます。ただいま総務課長の答弁によりますと、正式に議題として各課が協議したとは把握していませんが、そういう話題が各課でなされたということに対しまして、意識の芽生えを感じたような次第でございます。

総務課長は、やはり職員の気持ちも一番わかっているし、市長との中をとって、この意識改革の先頭に立ってやらなければならないわけですが、やっぱり職員の利益を守るべきは守って、そして求めるべきは求めながら、職員の先頭に立って頑張っていたきたいと、このように思

います。

「語る会」の中で、二、三取り上げてみたいと思います。

最初に質問を、意見要望を述べられました文化財審議委員でもあります牛根の方が、このたび牛根大橋が牛根側に220号と結合するあたりは、昔、島津の造船所跡であったと。そういうことから記念碑を、案内板、そういうものを建てたらどうかというような質問の中で、知事もそのことについては前向きに答弁があったように記憶しております。

そこで、通告に従い、関係課である社会教育課はこの文化財の重要性、価値というものについて調査をされたと思うわけですが、審議委員が指摘されたように価値のあるもので、そしてまた少々の手出しはあっても看板の設置には必要であるというようなふうに思われたのか、そこらあたりをお答えいただきたいと思います。

それと、ハゼの実を持ってきて、エタノールのことをおっしゃった方がいらっしゃいましたが、あの方の気持ちは、やはり垂水市のこの材料、資源で何かやっぱり垂水の特産をつかってほしいというような気持ちのあらわれで、ああいう大勢の中での行動であったと、言動であったと、こういうふうに思います。

そこで、いろいろ同僚議員も意見を述べられておりますが、現在のこの市役所の組織の体制の中で、なかなか各課が課の枠を飛び越えて特産をつくり出そうというふうには、今までの結果から見てもできないんじゃないかとかいうふうに思ひまして、そういう特産の開発に向けて、市長はそれを専門に取り組む係みみたいな設置は考えられないものか、そこをお尋ねしたいと思います。

それと、一番垂水市民がああで興味があったことは、多分桜島架橋のことじゃなかったかなというふうに思います。昨日、池之上議員のことで市長のお考えはわかったわけですが、

「思う一念岩をも通す」という言葉がございます。頭から冷や水をかけられるようなそのことではありましたが、あれしきのことにめげず、市長は先頭に立って、やはり垂水市の市長、市の職員、そして市議会の皆さんが県庁に行くなり、いろんな公的な場に行かれるときには、桜島架橋を歩いてきたところというふうに言われるほど、私たちがやはり燃えなければいけないんじゃないかと、このように思います。

その意識づくりを今後、市長はどのように取り組んでいかれるのか。そこらあたりもきのうの答弁で大体はわかりましたが、一晩ゆっくり休まれて、また新しい考えも、あれも言っておけばよかったというようなことがあるかもしれませんので、そこらあたりをよろしく願います。

災害対策については、農林課長、土木課長のほうからありましたとおり、農道の面も含めて現状を把握して、前向きな取り組みをされるというふうに確信をいたしましたので、今後もどうか、この高齢化していく中でやはり機動力が必要ですので、特に農林課のこの農道の整備については各地域いろいろあると思いますが、積極的に取り組んでいただきたいと、こういうふうに要望をしておきたいと思います。

獣害対策ですが、きのうの農業新聞にもそういうことがあって、いろいろ国も対策を考え、制度化しようというふうにしておりますが、今、私たちのこの地域を見てみると一番効果のあるのが捕獲かごであります。最近、これは言っていないか悪いかわかりませんが、市外の方も捕獲かごを持ってきて設置されて、市外というても牛根出身の方で、鹿児島に今住んでおられる方ですが、捕獲をされて、もうほとんどイノシシは今のところ出てこないようになりました。

そこで、今この捕獲かごは市には2つぐらいしかないというような、そういうことを前お聞きしたわけですが、これをもっとふやすなりして

機動力のものにしていただいたら、なおさらに農家も安心して農業に従事することができるんじゃないかなと、こういうふうに思いましたので、今後これについても積極的に取り組んでいただきたい。これも要望にとどめておきたいと思います。

以上で、2回目の質問を終わります。

○市長（水迫順一） 特産品をつくり出すということは非常に大事だというふうに思っております。

例えば、個人でタマネギ茶をつくって、道の駅あるいは量販店あたりで売っていただいております。実績が徐々に上がっておられる方もおられます。しかし、一方では、道の駅を考えてみますと、牛根地区が本当にビワの産地でありながら、根占のほうからビワの葉っぱを買いに来て、根占産としてのビワのお茶を販売しておるといふ現実もございます。

もろもろいろんなことを考えて、かねてもいるんですが、例えば特産品の中からビワ1つとっても、千葉のほうの道の駅では十五、六品目も1つのビワの製品からつくり出しておるんですね。そうすると、我々はビワの製品というのはアイスクリームしか道の駅では売っておりません。本当にですね、議員がいつも言われるように、種から、本当にB品の利用からいろんなものができるだろうというふうに思いますし、これは捨てるところのないようなものをやはり見出していかなければいけないというふうにも思っております。

それとまた、インゲンも日本一の出荷量でありながら、インゲンのつくだ煮とかあるいはインゲンをもうちょっとうまく食べさせる方法とか、それを特産品として売る場所も道の駅であるわけですから、こういうものをつくり出す必要はかねがね考えております。

4月から実は1人そういうような担当者を置いて、県の技術加工センターとかいろいろござい

ますが、個人で行きますとなかなかうまく受け入れていただけないものがありますので、市がそういうものを持っていくことによってスムーズにいくんじゃないかという面もございますし、そういうやる気のある今度は農家あるいは生産者と一緒になって、そういう新しいものの開発をしていこうという担当者を4月から置こうということで、今、検討をしておるところでございます。

それから、桜島架橋につきましては、きのう池之上議員に思いを話をさせていただきました。要は、地域が燃えることが非常に大事だと。そういう意味では、市議会の皆さんも理解を深めていただいておりますし、垂水市民が本当に桜島架橋はどうしても必要なんだと、垂水市内から、いつも言いますように中央駅まで、鹿児島の、30分で行けるようになったら垂水がすっかりと変わるだろうというふうに思いますし、そのことを夢としながら、早い実現に向けて取り組まなければいけない。

県のほうも、きのう言いましたように、知事の温度差も随分変わってきましたので、あとはですね、また知事にももちろんいろいろお願いをしていかなければいけませんし、要は国へのお願いだろうというふうに思うわけです。ですから、地域が燃えることと本当に国への要望を強めていく、一方でまた知事にさらに理解を求めていくというようなことが必要だろうと思っておりますので、皆さんの御理解、御協力をさらにお願いを申し上げたいと存じます。

○社会教育課長（梅木 勇） 「知事と語る会」の前後の取り組みについての文化財についてお答えいたします。

牛根麓地区には多数の文化財が散在し、地元では研究会もできていと聞いているところがあります。

「知事と語る会」で、薩摩藩の造船所跡地に看板を設置していただきたいとの要望がございま

した。現地に行きますと、「造船所跡」と記した看板が立っています。看板には、「ここは安政年間、28代城主島津斉彬の命により造船所が設置されていた。これは海防の強化を図るため、幕府の目を盗み、桜島の瀬戸と同じく、西洋式大型船の建造を計画した。ここ2カ所では主に軍艦の建造をし、周囲に高いむしろを張り住民の目から遠ざけた。この造船所では、嘉永7年に造船に着工し、翌安政2年に鳳瑞丸と万年丸の2隻が竣工した。その後、完成した鳳瑞丸は安政3年江戸へ回航し、幕府の用に供された。なお、幕府は、安永元年7月日本船印布令を出し、白帆に朱の日の丸を描いて船印とした。これが我が国の国旗の始まりと言われている」と説明してあります。

議事録を見ますと、知事は、「少なくとも今のあの小さく倒れそうな看板よりは、立派な看板をきちんと立てて、ここにこういう造船所があったと示すことは、牛根麓に来られる観光客にとってもプラスかなと思います。少なくとも看板ぐらいはきちっと立てさせていただくような努力をしたほうがいいのかと思います、現地を見てまいりました」と答弁されています。その後、県に照会しましたところ、「広報課県民の声係で対応しており、観光課、大隅地域振興局等と、設置すべきかを含めて協議するようになっているところです」とのことでした。

薩摩藩近代大型造船事業の一翼を担った牛根麓脇田の造船所の形跡が残っていないのは残念ですが、社会教育課としましては、県の対応を見ながら、現在の設置場所ではわかりにくいため、もっとわかりやすい場所への移設や、最初に述べましたように、麓地区に散在します文化財の位置等を示した（「簡潔に」と呼ぶ者あり）案内板等も含めて、検討してまいりたいと思います。

○堀添國尚議員 ありがとうございます。

3回目ですが、市長は先ほど特産開発について、

係を設置すると積極的な答弁をいただきました。ぜひこのことについて取り組んでいただきたいというふうに思います。

桜島架橋については、生命保険の保険外交員がある人をターゲットして再三説得に行きおたら、余り来るもんだから怒ったと。その保険外交員が言うには、怒ったからもう一息じゃということでもさらにそのことをお願いをしたというようなことも、そういう逸話みたいなものも聞いておりますので、ぜひ何回も何回もアタックしながら、きのうから人口の問題もいろいろ出ました。垂高の問題も出ましたけど、やはりこれの解決なくしては垂水市の大きな発展というのは希望が薄らぐんじゃないかと、こういうふうに思っておりますので、ぜひこのことについても一生懸命、健康に注意しながら取り組んでいただきたいと、このように思います。

先ほどちょっと話をするのを忘れましたが、境の大園集落のあの山崩れ防止は、やはり境地区というところはお隣に魅力あるまちがあるものですから、特に若者が他地区へ転出するというような状況もありますので、そういう不安等を解消していかなければ、境の小学校も児童数、新1年生がゼロということもありましたが、こういうことから、それを続けていくとやはり垂高の受験者数にも行く行くは影響してくるわけですから、早目にこの問題は解決して、地域住民を安心してもらえるようにしていただきたいと、こういうふうにお願いをしておきます。

文化財のことですが、先ほどもうちょっと課長が詳しく説明しようとするところを、「簡潔に」とおられて、ちょっと引込めたようですが、今、課長が申したとおり、この前は仁王様が2体出てきまして、今、それを掘り上げることをしているわけですが、こちらにいられないもんですから、その方の許可をとるためにちょっと今は中止しておりますが、いろいろな文化財が牛根麓地区にあります。特にこのほかに居世神社

の久保水産の寮があるあの真ん前に小鳥神社と
いうのがありまして、これは全国でも6カ所か7
カ所しかないというような非常に大きな文化財
であります。

そういうこと等も含めて、課長はそういう看
板の設置をしたらいいんじゃないかというよう
な意向を示されましたが、この牛根大橋が完成
すると、あそこをやはり往復しながら散策され
るお客さんもあるんじゃないかろうかと、このよ
うなことも予想されますので、駐車場を兼ねて
そういう看板、牛根麓のそういう文化財につい
ても案内しながら、設置されたらどうかという
ふうに思います。

ただ、今、検討を県のほうでも始めたという
ようなことでございますので、50周年記念事業は
NHKの「のど自慢」とか、冠をかけてそれを50
周年事業としてするというようなこと等の説明
も受けておりますが、やはり1つぐらいは何か形
としてそういうものを残しておくということの
価値あるものでもあると思いますので、市長も
このことについては職員をして県との協議をす
るなりして、ぜひ実現に向けて取り組んでいた
だきたいと、このように思います。

最後に、市長の決意のほどをお聞きして、3回
目の質問を終わります。

○市長（水迫順一）牛根麓の文化財については、
かねがね議員からも聞いておりますし、非常に
豊富なものがあると、今後、開発しなければい
けない状況だということは認識をしております。

もう1つですね、牛根大橋が完成して道の駅が
あれだけの集客力、1日に二、三千人が来るわけ
ですから、本当に今の道の駅がウォークボード
もできますけど、もう1つ文化的なものを足すと、
プラスするということは、やはり牛根地区のそ
うような文化財だろうというふうに思うん
ですね。

ですから、牛根地域に、麓地域にどんなもの
がどうあって、そしてどうというようなコースで

その辺を見ていただくというようなものをつく
れるのか、その辺をひっくるめて総体的な形の中
でやはり開発をしてかなければ、部分、部分
でやっていっても問題があるんじゃないかなと
いうふうに思っております。今後、その辺の検
討はしていかなければいけないと思っております。
（堀添國尚議員「よろしくお願いします。あ
りがとうございました。どうも済みません」と
呼ぶ）

○議長（徳留邦治）ここで、暫時休憩いたしま
す。

次は、1時30分から再開いたします。

午後0時23分休憩

午後1時30分開議

○議長（徳留邦治）休憩前に引き続き会議を開
きます。

7番北方貞明議員の質疑及び質問を許可します。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 皆さん、昼においしいのを食
べられたと思います。眠い時間になるかと思
いますけれども、私にしばらくおつき合いく
ださい。

それから、同僚議員が既に質問されています。
私の質問と重複する面もあるかと思
いますけれども、簡潔でいいですから、再度お
答えいただければと思っております。

それでは、質問に入ります。

施政方針について。

市長は、施政方針で19年度に引き続き3つの視
点、「改革」「協働」「前進」を念頭に置き、市政
運営に取り組むとのことでありましたが、市長
としてはまだまだこの3点が理想の姿になってい
ないため本年度も掲げられたと思
いますが、それについてお答えいただきます。

まず、「改革」ですが、私は、改革は、いつの
時代も改革し、前進していかなければなら
ないと思っております。市長は、改革なくしては発

展なしを基本理念とし、財政改革に着手しておりますが、山で例えれば、今、我が垂水市の改革は何合目あたりまで改革できたと思われま
すか。また、改革は終わりはないと思いますが、今後どのような改革をなされるのかお聞かせくだ
さい。

次に、「協働」ですが、自分たちのまちは自分
たちでつくるという意識のもと、「協働」という
言葉が生まれたと思いますが、本年度、地域担
当職員を配置し、地域振興を図るとのことだっ
たが、地域とはどのような規模か。これは昨日
説明を受けておりますので割愛されてもよろし
いです。また、地域担当職員はいつでも地域の
要望に応じられるのか。

最後に、「前進」。常に反省をもとに、日々前
進と思っています。市長は、今回、豊富な海洋
資源、森林資源の魅力を生かし、農・畜・水産
品の流通の強化やブランド化を推進するとのこ
とであったが、流通とはどのような強化をされ
たのか。また、ブランド化については、水産に
おいては垂水漁協のカンパチの「海の桜勘」、牛
根漁協の「ぶり大将」などのブランドがありま
すが、農業においてはインゲン、キヌサヤのブ
ランド化と思われませんが、現在、農家の方々の
出荷状況は、仲買業者へ約80%、JA農協に約20
%の出荷状況では、ブランド化はなかなか難し
いんじゃないかと思っておりますが、どこが中
心になってブランド化に取り組まれるのかお聞
かせください。

また、まちづくりは人づくりと言われます。次
代を担う子供たちには先行投資をという観点か
ら、いろんなことを学ばせたいと思います。今
後、子供たちをどのようににはぐくんでいかれる
のかお聞かせください。

次に、19年度の各課のマニフェストについてで
すが、マニフェストについても昨日同僚議員が
質問しておりますけれども、達成度と問題点に
ついて、簡単でよろしいですからお聞かせくだ

さい。

次に、振興会活動について。

市政運営に当たって、協働を掲げられ、市長
としましては、これから振興会とは力を合わせ
て地域づくりに取り組んでいかなければならな
いと思っています。振興会の位置づけをどのよ
うに考えておられるのかお聞かせください。

次に、桜島降灰対策について。

桜島の昭和火口の活発で、今後、降灰の予想
をされますが、現在、垂水市の民間業者ではロ
ードスイーパーを持ち合わせがないと聞か
すが、市道の降灰除去には市民の要望にこたえ
られるのかお聞かせください。

以上で終わります。

○市長（水迫順一） 北方議員にお答えをします。

改革は、今、何合目なのかというようなお話
でございました。私は、改革は1年で終わるも
のではないし、改革をする中でまた新たな改革
を加えていかなければいけない。そのように思
うわけございまして、何合目というような物差
しではかれるものじゃないというふうに思いま
す。

それから、商品の流通をどのようにしている
のかということですが、それ以下、イン
ゲンのブランド化、それから振興会の位置づ
け等については、それぞれ課長からお答えをさ
せていただきます。

○企画課長（迫田裕司） 施政方針の中の3つ
の視点のうちの地域担当職員の役割についてお
答えいたします。

おとといの委員会で説明したんですけど、地
域の規模でございまして、当面は小学校単位に
地域担当職員を置く予定です。

次に、職員は地域の要望に応じられるのかと
いう御質問ですが、地域担当職員の役割は、基
本的には地域からの活動要請により地域担当職
員が活動をし、地域をサポートするものでござ
います。つまり、行政が半ば強制的に地域に入

り込むものではなく、地域が主体的、自主的に活動を展開することが優先されます。

職員も削減される中で職員の日常業務は大変忙しくなっています。当面は、各地域のリーダー、サブリーダーが地区の公民館運営審議会委員として参加し、地域の運営及び活動への参加や支援等を中心に行っていくこととなります。制度が開始しましたら、まずは職員の皆様の自主性にお任せしたいと思っております。

以上でございます。

○農林課長（山口親志） 北方議員の前進のところの農・畜、流通の強化とブランド化について答弁いたします。

まず、本市の主要作物でありますキヌサヤ、インゲンについては、県のブランド指定としては、先ほど申されました仲買業者80%、農協共販20%という条件等で、特に農協の共販の金額条件等で県のブランド指定は非常に厳しい、垂水市は厳しい状況であります。

それだったらどのような流通強化を図っていくかということですが、消費者のニーズに対応した多様な流通を展開するためには、流通情報や市場動向を的確に把握し、また、生産の優秀な農家に直接マージンを省いて実収入を上げる方向も検討しながら、量販店等に取りできないか等を考慮し、物産展等にできる限り参加し、垂水市の農産物をアピールし、流通強化を図っていきたいと思います。

畜産については、鹿児島黒毛和牛として経済連中心の流通がありますし、豚については商社系の養豚業者が企業努力により流通面でも充実しておりますので、なお一層の支援を行ってまいりたいと思います。

以上で、農・畜産の流通強化を終わります。

○水産課長（塚田光春） 続きまして、施政方針の中の前進、水産品の流通の強化についての質問にお答えいたします。

本市の水産物である養殖ブリとカンパチは、両方の漁獲量を合わせれば全国一の生産量を誇ります。また、底びき網漁業でとれるナミクダヒゲエビですが、このエビ漁は世界の中でここ錦江湾だけで展開されており、本市でもこの漁業が盛んでございます。

そのような中で、水産物の流通強化への取り組みについての質問でございますが、近年、漁協では、ブリ、カンパチなどの加工を行い、付加価値をつけた販売に取り組んでいることから、いつでも予約さえすればフィーレが自由に購入できるようになりました。

そこで、まずは足元から、ブリ、カンパチのPR販売促進を図る必要があることから、今年度、市職員へお中元、お歳暮ギフトとしての販売を行いました。職員もその趣旨を理解してもらい、合わせて約67万円の売り上げの協力を得まして、両漁協に大変喜ばれたところでございます。また、市民にも、市報等を利用し、販売促進を図っていますが、今後も引き続き定期的に市報へ掲載し、特産品のPRに努めてまいりたいと考えております。

次に、市外へのブリ、カンパチの販売キャンペーンとしましては、関東・関西垂水会を利用したところのPR活動、またイオン九州鹿児島店で開催される「垂水フェア」や福岡店で開催される「鹿児島うまいもんフェア」などでの販売PR活動を行い、両漁協の「ぶり大将」、カンパチの桜勘のブランドの販売促進を一層支援してまいりたいと思っております。

次に、ナミクダヒゲエビ等の販売促進ですが、平成20年度より、旧垂水港にあります旧南海郵船切符売り場跡地を利用いたしまして、エビの選別・加工を中心にしながら販売も行い、このエビを地域特産品として位置づけて、PRをしながら販路拡大を図ってまいります。

なお、将来的には、この場所を本市の水産物の販売拠点となるよう努力してまいりたいと思

っております。

○社会教育課長（梅木 勇） 施政方針の3つの視点、「前進」のまちづくりは人づくり、次代を担う子供たちをどのようにはぐくんでいくのかについての質問にお答えいたします。

地域活力にあふれたまちづくりを推進していくために、人づくりは極めて重要であると考えております。特に、地域活動の中心となる人材の育成に取り組み、各地区公民館を拠点とした特色ある地域づくりを推進していかなければならないと思っております。

本市は、山あり、川あり、海ありと大変自然に恵まれております。また、すばらしい歴史や文化財もございます。子供たちの育成事業では、調和のとれた成長のために、こうした豊かな条件のもと、自然を活用した事業、文化財を活用した事業、日常的な体験を通じた事業を推進してきたところでございます。

このような取り組みは、地味ではありますが、参加した子供たちの驚きや感動をつづった作文等を拝見しますと、この事業の重要性を感じますと同時に、次年度以降もこうした取り組みが必要不可欠であることを強く認識いたしました。

社会教育課では今後も、ふるさと垂水を愛し、誇りにする子供の育成のために、自然や社会、文化、スポーツ体験事業の実施やふるさとを学ぶ機会の充実を図り、地域が一体となって、健全で心豊かな子供の育成に努めてまいりたいと考えております。

○市長（水迫順一） 19年度のマニフェストにつきましては、きのう尾協議員に詳しく説明を申し上げましたので割愛させていただきますが、一言で申しますと、19年度、まだ今月までですね、この検証を来月、4月にやりますし、新たなまたマニフェストへ進むわけですが、とりあえず19年度からスタートしたんですから、スタートの年よりもさらにまた内容をレベルアップしていくことが大事だろうというふうに思っております。

して、このことは、市役所の本当にやる気につながることにまいりますので、しっかりと進化させていきたいと、そういうふうに思います。

○市民相談サービス課長（谷口敏徳） 北方議員の振興会の質問についてお答えします。

協働という考えの中、振興会の位置づけを明確にしてほしいとのことでありますが、振興会、町内会とは、その設立から運営まで地域住民みずからの手で行われている自主・自立の団体であり、住民の触れ合い、共同生活を通じて、地域を住みやすくするためにさまざまな活動を行っている団体で、振興会は法律的な根拠はなく、自主的、民主的な任意の団体であると解釈されます。

振興会には2つの役割があります。1つは、振興会活動としての本来の役割の中で、防災、防犯、交通安全等の地域の安全確保という面、地区清掃、美化活動、ごみのリサイクル、街路灯等の管理などの地域の環境整備の面、レクリエーション、親睦行事等があります。

2つ目に、依頼される役割としまして、振興会が地域の基盤組織であることから、行政から依頼される役割があります。主に、行政文書の回覧や配布、募金活動、各種委員の推薦、各種調査等の協力があります。

このようなことから、振興会と行政の関係は行政への協力と行政への要望という表裏の機能をあわせ持っています。また、振興会は独立した自治組織であって、市の下部機関でないことから、対等の協力機関またはパートナーとして位置づけております。

○土木課長（川畑信一） 市道の桜島降灰対策についてお答えいたします。

市道の降灰対策につきましては、災害復旧費のその他公共施設災害復旧費で対応することにいたしております。

降灰除去作業は、時期の特定ができませんので、年間を通し即対応できるよう、地元業者と

作業内容及び区域割により契約いたしております。

契約の内訳は、大型車による作業が3工区、小型車による作業が2工区、歩道清掃2工区となっております。

作業に使用しますロードスイーパー車等は民間からの借上車で、鹿児島市の建設業者もしくは建設機械リース会社からの借り上げとなっております。

除去作業は、国の補助基準に達する降灰があった場合、土木課の指示により行います。国の補助基準は、国道の白線が見えなくなるぐらいの降灰量となっております。国の基準に達しないような降灰の場合、道路維持班、市の維持班が持っておりますロードスイーパーで対応することといたしております。

なお、2月の昭和火口の噴火による降灰の際は、海潟、中俣地区を中心に、業者の大型車と小型車で1回作業をしております。また、市の維持班が海潟、市木に2回ほど出ております。

以上でございます。

○北方貞明議員 それでは、2回目に入ります。

順序が逆になるかもしれませんが、今、土木課長が言われました降灰については、市内の業者は持っていないけれども、リース会社並びに鹿児島からリースで借りて対応するということがわかりましたので、ありがとうございます。

3つの視点の「改革」ですけれども、これはもうきのうから私も同僚議員のお答えで聞いております。田平議員あるいは森議員の質問でも順調にいつているということは、市長の答弁でもわかっておりました。山で例えればということの、私がわかりやすく、市民の方がわかりやすくするためには山が一番いいんじゃないかと思いましたが、このような質問をいたしました。改革は常にして、前進していくのが姿勢と思っておりますので、その辺は理解はしておりますので、この点についてはよろしいです。

「協働」ですけれども、協働は、振興会活動の協働とも一緒に質問させていただきます。

確かに振興会活動では、自主的に活動し、安全あるいは環境を守るのが自治体あるいはそういう振興会の役目だと。それで、行政との位置づけは、市の公文書の依頼やら調査なんかを協力していただき、よきパートナーである関係を持ちたいというふうに課長が述べられました。

そこで私は質問したいんですけれども、私はその調査、いいパートナーを持ちたい関係で、せんだってあるリストを見せてもらえないのかというのをまず、あそこは最初はどこだったかな、福祉のほうに行ったわけですけれども、福祉のほうは、個人情報そういう云々のことで総務課へ行ってくださいと。それで総務課に行ったら、今度はその問題は相談課だから相談課へ行ってくださいと。ここで3軒目です。そして、そのとき課長は3回目のときはおられませんでした、そのときは、今の課長は。そして係の方が、これは市民課も担当、関係があるから市民課に行ってくださいと。こういうふうにして私は4回の部署をたらい回しをされたわけなんですけれども、全く私の言う、この協働というのに全然マッチしていないと思うんですよね。

ということは、私がなぜこういうことを言うか。私たちは自主防災組織をつくっているんです。そうしたら、体が不自由な、あるいは弱いというんですかね、そういう方をいち早く救助するには、そういう人のリストを持っていないとすぐには対応できないんですよ。僕がそのようなことを言ったら、ここでは名前は言いませんが、ある課長は、「そんな、前んしから引き継ぎおっどがな」と言やっわけ。引き継ぎおられるからそれで対応するんでしょうか。引き継ぎというのは、新しいのを、引き継ぎしてから新しいのがもう既に発生しておるわけですよ。それで古い資料ばかり残ってしまうんですよ、そういう「引き継ぎ」という言葉を使われ

たら。だから、それが欲しいから私は、「協働」ということで資料をくださいと言ったわけですが、今も言ったように4カ所を回されて、いまだ回答をもらっていないわけなんですけれども。

そこで、この間説明していただきました職員の地域担当、これも「市からの情報を提供を行います」と、こういうふうに一応うたってあるわけですね。そして垂水の情報公開、個人情報保護審査会というこれにも、8条のほうに目的外、見つからないんですけど、「目的範囲を超えて、当該個人情報の利用をしてはならない」、目的以外を使ってはならないとここにもうたってございます。私は目的外には使うはずがないです。と、私は自信を持って言います。必要だからくださいと言ったんですけど、こういうのでもらえなかった事例があるんですけど。それを今言いました、一言ずつでいいですから、なぜそう言ったか。福祉課長、それから私が回された総務課長、そして市民課長、そして相談課、一言ずつでいいから、なぜ渡されなかったか、理由を、同じかもしれませんけどお答えが、それをお願いいたします。

それからですね、「前進」のブランド化について、先ほども言いましたように、両漁協ではブランドを取っておられます。そして、今、言われましたナミクダヒゲエビ、エビは、旧ターミナル、前の前のターミナルですね、あそこを開放されて整備されて、あそこでやられるようなもう段取りはできておりますよね。

しかしながら、これ地球の温暖化にかかわるかどうかわりませんが、そのエビが昨年全くとれない状況が続いておるんですよ。今、このエビ業者でも燃料費も稼げないぐらいの水揚げしかないんですよ。この間なんか十数万円しか1カ月でなかったと言うておりますから、十数万円ということは燃料代にもう消えて、まあ言えば赤字になんですよ。そういうようなエビ業者も大変苦労されておるんですけど

も、このエビのブランド化も考えておられるか、お願いいたします。

それから、先ほど言いました、農業で言えば恐らく先ほども朝の答弁で市長は、インゲンは日本一の生産高と言われました。インゲンもだろろうと思いますけれども。農業ではこれが一番ブランド化にというか、生産量からいけば一番早道とは思いますが、先ほど答弁もいただきましたように、仲買業者が80%、JAさんが20%の中で、どのようにその接点を設けてそのブランド化に取り組んでいかれるのか。そして、そこにはやっぱり行政が一応絡むと思えますけれども、その行政で今、昨年度もこのブランド化を施政方針でうたっておられるわけですから、昨年ですね、このブランド化について、農協さんあるいは仲買の業者さん、これがかなり垂水は多いから、そういう方々と何回ほど協議されたのか。また、今後、そのブランド化について、担当課にはどのような指示をされていくのかお聞かせいただけたらと思っております。

それに、「前進」の子供の、どのようにはぐくんでいくかということですが、これはけさでしたかね、きのうでしたかね、池之上さんの質問の中でも、教育は先行投資だと、全く私もそのとおりと思えます。この部分をですね、教育の部分は、財政改革の中でも聖域なき改革ということで改革されて、財源なんかは削られたところもあるでしょうけれども、教育は数年でその結果が出るわけじゃないわけですから、この教育だけは余り削らなくて、垂水の子供を育てる、未来の子供を育てる意味でも、同額とか予算額を減らさないように行政のほうでも考えていただければと思っております。

ちなみに、ここ3年間で二、三%ずつ削られておられますので、5,000万円ほどだったかな、教育費が削られると、教育関係が削られると思うんですけど、こういうのは教育委員会の教育長もどンドン財政課に言って、「これだけは削

っくるんなよ」とかいうような形で取り組んでいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

「協働」のほうは振興会のあれと関連して言いましたので、よろしくお願いいたします。

○市民相談サービス課長（谷口敏徳）先ほどの話につきましては、総務課、保健福祉課、市民課、市民相談サービス課で協議をいたしました。

台風等の災害に対して、高齢者、障害者等の要援護者のリストを、災害時に備えて行政からの情報提供がほしいということですが、振興会が会員の氏名や住所、電話番号などの個人情報を持つことは、活動する上で不可欠であります。

新潟県中越地震で高齢者や障害者などの安否確認が迅速に行われなかったとして、厚生労働省が、災害時などに避難支援が必要な要援護者の名簿を民生委員などと共有できるような体制づくりを全国の自治体に求める通知を出しております。

要援護者名簿をめぐっては、個人情報保護を理由に、各地で地域への提供を拒むケースもふえてきております。災害発生の対応おくれなどに懸念が広まっていたことから、同省は、条例の見直しなどを積極的に取り組むよう求めています。

平成17年4月から個人情報保護法が施行されてから、個人情報の取り扱いについては心配されていることと思います。個人情報保護法は、個人の権利と利益を保護することを目的に制定されております。個人情報保護法では、目的外利用及び外部提供の制限がありまして、「実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、当該個人情報の目的外利用または外部提供をしてはならない」ということになっております。しかし、本人の同意があるときは、目的外利用または外部提供をすることができるようになっております。

このようなことから、市外の町内会、自治会等でどのような取り扱いをしているか調べてみました。町内会等では、名簿を作成して、配布する場合に、会員、世帯カードの記入、提出をお願いする。それには、名簿の利用目的、名簿に載せる項目、同意のとり方、管理方法、提供先などについて話し合い、ルールをつくり、総会や会報などで会員に説明するなど、周知に努める方法で実施されております。災害時の要援護のために利用する目的を本人に知らせることで、カードに記入して提出があった場合は本人の同意を得たことになります。

したがいまして、現在の個人情報保護法では、本人の同意を得る方法しかないようであります。今後は、個人情報保護の国の動向を見ながら対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○市長（水迫順一）私のほうで、ナミクダヒゲエビとインゲンの件について考え方をお示しをしたいと思います。

ナミクダヒゲエビは、もう皆さん御承知のとおり、本当に錦江湾の100メートルぐらいの深海のところから、6月を除いて1年じゅう漁獲があると、漁をできるという、垂水にとっても本当に垂水特産として売り込めるいい品物だというふうに思っております。アマエビの一種だろうと思うんですが、アマエビも北海道やら新潟、富山とかあちこちでとれるわけですが、どこも漁期が非常に短いんですね、3カ月前後とか。この場合は、さっき言いましたように11カ月も継続してとれるということは、本当に安定して消費者に継続して提供できるという意味から、非常に魅力のあるものだというふうに思っております。

ただ、今、議員指摘のとおり、私もそういうこと、最近ちょっと漁獲量が少ないんだということは聞いております。温暖化の影響でですね、南でとれておった魚が今こっちでとれるとか、ま

た九州でとれておったのがまた北のほうでとれるとか、そういうような影響はちらほら聞いておるわけですが、このナミクダヒゲエビの場合が本当にそれに当たるのかというのは、最近漁獲量が少ないだけで判断できる問題じゃないというふうに思っております。深海であるだけに、その影響がどうなのか、今後また専門家もひっくるめて、漁獲量が少ないことが続くようであればお願いをして、調べていかなければいけないだろうというふうにも思っております。

このブランド化というのは簡単にできるわけじゃございませんし、年間に3億円以上、農業の場合は3億円以上とか、売上げがなければいけないとか、いろんな当然規制がありますし、そういうものをクリア、本当にできるのかということは考えていかなければいけません。鹿屋市に一部、古江に業者がいますし、あとは垂水です。大方は、今後これをですね、まだ一般的じゃありません、消費者も。ですから、ブランド化するにはまだ一般的にもうちょっと認知度も増していかなければいけませんし、その努力をこれからしていかなければいけない。それから先、本当にブランド化の検討はそれから先だろうと、そういうふうに思っております。

本当に漁協も真剣にこのエビを、このエビの欠点、もう御存じのように、とった翌日にはうっ血があると、頭が黒ずんでくるところに問題があるわけで、これを変えない限り、流通に乗せるわけにはいきません。ですから、これはマイナス25度以上の冷蔵庫で急速冷蔵をかければそれがクリアできるということでございますし、漁協もその方法を今後、売店で販売とともに、その冷蔵庫の設置も考えております。

ですから、我々としましてはできるだけ、垂水で誇れる品物であるだけにこれをPRしたり、販路を拡大していく、支援をしていくということが大事ですので、そのことを今やっておるところです。

具体的に言いますと、サンロイヤルホテルも去年、漁協、組合長とそれから漁業者、ナミクダヒゲエビをとる方を一緒に行っていたいただいて、サンロイヤルホテルでのテストをしていただきました。非常にいいということで、現在でも使っていていただいております。ですから、こういう量がある程度限られておりますし、そういうような努力を今のうちにはすべきだと、そういうふうに思っておるところでございます。

次は、インゲンのブランド化ですが、これもさっき言いましたように、3億円以上をクリアするには農協さんのシェアがもうちょっとふえなければいけません。今まで私も経験から、農協が一生懸命シェアをふやすために取り組んできました。ところが、民間の業者があるだけに、なかなか農協も思うようにいかないという結果が今日続いておるということでございます。民間業者の活動を規制するわけにはいきませんので、やはり農協さんのシェアがふえるよう、農協さん自体も努力をしていただくことが必要だろうと思うわけです。

ですから、今のところインゲンのブランド化は考えておりませんし、ただ、垂水の場合はインゲンの販売先、インゲン、キヌサヤの販売先としまして、民間の業者がある、それから垂水の市場がある、それから農協さんがあると、3カ所に売ることができるわけですね。これは県内でも、売る、売り先が多いということは農家にとって非常にありがたい面もあるわけです。

ですから、こういうような形態というのは、鹿児島県では指宿方面にそういう形態がございます。ですから、指宿もああいういろんなグリーンピースとかソラマメとか非常に有名なところですが、業者もまた一方多いために、競争して価格を必要なときは上げていきますから、実収入面で農家にとってはプラスになるような状況にある面もあるということをお聞きいただきたいと思います。(「済みません。4カ所を回されたと

いうことで、1つ1つ聞きたかったんだけど、回したあれを。回されたんだから」と呼ぶ者あり)
○保健福祉課長（村山満寛） 最初来られたときには、「70歳以上の方々の」ということでございました。そしてその中で災害関係の方を拾い上げたいということでもございましたので、それであれば全体的な部分は総務課であろうということで、「総務課のほうへ」と言ったところでございます。

ただ、保健福祉課でしておりますことは、高齢者や障害者などの災害による避難等に支援が必要になる人を特定し、その一人一人について迅速に安否確認を行い、だれがどの避難所に避難するかを定め、必要な支援を的確に実施できる体制を構築するのが求められていると。民生委員等の関係機関では必要な情報の共有も図ることが求められています。把握については、住民基本台帳や私どもがっております、所管する情報等によって収集するんですが、それでも把握できない場合には、民生委員それから振興会長さん等に把握を求めているところでございます。

台風や梅雨時期におきましては、こういう個人情報を提供することが明らかに本人の利益となると判断から、担当職員が傾斜地や高齢者、障害者で避難が困難な方については電話で確認をして、確認できない人については民生委員、振興会あるいは消防等を通じて避難ができるように努力しているところであります。

議員が申されましたその民生委員等に対しての必要な情報の提供でございますが、平常時における活動に支障が生じないように配慮はしておりますが、個人情報というふうになりますと、同意が必要になるかというふうに思っております。

今後、関係機関と協議をしながら対応をいたしたいと考えております。

○総務課長（今井文弘） 災害時の要援護者の

把握ということで、70歳以上の名簿をとということで総務課のほうにも来られたということ、私は最初はちょっと会っていないわけですが、後でお聞きしまして、だったんですが、総務課としましても、かねてから振興会のほうには、災害時の要援護者につきましては把握につきましてお願いをしているという立場からも、非常にまたちょっと心苦しい点もありますが、そういうことをまたしていただいていることにつきましても非常に感謝いたしているところであります。

災害時の要援護者につきましては、今、私どもものところでは基本的に土砂災害危険箇所、そこにありますところの振興会には必ずその把握をしてくださいというようなことで各振興会での把握をお願いをしているところです。

北方議員の城山団地につきましては、大きな振興会でございます。情報収集するについても非常に大変なことは承知をしているところです。しかしながら、今、市民相談サービス課長のほうからも答弁があったとおり、個人情報保護法の中で目的外利用及び外部提供の制限というのがございまして、基本的にはそういう今、できなくなっておりますが、本人の同意があるときはそういう外部提供もできるんだということも設けてございます。今のところは本人の同意を得る方法、そういうことしかないのかなというふうに考えております。

この問題につきましては過去にも出てまいりまして、個人情報保護審査会の中でも協議がなされました。その中で委員の先生方から結果としていただいたのが、結果的にはもう出せない、出すべきではないというようなことをいただいていることもございました。そういうことで、名簿そのものについては今は提供はできないというところでございます。

大変御足労をおかけすると思うんですけども、御理解をいただきまして、情報の収集には

各振興会の班長さん方あるいは地域の民生委員の方々の協力を得て、収集のほうを協力を得ながら進めていただければというふうに考えております。

○市民課長（三浦敬志） 市民課といたしましては、膨大な市民の方々のデータを持っておるわけですから、これは慎重の上にも慎重を期してデータは扱わなければならないと、そういうことについては北方議員のほうにも御理解いただいたと思うんですけれども。その後、総務課等からの個人情報の審査等の資料、これでオッケーだよというようなデータでもございますれば対応できますけれども、我々市民課といたしましては、できるだけ個人の情報というものについては、びしゃっとしたおもしろをつけていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○市長（水迫順一） さっきお答えした中で、ナミクダヒゲエビの販売先、私が組合長と漁業者を連れて一緒に行っていたら、販売したホテル名を「ロイヤルホテル」と言いましたかね、「サンロイヤルホテル」でございますので。

○北方貞明議員 それでは、最後の要望やら質問やらしておきますけれども、4人の課長の方々、それなりにいい結果、お答えじゃなかったんですけれども、答弁いただきありがとうございます。

振興会ですけれども、調査依頼をなされるわけですよ、振興会サイドに。そのとき、これは民生委員の方が私のところに相談に来られたわけなんですけれども、わからないということで、私が今、振興会長をしておる関係上、家に資料があるだろうと行って来られて、私と調べ合っただけなんですけど、それでも完全な調査はできなかったわけなんですけれども。

そこでですね、この調査するに当たって、いろんなのが来るわけですよ、例えば、ひとり暮らしをこっちで把握したいとか、それで母子

家庭、その中には寡婦という形もあるでしょうけれども。こういうところで役所から、ひとり暮らしあるいはこの調査を依頼されたとき、家庭に行って、おたくは母子家庭ですか、ひとり暮らしですかと正直言って聞けないんですよ、昔からの交流がある方はもう既にわかっておるんですけれども。

そういうときですね、もし、あの人の家庭はひとり暮らしだあるいは母子家庭だという形でこちらが行ったとします。行ったとき、実際ひとり暮らしでない方もおられるわけですよ。まして寡婦でない方もおられると思います。御主人等が出稼ぎに行ったとかそういうことで、僕らが表面から見た場合はひとり暮らしあるいは寡婦かなと思われるけれども、そういうとき、ないときもあるわけですよ。

そういうことで、皆さんに嫌な思いをさせたくないために、私はそういう調査依頼、こっちが調べたいときにそういう資料はわかる範囲でくださいというような気持ちで1つは言っておる面もあるんですよ。全部、全戸ひとり暮らしを探すのは本当に失礼なことですよ、外観から見てですね。だから、そういう皆さんに嫌な思いをさせないがためにこういうふうな質問もしておるわけです。

そこで、それはもういいです。いいとして、これは住基ネットのこの間の裁判例がここにあるんですけれども、私がたまたま質問を出してからこういう記事が出ましたので、そこにちょっと載っていますけれども、「情報漏えいの危険性」、こういう形でこんなに書いてあります。これは行政との関係でしょうけれども。「容易に漏えいする危険はない、公務に」と、そういうような文言がここに判例として載っておるんですよ。そしてあるいは「個人情報を一元化に管理できる関係が存在して、具体的に危険性はない」というような判例も出ておるんですけど、そういうような観点から、1つこれを最後に質問します

けど、どんなに思われますか。

○市長（水迫順一） その記事は初めて私は聞きましたので、その辺はまた調べてみたいと思います。（北方貞明議員「はい、わかりました。どうも。終わります」と呼ぶ）

○議長（徳留邦治） 次に、12番川尻達志議員の質疑及び質問を許可します。

〔川尻達志議員登壇〕

○川尻達志議員 施政方針の提示があり、たくさんの議員の皆さん方がしっかりと質問をされ、そしてまた執行部も丁寧に答弁をいただいた。非常に垂水の議会は中身が濃いんだなということに改めて感じました。最後の質問ですので、しっかりと答弁をいただきたいと思います。

さて、我が国は800兆円になんなんとする借金を抱え、さらには埋蔵金とか特別会計、幾らの金がどうなっておるのか我々はほとんどわかりません。その中で、国は、夕張の破綻を受けて地方財政健全化法なるものをつくり、地方にだけしっかりと目を向けさせて、国がどうも見えないと思うのは私だけでしょうか。

さらには、森さんがきのうおっしゃいましたけれども、道路特定財源、国交省、高級官僚の天下り、さらには、族議員と言われる人たちの利権、その裏には大手のゼネコンがということがささやかれております。あながち間違いじゃないんでしょう。さらには、社会保険庁のあのていたらしく。農林水産省、今まで何をしておったのか、食料自給率39%。今、穀物の輸出国は既に自国のものを守るために輸出規制をかけております。これから日本の自給率はどうなるんだろうか。今、39%の自給率を支えている人はわずか2.4%の人だそうであります。これが10年後は1.4%というふうに言われているそうであります。ぞっとします。

それから、ついこの間までは世界のトップを走っていた子供たちの学力、今このざまは何ですか。文部科学省、何をしておったんだ。さら

には、庁から省に格上げをされた防衛庁、防衛省、事務次官のあの失態、さらにはイージス艦の話。身近に言いますと、我が国の捕鯨船が公海上で、しかも規則どおりのことをやっている。これに対しても、ああいう抗議でいいんだろうか。果たしてこの国の主導者たちは自覚があるのか、国民の財産と生命を守るために。

多分、今世界で起きていることは、資源の争奪戦、さらには食料の争奪戦が始まっております。国の大変な、大きな財政の話もしない。さらには国民のほうを向いて行政が行われていないような気がします。この国はずるずると落ちていくんだろうなと思います。が、私たちの垂水市は、この日本国内での戦争に勝たなければなりません。そういった意味で今回の質問をさせていただきます。

まず、行財政改革についてであります。改革をするに当たり一番大事なのは、職員の資質の向上であろうと思います。この件については何回も質問をいたしておりますが、20年度の具体的な取り組みはどうされるのか。

それから、定年前の早期退職者の優遇制度ということがうたわれておりますが、私もこれは即効性があるという意味で大歓迎であります。

そこでお伺いをしますが、退職者が出ますと、事務分掌の見直しが当然されるはずであります。退職者が出てから見直しをするのがいいのか。最初で事務分掌の見直しをして、各課が、その中で私の課はこれだけ削減ができる。こういう方法はとれないのか。仕事量を明確にして、責任分担を明確にして定数の削減を図っていくのが民間では当たり前であります。このことについて質問をいたします。

さらには、情報センターであります。これも最初設立されたときには垂水市の顔として、市民の研修施設として非常に有効に利用されたんだろうと思います。しかし、OA機器の発達というんですか、これは目覚ましいものがあります。

今のあの機器だと使いものにも今現時点ではならないはずであります。これを入れかえることが果たしてできるのか、できないのか。多分、金額的にだめだろうと思います。これをこのままほうっておくのか。外から見ただけですけども、午前中しか、日半しかあいていない、有効利用がされていないんじゃないかと思う。

そこで、運営状況、それからコスト等についてまず教えていただきたいと思います。

それとこの件、情報センターについて、私は、図書館のそばであるし、教育施設としてやはり社会教育課あたりと連携をとったほうがいいんじゃないかという話も申し上げた経緯があります。そのときの話し合いはどうなったのかということをお伺いをします。

それと、危機管理でございますけれども、防災面の危機管理、災害対応ということではなく少しだけ視点を変えてみたいと思います。

このところ、議会に提案をされた議案について、調整不足と思われるもの、文言の修正、訂正などが多々見られます。まことに遺憾なことだろうと思います。

今後の行政の運営において、法令遵守、コンプライアンスですか、説明責任をますます強く求められてまいります。気の緩み、アリの一穴と申します。ぶり返しますけれども、去年土木課で大変なことがありました。このことを受けてもまだあるようであります。これから行財政の改革で職員の削減は避けられないのであります。そうなりますと、一人一人の業務の増大、業務の外部委託などが予想されます。先ほど私が申し上げたことが多発する懸念があります。

そこで、このような分野の専門職を育てる、またはチェックする仕組み、本当は課長さん方がしっかりしているのが一番いいんでしょうけれども、その上の市長さんが。これに対する対応策をお聞きをしたいと思います。

環境対策につきましては、けさほど持留議員

が大体同じような内容でしたので割愛をいたします。

サイクリングロードは後回しにして、農政について、これもきのう感王寺議員がほとんど質問されました。割愛をしたいんでありますが、1点だけ確認だけさせていただきます。

残留農薬、禁止農薬のことでありますけれども、あちこちで発生をしておりますが、農林課の対応としては、まあそこそこいい対応ではないかと思えます。がしかし、現場の農家で本当にそういうことが、チェック体制じゃなく、そういう法令遵守がされているのかどうか、これを確認するすべはどうされておるのか、ここが一番大事であります。前の教育長が「火の用心、火の用心」と言っておりましたけれども、最終的に確認をだれがどこでしていくのか、このことだけ答弁をお願いします。

農業公社については割愛をいたします。

それから、サイクリングロードですけれども、今、垂水の観光といいますと、高峠に猿ヶ城と、山のほうばかりであります。海岸を見てみてください。新城の麓から牛根の境まで、どっからも桜島が見え、特に、錦江湾じゃない、薩摩半島に夕日が沈むあの光景、夕方、今、絶景ですよ。これを生かさん手はない。海岸線をしつかりと生かそうではありませんか。

そこで、土木課長、垂水の海岸線のことでお伺いをしますが、護岸は県の管轄でいいのかどうか。さらには、垂水の護岸の状況等についてお伺いをいたします。

それから、観光課長、今申し上げましたけれども、桜島と錦江湾を眺めながらサイクリングをしたり、歩いたり、このことは多分そんなには金がかからないんだらうと思う。そこで、ここを利用したところのイベントを企画されてはどうか。

と申し上げますのも、今、垂水だけ申し上げましたけれども、佐多岬からずっと薩摩半島ま

であるわけです。これは総延長幾らあるかわかりません。ここいらで駅伝が将来できたらいいな。大きな観光資源になるはずであります。多分世界にも類を見ないような。そのために観光課としてどうとらえるか、もうはっきり申し上げますけれども、そんなに金はかからないだろう。あとは道路整備ということです、護岸の。既に橋がかかって通ろうと思えばあるんです。こういった夢を持ちながら20年度頑張っていかれる気はないか、御答弁をお願いいたします。

○総務課長（今井文弘） 川尻議員の行財政改革についての御質問にお答えいたします。

まず、1番目の職員の資質の向上が最重要課題であると考えているが、具体的な取り組みはということでございますけれども、市民ニーズは高度化、多様化してきており、それに対応できる職員が望まれているところでありまして、総務課といたしましても重要課題と位置づけているところでございます。そのため、行政の担い手となる職員の意欲や市政の改革、職務能力の一層の向上を図ることを目的に、組織としても積極的に人材育成に取り組んでいるところでございます。

平成19年度の研修の取り組みについて簡単に御説明いたしますと、役職に応じた研修である一般研修に32名、自治法研修等の専門研修になります特別研修に10名、指定管理者制度等の政策法務研修に73名、法制執務研修に20名、人事評価等の自治政策、課題研修に4名、民間研修、JAと道の駅ですが、7名、当市の独自研修に40名、それから市独自で行っている、毎月1回実施しております行革講演会には延べ600名ということで、約786名の職員が参加をしております。

効果ということになりますと、はっきり目に見えるものではございませんが、研修会や講演会での職員の受講姿勢や庁内のワーキング会議等での活発な意見を見ますと、職員の意識も変わってきているのではないかというふうに考え

ております。

平成20年度は、各種研修等に職員を積極的に参加させる方向で、特に民間研修につきましては、市内にある道の駅たるみずや誘致企業も視野に入れながら、職員研修に取り組んでまいりたいと考えております。また、そのほかに、平成20年度は人事評価制度を導入することで、人材育成につきましてはさらに強化していく予定でございます。

次に、2番目の職員定数の管理には事務分掌が的確かどうかが決り手であるが、考え方をということでございますが、垂水市行政組織規則の中で、各課及び各係の業務内容を明記しております。

事務分掌が的確かどうかということでございますが、課での業務は行政事務として位置づけられており、所管課の中で、さらに業務内容により、係ごとに事務を分担しているところでございます。また、係内では細分化された業務ごとに担当者を置き、責任の所在を明確にしているところでございます。

職員定数の管理や事務分掌の項目の見直しについては、毎年事務改善委員会で今後の各課の事務事業の内容を検討、協議し、適正な組織の再編、人事、人的配置、所管業務及び事務分掌の見直しを行い、次年度への対応をしているところでございます。

次に、4番目の危機管理についての中で、公文書の作成についての誤りが多いということ、ございましたが、条例の解釈、基本的なことができていないというようなことでありましたが、当市の公文書や法制事務につきましては、県の文書法制事務の手引に基づき取り扱うこととしております。御質問の公文書等の誤りににつきましては、あってはならないことではございますが、やはり誤りがあるのが実情でございます。

議案の流れで説明させていただきますと、担当課が起案し、係長、課長のチェックを受けた

後、総務課へ起案文書が提出され、総務課で法令等の形式等に誤りがないかチェックし、市長決裁まで受けて、担当課へ戻ってくるというような流れでございます。

誤りの原因としましては、担当課における内容のチェックが不十分であったこと、それから時間的に余裕を持って業務の遂行ができていないことから、チェック体制も余裕がないこと、また総務課におけるチェック体制も甘かった。こういうことが挙げられるんじゃないかと思いません。

対応策というようなことですが、今後、この稟議制度、決裁を受ける一連の手続きですけれども、この意義を再認識し、また責任を持って決裁の印鑑をつくように、課長会において指示し、各課のチェック体制を強化するように努めていきたいと。そしてまた、専門職をとというようなこともございましたが、確かに部署によっては専門職を置いて、そういうチェック体制を強化していく必要があるというふうに私も理解しておりますので、これは今後、検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○企画課長（迫田裕司） 情報センターのあり方について答弁いたします。

垂水市情報センターは、新たな産業の振興及び情報による地域間交流の推進などを目的に、国土庁の国庫補助事業である地域情報交流拠点施設整備モデル事業で整備され、平成11年5月にオープンいたしました。また、平成15年度は同じく総務省の国庫補助事業で地域イントラネット基盤整備事業を行い、情報センターを核として、市内の全小・中学校、公民館、市役所及び両支所、中央病院などを光ケーブルで結ぶことで、より高速で接続する地域公共ネットワーク網を整備いたしました。したがって、当初は情報センター内でのパソコンの操作研修及びインターネット体験が主なものでございましたが、平成

15年度以降は各施設を結ぶ中継基地としての役割も担っております。

なお、現在の施設運営状況を申し上げますと、開館時間は、平日が午後1時から午後5時、土曜・日曜日が午前10時から午後5時で、臨時職員2名体制で運営しており、平成18年利用者数は7,607人となっております。施設に係る維持経費は、平成18年度決算で申し上げますと、総額約2,120万円となっております、その内訳は、情報センター本来の経費1,240万円、ネットワーク保守経費880万円となっております。

垂水市情報センターにつきましては、数年前から断続的に、図書館との一体的な運営ができないか社会教育課と協議をしておりますが、情報センターの来館者がパソコンについての専門的な質問をされることから、図書館の職員では対応できないとのことで、協議が進んでおりません。また、国庫補助事業で整備した関係上、目的外使用が制限されており、その期間は施設の耐用年数と連動しており、30年となっていることから、利用は限られており、大変苦慮しているところでございます。

こうした中で、平成19年度は机、いす、パソコンなどの配置がえを行い、学習スペースの確保を図り、図書館の補完的な位置づけとして、夏休み期間中の小・中学生への対策を行ったところでございます。

以上でございます。

○土木課長（川畑信一） 川尻議員の垂水市の海岸線をサイクリングロードとして整備する構想の中で、護岸は、県の管理か、構想の支障となる河川の河口など護岸の続いていないところはどのくらいあるのかとの質問にお答えいたします。

護岸は県の管理でございます。垂水市の海岸線約37キロメートルの中で、護岸の場所で渡ることのできない河川の河口は、河川の約40カ所のうち約14カ所でございます。護岸の整備のされてい

ない自然海岸が、主に牛根地区を中心に約11キロあるようでございます。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 御質問の3点目のサイクリングロードの整備について、サイクリングや歩くイベントなど開催する考えはないかとのことでしたが、錦江湾に面する37キロメートルになります長く景観のよい海岸線は、本市の地勢の特徴の1つであります。これを生かすことは御指摘のとおり有益なことで、沿線から眺める錦江湾や桜島、養殖漁場の風景、薩摩半島に沈む夕日の景観など、心いやされるものがございます。このことにつきましては鹿児島県も着目しており、知事は「錦江湾しおかせ街道」という事業も提唱されております。

季節がよくなりますと、国道をサイクリングする人を多く見かけるようになりますが、サイクリングを安全、快適に楽しむことを考えましても、海岸線の活用はおもしろいアイデアはないかと思っております。

今後、具体的に取り組みますとなりますと、海岸線に設置されている護岸は鹿児島県の管理になりますので、関係機関との調整が必要でございます。また、地元の方々にも御理解いただく必要がございますので、関係課とも協議を進めたいと思っております。

○農林課長（山口親志） 議員質問の農政の食の安全について、残留農薬について回答いたします。

現在、農業振興を行う上でも最も重要なことは、議員指摘のとおり食の安全であります。農水省の定める農薬取締法とあわせて、農薬残留食品の基準を定めた厚生省のポジティブリスト制度等を考慮しながら生産・流通を行っており、本市でも、当然のことながら主農産物のキヌサヤ、インゲンについても防除基準、栽培管理表を用いて仲買業者の皆様に御協力いただき、農家座談会、園芸振興会等で指導を行っております。

職員も、農業振興を図ることはもちろんですが、食の安心・安全には一層気を配りながら、今まで本市の先人が築いていただいた農業の技術と知恵を大切に、農業行政に取り組んでおります。

それでは、この残留農薬に対する確認はということですが、平成19年度、感王寺議員の質問に回答しました平成19年度作付分から、防除基準並びに栽培管理表の配布・回収を行うように仲買業者には依頼しております。その中で、このことすべてが網羅できるかということはまだまだ農林課でもいろいろ考えております。

また、この残留農薬対策は農家の死活問題でもあり、本市の垂水農業振興でも大切なことであります。農家の皆様の理解をしてもらっているとありますが、再度チェック体制を検討して、農家、農薬取扱店を指導、協力をいただきながら推進してまいりたいと思っております。

○川尻達志議員 資質の向上については、万遺漏なくこれからもずっとやっていただきたいと思っております。

何で申し上げたかといいますと、やはり合併がほごになって両隣の市町村と伍していくためには、やはり皆さん方がしっかりしてくれないとだめなんです。つい先般、後期高齢者の説明会を行ったはずであります。やっぱりこういう問題、確かに説明、聞けばわかる、行けばいいんでしょうけど、なかなか行けない。聞いてもわからんしも結構いる。ということは、皆さん方がしっかりしたものをつくって市民をリードしていく、そのためにはやはり皆さん方の資質の向上が一番なんだ。そういった意味で申し上げますので、必ずこれだけはもうしっかりと市長、お願いをしておきたいと思っております。答弁は要りません。

それから、事務分掌の件ですけれども、この事務分掌があるがゆえに他人の仕事ができないということも発生をしているはずであります。や

はり私が思うには、確かに法律はいろいろあるんだらうけれども、法律の範囲内で、定数を削減するためには、改善委員会があるわけでしょう、そういった場で大いに議論をしていただきたいんですよ。私の言うとおりにせよとは言っておりません。この改善委員会が本当に機能しているかという話です。私が外から見て気づいたことであり、そのことは当然皆さん方が先に気づいて、皆さん方の手で改革をしていただきたいのであります。ぜひこれもお願いをしておきます。答弁は要りません。

情報センター、苦慮されておるそうではありますが、30年という期限の中でどうやれば、どこが管理をすれば市民が喜ぶのか。コストがかかっております。このコストを回収するためには、どんな形であれ市民に利用されて、利用してもらうことであります。どこが、あそこがと言いません。これも皆さん方で知恵を出していただきたいと思っております。施政方針の中ですべてうたわれているはずであります。皆さん方がいかに知恵を出すか、そのことを大いに御期待を申し上げたいと思っております。

それから、このサイクリングロードですけれども、どうなるかわからないんだけれども、やっぱり皆さん方もぜひあの海岸に出て、感動を味わってみてください。私が言うと、みんな笑いが出ますけれども、当然でしょう。でも、本当にいいですよ、あれは。ぜひ知恵を出してやっていければ、また垂水も大きくなっていくかなというふうに思います。

農林課長、この件ですけれども、危機管理という意味から、確かにそういうのを配布をしているけれども、これを集めて行政でしっかり確認をしておく、この作業が必要なんだろうと思っております。いろいろ食で、赤福やらありましたけれども、どうも対応がきちっと上が把握していないんじゃないか。何かあったときに市長がさっと、こういうことがあると、これだけしてお

るということができるようなチェック体制、確認をしていただきたいと思っております。権限の移譲はしても、責任の移譲ができないようお願いをしたいと思っております。

この1年間、白い目でしっかりと皆さん方を見詰めていきたいというふうに思います。きょうはこの辺でやめますけれども、もう1回言います。皆さん方の知恵で改革を進めてください。我々から言われる前に。そういう人が人を育てることもしていただきたいと思っております。

それから、けさほど池山議員が、協和は川畑先輩、さらには大藪さん、私とおっしゃいましたけれども、これはあくまでもおくれておるからであります。まだまだ、私どもは渾身の努力を続けておるわけでございますけれども、執行部の理解を得られておりません。どうか議員の皆さん方も協和のために御尽力をお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（徳留邦治） 以上で、平成20年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑及び一般質問を終わります。

△委員会付託

○議長（徳留邦治） お諮りします。

平成20年度各会計予算案を各所管常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、平成20年度各会計予算案は、各所管常任委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

△日程報告

○議長（徳留邦治） 本日の日程は、以上で全部終了しました。

明13日から20日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、3月21日午前10時から開きます。

△散 会

○議長（徳留邦治） 本日は、これにて散会いたします。

午後2時50分散会

平成 20 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 平成 20 年 3 月 21 日

本会議第4号(3月21日)(金曜)

出席議員 16名

1番	感王寺 耕 造	9番	森 正 勝
2番	大 藺 藤 幸	10番	持 留 良 一
3番	尾 脇 雅 弥	11番	宮 迫 泰 倫
4番	堀 添 國 尚	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	葛 迫 猛
6番	田 平 輝 也	14番	徳 留 邦 治
7番	北 方 貞 明	15番	篠 原 静 則
8番	池 山 節 夫	16番	川 畑 三 郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市 長	水 迫 順 一	水産課長	塚 田 光 春
副 市 長	水 迫 恒 美	商工観光課長	倉 岡 孝 昌
総務課長	今 井 文 弘	土木課長	川 畑 信 一
企画課長	迫 田 裕 司	会計課長	安 藤 章
財政課長	岩 元 明	水道課長	橋 口 正 徳
税務課長	川井田 志 郎	監査事務局長	島 児 典 生
市民課長	三 浦 敬 志	消 防 長	町 田 昭 典
市民相談		教 育 長	肥 後 昌 幸
サービス課長	谷 口 敏 徳	教委総務課長	松 浦 俊 秀
保健福祉課長	村 山 満 寛	学校教育課長	押 川 和 成
生活環境課長	太 崎 勤	社会教育課	
農林課長	山 口 親 志	課長補佐	瀬 角 龍 平

議会事務局出席者

事務局 長	馬 籠 義 人	書 記	磯 脇 正 道
		書 記	松 尾 智 信

平成20年3月21日午前10時開議

△開 議

○議長（徳留邦治） おはようございます。

定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△議案第1号～議案第15号、議案第17号～議案第20号、議案第32号～議案第45号、陳情第9号一括上程

○議長（徳留邦治） 日程第1、議案第1号から日程第15、議案第15号まで及び日程第16、議案第17号から日程第19、議案第20号まで並びに日程第20、議案第32号から日程第33、議案第45号までの議案33件及び日程第34、陳情第9号の陳情1件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第1号 垂水市長寿祝金支給条例 案

議案第2号 垂水市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例 案

議案第3号 垂水市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 案

議案第4号 垂水市定住促進住宅条例及び垂水市営住宅条例の一部を改正する条例 案

議案第5号 垂水市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第6号 垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例等の一部を改正する条例 案

議案第7号 垂水市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例 案

議案第8号 垂水市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例 案

議案第9号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第10号 垂水市課設置条例の一部を改正する

条例 案

議案第11号 垂水市特別会計条例の一部を改正する条例 案

議案第12号 垂水市行政手続条例の一部を改正する条例 案

議案第13号 垂水市国民健康保険条例の一部を改正する条例 案

議案第14号 垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 案

議案第15号 垂水市議会議員及び垂水市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第17号 垂水市土地開発公社定款の一部変更について

議案第18号 牛根麓漁港区域内における漁業用施設の譲与について

議案第19号 垂水市道の駅交流施設の指定管理者の指定について

議案第20号 垂水市道路線の認定について

議案第32号 平成20年度垂水市一般会計予算 案

議案第33号 平成20年度垂水市国民健康保険特別会計予算 案

議案第34号 平成20年度垂水市老人保健医療特別会計予算 案

議案第35号 平成20年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算 案

議案第36号 平成20年度垂水市交通災害共済特別会計予算 案

議案第37号 平成20年度垂水市地方卸売市場特別会計予算 案

議案第38号 平成20年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算 案

議案第39号 平成20年度垂水市介護保険特別会計予算 案

議案第40号 平成20年度垂水市老人保健施設特別会計予算 案

議案第41号 平成20年度垂水市病院事業会計予算 案

議案第42号 平成20年度垂水市と畜場特別会計予算案

議案第43号 平成20年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計予算案

議案第44号 平成20年度垂水市簡易水道事業特別会計予算案

議案第45号 平成20年度垂水市水道事業会計予算案

陳情第9号 本城川を憩いの場所として整備し、環境保全のための条例化を求める陳情について

○議長（徳留邦治）ここで、各委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長堀添國尚議員。

[産業厚生委員長堀添國尚議員登壇]

○産業厚生委員長（堀添國尚）おはようございます。

去る2月29日及び3月12日の本会議において産業厚生委員会付託となりました各案件について、3月14日委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告します。

最初に、議案第1号垂水市長寿祝金支給条例案、議案第2号垂水市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案、議案第3号垂水市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案及び議案第4号垂水市定住促進住宅条例及び垂水市営住宅条例の一部を改正する条例案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号垂水市道の駅交流施設の指定管理者の指定について及び議案第20号垂水市道路線の認定については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号平成20年度垂水市一般会計予算案中の所管費目については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号平成20年度垂水市地方卸売市

場特別会計予算案、議案第38号平成20年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算案、議案第39号平成20年度垂水市介護保険特別会計予算案、議案第40号平成20年度垂水市老人保健施設特別会計予算案、議案第41号平成20年度垂水市病院事業会計予算案、議案第42号平成20年度垂水市と畜場特別会計予算案、議案第43号平成20年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計予算案、議案第44号平成20年度垂水市簡易水道事業特別会計予算案及び議案第45号平成20年度垂水市水道事業会計予算案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、閉会中の継続審査となっていました陳情第9号本城川を憩いの場所として整備し、環境保全のための条例化を求める陳情については、趣旨採択とすることに決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（徳留邦治）次に、総務文教委員長池之上誠議員。

[総務文教委員長池之上 誠議員登壇]

○総務文教委員長（池之上 誠）おはようございます。

去る2月29日及び3月12日の本会議において総務文教委員会付託となりました各案件について、3月17日委員会を開き審査しましたので、その結果を報告します。

最初に、議案第5号垂水市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案、議案第6号垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例等の一部を改正する条例案、議案第7号垂水市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案、議案第8号垂水市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案、議案第9号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第10号垂水市課設置条例の一部を改正する条例案、議案第11号垂水市特別会計条例の一部を改正する条例案、議案第12号垂水市行政手続条例の一部を改正する条例案、議案第13号垂水市

国民健康保険条例の一部を改正する条例案、議案第14号垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案及び議案第15号垂水市議会議員及び垂水市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号垂水市土地開発公社定款の一部変更について及び議案第18号牛根麓漁港区域内における漁業用施設の譲与については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号平成20年度垂水市一般会計予算案中の所管費目・歳入全款については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号平成20年度垂水市国民健康保険特別会計予算案、議案第34号平成20年度垂水市老人保健医療特別会計予算案、議案第35号平成20年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案及び議案第36号垂水市交通災害共済特別会計予算案については、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（徳留邦治）これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○池山節夫議員 産業厚生委員長にお伺いします。

この陳情第9号を趣旨採択。採択とされずに趣旨採択とされたその理由をお聞かせください。

○産業厚生委員長（堀添國尚）内容については、不採択とするのにも問題があるんじゃないかというようなことで、その中身の趣については趣旨採択ということに結論を得たようなわけでございます。

以上です。

○議長（徳留邦治）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

〔持留良一議員登壇〕

○持留良一議員 おはようございます。

それでは、以下の議案について反対の討論をいたします。

最初は、議案第1号垂水市長寿祝金支給条例についてです。

敬老年金条例を廃止して、新たな制度での提案と、内容は一部減額になるものでした。本議会でも指摘したように、目的に沿った形でやるのであれば、対象者を全員に提案の原資で配分していけば、少額であろうと対象者全員に支給できるものです。予算をふやせと言っているものではありません。長寿はみんなで祝おうという目的であることから、金額は別問題であり、まさにこれは手段でもあります。要は心のこもった祝いができるかできないかではないでしょうか。このような長寿の祝い方で長寿を差別するような条例案には私は反対をいたします。

次に、議案第11号及び14号、32号、33号、34号、35号については、関連する内容があることから一括して討論をいたします。

また、議案第13号と議案第32号については、別の理由を挙げて反対の討論をします。

これら議案第11号及び14号、32号、33号、34号、35号に関係するのは、後期高齢者医療制度の実施に伴う問題があるからであります。これらの議案は、制度導入に関係して特別会計を設ける条例案、後期高齢者支援金の拠出金問題及び負担金問題等があります。

この医療制度については、当初から問題点や矛盾点が指摘されてきました。だからこそ全国でも23%を占める自治体から凍結、見直しを求める意見書が上げられています。岐阜県大垣市では自民党会派が断固反対の意見書を提案し、全会一致で国に上げています。このことは、今、党

派を超えて制度への怒りが広がりつつあることを証明しているのではないのでしょうか。

また、福田首相自身も、制度はだれにとってもいいものであってほしいが限界があると、問題があることを認めざるを得ない状況になっています。政府自身も部分的ではありますが、凍結措置をとらざるを得ませんでした。

では、何が問題かということです。後期高齢者医療制度は第1に、科学的根拠もないのに75歳という特定の年齢に達したら別枠の医療圏に囲い込みます。このような制度は世界にはない制度です。現行の老人保健制度は、現役と同じ保険に加入したままで財政を調整する仕組みです。独立した別枠の制度に押し込める後期医療制度とは全く違う内容であります。

2番目は、収入がない人も、扶養家族として免除されてきた人からも、とにかく全員から保険料を徴収することです。そして何よりも大変なのは、1年以上保険料を滞納すると保険証が取り上げられます。かわりに資格証明書が発行され、窓口で医療費を全額支払わなければなりません。全額支払うことができれば滞納などするはずがありません。だからこそ老人保健法では、高齢者の生活実態等を考慮し、また健康や生活を守る考えから、保険証の取り上げはありませんでした。3月1日付の南日本新聞の「声」の欄には、「75歳以上の高齢者にとってとても冷たい制度のように思われる」という投稿がありました。

3番目の問題は、2008年度の診療報酬改定で、75歳以上の診療報酬をそれ以外の世代と別建てにして、75歳という年齢で差別するという打ち出しをしています。導入される後期高齢者診療料は定額制です。幾ら検査や治療をしても同じ額という条件をつけることで、必要な検査などはできなくなる危険があると指摘もされています。75歳になった途端に、治療や検査はここまでになりますと言われることで納得できるのでしょうか。

政府は、医療費削減の見通しによる2015年には

3兆円、25年には8兆円で、そのうち後期高齢者分はそれぞれ2兆円、5兆円に達します。この数字を見れば、75歳以上の高齢者の医療費削減をねらい撃ちしているのは明白ではないのでしょうか。どんな年齢だろうと最後まで最大の医療を受けたいと望むのは当然ではないのでしょうか。年齢によって、受ける医療に差をつけることがあっていいのでしょうか。お金がかかると高齢者の命をおろそかにするような後期高齢者医療制度は直ちに中止、撤回すべきと考えます。

このような考えから、関連する条例案や各予算案には反対をいたします。

議案第13号は、70歳から74歳の窓口負担が1割から2割負担へ引き上げられます。これらを受けて、外来、入院の負担限度額も引き上げられます。高齢者は税制改正で増税になり、来年度からは非課税措置もなくなります。高齢者の生活に配慮すると言いながら、このような措置は命を縮めるようなことになります。このような考えから反対をいたします。

最後に、一般会計予算案について、反対の立場で討論をいたします。

まず、予算編成についてです。私は、地域再生のために、重点として地域産業と安心・安全に暮らしていくためのセーフティネットを構築し、地域で暮らす人々が格差と貧困を是正、克服していく支援策が重要であるということを指摘をしました。このことが今日の政治課題であり、自治体の基本的な目的であり、市民の皆さんもひとしく期待していることであるからであります。予算編成方針では6点挙げて行われたと思いますが、本当に調和と均衡のとれた予算になっているのでしょうか。費用対効果のさらなる検証など牽制はされていますが、猿ヶ城開発など、公共事業など開発優先的であり、社会福祉の後退や税等の負担増で精いっぱい生活をしている市民や、原油、飼料等の高騰で苦しんでいる農家や漁業者への対策は考慮されたので

しょうか。

次に、歳入についてです。

市民生活は、景気低迷下にあって苦しい生活状況は続いています。だからこそ温かい政治が必要です。それらの施策を実施していくために歳入確保は大事な問題です。しかし、委員会での審査でも明らかなように、確保されるべき税が課税されてないという問題もありました。また健全財政の確立が求められています。当初予算で基金を繰り入れしなきゃならない問題もあります。確かに交付税等の減少で構造的な観点から対応が厳しい面もありますが、やはり健全な予算と評価するには難しいというふうに考えます。

次に、歳出についてです。

福祉の面では前進もあり評価できる点もありましたが、一方では、長寿祝金などの減額になる問題もありました。さらに、市民は公共料金の値上げ、原油の高騰などで負担増になってきています。さらに、高齢者の方々は新たな医療制度での負担増で苦しむこととなります。特に低所得者や無年金者の方々の生活は大変です。

負担増の中で、弱者への切実な声に一考されたのでしょうか。市長は改革が終わったら対応されると述べてはいますが、市民の生活の苦しみは待ったなしです。市民の命と暮らしを守るという責任から問題ではないのでしょうか。

次に、農林水産関係の予算案の中心はやはり土木関係です。求められているのは、農家や漁業者等の経営や生活を支援する振興策ではないのでしょうか。猿ヶ城キャンプ場整備計画については、急傾斜地崩壊対策事業など法的にまだクリアできない中での事業の推進です。法的な担保がされてからでも遅くない事業ではないのでしょうか。どうしても市民の暮らしを守るという点というよりも、開発優先と考えざるを得ません。

以上、主な点を主張し、私の反対の討論とい

たします。

○議長（徳留邦治） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りします。

御異議がありますので、議案第1号、議案第11号、議案第13号、議案第14号、議案第32号、議案第33号、議案第34号及び議案第35号を除き、各議案を各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、議案第11号、議案第13号、議案第14号、議案第32号、議案第33号、議案第34号及び議案第35号の除き、各議案は各委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第1号を起立により採決いたします。

委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（徳留邦治） 起立多数です。

よって、議案第1号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第11号を起立により採決いたします。

委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（徳留邦治） 起立多数です。

よって、議案第11号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第13号を起立により採決いたします。

委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方

は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（徳留邦治） 起立多数です。

よって、議案第13号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第14号を起立により採決いたします。

委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（徳留邦治） 起立多数です。

よって、議案第14号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第32号を起立により採決いたします。

委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（徳留邦治） 起立多数です。

よって、議案第32号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第33号を起立により採決いたします。

委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（徳留邦治） 起立多数です。

よって、議案第33号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第34号を起立により採決いたします。

委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（徳留邦治） 起立多数です。

よって、議案第34号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第35号を起立により採決いたします。

委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（徳留邦治） 起立多数です。

よって、議案第35号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、陳情をお諮りします。

陳情第9号を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、陳情第9号は趣旨採択とすることに決定しました。

△議案第46号～議案第50号一括上程

○議長（徳留邦治） 日程第35、議案第46号から日程第39、議案第50号までの議案5件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第46号 垂水市廃棄物の適正処理、減量化、資源化等に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第47号 垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第48号 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて

議案第49号 平成19年度垂水市一般会計補正予算（第7号）案

議案第50号 平成19年度垂水市漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第4号）案

○議長（徳留邦治） 説明を求めます。

○生活環境課長（太崎 勤） 議案第46号垂水市廃棄物の適正処理、減量化、資源化等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

本市におきまして、昨年からは、ごみステーション

ンに出された空き缶を市指定の委託業者が収集する前に第三者が持ち去る事例が多発しております。このような持ち去り行為は、市民と協働して推進する分別収集、ごみの適正処理、資源化に影響を及ぼす行為であります。現行法令で規制することが困難であるため、持ち去り行為を禁止する規定、市長の禁止命令や罰則規定を設けることとするために、同条例の一部を改正しようとするものでございます。

2枚目の新旧対照表で御説明を申し上げます。

まず、第11条の2は、収集又は運搬の禁止などの条文追加でございまして、第1項は、市長が指定する者以外の者は、市指定のごみステーションから収集又は運搬してはならないとするものでございます。

同条第2項は、違反者には禁止命令を出すことができる規定でございます。

次の第13条第1項は、過誤修正でございます。

第21条の2は、禁止命令違反者に対する罰則規定の条文追加で、違反者は罰金刑に処することができる旨の規定でございます。

次の第22条は、会社等の業務として違反した場合の両罰規定であります。前条の追加による条文の整理をしようとするものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は、平成20年7月1日から施行しようとするものでございます。

また、この条例改正が最終日提案となりました理由は、鹿児島地方検察庁との協議に時間を要したためでございます。御了承ください。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○総務課長（今井文弘） 議案第47号垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

本則の改正につきましては、地方公務員の育児休業に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、改正するものでございます。

附則の改正につきましては、市長等の給料減額と同じく、今後の財源確保や職員給料の抑制のため、職員労働組合と協議し、3月3日の合意に基づき、職員の給料を減額しようとするものでございます。

また、管理職手当につきましても、昨年同様に減額しようとするものでございます。

条例改正の内容でございますが、垂水市職員の給与に関する条例の本則第5条の2の文言整理と、附則に2項を加える一部改正でございます。

それでは、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

まず、本則第5条の2の改正ですが、これは地方公務員の育児休業に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、改正するもので、内容につきましては、準則に沿った文言整理でございます。

次に、附則第17項におきまして、一般職員の給料月額を減額を規定するものでございます。

期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年間、給料月額の一律3%の減額でございます。

また、同項ただし書きでは、地方自治法に定められております各種手当等のうち、期末勤勉手当など給料月額を基礎とする手当及び勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎給料月額には、給料減額分は反映させないこととしています。

次に、附則第18項につきましては、管理職手当の減額に関するものでございます。

現在、管理職手当は定額制となっておりますが、手当額が5万1,100円となっておりますが、歳出削減方策の一環として、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間、管理職手当の額に100分の70を乗じた額、つまり30%昨年同様にカットしようとするものでございます。

なお、この条例は、附則によりまして、平成20年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○市長（水迫順一） 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて、説明を申し上げます。

下記の者を人権擁護委員候補として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

氏名は大山信矢、住所は垂水市牛根麓2067番地の3、生年月日は昭和25年10月1日、職業は地区公民館主事でございます。

提案理由としまして、平成20年3月31日をもって現委員の隈崎昭則氏が任期満了になるために、後任として推薦しようというものでございます。

よろしくお願いいたします。

○財政課長（岩元 明） 議案第49号平成19年度垂水市一般会計補正予算（第7号）案を御説明申し上げます。

今回の補正は、本年度事業費の確定及び繰り越し状況を明らかにするとともに、事務事業の最終的な予算整理をしようとするものでございます。

今回、歳入歳出とも884万4,000円を減額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は82億314万5,000円になります。

補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページまでの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することになりました経費は、5ページの第2表繰越明許費にお示ししております。

商工費の猿ヶ城キャンプ場整備事業は、相続手続や所在不明者の確認等に時間を要し、年度内に登記事務を終えることができなくなったことなどにより、十分な工期が確保できなくな

たため、土地造成に要する経費を繰り越すものでございます。

繰り越しに要する財源のほとんどが辺地債でございます。本年5月末までに完成する予定です。

土木費の市道瀬戸山線、元垂水原田線、内ノ野2号線の道路改良事業は、それぞれ道路隣接者との交渉、調整に時間を要し、年度内の登記事務を終えることができないこと、隣接工事との調整などにより発注がおくれ、十分な工期の確保ができなくなったことから、測量設計委託料、公有財産購入費、工事請負費を繰り越すものでございます。

繰り越しに要する財源のほとんどが過疎債と辺地債です。完成は、瀬戸山線が本年6月中旬、元垂水原田線が5月末、内ノ野2号線が4月末を予定しております。

災害復旧費の道路橋梁河川現年発生補助災害復旧事業は、元垂水原田線の地滑り対策事業でございますが、雨量による地滑り状況の観測を長時間続ける必要があったこと、またその後のデータ分析や県との協議に時間を要したため、十分な工期が確保できなくなったことから、事務経費、工事請負費を繰り越すものでございます。

繰り越しに要する財源は、国庫負担金と災害復旧債が主なものでございます。

なお、完成予定は5月末を予定しております。地方債にも補正がありましたので、6ページをごらんください。

港湾整備外4事業は、それぞれの起債目的別に借り入れておりますが、充当率が低く一般財源で負担しなければならなかった分に一般公共事業債が認められましたので、お示ししております額をそれぞれ追加借り入れしようとするものでございます。

なお、今回の一般公共事業債は、その元利償還に通常の30%でなく50%交付税措置される有利なものでございます。

また、7ページは、御承認いただいていたそれ

それぞれの事業の借入額を、右の欄にお示しする額に増減し、借入総額を7億330万円から6億5,340万円に変更しようとするものでございます。

14ページからの歳出事項別明細について説明いたします。

総務管理費のうち財産管理費の積立金は、特別交付税等が予算計上額を上回る歳入が見込まれますので、財政調整基金に積み立てようとするものでございます。

社会福祉費のうち国民健康保険事業の時間外勤務手当は、後期高齢者医療制度への移行に伴う準備作業などのために追加補正するものでございます。

15ページの清掃費は、肝属地区一般廃棄物処理組合への負担金と、合併浄化槽整備事業への本年度確定による減額でございます。

農業費のうち農地費は、中山間総合整備事業で推進している猿ヶ城活性化施設整備に係る負担金の減額でございます。

次の農道整備事業費と16ページの水産業費の漁港建設費は、地方債と一般財源との財源の組み替えでございます。

商工費の観光施設整備費は、本年度の事業確定と翌年度の繰り越しに伴う予算整理でございます。

17ページの土木費の道路新設改良費も、同様に本年度の事業費確定と翌年度への繰り越しに伴う予算整理でございます。

次の河川費の海岸堤防修築事業費及び18ページの港湾費の港湾建設費は、地方債と一般財源との財源組み替えです。

次の消防費の災害応急対策費は、コミュニティ助成事業の補助を受けて実施した自主防災組織の備品購入の一部に補助対象外があったことから、一般財源で対処するものでございます。

19ページの教育費のうち事務局費の時間外勤務手当は、セカンドスクールの実施等に伴う不足額を補正するものでございます。

次の社会教育費のうち文化会館費は、不足する光熱水費とシロアリ駆除に係る委託料でございます。

20ページの災害復旧費のうち公共土木施設単独災害復旧費は、入札残額の整理でございます。

道路橋梁河川補助災害復旧費は、本年度の事業費確定と翌年度への繰り越しに伴う予算整理でございます。

これらに対する歳入は、前に戻りますが、8ページの事項別明細書の総括表及び10ページからの歳入明細にお示ししてありますように、地方交付税と諸収入を増額し、地方消費税交付金及び国県支出金並びに市債を減額して予算の均衡を図りました。

以上で説明を終わります。よろしく御審議願います。

○水産課長（塚田光春） 議案第50号平成19年度垂水市漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第4号）案につきまして御説明いたします。

今回の補正の理由でございますが、不用額の整理によります減額補正をするものでございます。

それでは、歳出から説明いたしますので5ページをお願いいたします。

1款1項、目の1漁業集落環境事業費は減額補正でございますが、節の15工事請負費は、非常用発電機室建設工事費が確定し、執行残を生じたため、不用額として減額補正するものでございます。

対応します歳入につきましては、5ページに計上しておりますが、2款市債は、工事請負費等の減額に伴う減額補正でございます。

その市債ですが、3ページに地方債の補正として補正後の変更額が示してございます。

そこで、今回の補正額は、2ページに記載してありますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を減額し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ4,972万2,000円にしようとするもの

でございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳留邦治）ここで、暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前10時42分休憩

午前11時10分開議

○議長（徳留邦治）休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 1点だけ。

47号議案に関してなんですけれども、この問題について、特に職員給与の問題では一般質問でも議論があり、ラスパイレスの問題等も含めていろいろ議論があり、その後、市長のほうでも、住民の皆さん、市民の皆さんへの説明も行っていかなければ理解もいただけない、そういう旨の回答があったと思うんですが。

1つは、結局、折衷案みたいな形での3%ということなんですけど、この中で合意、私たちもその合意自体は当然尊重しなければならない面もあると思うんですが、その合意点が1点と。

もう1つは、今、こういう中でラスパイレス自体が非常にいろんな変動要因を持っているということで、単純に決めることはできないということで言われているんですけども、結局、市長は今後もやっぱりこのあたりの考え方を持っていかれるのかというのが2点目と。

もう1つは、本当に市長は、職員の暮らしを守る最大の責任が市長にあると思うんですが、そういう中でこの職員給与の問題というのを今後の方向として、やはり行革の中ではまだ当分、5年間の中ではやるというふうな方針だったんで

すけれども、そのあたりの考え方で今後どういう職員給与のあり方を市長の責任として持っていられるのか、この3点についてお聞かせください。

○総務課長（今井文弘）第1点目の3%のことですけれども、平成16年の10月から平成18年の3月まででしたが、職員の給料カットをしてきております。これにつきましては、財政事情によるというものでございました。

それから、現在はある程度財政的にも立て直し、そういうのができてきておりますが、先々明るいということまでは言えませんけれども、職員削減をする中、干渉により早期退職を今後も推進していくこととしております。

それと、退職金等の予算確保、そういうことも必要であるというようなことも含めまして、職員労働組合との団体交渉を経てきております。そのような協議を経た中で3%の一律カットということで合意をいただいたというところでございます。

○市長（水迫順一）2番目、3番目は似たような質問だろうと思いますので、ラスに対する考え方、これは本当にラスと今の地方職員との比較、これにはやはり内容的な問題で本当にこれでいいのかというところはあると思います。

ラスが、一番恐れておりますのは、特別交付税と絡みが出てくるんじゃないかということで非常に心配しております。私は基本的には民間のやり方、一生懸命やる職員にはやはりそれ相当のそういう給与等があるというふうなふうに思うんです。ですから、そういう意味ではラスを本当に、ラス自体を取り上げて云々というのは余り、私個人としましてはそう重きを置く必要はないんじゃないか。ただ一方で、さっき言いましたように特交で減らされるということになりますと、市民全体に迷惑をかけますので、その辺は職員にも理解を求めてきたつもりでございます。

ですから、今後についても、ラスで県内1位を目指すとか、そういうふうな考えはございません。職員の給与をしっかりと払って、そのかわり一生懸命働いていただくという方向でいきたいというふうに思います。

○議長（徳留邦治）ほかに質疑はありませんか。

○大園藤幸議員 ただいまの持留議員の意見に類似しておりますけれども、財政改革をやっていく中で、一律職員の給料を3%カット、そして管理職手当を30%カットということでございますけれども、やはり同じ職員でも住宅を新築されていらっしゃる職員の方、そしてまた教育費にお金がかかる年代の職員の方々、個々にいろいろ事情があると思うんですが、一律3%といいますか、子育て等に、教育費等にお金がかからなくなった職員に対してお願いをする方法はないのか、今後考えていただきたいといます。

○市長（水迫順一） 今、大園議員の言われること、理解できるんですね。職員の中でも本当に子育て、住宅のローンの支払い、非常に厳しい年代がございます。この辺を配慮するというのは本当にしていかなければいけないと思うんですけど、今回一律3%お願いをして、妥結したんですが、年代別にその削減幅を変えとかいう方法はあると思います。今後については、その辺は検討して、団交の中で考えていきたいというふうには思います。

○議長（徳留邦治）ほかに質疑はありませんか。

○池山節夫議員 済みません。この議案第46号についてですが、まず、この21条の2の20万円の根拠を教えてください。

それから、市長が指定する者以外の者ということで11条の2にあるんですけれども、振興会とかあるいはスポーツ少年団、そのスポーツ少年団の父兄の方、そういう方が例えば持っていった場合はどう対処されるのか、その辺のことについて検察庁との協議があったのか、それと、そのことについて明文化の必要はないのか、こ

の2点をお聞かせください。

あと、ごみステーションについて、各ごみステーションについて立て札、ここは上町ですよとか、そういう振興会単位の立て札の設置の必要はないのか、この辺についてお聞かせください。

○生活環境課長（太崎 勤） まず、1点目の罰金の20万円の根拠でございますが、類似の罰金としまして、遺失物等の横領は1年以下の懲役又は10万円以下の罰金もしくは科料となっております。それと、窃盗は10年以下の懲役又は50万円以下の罰金がございます。遺失物よりは重く、また窃盗よりは軽いという考え方でおりまして、全国の先進地の事例もほぼ20万円以下としております。これが1番目のお答えです。

持ち去るものが一般廃棄物ということでごみステーションを指定しておりますけれども、ごみであれ、空き缶、ペット、瓶、段ボールなどの資源物でありましても、適正に処理されることを市民は期待をして、ごみステーションに出されるのでございます。それが持ち去ったりということであれば、分別収集に対する市民の信頼と協力の意欲を低下させるということでございます。

ごみステーションにつきましては、いろんな注意事項やらしておりますけれども、各ステーションはすべて生活環境課で把握をしております。写真等も撮って、市内の180カ所のごみステーションとして指定をしているわけでございます。今後もまたそういうごみステーションにつきましてはいろんな看板等立てまして、こういった防止にも努めてまいりたいと思います。（「全部よくわかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（徳留邦治）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第48号を除く議案4件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

まず、議案第48号を除く議案4件について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号を除く議案4件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号について、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号は適任とすることに決定しました。

△意見書案第5号～意見書案第8号一括上程

○議長（徳留邦治） 日程第40、意見書案第5号から日程第43、意見書案第8号までの意見書案4件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

意見書案第5号 道路特定財源の確保に関する
ことについて

意見書案第6号 米兵の女子中学生拉致暴行事件
に関する
ことについて

意見書案第7号 後期高齢者医療制度の実施の凍
結と制度の見直しを求める
ことについて

意見書案第8号 障害者自立支援法における利用
者負担の抜本の見直しに関する
ことについて

○議長（徳留邦治） 案文は配付いたしておりますので、朗読を省略いたします。

道路特定財源の確保に関する意見書（案）

道路特定財源制度は、道路整備促進のための財源を安定的に確保していく上で、不可欠の制度であり、受益者負担や原因者負担の理念に基づくきわめて合理的な制度である。

しかしながら、この道路特定財源については、社会保障や環境対策の財源として一般財源化する改革論議が繰り返され、一般財源化を含めた幅広い検討がなされている。

このことは、電車や地下鉄などさまざまな交通手段が整っている大都会とは違い、自動車交通への依存度が著しく高いのに、生活道路さえもままならない地方にとって、大都会との格差がますます拡大するのではないかとの危機感が非常に増大している。

元来、道路特定財源諸説は、道路を利用する者が道路の整備費を負担するという受益者負担の考え方に立脚しており、これを一般財源化や他の用途への転用をすることは、こうした考えを根底から覆すものであり、到底受け入れ難いものである。

国道、県道はもちろん市町村道の整備促進を図り、国土の均衡ある発展及び活力ある地域づくりと豊かな暮らしづくりを支援するためには、この財源の安定確保がどうしても必要不可欠な要件である。

よって、垂水市議会は政府に対して、現行の道路特定財源の暫定税率を堅持し、関連法案を年度内に成立させるよう、次の事項を強く要望する。

記

1、自動車重量税、揮発油税、軽油引取税等の現行の道路特定財源制度を堅持し、一般財源化や他の用途に転用することなく、その全額を道路整備に充当すること。

2、高速道路や国道、県道及び市町村道の早期整

備を着実に推進するため、所要の予算額の確保を図り、住民に身近な生活道路の整備促進を図ること。

3、地方への重点配分及び地方の道路財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月21日

垂水市議会議長 徳留 邦治

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
内閣官房長官 殿
総務大臣 殿
財務大臣 殿
経済財政政策大臣 殿
国土交通大臣 殿

米兵の女子中学生拉致暴行事件に関する
意見書（案）

2月10日、またもや沖縄県において在沖米海兵隊による女子中学生拉致暴行事件が発生した。米兵は少女を車で連れまわした後、公園路上で暴行、翌11日に強姦容疑で逮捕された。

今回の事件は、1995年の「米兵による少女暴行未遂事件」や2002年の「米海兵隊少佐による婦女暴行未遂事件」を想起させ、この米兵による蛮行は沖縄県民をはじめ米軍基地をかかえる国民に強い衝撃と不安を与えている。復帰後の在沖米軍人・軍属等による犯罪件数は平成18年度末時点で5,451件に至り、あらたまらぬ米軍及び米兵の体質を示している。

度重なる事件・事故に、米軍の再発防止の弱さと日米地位協定の運用改善では対処できない厳しい現実を指摘し、抜本的改善策をもとめるものである。

よって、市議会は、今回の女子中学生拉致暴行事件及び米軍に起因する相次ぐ事件・事故に関し、米軍東京並びに関係機関に対して抗議するとともに、事件・事故の再発防止策等にむけて下記事項の徹底と実現を強く要請する。

記

- 1、事件の全容を解明するとともに速やかに公表し、被害者と家族に対する謝罪及び誠意を持って対応すること。
- 2、在米軍人・軍属等の一層の綱紀粛正を図り、事件・事故の再発防止にむけて実効性のある施策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月21日

垂水市議会議長 徳留 邦治

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
外務大臣 殿
防衛大臣 殿
沖縄及び北方対策大臣 殿

後期高齢者医療制度の実施の凍結と制度
の見直しを求める意見書（案）

2008年4月実施予定で後期高齢者医療制度の創設に向けた準備が進められています。この制度は①これまで保険料負担のなかった扶養家族を含めて、75歳以上のすべての高齢者から保険料を徴収します。②月額1万5千円以上の年金受給者は年金から保険料が天引きされます。③保険料滞納者からは保険証の取り上げが可能になっていきます。これまで75歳以上の高齢者は、国の公費負担医療をうけている被爆者や障害者とならんで、保険証の取り上げが禁止されていました。医療を奪われたら、ただちに命にかかわるから

です。

また、後期高齢者を対象とした別建ての診療報酬を「包括払い」にして、保険がきく医療に上限をつけることを検討するなど、高齢者の老後を脅かす医療制度の導入といえます。

2008年4月からは、70歳から74歳の方の窓口負担が1割から2割に引き上げられることも予定されており、ますます高齢者に医療負担増が強いられます。

本義会は、このようなさまざまな課題を抱えた医療制度の中での「後期高齢者医療制度」の実施は、高齢者をはじめ国民を医療から遠ざけるとともに、老後の生活を脅かすばかりでなく到底認めることができません。

よって、国並びに政府関係者におかれては、だれもが安心して医療が受けられるように、国の責任を明記した憲法25条の立場に立って、下記事項の実現を図るように強く要望いたします。

記

- 1、新たな「後期高齢者医療制度」は、来年4月からの実施を凍結し、制度の見直しをおこなうこと。
- 2、70歳から74歳の高齢者の窓口負担は従来どおりとすること。
- 3、医療に伴う国の予算を増額し、高齢者をはじめ、国民が安心して医療が受けられるように努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月21日

内閣総理大臣 福田 康夫 殿

総務大臣 増田 寛也 殿

厚生労働大臣 舩添 要一 殿

垂水市議会議長 徳留 邦治

障害者自立支援法における利用者負担の
抜本的見直しに関する意見書（案）

障害者自立支援法が平成18年4月から施行され、介護給付・訓練等給付や障害にかかる公費負担医療サービスなどの自立支援給付に対して、原則1割の定率負担と食費等についての実費負担が導入されました。

この制度は、障害のある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、必要な障害福祉サービスによる支援を行うことを目的としており、障害者福祉サービスの費用を社会全体で支えあうことが趣旨とされています。しかし、原則1割の費用負担については、収入状況に応じて月額負担上限の設定や各種の軽減措置が採られていますが、利用者負担は以前からすると大幅な増加を招くこととなっています。また、施設運営でも一定の激減緩和措置がもうけられているものの、日額報酬単価払い方式へと変更されたことにより、大幅な減収が生じているのが現状です。

このため、障害者の方々や関係者から、障害のある方の生活実態や施設の運営実態に則した利用者負担や報酬の見直しについて多くの声があがり、国において、本年4月1日より更なる軽減措置や施設の減収に対する激減緩和措置などの特別対策が講じられました。これらの措置はいずれも2年間の暫定措置となっていることから、障害のある方や関係者では不安が聞かれます。

よって、国におかれましては、障害者自立支援法について、法施行後3年の間の見直しを行うこととされている事から現状をふまえ、早急に十分な実態把握を行い、サービス利用が抑制されることなく、だれもが安心して必要なサービスが受けられるように、抜本的な見直しを行い、必要な対策を講じられるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月21日

内閣総理大臣 福田 康夫 殿

厚生労働大臣 舩添 要一 殿

垂水市議会議長 徳留 邦治

○議長（徳留邦治） お諮りします。

ただいまの意見書案4件については、提出者の説明及び委員会付託をそれぞれ省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、いずれもそのように決定しました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 道路特定財源の確保に関する意見書案についてなんですけれども、きのうときょうと、いろいろこれをめぐる国会の情勢も大変大きく変わりつつあるという状況にあるというふうに思うんですが、きのうも牛根大橋ができて、本当に喜ばしいことだと思うんですけれども、あの中でも県の負担が約90億円になるんですかね、総額300億円で実際県の負担は約90億円ということで、このことについては、前の鳥取でしたかね、片山知事もこの前の討論会の中で、もともと県知事の関係ではもっと自由にお金が欲しいんだと、結局このままいっちゃうとますます地方の負担金だけがふえて、また道路整備関係にも地方の財源を使わなきゃならないんだというような、いろんな問題が指摘もされてきたんですけれども、確かに2項、3項等については非常に重要な問題だし、私なんかもそういう点ではきちとした財源が確保されなきゃならないなというふうに思うんですが、そうしますと単純に考えてみても、それは一般財源化しても何ら問題のない中身ではないのかなというふうに思ったりするんですけれども、例えば公聴会でも、生活道路は国の補助の対象になりやすく後回しされるのが実情だということと、5億円以上でないと補助がつかないとか、非常に

地方の生活道路になかなか特定財源で対応できていないのが実情だというようないろんな国会での議論もあったようなんですが、そのあたりで一般財源化することによってこの道路の財源というのは確保できないのかどうなのか、そのあたりについてはやっぱり問題なんですか、この点についてお聞かせください。

○尾脇雅弥議員 一般財源化できないかという質問でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

いろいろ議論があるところなんですけれども、やはりこの意見書にあるとおり、まず受益者負担ということが原則だろうと思います。ですので、基本的には一般財源化ということには反対という立場です。

個人的な見解としては、道路特定財源ということでございますので、もし一般財源化するのであれば、これを廃止をして新たな財源を確保するということが筋じゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（徳留邦治） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

最初に、意見書案第5号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」等呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 御異議がありますので、意見書案第5号は起立により採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（徳留邦治） 起立多数です。

よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第6号を原案のとおり決するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第7号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」等呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 御異議がありますので、意見書案第7号は起立により採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（徳留邦治） 起立少数です。

よって、意見書案第7号は否決されました。

次に、意見書案第8号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」等呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 御異議がありますので、意見書案第8号は起立により採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（徳留邦治） 起立少数です。

よって、意見書案第8号は否決されました。

以上で、日程は全部終了しました。

お諮りします。

閉会中、議会運営委員会及び各常任委員会の所管事項調査を行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、閉会中、議会運営委員会及び各常任委員会の所管事項調査を行うことに決定しました。

△閉 会

○議長（徳留邦治） これにて、平成20年第1回垂水市議会定例会を閉会いたします。

午前11時28分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員